

目 次  
第1号（12月14日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	3
本日の会議に付した事件 .....	4
出席議員 .....	6
欠席議員 .....	6
事務局職員出席者 .....	6
説明のため出席した者の職氏名 .....	7
開 会 .....	7
会議録署名議員の指名 .....	7
会期の決定 .....	8
諸般の報告 .....	9
町長提出第124号議案 .....	10
町長提出第125号議案 .....	10
町長提出第126号議案 .....	11
町長提出第127号議案 .....	12
町長提出第128号議案 .....	12
町長提出第129号議案 .....	12
町長提出第130号議案 .....	12
町長提出第131号議案 .....	12
町長提出第132号議案 .....	12
町長提出第133号議案 .....	12
町長提出第134号議案 .....	12
町長提出第135号議案 .....	14
町長提出第136号議案 .....	14
町長提出第137号議案 .....	14
町長提出第138号議案 .....	14
町長提出第139号議案 .....	15
町長提出第140号議案 .....	15
町長提出第141号議案 .....	15
町長提出第142号議案 .....	15
町長提出第143号議案 .....	15
散 会 .....	18
署 名 .....	19

第2号（12月17日）

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
事務局職員出席者	21
説明のため出席した者の職氏名	22
開 議	22
会議録署名議員の指名	22
一般質問	22
11番 川田 剛君	23
5番 道信 俊昭君	41
4番 竹内志津子君	57
8番 青木 克弥君	73
9番 斎藤 和巳君	90
13番 米澤 宏文君	104
3番 板垣 敬司君	114
散 会	133
署 名	134

第3号（12月18日）

議事日程	135
本日の会議に付した事件	135
出席議員	135
欠席議員	135
事務局職員出席者	135
説明のため出席した者の職氏名	136
開 議	136
会議録署名議員の指名	136
一般質問	136
10番 河田 隆資君	137
7番 三浦 英治君	145
1番 京村まゆみ君	158
2番 村上 英喜君	177
6番 岡田 克也君	191

14番 後山 幸次君 .....	211
散 会 .....	222
署 名 .....	223

第4号（12月19日）

議事日程 .....	225
本日の会議に付した事件 .....	227
出席議員 .....	229
欠席議員 .....	229
事務局職員出席者 .....	229
説明のため出席した者の職氏名 .....	230
開 議 .....	230
会議録署名議員の指名 .....	230
町長提出第124号議案 .....	230
町長提出第125号議案 .....	231
町長提出第126号議案 .....	237
町長提出第127号議案 .....	238
町長提出第128号議案 .....	252
町長提出第129号議案 .....	252
町長提出第130号議案 .....	254
町長提出第131号議案 .....	255
町長提出第132号議案 .....	261
町長提出第133号議案 .....	261
町長提出第134号議案 .....	262
町長提出第135号議案 .....	263
町長提出第136号議案 .....	296
町長提出第137号議案 .....	297
町長提出第138号議案 .....	297
町長提出第139号議案 .....	298
町長提出第140号議案 .....	299
町長提出第141号議案 .....	299
町長提出第142号議案 .....	300
町長提出第143号議案 .....	301
発委第2号 .....	302
発委第3号 .....	303
発委第4号 .....	304

請願第5号	.....	305
請願第6号	.....	310
請願第7号	.....	316
議会運営委員会閉会中の所掌事務調査について	.....	321
発議第10号	.....	322
発議第11号	.....	323
発議第12号	.....	324
閉会	.....	325
署名	.....	326

津和野町告示第92号

平成24年第8回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成24年12月3日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成24年12月14日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宥文君	後山 幸次君
沖田 守君	滝元 三郎君

---

○12月17日に応招した議員

---

○12月18日に応招した議員

---

○12月19日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

平成 24 年 第 8 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 24 年 12 月 14 日 (金曜日)

---

議事日程 (第 1 号)

平成 24 年 12 月 14 日 午前 9 時 00 分開

会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 124 号議案 津和野町臨時災害放送局用 FM 装置の取得について
- 日程第 5 町長提出第 125 号議案 津和野町臨時災害 FM ラジオの取得について
- 日程第 6 町長提出第 126 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 7 町長提出第 127 号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 128 号議案 津和野町都市計画審議会条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 129 号議案 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 130 号議案 津和野町下水道条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 131 号議案 津和野町グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 12 町長提出第 132 号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 133 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 14 町長提出第 134 号議案 津和野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 町長提出第 135 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 16 町長提出第 136 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 町長提出第 137 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 18 町長提出第 138 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 19 町長提出第 139 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 20 町長提出第 140 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 21 町長提出第 141 号議案 平成 24 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 22 町長提出第 142 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 23 町長提出第 143 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 124 号議案 津和野町臨時災害放送局用 FM 装置の取得について
- 日程第 5 町長提出第 125 号議案 津和野町臨時災害 FM ラジオの取得について
- 日程第 6 町長提出第 126 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 7 町長提出第 127 号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 128 号議案 津和野町都市計画審議会条例の一部改正について

- 日程第9 町長提出第129号議案 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第130号議案 津和野町下水道条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第131号議案 津和野町グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 町長提出第132号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 町長提出第133号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 町長提出第134号議案 津和野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 町長提出第135号議案 平成24年度津和野町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第16 町長提出第136号議案 平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 町長提出第137号議案 平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 町長提出第138号議案 平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 町長提出第139号議案 平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 町長提出第140号議案 平成24年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 町長提出第141号議案 平成24年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 町長提出第142号議案 平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第23 町長提出第143号議案 平成24年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)

---

出席議員(16名)

1番 京村まゆみ君

2番 村上 英喜君

3番 板垣 敬司君

4番 竹内志津子君

5番	道信	俊昭君	6番	岡田	克也君
7番	三浦	英治君	8番	青木	克弥君
9番	斎藤	和巳君	10番	河田	隆資君
11番	川田	剛君	12番	小松	洋司君
13番	米澤	宥文君	14番	後山	幸次君
15番	沖田	守君	16番	滝元	三郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

---

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） それでは、改めまして、おはようございます。先日は、12月には珍しいほどの大雪が降りまして、いよいよ本格的な冬がやってきたかなというところでございます。

そうしたお寒い中、本日から平成24年第8回津和野町議会定例会が招集をされましたところ、お寒い中を皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。本年最後の定例会になろうかと思えます。どうぞ慎重なる御審議をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第8回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。



---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、7番、三浦英治君、8番、青木克弥君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。9番、斎藤和巳君。

○議会運営委員長（斎藤 和巳君） 議会運営委員会協議報告書。議会運営委員会を平成24年12月10日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日12月14日金曜日から19日水曜日までの6日間としたいと思います。

初日の14日は、議長及び組合議員より諸般の報告を受けた後、町長提出の議案説明を受け、散会したいと思います。

15日土曜日、16日日曜日は休会とします。

17日月曜、18日火曜の2日間は一般質問を行います。今回の一般質問は13人、36件です。

19日水曜日は、提出議案の質疑、討論、採決を行って、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。平成24年12月14日、津和野町議会議長、滝元三郎様、議会運営委員会委員長、斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月19日までの6日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月19日までの6日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、諸般の報告をいたします。

9月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## 諸般の報告書

### 【9月定例会以降】

- 10月 4日(木) 鹿足郡事務組合議会  
鹿足郡不燃物処理組合議会  
鹿足郡養護老人ホーム組合議会
- 9日(火) 広報委員会
- 10日(水) 島根県議員研修(松江市)
- 13日(土) 津和野駅伝大会 議長  
広報委員会
- 14日(日) 長石少年剣道大会(体育館) 議長
- 18日(木) 日原遺族会(丸立寺) 副議長
- 24日(水) 水曜会(町民センター) 議長
- 25日(木) 文京区長来町(稲成神社) 議長
- 27日(土) 日原駅伝大会 議長  
戦没者追悼式(稲成神社) 議長
- 29日(月) 鹿足郡町村議会議員研修(町民センター)
- 11月 3日(土) 町功労表彰式(山村開発センター)
- 5日(月) 益田地区広域市町村圏事務組合定例会
- 7日(水) 山陰自動車道整備促進決起大会(萩市) 議長、経済委員長
- 8日(木) 全員協議会
- 11日(日) 近県学校音楽大会(町民体育館) 議長
- 14日(水) 町村議会議長全国大会(東京) 議長
- 15～(木～)
- 17日(土) 議員視察研修(東京)
- 21日(水) 水曜会(町民センター) 議長
- 23日(金) 新嘗祭(稲成神社) 議長

11月7日の議員派遣につきましては、緊急を要しましたので、津和野町議会会議規則第121条の規定により、議長において決定いたしましたので報告をいたします。

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム組合の各組合議会の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

---

日程第4. 議案第124号

日程第5. 議案第125号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第124号津和野町臨時災害放送局用FM装置の取得について及び日程第5、議案第125号津和野町臨時災害FMラジオの取得についての2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。先ほど議長からも御挨拶がありましたように、12月に入りまして一段と寒さが増してきているところでありますが、ことしは例年に比べて少し早い雪模様の12月となっているところでもあります。こうした中、本日は、12月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいで御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

早速でございますけれども、今定例会に提案をいたします案件は、契約案件2件、規約案件1件、条例案件8件、一般会計を初め各会計補正予算案件9件の合計20案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

議案第124号でございますが、津和野町臨時災害放送局用FM装置の取得について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第125号津和野町臨時災害FMラジオの取得について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお祈りいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

[担当課長説明]

.....  
議案第124号 津和野町臨時災害放送局用FM装置の取得について

議案第125号 津和野町臨時災害FMラジオの取得について  
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第6. 議案第126号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第126号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第126号でございますが、益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、福祉事務所長、参事から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

〔参事説明〕

.....  
議案第126号 益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更について  
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

.....  
日程第7. 議案第127号

日程第8. 議案第128号

日程第9. 議案第129号

日程第10. 議案第130号

日程第11. 議案第131号

日程第12. 議案第132号

日程第13. 議案第133号

日程第14. 議案第134号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第7、議案第127号高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、日程第14、議案第134号津和野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についての8案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第127号でございますが、高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第128号でございますが、津和野町都市計画審議会条例の一部改正について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第129号でございますが、津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第130号でございますが、津和野町下水道条例の一部改正について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第131号でございますが、津和野町グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第132号でございますが、津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第133号でございますが、津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第134号でございますが、津和野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第127号 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第128号 津和野町都市計画審議会条例の一部改正について

議案第129号 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第130号 津和野町下水道条例の一部改正について

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第131号 津和野町グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定  
について

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

議案第132号 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関する基準を定める条例の制定について

議案第133号 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び  
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため  
の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につい  
て

議案第134号 津和野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を  
定める条例の制定について

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第15. 議案第135号

日程第16. 議案第136号

日程第17. 議案第137号

日程第18. 議案第138号

日程第19. 議案第139号

日程第20. 議案第140号

日程第21. 議案第141号

日程第22. 議案第142号

日程第23. 議案第143号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第15、議案第135号平成24年度津和  
野町一般会計補正予算（第5号）より、日程第23、議案第143号平成24年度津  
和野町病院事業会計補正予算（第2号）まで、以上9案件につきましては、会議規則  
第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第135号平成24年度津和野町一般会計補  
正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億6,308万5,0  
00円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ80億4,496万5,000円とさせ  
ていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第136号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ122万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億6,878万9,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第137号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ1,921万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ13億2,260万9,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第138号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ131万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,133万9,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第139号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ234万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億4,359万円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第140号平成24年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ4億2,032万円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第141号平成24年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ14万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,303万5,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第142号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ5,980万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億4,086万5,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第143号平成24年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)についてでございますが、収益的収入を21万円追加し、予算総額7億4,526万円とし、収益的支出を21万円追加し、予算総額7億4,091万5,000円とし、資本的収入を1,600万円減額し、予算総額1億4,736万4,000円とし、資本的支出を1,60

5万2,000円減額し、予算総額1億6,702万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第135号 平成24年度津和野町一般会計補正予算（第5号）  
.....

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第136号 平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第137号 平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第138号 平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
.....

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第139号 平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第140号 平成24年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
.....

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

.....  
議案第141号 平成24年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）  
.....

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第142号 平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）  
.....

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第143号 平成24年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）



.....  
○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、本日までに受理した要望書等は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れでございました。

午前 10 時 00 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 24 年 第 8 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第 2 日）

平成 24 年 12 月 17 日（月曜日）

議事日程（第 2 号）

平成 24 年 12 月 17 日 午前 9 時 00 分開

議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員（16 名）

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	8 番 青木 克弥君
9 番 斎藤 和巳君	10 番 河田 隆資君
11 番 川田 剛君	12 番 小松 洋司君
13 番 米澤 宕文君	14 番 後山 幸次君
15 番 沖田 守君	16 番 滝元 三郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	下森 博之君	副町長 .....	長嶺 常盤君
教育長 .....	本田 史子君	参事 .....	右田 基司君
総務財政課長 .....	島田 賢司君	税務住民課長 .....	楠 勇雄君
まちづくり政策課長 .....	内藤 雅義君	営業課長 .....	大庭 郁夫君
地域振興課長 .....	久保 睦夫君	健康保険課長 .....	齋藤 等君
医療対策課長 .....	下森 定君	農林課長 .....	田村津与志君
商工観光課長 .....	長嶺 清見君	建設課長 .....	伊藤 博文君
環境生活課長 .....	長嶺 雄二君	教育次長 .....	世良 清美君
会計管理者 .....	山本 典伸君		

---

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。これから2日目の会議を始めたいと思います。ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、斎藤和巳君、10番、河田隆資君を指名いたします。

---

**日程第2. 一般質問**

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、議席番号11番、川田剛でございますが、通告に従いまして大きく5点質問をさせていただきます。

まず第1に、住民参加型小水力発電について伺いをいたします。

再生可能エネルギー特別措置法がことし7月に施行し、島根県はそれを踏まえ、去る6月に再生可能エネルギーの普及を目指した大規模太陽光発電所の立地候補地の調査を行い、候補地を選定いたしました。残念ながら、津和野町には該当する発電効率のよい土地がなかったものの、公共施設での再生可能エネルギーの推進について町長の見解を伺ったところ、小中学校や公の施設が保有する屋根を活用した太陽光発電については可能性が高く、本年度より国の助成事業を活用して整備をしていく方針であると答弁を頂戴したところであります。

そして、去る9月、島根県は出力1,000キロワット以下の小水力発電設備が設置できそうな80カ所の流量や落差、配電線への距離などを調査したと聞いております。内訳は、川や砂防ダム36カ所、農業用水路の排水施設36カ所、浄化施設など8カ所で、さらに候補地の調査結果から、モデル地区として20カ所前後を年内に絞り込むとのございました。そのモデルの具体例として、津和野町の民族資料館近くの水路への水車設置での発電などを挙げており、このことは、再生可能エネルギーを推進する津和野町にとっては朗報であったことと思っております。

そこで、次について伺います。

一つ目に、以前回答のあった、公共施設を活用した再生可能エネルギーの設置について、本年度内に整備できる見通しであるのか伺います。

二つ目に、小水力発電については、県から想定される発電量、工事費が年内には示されると聞いておりますが、示されたのかお伺いをいたします。

三つ目に、ある90キロワットの水力発電設備では、年間およそ1,500万円の売電価格を見込んでいる施設がありまして、当初15年間であった建設費の回収見込みが8年間で見込めると聞いております。公共施設を活用した再生可能エネルギー設備や小水力発電設備を設置する際、住民出資で建設・設置し、収入の一部を住民に配当すべきと考えますが、いかがでしょうか。

この三つについて回答をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日から一般質問ということですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、11番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

公共施設を活用した再生可能エネルギーの設置については、島根県の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を財源に設置を考えております。この事業は、防災の拠点となり得る公共施設等へ再生可能エネルギー等の導入を推進することにより、災害に強い地域づくりが目的となっております。現在、設置場所を選定している段階でございますが、地域防災拠点となり得る施設への設置が条件となっており、県への要望は来年度以降としておりますので、本年度の設置は難しいと考えております。

今年度、島根県において実施する小水力発電導入調査については、県内80カ所の候補地から詳細調査箇所を10から20カ所を決定し、発電量や発電型式、採算性等を調査した上で、結果を平成25年1月中に公表することとなっております。

なお、現在、詳細調査の候補地として県内23カ所を選定し、詳細調査を実施している段階であり、津和野町内からは、稲成丁から殿町、万町を流れる水路が対象となっております。

太陽光発電や水力発電は、自然から得られる再生可能なエネルギーであります。太陽光発電につきましては、昼間の太陽光が受光できる時間のみ発電し、天候等の条件により発電量が変動することから、年間の発電量を推計するのは困難となります。そのため、個人宅への設置は個々の責任において設置できますが、公共施設への設置については、年間幾らの収入が出るかが不明でありますので、住民出資による太陽光発電システムの設置は困難と考えております。

また、水力発電については、安定した水量があれば年間の発電量は推測でき、年間の収入は計算できますので、御質問にあります90キロワットの水力発電設備であれば、収入の一部を配当することは可能だと考えます。しかし、殿町を流れる水路の流量です

と、発電量は0.1キロワットを下回ると予想されており、町内の水路等を利用した発電では、売電による配当は期待できないものと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、住民参加型小水力発電について再質問をさせていただきます。

まず、第1に質問させていただきますのが、津和野町内からは稲成丁から殿町、万町を流れる水路が対象となっていると。この対象となっているというのは、県が調査した上でのことだと思いますが、その中で、今の御答弁ですと、殿町を流れる水路の流量ですと、発電量は0.1キロワットということですので、大体、家庭に換算すると一軒分にも満たないワット数になってくるのではないかと思っております。こうなると、島根県が調査して出してきた発電量、発電方式ですとか採算性とかを見た上で、この段階で、採算性とかそういったものはとれないじゃないかなというふうに思っております。

ただ、津和野町がこの小水力発電を導入する上で、例えば街路灯の電気を使うものなのか、それともある程度一定の電力量を確保して再生可能エネルギーとして使っていくものなのか、そういったその見通しとございますか、津和野町としてはどういった電気を設置したいと思っているのか、まず伺いたいのが1点目です。

次に、そういったいろんなエネルギーの出し方があると思うんですけども、一つは、水力でいいましたら水車を回していく、タービンを回していくという方法があると思うんですけども、今現在では、いろんな技術が考えられております。もちろん、まだ発表されていないような技術もあると思っておりますけれども、モデル地区として選定されていく上では、例えば、私が知る上ではぜんまいを導入する、ぜんまいの力を使って発電をしていくですとか、あとは波動を使って電気を起こしていくといったいろんな技術が今考えられています。それはまだ現段階使用できるものではないかもしれませんが、津和野町として新たな発電方式をどこまでつかんでいるか、つかんでいるのであれば、どこまでつかんでいるかお尋ねをいたします。

それからまた、津和野の過疎計画の中に津和野式の小水力発電を入れると、計画しているという過疎計画が上がってるわけなんですけど、その計画はどうなっているのか、この3点、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 先ほどもありましたように、殿町を流れる水路であれば、0.1キロワット以下でありまして、家庭1軒分も賄えない水量になると思われれます。

ちなみに水力発電でいいますと、日原の水力発電所、中電がつくっておる施設ですが、これが3,900キロワット、それから柿木にあります、今、吉賀町営となっております水力発電所が200キロワットの発電所です。200キロワットであつてもあれだけ

の水をせいて、それで水路をつくって、落差を利用して発電してやっと200キロワットと。その建設費には、今で換算しますと相当な建設費がかかるかと思えます。

で、そのあたりからいいますと、もう高津川、それから津和野川を使った水力発電については、十分発電をしてるのではないかと感じておりました、それ以外の谷、それから水路でどれだけの発電ができるかというのが、今回の調査の、津和野町においては、そういう調査の対象となっております。

それから、例えば殿町を流れる水路を利用して、例えば幼花園の横を流れる水路を利用した水車で発電して、それを街路灯の電源とするなり、それから幼花園の外部の電気を照らす電源とするという方法はあるかと思いますが、そこで水力発電をした場合には、その程度の発電しかできないと考えております。

それから、先ほど議員がおっしゃいましたぜんまい式の極小水力発電というものがございまして、そういったものを使ってバッテリーに蓄電をして、それで何かに活用できないかということも検討はしております。というのが、横道から安蔵寺の登山口までは、電気も電話もそれから携帯もつながらない地域となっております、その間に、そういう極小水力の発電設備を利用した無線の基地をつくっていったら、有事の際にも連絡網として使えるんじゃないかと。それから、ワサビ田を作業に行かれる方がおりますが、そこも携帯もつながらないようなところがありますので、そういったところにWi-Fi環境をつくれぬかというのは、我々のほうで研究はしております。ただ、今回の県の研究の内容とはなっておりません。

それから、過疎事業の中で出されておる内容というのは、大変申しわけございません、私がちょっと知り得ておりません。回答ができません。申しわけございません。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） もう一点お伺いしたいのが、今、いろんな発電設備が町内の個人の方なんかでも設置されてるようでございますけれども、景観条例との兼ね合いというのはどのように考えていらっしゃるのか、これをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 我々の部署が景観担当しております、御承知のように、それに基づいた条例あるいは景観法で対応していくわけですが、現在審議会の中でも一部御議論をお願いをしているところですが、やはり一番懸念されるのが、いわゆる太陽光発電装置を屋根につけていくと。現状ですと、黒いパネルが屋根の相当な面積を占めていくという状況が御想像できると思います。まして、いわゆる津和野地域の観光地につきましては、国道9号線あるいは城山から、稲成神社から、そういった上から見た非常に美しい町並みということがございます。これにつきましては、本当にあくまでも個人の住宅の環境整備あるいは生活のための一つのシステムということでありまして、なかなかこれについては、いわゆるルールでありますとか

基準、そういうふうなことを簡単に決めていくというのは非常に難しいことだろうと思っ  
ています。

それから、もう一方では、津和野の景観で位置づけておりますような、いわゆる日本  
建築といいますか、在来の建築とは違った、また新たな専用住宅も建っている、そうい  
うふうな状況の中で、これをどうしたものかということで、実は、本当に議論に入った  
ばかりなんですけれども、非常に会長以下、本当に私ども担当部署も含めて頭の痛いと  
ころだとは思っています。

それから、水力発電につきましては、議員がおっしゃいますような、例えば水車であ  
りますとかそういうことにつきましては、いわゆる伝統的な景観にマッチするような部  
分もあろうかと思えますし、その辺は工夫で乗り越えられるのではないかなと思ってい  
ますが、いずれにしても太陽光発電、パネルとその景観に対する部分につきましては、  
何らかの形で整理をしておく必要があるというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 景観につきましては、いろんな津和野町の景観を損  
なう場合もあるかもしれませんが、一方で再生可能エネルギーという将来を担  
うエネルギーがございますので、どうか慎重審議していただきまして、どなたも悔し  
い思いをされないような検討にさせていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。町外における災害時対応についてお伺いをいたし  
ます。

島根原発における重大事故に備え、島根県が11月21日に公表した原発30キロメ  
ートル圏内の広域避難計画で、避難経路候補地が発表されました。その中で津和野町へ  
の避難者割り当ては、松江市乃木地区の西嫁島、乃木福富の2,000人が対象となり、  
そのうち要援護者数は90人。津和野町の避難経路候補施設は「道の駅なごみの里」  
と「道の駅シルクウェイにちはら」となっております。このことについて、ことし年6  
月定例会の一般質問では、町として可能な範囲で協力をすると町長から答弁をいただ  
いたところであります。

また、去る10月、津和野町は「津和野町と文京区における相互協力及び災害応援に  
関する協定書」を締結されており、災害に対する行動は町内だけにとどまらず、町外で  
発生した災害にも対応するということを意味していると感じております。

これらのことは、近年多発しているさまざまな災害による教訓からも得られた共助の  
精神そのものであり、日ごろの防災意識を高める上でも重要なことと認めるところで  
あります。

東日本大震災の際に、津和野町からも官民間わず、さまざまな形で支援が行われてお  
りますが、今後はさきに述べたように、町外での災害に対する生活必需品の備蓄や被災  
者の救出・医療活動等の想定、避難所の選定、避難経路候補施設から避難所への避難  
者の誘導、避難者への支援等、津和野町地域防災計画では対象となっていない方への対

応が必要になってくると思いますが、今後、津和野町としてどのように向き合うのかお示しをいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町外における災害時対応に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

昨年発生した東日本大震災については、多くの被災された方々が自治体の範囲を超えて避難したことは記憶に新しいところでございます。最近では、自治体同士で災害応援協定を交わし、災害に備えた対応が進んでいるところでもあります。

当町も10月に文京区と協定を交わし、体制を整えておりますし、先般には、島根原発における原子力災害時に県の作成した広域避難計画により、松江市乃木地区の住民を最大で2,000人受け入れすることに同意をしたところでございます。

災害時における受援対応としましては、施設の状況等を考慮しながら可能な範囲で対応していきたい考えには変わりなく、基本的には住民と同様の対応をしなければならないと認識をしているところでございます。避難先の選定や生活必需物資の確保等につきましては、町としても徐々に整備に努めてきており、県や民間企業とも災害協定を結ぶなど対応を進めているところでありますが、避難時の交通問題や避難先での支援体制、医療体制の確保など、整備をしなければならない課題等もあり、今後、県や関係機関などとの協議を進めながら整備をしてまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この町外における災害時の対応というのは、あらゆるものを想定されると思います。また近年では、想定外という言葉はもう使えないような状況でございまして、何が起きてもおかしくない、そういった状態の中で、津和野町としてできる限り早い協定、また計画等つくっていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。文化行政についてお伺いをいたします。

観光協会の事務所が、JR津和野駅舎内に移転することを11月28日の全員協議会で報告を受けたところであります。そこで、現在観光協会職員が事務を兼務している桑原史成写真美術館はどのように運営されるのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、11月11日、第63回目を迎える近県音楽大会が開催されました。歴史ある大会でございしますが、この近県音楽大会で使用されるピアノは、寒暖の激しい町民センター体育館に常時保管されているものを使用していると聞いております。楽器はデリケートなものであると思いますけれども、歴史ある大会の価値を高めるためにも、せめて安野光雅美術館にあるピアノを使用されてはどうかとの声をお聞きするところであります。こういったことについて教育長の所見をお伺いをいたします。

また、11月15日には、つわの太鼓設立15周年を記念する講演が開催されました。多くの方が来場するイベントが行われておりますが、その都度さまざまところから椅子を集め、配置し、音響設備等の手配、準備だけでも膨大な労力と資金が必要となって



おります。十分認識されているとは思いますが、文化ホール建設は町民の願いの一つであります。過疎計画に挙げられた文化ホールの建設計画を具現化する考えはないのか、町長、教育長の見解をお伺いをいたします。

次に、先月、私ども津和野町議会全員で、議会視察研修で東京臨海広域防災公園の体験施設「そなエリア東京」に訪問させていただきました。この「そなエリア東京」では、ニンテンドーDSを活用した防災体験学習を実施しており、我々議会議員も実際に貸し出された端末を手に、体験をしてきたところであります。私が見た限りにおいて、ニンテンドーDSを初めとする端末を活用した施設では、親子連れの方が多く来場され、大型連休などでは、子供たちが端末を片手に遊びながら学習している姿を目にしております。

津和野町においては、ユビキタス観光ガイドシステムを使ったユビナビを実践しており、また、過去には同僚議員からの提案では、携帯電話やいわゆるスマートフォンを活用したガイドシステムの提案がなされたところであります。このゲーム機等の端末機によるガイドシステムを町内の美術館施設等に配置することで、子供が楽しみながら学習でき、文化に触れる機会が増すのではないかと感じたところであります。また、新たな観光資源として、魅力化にもつながると考えますが、町長、教育長の見解をお聞きしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、文化行政について4点御質問をいただきましたので、順にお答えをしていきたいと思っております。

まず、桑原史成写真美術館の運営についてでございますが、観光協会の桑原史成写真美術館からJR津和野駅舎内への移転につきましては、既に議員も御承知のことと思っておりますが、この移転の件につきましては、今年度当初に、この年内中に移転との文書を教育委員会に対し出されておられました。先般、事務局長が協議に来られ、早くとも来年6月以降の移転になると、時期の変更について、口頭での報告を受けております。ただし、これも確定ではなく、JR津和野駅舎内の改装時期により変更があるようにお聞きしており、正確なスケジュールについては今のところ未定でございます。

桑原史成写真美術館の運営につきましては、現在も教育委員会が直接運営を行っており、受付業務及び日常の管理業務のみを観光協会に委ね、常時開館しているところでございます。

今後、観光協会が移転した後は、運営につきましては、これまでどおり教育委員会が直接行っていくという方向に変わりはございませんが、開館日の見直しや受付の対応、ロビーの活用、作品類の保存・管理、広報等を総合的に検討していきたいと考えております。

続いて、近県学校音楽大会でのピアノの使用についてでございますが、近県学校音楽大会においては、ずっと会場である津和野体育館設置のピアノを使用しております。大

会事務局としましては、大会前に調律を行い、参加された方が最高の状態で演奏ができるよう努力はしておりますが、演奏される方からも、ピアノにくせがある旨のことは聞いております。コンサートホールや文化ホールのように専用の保管室がないため、設置環境が最善なものとは言えませんし、ピアノのためには、常に鍵盤を使うことが鍵盤にとっては最も必要なことと伺っておりますが、使用頻度が極端に少ないことから、どうしても鍵盤の動きがかたくなり、そのような問題が起きていると認識しております。

ピアノの快適湿度は50%程度と聞いております。そのため、梅雨時期や夏季の湿度と冬期の必要に応じての加湿が必要であり、体育館への常設がピアノにとってよいことであるとは言えません。安野光雅美術館設置のピアノにつきましても使用頻度が多いとは言えず、同様の問題がないとは言えませんが、年間を通しての設置環境から考えれば、空調施設のある美術館は、体育館設置のものよりはよい環境下にあると思われれます。

ただ、現在あるピアノが全く使用不可能という状況でもなく、同一の状態でのコンクール審査を行っており、審査員の先生方もその点は考慮して審査されますし、使用しないピアノ処分が本当に適切なのか、また、大会会場までの運送費、移動距離によるリスク等の問題もございますので、来年度の実施に向けては、今回の議員の御意見も審査員の先生方にお伝えし、適切な方法を考えていきたいと思っております。

続いて、3点目の文化ホールの建設計画についてでございますが、津和野体育館でイベントを行う場合に、準備や後片づけで膨大な労力が必要であることは存じ上げております。また、音楽会や講演会を開催したり、大規模なイベントを誘致したり、町民の文化活動の発表の場としての文化ホールの建設につきましては、その必要性を感じております。

しかしながら、建設する場合は相当なる費用を要します。私としましては、学校の耐震化等、既にある建物の安全面の確保について優先すると考えますので、現時点で文化ホールの建設についての検討は行っておりません。

4点目のゲーム機等の端末機によるガイドシステムの施設配置についてでございますが、防災体験学習にニンテンドーDSを活用することについては、子供が楽しみながら学習する上で、有効な方法の一つであると考えます。

安野光雅美術館では、安野先生の作品を直接目にするにより、作品ごとに新たな発見をし、子供たちの感性が磨かれていくものと思っております。そのため、例えば、音声ガイドを聞きながら作品をじっくり見る楽しみ方も考えられます。

また、森鷗外記念館は、研究成果も踏まえて大きく展示がえをし、3月にリニューアルオープンしております。津和野城下絵図で昔の津和野の風景を知り、津和野百景図と現在の写真を比較しながら見る工夫もされております。小学生が授業で見学に行ったときに、渡されたプリントの答えを書くために必死で読んだり考えたりする様子から、クイズに答えるという楽しみ方も考えられます。

それぞれの館の特性を生かしつつ、子供たちが楽しめる工夫、あわせて広報活動も行き、文化に触れる機会の充実を図りたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） では、まず桑原史成写真美術館の運営についてお伺いをいたしますが、この移転に関する事なんですけれども、当初は別の場所に、駅前の方に移転をされるということでございました。それに付随して、津和野の駅前の整備も含まれるというようなお話もございまして、津和野の駅前が、また景観に合致するような町並みになっていくのかなという期待もあったわけでありまして。しかしながら、私は、以前から申し上げてますように、桑原史成写真美術館を観光協会の事務所として使うべきではないかという提案もさせていただいた中で、このたびJR津和野駅舎内へと移ったわけでありまして。

この観光協会の移転に関しましては、事務的な部分も十分考えなければいけないんですけれども、それに踏まえて津和野町民からすれば、観光協会の移転というのは、いわゆる津和野町の玄関口であるという景観という部分もあるわけでありまして。これが文化なのか観光なのかというのは別にしまして、私は全てにおいて、津和野町全体、トータルとして考えなければいけない問題だと感じております。

この津和野町の観光協会が駅舎に移るということによる、まず桑原史成写真美術館の事務的な運営というのは今後検討していくということなんですけれども、これも、人件費的な部分ですとか、今までにない経費がかかってくると予想されます。これは速やかに検討を始めなければいけないと思うんですが、津和野町の駅前の景観について、これはどうお考えになっているのかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） トータルの駅前の話としてですけれども、いろんな機会を通じて構想的なものをお話をさせていただいておりますが、以前の候補物件もそうですし、ほかにもいわゆる空き店舗というものが非常に目立つようになってまいりました。一方では、JR津和野駅の駅舎についても、例えば公衆トイレでありますとか、それからSLの転車台、そういったような部分も広く含めて、やはり玄関口として、もう少しきちんと整備が必要であるというふうなトータルの位置づけをしておるところでございます。

町のトータルとしての検討をしていく場合においては、私どもは観光担当部署でございますけれども、いずれにしても、これは道路の問題でありますとか、交通安全の確保、それから駅のロータリーの使用機能、それから町営駐車場との連動といいますか、そういったようないろんな動線整備も含めてやっていかなきゃいけないことだと思っております。そういう意味では我々の部署だけでなく、本当に、例えば都市計画のセクションであったり、そういうふうなことと一緒にやっていかなければいけないと思っております。

その中で、順番として急いでいかなきゃいけないというふうに、現在、中期財政計画等でも位置づけをしておりますが、津和野駅舎のトイレの問題でありますとか、それから上側になりますか、第2駐車場のあたりの、もう少しSLを見学していただけるような整備ができないかなというふうなところで、我々とすれば考えておりますし、景観面でいいますと、今のような、例えば国の事業を活用したような再利用といいますか、再活用、そういったようなことを位置づけをして考えていきたいということで検討しております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） もちろんトータルで考えていく上で、私が今の答弁で気になったのが、開館日の見直しというのが出てまいりました。津和野の駅前を出たときに桑原史成写真美術館が閉館してしまう。私が思ったのは、殿町にあります民俗資料館ですか、冬期休業するようなことがあります。津和野の駅をおりたときに、駅前の美術館が閉まっているという状況も考えられるのかなと思ったときに、またさみしくなっていくのではないかという思いがしております。これは文化の面もありますし、観光の面もあります。これは文化行政、観光行政にかかわらず、トータルの津和野町の玄関口という捉え方として考えていっていただきたいなと思っております。

次に、先ほど空調の関係で、ピアノの件でございますけれども、適切な方法を考えていきたいという御答弁でありましたが、私も、ピアノとピアノを比べて、どちらのピアノがいいかという耳は持ち合わせておりません。どちらがいいかというのはわからないんですけども、審査員の先生方にお伝えしていただけるということでありますので、このあたりをしっかりと伝えていっていただければと思います。

そして、文化ホールのごことでございますが、学校の耐震化の安全面の確保を優先するというのは十分わかってるんですけども、耐震化というのはあくまで財政的な部分だと思っておりますけれども、過疎計画には、文化ホールを建設すると新聞にも大々的に載ったと記憶してはるんですが、現在のところ、文化ホールの建設というのは実際考えられていないということでよろしいのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 言葉足らずで済みません。教育ビジョンにも載せておりますので、全く考えてないというわけではありません。あくまでも財政面も伴いますので、現時点での検討は行っていないということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 文化ホールに関しましては、本当に町民の願いでありますし、また、いろんなイベントをする際に、労力、資金面、大変なところがございますので、財政面、大変なところだとは思いますが、検討を始めていただけるよう希望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。  
福祉行政であります。

先月、島根県より、津和野町の高齢化率は43.4%と大変残念な数値が発表されたところであります。ことしの3月に発表された「第5期老人保健福祉 介護事業計画」による推計では、平成26年度の高齢化率が43.8%を示しております。推計よりも早いペースで津和野町の高齢化率が進んでいることは認識されていることと思っておりますが、このような中、津和野町の医療・福祉施策は喫緊の課題であることは言うまでもありませんけれども、現在、施設サービスの待機者が多くいらっしゃると思っております。もちろん、要介護者、要支援者の増加を防ぐために、関係各機関、関係者の方々には、あらゆる予防策を講じられていることは承知しておりますが、現実問題として施設サービスを待ち望む方が多々いらっしゃいます。

そこでお伺いをいたします。一つ目に、「第5期老人保健福祉 介護事業計画」では、入所待機者への早期解決など、施設整備の促進に努めていくとありますが、具体策はあるのでしょうか。

次に、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを高津川清流館内で実施したいと、全員協議会で報告がございました。この事業の必要性は認めているのですが、高津川清流館の設置目的と、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスが行う目的は全く異なるものだと思います。事業者や保護者の方々はそれらを踏まえて要望されていることと思っておりますが、できるならば、事業者や保護者が求めている環境に近いところで、新たな施設を設置することが望ましいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

しかしながら、早急に事業を開始したいとの意向も踏まえれば、時間的余裕はないということは明らかであります。そこで、事業の開始段階では高津川清流館を使用するとしても、病後児保育や児童発達支援センターとして支援できる施設を新たに設置すべきと考えますが、町長と福祉事務所長の見解をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、福祉行政に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

県は、本年10月1日現在における市町村別年齢構成等の数値情報を11月20日付で発表しております。それによりますと、津和野町の高齢者率は43.4%、高齢者人口は3,472人と、議員御指摘のとおり、津和野町の「第5期老人保健福祉 介護事業計画」において示している高齢者率や高齢者人口の数値が、平成24年度における推定値を上回り、計画最終年の平成26年度推定値に相当する数値となっており、改めて保健・医療・福祉対策の重要性を認識しているところでございます。

また、本年7月1日現在における施設サービスの待機者数であります。県全体では6,684人、延べ1万4,046人の方が入所申し込みをされ、待機状態となっております。津和野町におきましても、「シルバーリーフつわの」や「星の里」の介護老人福祉施設で合わせて123人、延べ254人の待機者が生じている状況でございます。

待機者には、町民だけでなく、近隣市町村を初め県外からの申し込み者も含まれており、申し込み段階での入所者を町民に限定できないことを考慮すれば、津和野町単独での施設整備検討ではなく、国、県、広域枠での施設整備計画が必要であると考えます。

第5期の事業計画では、施設サービスにおいて入所待機者への早期解決など、施設整備の促進に努めるとしておりますが、町の厳しい財政状況、今後の高齢者人口の減少及び介護保険料の大幅アップ等を勘案しますと、新たな施設の新設、増設は一層の慎重な検討が必要と考えます。

今後は、実態等を把握し、サービス提供の必要性があれば、第6期の事業計画策定において検討していきたいと考えております。

続いて、このたび高津川清流館において、障害児発達支援施設として計画されているものは、未就学の児童を対象にした「児童発達支援」、就学児を対象にした「放課後デイサービス」からスタートされる予定であります。

出雲市にある既に稼働されている同様の施設で、施設の利用内容等についてお聞きをしてみますと、障害児支援施設の場合は、保育所の場合とは少し異なり、毎日の継続した利用は少ないとのことであり、現在のところは、定員10名までが現実的に妥当な定員数であると、事業者は試算をされております。

そうしたもくろみから、事業の開始段階では高津川清流館を活用することで、十分開所できるというように事業者の方では判断されている次第であります。

今後において利用者数がふえ、利用内容が広がっていくことは考えられるわけですが、職員体制の確立、資金確保等のことも大きな課題でありますので、まずは、スタートからの運営状況等を見ながら、並行して検討していく必要があると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、介護老人福祉施設であります。待機者が123名おります。これが多いのか、少ないのか、町民全体でいいますと大体1%であります。決して少ない数ではないと思っております。

この答弁の中で、今後は実態等を把握し、サービス提供の必要性があれば、第6期の事業計画策定において検討していくと。何だか検討していただけるのか、いただけないのかわからないような答弁でございますけれども、123人もいらっしゃるんです。もうこれ、今すぐにもでも解決してあげなければいけない問題だと思っております。この点について、どのようにお考えになっておられるのか、必要性がないと思っていられるのか、把握されていないのか、その点をお伺いをいたします。

それから、第2点目にありました、高津川清流館において障害児発達支援施設を設置するという条例提案も今回なされておりますけれども、この事業、必要だということは私も十分認めております。しかしながら、このたびの答弁でも、事業者は試算されておりますですか、事業者のほうでは判断されている次第であります。事業者の方はそ

う思っているかもしれませんが、津和野町の条例が変わるわけであります。津和野町としてどのような考え方でいらっしゃるのか、あくまで事業者のスタートの運営状況等を見ながら並行して検討していく必要があると、ずっと見守りながら、推移を見てからやっていく、それはもちろん大事だと思うんですが、津和野町としてはどうするべきだと思っていいらっしゃるのか、その点をお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 1点目の123人の待機者がおられるということで、施設について多いか少ないかということと、必要性についてということでございます。現在、津和野町の場合では123人でございますが、益田市の「くしろ苑」とか「雪舟園」等では、それぞれ500人程度の待機者がおられます。県全体を通してでもかなりの人数がおるわけでございますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、津和野町が施設をつくったとしても、益田市等の待機者等が、申し込みがあるわけでございますので、なかなか町一町だけで対応というのは厳しいのではないかと、そういった観点から、先ほどもありましたけれども、国、県、広域枠でのそういった整備の計画が必要であると考えております。

決して、施設については、待機者等の対応は必要でないとは考えておりません。必要であるとは思っておりますけれども、なかなかすぐ、それじゃあ対応していくというのは、回答ができておらないということでございますので、その辺は御了承いただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 障害児支援施設に対する町としての考え方でございますが、町としては、これまで町内にそうした施設がないわけでありますが、障がい児からの相談とか、そういう障がい児を支援できるような考え方等については、いろいろ御相談も受けているところであります。まずは、そうしたことも考えて、障がい児あるいは家族に対しての支援を行う場が、こうして町内にできるというふうな形でございますので、それに対しては全面的な支援をしていくというふうな形で考えておるわけでございます。

今、この事業所等については、今は事業所という形でスタートするわけでございますが、最終的には支援センターも目指したいというふうな形ではございますが、その段階においては、町としても全面的な支援をしていく必要があるというふうに思いますし、特に相談等については、そうした形ができるような形をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 今、福祉事務所長から、支援センターということでございますが、そういったことを聞いたかったわけです。事業者が、それから保護者がと、もちろんそういった方々の要望もあったと思います。それに対して、町が全面

的に支援されてるのはわかるんですけども、あくまで条例を改正して施設の目的を変えるわけですから、そうした中で津和野町が今後、多く、約40名近くの対象者がいらっしゃる中で、津和野町が今後、もしかするとふえるかもしれない、減るかもしれない。そういった段階において、津和野町が支援センターとしてやっていくんだと、そういった心意気、気持ち、それを今度はじゃあふえた場合にどういうふうにもっていくのか、新たな施設をつくるのか、それとも今の建物のままでいくのか、そういった部分、支援センターでいくということでもありますので、私は、新たな施設は絶対に必要になってくると思いますので、早い段階から検討を進めるべきだと思いますので、福祉事務所長におかれましては、早目の検討をスタートしていただければと思います。最後の質問に移らせていただきます。グラウンドゴルフ場建設であります。かねてよりこのグラウンドゴルフ場建設については聞いておりますが、これは反対、賛成の立場どちらでもなく、率直な質問とさせていただきます。

津和野地区におけるグラウンドゴルフ場建設について、津和野地区自治会連絡協議会、グラウンドゴルフ連盟とは、9月以降協議があったのかどうかお伺いをいたします。もし、協議があったのであれば、協議の結果と町長の方針を示されたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、グラウンドゴルフ場建設に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

津和野地域のグラウンドゴルフ場建設につきましては、検討を進めているところでありますが、この間、まずは町に要望書の提出がありました津和野地区の自治会連合会と協議を行っております。協議に当たっては、株式会社津和野からも同席をいただき、道の駅津和野温泉なごみの里付近への建設要望を改めて確認をいたしました。

候補地としては、温浴施設前にある既存の芝公園を活用する方向で協議を進めております。また、現時点では、日原地域に建設中のグラウンドゴルフ場と同等規模の建設は難しいと判断しており、公益社団法人日本グラウンドゴルフ協会の認定コースは日原地域のみとし、津和野地域は受けないことを想定しております。

このような状況については、津和野町グラウンドゴルフ連盟にも報告をし、一定の御理解をいただいているところでございます。引き続き、両地域に建設した場合の全体の建設コストや維持管理コストなど十分に精査するなど、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 公認コースではないということなんですけれども、いわゆる温泉と道路の間にある芝公園、あの施設でいきますと、規模というのはどれくらいを想定されているのか、もしわかっていればお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。



○地域振興課長（久保 睦夫君） 規模につきましては、まだ深くは想定した話をしていませんけども、町長の答弁にありますように、日原地域につくる芝2コース、クレー1コースというような、そういう規模にはなり得ないということは確かです。それで、津和野地域の自治会のほうからもいろいろ聞いてみますと、現在では、鷺原公園、それから嘉楽園等で自分たちでコースをつくってやっていると。だけど、それはあくまでも仮コースであって、自分たちがいつもできるコースという形ではできてないということをお聞きしまして、少なくとも1コースか2コースは自分たちでできるコースが欲しいという要望でありますので、その辺を踏まえながらグラウンドゴルフ連盟と話を協議を進めて、内容については検討していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） かねてから、私どもがこのグラウンドゴルフ場建設、津和野地域に対してどうなのかと懸念をしておりましたのは、やはり財政的な部分ですとか、また日原地域にでき上がっていない状態で、どういったふうになっていくのか状況が見えない中で、来年度の津和野地域のグラウンドゴルフ場ができるという話で懸念したところでありますけれども、このたび、いろんな方々のお話、協議をされて、日原地域よりは小さい規模になったということは、現時点ではわかったわけなんですけども、それでも財政が厳しい中、大きな予算がつけられるようなことになれば、また町民からの反感を買うということも十分考えられますので、そういったあたりも十分検討していただいて、津和野地域のグラウンドゴルフ場建設については、慎重に当たっていただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、11番、川田剛君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時5分まで休憩いたします。

午前9時52分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序2、5番、道信俊昭君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それでは、通告に基づきまして、私の一般質問を行いたいと思えます。

お手元に、一番最初の資料をちょっと私なりにつくりまして、これを参考にさせていただきたい。というのは、1番目の質問の場所とか状況がわかりにくいんじゃないかなと思っただけですが、これを参考にしてください。

とりあえず、私の質問を述べていきたいと思えます。この質問は、やっぱり町長がふだんから言われている「行政と住民が協力してまちをつくる」ということを基本として

おられますが、その中の一つとして、「住民に対する情報提供を積極的に行う」というふうに書いてあります。非常にいいことだろうと思いますが、これは、あくまでも正しい情報というか、正確な情報です。正しいという言葉が余りよくはなかったんですが、正確な情報でなければならないと。

町民がいろんな物事を判断し、町民の方に考えてもらいという前提としては、出された情報が正確であるかどうかということが大前提になりますんで、私がこの中で、次の具体的なものを持ち出した理由というのが、私が私なりに取材した、いわゆる裏をとったという言葉になるんですけども、私の足でいろいろ取材してみました。どうも私が取材した感じと、それから、行政が言われることとがちょっと違うなあというふうに思いましたんで、例として、津和野町鷺原地区、図面の写真ですけども、の川にある堰、風呂屋井堰といいます、これはちょうどなごみの里の真ん前にあります。丸で囲んである部分なんですけども、この部分の堰のことをいまして、今、右の下のところに写真ではあるんですけども、このような堰になっております。

余り気がつかれないとは思いますが、この地域は、私が聞くところによると、住民の方に聞いてみますと、長年水害に悩まされてきて、昭和50年ごろ完成した堤防と堰の工事でこれは解消された。ですから、この堰をつくって、それから、その上流にずっとしっかりした堤防があるんですけども、これをつくられた。当然、当時の町の方の尽力でこの二つがつくられたようです。

その堰が、可動させる油圧シリンダーから油が漏れ出し、河川を管理する津和野土木事業所より町に2回クレームがあった。そこで、町は国の堰の応急対策事業費を使って、現在の油圧式からバルーン方式に全面改修することを考えた。

私が、これを最初、自分で会に出席させてもらったり等々して聞いたところでちょっと疑問に思ったんで、まず、益田の県に行きました。そうすると、益田では工事をするのが主であって、実際に計画したのは浜田になるからということで、紹介を受けて、浜田に行きまして、島根県西部農林振興センター総務企画部調査計画スタッフという方にいろいろ聞いてみました。懇切丁寧に私に教えてくれました。

そうすると、この事業費は、昭和49年に東京都の狛江市を流れる多摩川の水害訴訟で国が敗訴したことを受け、全国の堰を見直すために設けられた水害対策の補修工事費というふうに聞きました。それで、そういう状況の中で、資料の中の川下と書いてありまして、そこに囲みがしてあるわけですけども、そのときに見せていただいた資料の中に、私の記憶の中では、今のこの川下と書いてあるところが、堰が壊れたら、ここが水がつかると予定される所ですよというふうに私は聞きました。実際、そのコピーをもらったわけじゃありませんので、記憶の中でこれを書いたわけですけども、そういう資料も見せてもらいました。

そこで、まず質問ですが、1に、なお、これは、多分これを見ておられる町民の、特に、その地域の人たちなんかが見ておられますんで、私がひょっとして記憶違いとか、

間違いがあることがあったら、多分また指摘を受けると思うんですけども、私の感覚では1、住民に事業費の正式名称と内容を説明したかということが、まず第1点。

それから、2点目が事業費の負担割合が国55%、県37%、その他8%である。この8%という数字を聞いたときに、私、県の担当者に聞いたんですけども、「この8%は何ですか」と聞いたら「いや、誰でもいい」と。誰でもいいって個人じゃないですよ。町でもいいし、団体でもいいし、それに関係する人たちの、要するに8%は別に誰でもいいですよということを聞きました。

私が出た資料のうち、その後、事業計画という、ここに資料がありますが、総工費が1億3,500万円で、国が55%の7,400万円云々で、地元負担が1%の135万円と、町が7%というふうに、ここに書いてあります、事業計画の中に。多分、これが地域の人にも出されたわけですけども、全員出されたとは思いますが。この1%とか7%とかっていう、その他のこの1と7をどうやって決めたのかなど。どういうふうな割合で決めたかということがちょっとよくわかりません。

それから、3番目に、水害対策に対する事業費だとすると、先ほどの資料で言いましたように、下流域ですよ、水ですから。県の資料にもそのように書いてあったように記憶してありますが、上流域に向けて、この1%の負担が必要だというふうに言われたと。しかも、私が住民の方に取材したら、とてもじゃないけど上がってくるようなところじゃない山の中腹の方にも、その負担のあれがいつているというふうに取材しました。

それから、4番目ですけども、バルーンの堰にした場合、耐用年数が30年。さらに3年ごとに定期点検が必要で、年に約36万円ぐらいかかると。それらの費用はどうするつもりなのかなあということなんです。最初の事業計画の中では、これが全然語られてないようだったんですけども、これはどうするつもりなのかと。

それで、次に、水路のことに入っていくんですけど、これは全く別問題というふうに考えられるんですけども、実は、この堰が立ってる状態で、それで、水が水路のほうにずーっと流れていってるということですので、関連性がありますのでこの質問を続けていきますが、そこから水を引いている水路についてですが、この水路は江戸時代の絵図を確認しました。そうすると、その絵図にも農業用水路として記載されており、明治初期の地租改正によって国有地になっております。ところが、平成17年の地方分権一括法で市町村に移譲され、津和野町普通河川及び道路等管理条例第4条で、管理責任は町にあることがうたわれております。

質問ですけども、水路に水が流れなくなる状態をつくらないのが、町の責任であることを行政としては理解されておるのかなあということ。それから、地元の人たちにいろいろ会合されてますが、これはここだけの問題じゃないんですけども、いわゆる青線になるんですが、青線というのはどういうものなのか、どこに責任があつて、誰が、地元の人がどれだけのあれを負うとか、何とかというようなもろもろのことを町として、その方々に情報として伝えておられるかなと。

だから、最初も冒頭にも言いましたように、町長が情報をたくさん積極的に行うと言うておられますんで、こういうような情報を積極的に住民の方に話されたかということ、まず質問させていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。正しい情報というタイトルの御質問でございます。

最初に、堰を可動させる油圧シリンダーから油が漏れ出し、河川を管理する津和野土木事業所より町に2回クレームがあったとの議員の御指摘であります。町といたしましては、これまでクレームを受けたとの認識を持っておりませんでしたので、担当である津和野土木事業所管理グループに確認をいたしましたところ、そのような事実はありませんとの回答をいただきました。このことから、議員御指摘の町に対するクレームはなかったと認識をしております。

なお、平成23年1月31日付で、「農業用河川工作物の改善措置について」と題した通知文書を受領しており、井堰が老朽化しており増水時に災害を誘発するおそれがあり、改善措置をとるようにとの内容については確認をしております。

また、町は国の事業費を使って、現在の油圧式からバルーン方式に全面改修することを考えたとのことですが、その時点では改修は要望しておりましたが、油圧式も候補にあり、バルーン方式に特定していたわけではございません。

以上の前提事項を町として認識をしている正しい情報として、まず御報告を申し上げ、以下、御質問に回答をさせていただきます。

一つ目の、住民に事業の正式名称と内容を説明をしたのかということでございますが、風呂屋井堰の改修工事を実施する国の事業名は、農業用河川工作物応急対策事業と申しまして、関係する住民には、平成23年5月10日に開催しました説明会において、予定事業として初めて説明を行いました。この際、負担割合を中心に説明をしております。

二つ目の、事業費の負担割合についてでございますが、町において内部協議を行い、最終的には、地元負担を工事費の1%として3月議会において提案をし、議会において承認をいただきました。地元負担割合の根拠ですが、農業用河川工作物応急対策事業を実施した他市町における地元負担割合や本町他事業の地元負担金割合を含め、関係農家数や水田面積、災害防除事業であること等を検討し、最終的には負担割合を1%に決定いたしました。

なお、その後、管理組合等からの陳情もあり、地域の状況等を勘案し、井堰の操作等維持管理を管理組合で実施していただくことを条件に、1%の住民負担を免除することとし、9月議会に提案をさせていただいた次第であります。

三つ目の、負担範囲が堤防より上流域の家まで求めたのはなぜかということですが、負担の範囲につきましては、地元の風呂屋井堰準備委員会において協議されたもので、議員御質問の当初の負担範囲については、地元の組内代表者が何度も協議され、

農業用水路でもあるが、生活排水路も兼ねており、下流域だけでなく、その水路に流れ込む範囲に全てを対象にしてお願いすることとなったと聞いております。

4番目の、定期点検の費用はどうするのかということですが、定期点検については、これまでの風呂屋井堰の管理に準じ、町が負担することにしております。

続いて、水路の機能維持についての御質問でございますが、水路及び里道は、御指摘のように、町管理条例を設けております。管理条例があるとはいえ、町がこれら全ての法定外公共物の機能を維持することは、現実問題として、対応は困難でございます。

かつて、国は水路や井戸を法定公共財産とすることで、個人の権利が排除され、水争いの防止や運搬、物流を確保する等の目的がありましたが、維持管理については、主に利用者が行ってまいりました。

町も管理条例は制定しておりますが、制定の目的は、法定外公共物の工事及びその他の行為を管理し、その利用を調整して公共の福祉を確保することを目的としており、機能維持については、国の先例により対応することを基本としております。

このようなことから、水路の機能を維持するためには、関係住民の協力が不可欠であり、機能維持の責任が全て町にあるとは考えておりません。このため、地元において水路等が必要とされず、利用されない状態となった場合には、大変残念ですが機能を喪失することもいたし方ないと考えております。

地元住民との会合でこの情報を伝えたのかということですが、水路については、地元の利用される方が管理することは、農村部においては通例のことですので、風呂屋井堰に関連する水路も地元で管理していただきたいと考えております。このため、町が水路の機能を維持することについてはお伝えをしておりません。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それでは、2番目の質問にまいります。

まず、土木に、維持管理グループに確認したところということですが、クレームがあったのは平成20年1回、それから22年の7月に1回と。これは、口頭で要望しているという感じで、これで文書、多分これは中かわりますから、担当者は、文書では残ってないかもしれませんが、口頭でクレームはしてるということは、私は取材しております。所長直々に聞いております。

それで、これでいくと、認識していないということは、何もそういうことを知らないということ、そういう情報もつかんでなかったのかということになるんですが、それでお聞きしますが、ここにあります風呂屋井堰説明会の内容の中に、「風呂屋井堰オイル流出事故により、周辺住民の皆様には大変御迷惑をおかけしましたが」と書いてありますが、どういう迷惑をかけたのかということ、私が聞いてる油の流出と違うことなのかということ、まず1点お聞きします。

それから次は、その下で油圧式もバルーン方式に特定して、私は別にバルーン式がどうだこうだというふうに言ってるわけではありませんので、何かここはえらい強調されてるんで。油圧式でもいいんですよ、別に、要は、直ったらいいわけですから。だから、これは質問じゃないですけど。

それから次に、2番目として、農業用河川工作物応急対策事業と書いてありますが、私が聞いた狛江市の水害、これが一番基本になってるんで、ここが全く語られてない。これがないから、おかしい方向にずうっとなってるような気が、どうもこの答弁聞いてて思ったんですが、これ、全く関係ないんですかいね、狛江市の水害対策。県の担当者は、狛江市の水害対策に対しての予算としてこの分を出したというふうに、県の担当者は言ってる。計画をした人ですよ。これだけで、今までの最初の答弁を聞くと、農業用だけみたいな形に聞こえるんですけども、この内容によってがらっと変わるんですけども、まず、今の2点をちょっとお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。

まず、油が流出しましたことに対しては、その流域の方にいろいろと迷惑がかかるというふうなことで、クレーム以前のところで、当然、油の流出をいかにとめるかというふうなことは、町の責任であるというふうに考えておるところでございます。

そのことによって、使用される方のところに油が入る、もしくは、高津川漁協の関係の漁業にも影響するというふうなところがございます、その辺の責任というのは十分に感じておりまして、早急に対応して、その油の回収を進めたというところがございます。

クレームの関係でございますけども、一応、私のほうで確認いたしましたのは、管理グループの課長さんに確認をしたところでございますが、今、所長さんはかわられておられて、その辺、議員のおっしゃるところは確認できてないと状況にあるということでございます。

油が漏れまして、結局のところ、応急措置をするときに井堰を立ち上げるということになりますと、さらに油が漏れるというふうな状況が起きます。そのために、結局、当初は燃料式のポンプを置いておりましたが、騒音等があるとか、電気式にしても音が聞こえるとかというふうなことで、大変皆様に御迷惑をかけるというふうなことで、チラシ等も周辺の住民の方にお配りをして、お断りを申し上げたというふうな経緯がございます。

それから、次の質問の農業用河川工作物応急対策事業の関係でございます。

農林水産省のほうで出しております書面、チラシの中で趣旨として書いてありますのは、昭和49年発生の多摩川災害や昭和51年の河川管理施設等構造令の公布等を契機として、農業用河川工作物に対する防災対策が要請されているということで、この事業ができたというふうなことで、農林水産省の要綱には書いてございまして、以下、結構

長いんでありますので割愛をさせていただきますが、そのあたりのところで、いろんな要件の中で、結局のところこの事業ができたというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の答弁でいくと、油漏れの問題があったということはわかってるわけじゃないですか。これ、この分で見ますと、最初のあれでいくと県がクレームはつけてないと。土木事業所はつけてないという形で、まるでクレームがなかったような形だったんですけども、現実問題として、クレームは聞いてるわけですよ。だから、最初の答弁がちょっとおかしいなというふうに思ったことが、まず考えられます。

それと、次の狛江市の水害対策云々というのは、これは県がこの事業費の1億3,500万円ですか、これの基本的な考え方は、狛江市の水害対策ですよ。これは、はっきり言ってますよ。水害対策のために、この金をつけたと。だから、このことが全く趣旨が変わってくるんですよ。水害対策ですから、当然そこより下、川下になります。川下の対してのちゃんとした図面もできておりました。だから、当然川上の人たちに対しては何ら関係もないのに、その人たちに対して負担を強いてるというような状態をつくってるわけです。

だから、今のあれでは、農業用だけを非常に重要視してますけども、この流れは水害対策であるということが全然入ってない。今までの説明会の内容、資料をいろいろ見てみますけども、そういうような感じのことは一切触れてない。ですから、最初に私が言いましたように、正確な情報を町民に与えて、そのことで判断すると言うたときに、川上の人がおかしいなと思うのは当然でしょ、与えたらですよ。そういう情報があったら。そうしたら、川下の方だけの問題になるというふうになるのは当然です。ですから、私はここでは正確な情報が伝わってない。だから、こういう混乱がずうっと続いてきたというふうに思っております。

それで、この1%ですけども、他町村じゃどうだこうだ、いろんなこと書いてあるんですけども、そもそもこの河川の中にあるこれは、行政が管理するものなんですよ。何で地元がこれを管理しなければいけないのか。ましてや、この鷺原地区という、行政区でいうと1と2ですか。そこに配られておるんですけども、この人たちに対して責任を負わせようとしてるというふうに私には見える。本来、これがつくられたときも行政がつくってるわけですから、当然、これは行政がこれを、油漏れをどう、要するに直すということですよ。当然すべきだというのに、なぜ1%とかいうことを、こういう数字が出てきたかということをもう一度お聞かせ願いたい。

それから次が、その下のほうに、なお、その後、管理組合等からの陳情もあり、その1%が今度はまた、もういいですというふうになっちゃったんですよ。最初は出せと

言っとなら、今度は1%要りませんということは、そもそもが1%というところに疑問があったというふうに思えて仕方がないんです。

陳情があったから取り下げたと。陳情があったから、それは要らないというふうにしたと書いてあるんですけども、そもそも論としてこの1%は必要なかった。だから、下げたんじゃないかと。町が出すというふうに言ったんじゃないかというふうに思うんですが、そのあたり一つ。

それと次が、定期点検のところですけども、これも、今、私が質問したから町が負担しますと言っておられるんですけど、これ、今の問題、住民の方は、今みたいなことが想定されるだろうということは心配してたんですよ、すごく。だけど、その説明なんかも一切されてなくて、維持管理するところがまるで出さないけんのじゃないかというような不安を非常に持っておられた。今、初めてここで私、質問したからこれは要らないというふうになってきたんですけども、質問しなかったらどうだったんだろうかというふうに思っておりますが、その点。

次が、水路の件ですけども、水路そのものは、私が最初言いましたように、国から市町村に移管されて、それで、条例の中にでも目的の欄に「工事及びその他の行為を行政が管理し、その利用を調整して公共の福祉を確保することを目的とする」と。「管理し」と書いてあるということは、全てにおいて管理責任があると。それは中の、現実問題としたら、中の草を抜いて水が通りやすくするとか、そういうことは当然やとられるわけですけども、最終的に責任を持つのは、町ですねということを再度確認をします。

でない、この条例の目的、そりゃ今までは、下のほうに言っておられます「農村部においては通例云々」と書いてあるんですけど。でも、青線というのは農村部じゃないところもいろいろあるわけですよ。それじゃ、そこはどうしてるのかということ、この農村部なら通例そうだから、あんた方やりんさい」という。これ、ちょっと論理が矛盾してるんですけども、そういうところはどこまでかということをお聞きします。

たくさん言うとならわからんようになるんで、まず、今のことをお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 質問にお答えをさせていただきます。

議員のほうで、今、御質問の中のお話を聞きますと、町が地元のほうにお願いをして、そういう形というふうに聞こえる部分があるというか、そういうふうには受け取ったわけですが、町としては、一応、地元の管理組合なりが自主的に対応していただいたということを基本にしておるところでございます。ですから、町のほうから上流部の方に負担を求めてくださいというふうなお話をしたことはございません。

議員に御質問の中で、井堰より下流というふうにおっしゃいましたが、実際のところ、うちのほうでいただいております資料によりますと、浸水域というのは竹工場のあるあの一帯、それから反対側、上流域もかかっておるところでございます、地元の方の話



し合いの中で、そこに住んでおる集落の方について、一応、全体にお願いをしてみようというふうなもとのお考えの中で、住民負担をどうであろうかと、管理組合をできないだろうかというふうなことでお願いをしたというふうな状況でございます。

ですから、町のほうでこのようにというふうなことはございません。そのお話の場にはのぞいております。一緒におりましたが、そういう考え方もあるであろうというふうな思いで聞かせていただいたところでございます。

それから、町のほうで管理して当然というふうなお話もございましたけども、もともと昭和42年にあの井堰ができました。それまでは、あそこにあった井堰が可動式ではなくて、そのまま設置をしている、可動しない普通の井堰でございまして、その二、三年前に水害があって水がたまらないということで、いろいろ御苦労されたこともあり、たまたま河川改修等の中で可動堰ができました。

その当時、農家の戸数が23戸おられまして、その後どんどん減って、昭和48年ぐらいには10戸まで減り、現在は4戸、5戸というふうな状況になっておりますが、もともとは地元の方がその水路、井堰については管理してこられた歴史があります。その当時、昭和40年代に住んでおられた方は、農家の方23戸とあと残り3戸の方が負担金を出されながら、あそこの施設を維持してきたというふうに理解をしております、もともとと言えば、地元のほうで管理してこられた施設であるというふうに考えておるところでございます。

それから、県のほうで聞かれたというふうなことでございましたが、農業用河川工作物応急対策事業の関係でございますが、農林水産省が出した資料でございまして、これが一番だというふうに私としては認識をしておるところでございます。このものによって、たまたま県のほうで説明されたのが多摩川というふうなところも入ってまいったであります。基本的にはこのあたりの要綱といえますか、その趣旨を踏まえてお話になったというふうに理解をしておるところでございます。

それから、1%の根拠というふうなところでございますが、県のほうで農業農村整備事業のハンディー手引きというものがございます。私の手元には23年度のものでございます。ことしでなくて申しわけないのでありますが、一応、この事業について、補助残については市町村の費用をもって充当するように努めるというふうに書いてございます。しなければならぬとは書いてございません。

こういう状況もあって、1%を決める際に、県下の状況を確認をさせていただきました。この事業で、津和野町が行うまでに11カ所整備をされておられます。7市町村で整備をされておられます。二つの市で住民負担を求めておられます。地区として2地区というふうなところがございます。大田市が4%、松江市が0.8%というふうに県のほうから、資料をいただきまして確認をさせていただいておるところでございます。

やはり、地域の実情に沿って、そのあたりの負担というのはどうするかというのは、それぞれの自治体で考えておられるところでございまして、今、津和野町において申し

上げますと、農業農村整備事業における負担割合であります。最近やっておりますのが中山間地域総合整備事業というのを実施しております。この関係が、用排水路の整備であります。国が55%、県が30%、町が10%、地元が5%。国、県を除いて、その他の部分で15%負担が必要というふうなことでございますが、地元のほうに、今、5%の負担をお願いをしておるところでございます。

今年度の予算の中で、県単農地有効利用整備事業と、名前をきっちり全て言えませんが、県単の事業がございまして、県が50%の補助、町が20%、地元は30%の負担をいただいております。このような状況もありまして、どうするのかというふうないろいろ協議をいたしまして、町長が答弁をいたしましたように、いろんな状況を勘案しながら、農家数も減ったというふうなところを勘案しながら、1%でお願いをしたというふうなことを考えたところがございます。

基本的に住民負担を考える場合に、私の立場で考えておりましたのは、油の流出事故がございまして、その経費を支出をいたしまして決算監査ございましたときに、監査委員さんのほうから、風呂屋井堰については地元の管理で対応するべきだというふうにお話を聞いておりました。

地元で施設を管理をするということになりますと、やはり、その施設について愛着を持っていただく。自分の施設であるというふうな認識を持っていただかない限りには、地元の管理はあり得ません。町が全てやる。じゃあ、全て町のほうで操作管理もしていただきたいというふうなことになるのは、もう先が見えるというふうなところもございまして、やはり、地元の施設として考えていただくというふうなところも含めながら、負担も考えたというふうなところがございます。

それから、議員の質問の中に、今回質問があったから町が負担することになったという定期点検の費用の関係でございます。

この関係については陳情がありまして、それに対して、地元のほうで機械等の維持管理をしていただきたいということと、それから、今後の定期点検の経費については町のほうで負担させていただきましますということは、既にお伝えをしておるところでございます。このあたりの関係、議員の御指摘によって町が考え方を変えたということはございませんので、そのあたりは補足させていただいたらというふうに思います。

それから、さらに正確な正しい情報というふうなことでございますので、お話をさせていただきますが、議員の御質問の中に36万円お金がかかるというふうな御指摘があったというふうに思います。定期点検の費用ということで。私が浜田のほうから資料をいただいております中では、3年間で20万円の定期点検の費用が必要だというふうに聞いておりますし、資料も持っております。その他の経費については、油等の経費で16万円程度かかるというふうに聞いておるところでございます。

そして、今、業者が特定されておるわけでないで、現状の今の風呂屋井堰を管理する業者に聞いたところが、3年に1回必要なのかと、定期点検が。そのあたりを確認し

ましたら、当面は必要であろうが、その後については5年なり10年ぐらいの跨度でもよろしいのではなかろうかというふうには聞いておりますが、まだ、業者が決まっておきませんので、3年間ずうっとそれが続くというふうのものでないというふうに私としては認識しておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 細かい数字のことを今からずうっとやっても時間が足りませんので、ただ、これはもう終わりますけども、今、課長が言われた水がつかない地域を知つとるじゃないですか。何でそういう、私はこの中で農業、農業と、四、五軒でしたわ。農業のことばかり言っとして、水害のことが全然入ってないという。だから、情報を的確に正確な情報を流してというところを、だから、この問題だけにこだわってるわけじゃないんですよ。だから、正確な情報をとにかく流してください。そうすると、町民はそれをもっていろいろな判断をして、組合にしても何にしても決めていきますんで、そこだけをぜひお願いしたいということでございます。

それと、ちょっと気になるのが、「このため地元において水路等が必要とされず利用されない状態となった場合には、大変残念ですが、機能が喪失することもいたし方ないと考えております」ということは、これ、どういう意味かというのはいくらもわかりませんが、要するに、堰がなくなって、水が水路に行かんようになったら、それは知りませんよという意味合いにこれ聞こえるんですけど、課長にお尋ねしますがそういうことですか。ここの答弁はあるんですけど、どうなんですかね。端的に、あるかないかだけでいいです。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 町長のほうで答弁いたしましたのは、法定外公共物全般に関する回答だというふうに認識をしておるところでございます。

現状で、町内を見ましたときに水路というのがございますが、農業用水路が主に使われている場所で、結局、農家の高齢化等もあり、もう既に、譲移を受けた段階では機能がございましたが、その後、もう田んぼをつくることができないというよりも、水路を補修するためにすごい経費がかかって、とても管理できないという地区もございます。

そういうふうなところの水路を補修をするということになりますと、農業振興地域等の指定が必要になってくるというふうなことでございますが、農業振興地域までは入らんというふうなことになると思いますと、なかなかその辺のところでは地元ができないということになると、それじゃあ町が直すのかというと、なかなかそうはならないということでございます。そのあたりを町長としては答弁されたというふうに認識をしておるところでございます。

風呂屋井堰の水路については、どうかというふうなことでございますが、やはり水利権というのは持っておられます、風呂屋井堰。それで、なぜ農家、農家と言いますと、水利権を持っておられた方はもともと農家の方でございまして、それを今回、管理組合

全体、そこに住んでおられる加入した方が水利権を持つということで、管理組合に入られるというふうなことでございますので、もともとの発想が、原点が農家というふうなところでございます。

維持管理というのは、いろんな面もございます。やはり、今、農家が田んぼをつくるというふうなことであれば、その辺のところは町としても応援していかんといけんというふうなことで、今回、事業対応もさせていただくとということで御理解をいただければと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 私が、農家がいけないとかいうことじゃなくて、水害のことを出さないとい。出しておけば、いろんな混乱が起きなかったんじゃないかということ言ってるわけですね。だから、これの基本的な考え方というのは、情報を出すときには全部出してください。情報を全て公開してくださいということ言ってるわけですね、決して農家がどうだあだこうだとか言うんじゃないで、片っぽが抜けてますよということ言ってるんで、そのあたりは、ぜひ今後やっていただきたいと思ひまして、時間ありませんので、この問題置きます。

次は、観光が2項目ありますが、これは同じようなことで一緒に質問させていただきます。

先日、東京の文京区に行きまして、都営バスに森鷗外先生の写真があり、そして、オープンしたというのがラッピングバスにばあんと張ってあったんですけども、それで質問ですけども、今の津和野町営バスのラッピングを鷗外先生や西周先生の偉人シリーズというような形で、もうちょっとPRしたらどうかということの提言を一つ。

今のアンペルマンのラッピングですけども、そうすると、切りかえられるかなあということ考えたときに、ずっとアンペルマンでいかれるんかどうか。私が、今、提言したようなことが実際にできるんかなと。それで、契約があるんかどうかということをお聞かせください。

次の質問、これも観光ですけども、殿町通りにおいて、松というのが非常にやっぱりきれいな一つの風景をつくってます。町民センターにも松があり、それから、役場の隣の民家のところもきれいな松があつて、しかも、この前見たら非常にきれいに手入れされてるわけなんですけど、これは、町民の方からの御指摘もあつて、津和野庁舎の中に、かわいらしい松があるんですよ。外からというのはちょっと見えにくいんですけども、中に入ってみると、なかなかいい格好してるし、来庁された人が見たときに、いい松だなあという形で、どうもこれが、東京津和野会が寄贈したものだと聞いておひまして、これをどういうふうにするかというのは、人それぞれというふうになってしまうんではあるんでしようけども、私は、ぜひ役場の風景を、庁舎と非常にマッチしておりますし、かわいらしい松ですんで、これを、何十年かぶりってどうか、どうも手入れが大分前か

らされてなかったようなので、きれいにしてみたらどうかというふうな、これも、小さな小さな提言ではありますが、このあたりをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、町営バスのラッピングの関係でありますけれども、町といたしましては、ベルリンの交通信号機のサインをデザインしたアンペルマンを、津和野町とベルリン市ミッテ区との友好関係のシンボルとして位置づけ、平成23年4月の新たな町営バスの導入にあわせ、車両にアンペルマンとSLや鷺舞、鯉などの津和野町の主要な観光資源を組み合わせ、デザインしたものをラッピングし走らせております。

以来、双方の交流大使であるアンペルマンを使った商品や印刷物等が観光協会や事業所において活用されており、さらには、町外においても、大手の旅行会社や航空会社等がアンペルマンをキャラクターとして採用されるなどし、若年層を中心に、全国的に認知度が高まっていることから、津和野町の情報発信という観点からも、今後も活用が十分に期待できると認めているところであります。

したがって、今後は、町営バスの更新時において、御提案の鷗外や西周等、津和野の偉人の方々へ切りかえるというよりも、コラボレーションを図るという観点から検討してまいりたいと考えております。

なお、契約に関しましては、6台のマイクロバスへのラッピングについては、アンペルマン本社の特別な御配慮をいただき、デザイン使用料は無料にて、使用期限は車両の使用終了までとしております。

続いて、次の津和野庁舎敷地内にあります松につきましては、ここ数年来、手入れを行っていないのが現状でありますので、殿町通りの景観を損なわないためにも、また、寄贈していただいたものでもありますので、剪定時期を見計らって対応していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 両方とも、ぜひ、津和野の観光というのは、やっぱりこれからの地域経済を支えるものでもありますので、こういう認識とか感性の問題というのは数字とか何とかに出てきませんので、なおさら、こういうものを大切にして感性を磨いていくってことで、小さな小さな松ではありますけども、こういうところから、ぜひ、やっていただければ、感性が磨かれていくんじゃないかなというふうに思っております。

以上で、私の説明を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、5番、道信俊昭君の質問を終わります。

.....  
○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で11時10分まで休憩といたします。

午前 11 時 01 分休憩

.....

午前 11 時 10 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

一般質問を続けます。発言順序 3、4 番、竹内志津子君。

○議員（4 番 竹内志津子君） 議席番号 4 番、竹内志津子でございます。通告に従って 3 項目質問いたします。

最初は、障がい児福祉についてです。

障害児発達支援施設として、高津川清流館の一部を貸し出すことについて、今議会に条例改正案が提案されています。町が貸し出すことにした経緯を詳しく説明していただきたいと思います。

次に、障がい児の保護者のやむにやまれぬ気持ちが生じて、今回のような発達支援の組織がつくられることになったと思います。その組織に、現在十分活用されていない施設を一部ではあっても貸し出すことに対しては、私は賛成いたします。

しかし、心配なのは、施設の利用者がふえることが予想されることです。施設の拡張が必要になってきたときのことです。高津川清流館の中の使用できる部分をふやすのは難しいように思います。清流館そのものを拡張するのでしょうか、それともそのほか対処される方法があるのでしょうか。

将来的には、障害児発達支援施設として専用の建物をつくる必要があると考えます。町内には、障がいを持った子供さんがかなりおられます。それに対応できる施設をつくとともに、障がい児やその保護者のさまざまなニーズに応える施策の計画を立てる必要があるのではないのでしょうか。

以上、障がい児童福祉について 3 点お尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4 番、竹内議員の御質問にお答えをさせていただきます。

障がい児童福祉についての御質問でございます。このたび高津川清流館の一部を障害児発達支援施設として貸し出すことになりました経緯についてであります。広島市において医療コンサルタントを営んでいる業者から、津和野町内にて障害児発達支援施設を運営したいとお申し出をいただき、町としても障がい者福祉の進展に寄与する事業であることから、空きスペースを有する幾つかの公共施設を御紹介させていただきました。

公共施設とは、元畑迫小学校、元名賀小学校、津和野伝統文化館、左鐙保育園、高津川清流館、そうした施設でございます。

当該業者におかれましては、候補地それぞれの現場調査等を行い、検討されてまいりましたが、その中で、高津川清流館について適地であるとの判断をなされたところであります。

これを受けて町といたしましては、高津川清流館は目的外使用となる問題が生じることから、他所での再考をお願いいたしましたものの、施設運営上、他所では困難との御判断もあり、あわせて町においても、障がい児福祉行政にとって貴重な施設となることを認め、このたびの議会において、貸し出しに向けての条例改正をするべく提案をさせていただきます。

高津川清流館が適地であることの業者の判断理由ですが、1番目に、施設が大きく内部がバリアフリーとなっており、修繕しなくとも開所ができるということ。2番目に、通勤時、益田養護学校の帰宅途中に立ち寄りやすく便利であるということ。3番目に、地域の方々とのかかわりが持ちやすいところにあるということ。4番目に、子供たちの療育にもよい効果があるということ。5番目に、町の施設であるということが、保護者の皆様への安心感、勇気につながるということ等が上げられております。

当然ながら、町といたしましても業者並びに代表者の属性や経営内容、当該事業の計画等について説明を受け、検討を行った上で貸し出しの決定をしたところでございます。

2番目、そして3番目の御質問については、11番議員へお答えをしたとおりでございますが、障がい児やその保護者の方々のさまざまなニーズに応える施策の計画については、町としても、こうした施設が町内で運営されることをありがたく受けとめ、施設の順調な運営と町障がい者福祉の進展がともに進むべく支援を行うとともに、施設運営の進捗状況と並行して、計画づくりにおいても検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） この施設、高津川清流館を貸し出すということについてですが、あるところからの情報によりますと、これは期限を切っているのではないかとということで、期限を切られては大変だという保護者の声があると聞いております。私の解釈としては、貸し出すことについて期限を切っていないだろうというふうに解釈はしているんですが、それでよろしいのでしょうか。これからずっと可能な限り清流館を貸し出すということに間違いはないのかどうか、そこの辺を確認したいと思います。

それから、施設を貸し出すに当たって、事業者が判断された清流館が非常に条件的にも合っているということでもあります。その中に5項目ありましたけども、中でも地域の方々とのかかわりが持ちやすいところにあるというようなことがあります。それからまた、地理的に通勤時、親御さんの——保護者の通勤時、それから子供さんが益田養護学校の帰宅途中に寄られる場合の地理的な条件、そのほか利用される方が益田の方、町内の方、それから吉賀町の方、それも考えられます。そういうところから考えますと、地理的にも非常に条件的にはいいところではないか、また、あたりの景観についてもいい

のではないかなというふうに私は考えておりますけども、そういう点を事業者も考えられてここを選定されたわけです。そういう意味でも、ここをずっと使いたいという思いが非常に強く、保護者の方たちにも、そのような思いが強いということを私も聞いておりますので、期限を切るというようなことはないのだろうかとか、その点を確認したいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 期限については、切っておるというわけではございません。使用できるだけの条件があれば、ずっとという形になろうかと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 今年7月に障害者基本法が成立しました。障害者権利条約の批准を目指して、関連法の国内整備を2014年度までに行うことが閣議決定されています。

障害者自立支援法、これはいろいろと障害の関係の方からも問題があるといわれている障害者自立支援法ですが、これにかわる障害者総合福祉法案が、その関連法の一つで2013年8月までの施行を目指して、推進会議のもとにある総合福祉部会で協議が進められ、提言が8月30日にまとめ上げられたそうです。これには、障がい当事者の希望や意見が集約され、部会の委員たちも合意したと部会長が発言しているようです。

その総合福祉法の目的として4点上げられています。その一つは、憲法、障害者基本法の基本的人権、平等の理念に立脚した法律であること。二つ目に、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、そのために必要な支援の利用は障がい者の権利であり、障がいの種類、軽重、年齢等にかかわらず保障されること。三つ目は、支援の実施は、国及び地方公共団体の義務であること。四つ目は、これらによって全ての国民が尊重しあう共生社会を実現することとあります。

この障害者総合福祉法は、来年度にも成立する見込みです。政権が今回の選挙でかわることになり、この障害者総合福祉法が来年度にも成立するかどうかということは、非常に懸念されるではありますが、これが成立することを期待しながら、これに沿うためにも、今回の措置は、町がとられる措置は評価されると思うんですが、将来的な展望を保護者や町民に示す必要があると考えます。来年度中に、将来的な計画を立てて示すことはできないでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） まず、障がい児に対して、地元でこうした施設がないということが一つは問題であったわけですが、こうした形でできるというふうな形になっているわけですので、今後においては、その施設とも連携をとりながら、町としてもやっぱり計画づくりに入って行かなければいけないというふうに考えておまして、少し今までおくれた分を、少しでも前進できるように努めてまいりたいというふうに思っています。



○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 新しい法ができようと、成立しようとしまいと、やはり障がい者に対する支援の実施というのは、国や地方公共団体の責任だと思いますので、ぜひとも早く計画を立てて障がい者並びにその保護者に、そしてまた、住民に示していただきたいというふうに思います。できれば来年度にも計画を示していただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

では、次に移ります。2項目めは、生活排水路の整備についてです。

これは、私が以前にも質問したことでございますが、下水道が整備されていない地域では、きれいな排水にして流すために合併浄化槽の設置が進められています。そしてこれに対しては、補助金も出されています。しかし、排水路が不備なために、設置したくてもできない地区があります。以前に私が質問したときに、合併浄化槽はにおいのしないきれいな水にして流すから、排水路が不備でも大丈夫だとの答弁が返ってきました。

しかし、住民感情は、そう簡単にはいきません。合併浄化槽でない家庭がほとんどで、今すぐ合併浄化槽にすることにできない家庭もあります。また、住宅の多い地区では、夏季には生活排水が溝に滞って悪臭がすることも多いようです。水の流れのよい排水路にするよう抜本的な整備をしてほしいというのが地区の強い要望です。早急に整備に取りかかっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

下水道の整備計画は、ある程度、立てられています。下水道のつかない地区の排水路整備計画はあるのでしょうか。特に、住宅の多い地区の排水路の整備は急がれます。自宅の新築や改築の計画をするときにも、合併浄化槽が設置できる条件があるか、また、他地域からの転入のときにも、入居しようとする住宅が水洗トイレであるかどうか、その住宅を借りるかどうかの判断基準になることもあります。水洗トイレの場合は、なおさら排水路の整備が必要です。排水路整備の計画を早急に住民に示していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、生活排水路の整備に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

本町の生活排水処理につきましては、現在下水道処理認可区域及び和田地区農業集落排水処理区域以外は、合併処理浄化槽での処理区域とし、生活雑排水処理を目的とした合併処理浄化槽の設置に当たっては、補助制度を設け推進、支援をしております。

合併処理浄化槽における汚水処理機能は、下水道の処理場からの放流水とほぼ同程度に処理されたもので、水質汚濁の指標となるBODについては、一般的に一人1日当たり排出する生活雑排水のBOD27グラム、し尿が13グラム合せて40グラムのところが、合併処理浄化槽で処理すると4グラムとなり、現状よりはるかにきれいな汚水にして水路や河川に放流することができる施設であり、合併処理浄化槽を設置することにより、排水路の汚れは軽減化されると考えております。

現状の排水路では、合併処理浄化槽の設置ができないので整備をとの御質問につきましては、合併処理浄化槽の機能を御理解いただくことが重要と思っておりますが、その上で現状の公的排水路の勾配や損傷等の問題で住環境等に問題が生じているということであれば、現地の状況や財政状況を見て対応をしたいと考えております。

次に、排水路の整備計画についてのお尋ねであります。本町においては現在のところありませんし、計画の予定を持ち合わせておりません。新たに宅地造成や新築、改築等されるような場合は、公的排水路や在来排水路への接続排水路の整備は開発者の責でお願いすることが原則であり、その原則を曲げてまで整備を行うことは、財政的にも大きな負荷をかけることにもなり、折に触れて申し上げており、まだまだ厳しい財政改革の途上にあっては、困難でありますことを御理解をいただきたくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 合併浄化槽になれば、排水路が少々不備でも大丈夫だというような御答弁なんですけども、その地域が合併浄化槽全てになれば、それはよろしいですけども、そうとばかりはありません。それから、合併浄化槽にすれば水質はきれいになるので大丈夫だと言われても、住民の方たちは、それでもおいがするとか、いろいろ言われます。それで、どうしてもやっぱり生活排水路整備してほしいんだという切実な声があります。これは、私の住んでいる地域ではあるんですけども、会合を持つたびにこの問題が出てきます。

それで、以前、道路の舗装したときにも、これは建設課の担当でしたけども、排水路、これは、側溝と言ったらいいのか、排水路と言ったらいいのかわかりませんが、側溝が排水路の役割をしておりますので、ぜひ整備していただくようお願いしたんですけども、そのときも予算がないということで、抜本的な整備はしていただけませんでした。そして、今なお、そのままになっており、排水溝の掃除をするのも住民の方たちは困っておられます。

合併浄化槽つけたいけども、周りの方たちの声もあって、なかなか合併浄化槽設置もできない、早く何とかスムーズに水が流れる排水溝にしてほしいという切実な要望なのですが、それで公的排水路の勾配や損傷等の問題で、住環境に問題が生じている場合はというようなことがありますけども、これは、もう以前の要望出したときも、それはおわかりになっていると思うんです。それなのに今さら、いまだに手がつけられていないということで、もうとにかく早くやってほしいというのが住民の感情です。せめてきちっとした調査をしていただきたいと思いますと思うんですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 21年6月議会でもこういった質問を同町議さんからお受けしたことを記憶にございます。

合併浄化槽、先ほど町長が答弁しましたように、また、広く一般的にも現在の家庭で未処理のまま排水するよりは、はるかにきれいに流れるということは、町議さんも十分御承知のことと思いますし、そのために、国、町を挙げて合併処理浄化槽の推進に当たっているわけでございます。

今、においがするという分は、浄化槽の水がにおいがするというよりも、恐らく、今、生活雑排水未処理のまま流れるものが滞留したりしてにおいがするのではなかろうか、合併浄化槽にするとにおいがするというのは、これは、若干、放流口あたりでは、時期的、あるいは温度的なようなものである場合もあるというふうにも聞いておりますけども、年がら年中、合併浄化槽あるいは浄化槽の放流水がにおいがするというものではございません。

ただ、住民さんが懸念されているということに、トイレの処理した水が流れるということではありますが、これもある程度、基準を設けた施設で処理した水でございますので、現在の生活雑排水を流すよりもっときれいにした水であるということを十分御理解をいただいて、こぞって下水道、あるいは合併浄化槽に入るということは、なかなか今どき困難と思いますが、多くの方がそういった処理をしていただくことによって、周辺環境、河川水質もちろんのことではありますが、周辺環境もきれいになる。

ですから、青原地域でいくと、私もおりましたけれども、週に1回、月に何回も掃除をすることが軽減化をされてくるということもつながるのではなかろうかというふうに思いますので、そういった町としての機能のPR、こういったものが若干不足しとるということもありますので、今、単独浄化槽お持ちの方については、今まで公的機関での検査というのが、10人槽以下の方については少なかった、できなかったということもありますが、今、去年からそのようなことを通知しながら進めております。

なお、県におかれましては、今なお受検者が少ないので、促進をとということで広報に載せてほしいということもございますので、それを2月号に載せる計画でおります。それに合わせて合併浄化槽の機能、こういったものを再度載せて住民の方に御理解いただくようにしたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） ただいま議員さんが言われました現場についてでございます。もちろん当時のときの予算も関係もありましたが、たまたま道路側溝に家庭排水を流している、その側溝としての勾配が悪いのでということで、できれば勾配修正等考えて調査したわけですが、既に各家庭、めいめいに側溝に流すパイプの位置がばらばらで、勾配修正するには底のほうに出している方の排水パイプについて、全てまた敷設がえをしていただくとか、そういう負担も出てまいりますので、その現場につきましては、物理的に簡単にできないということで、個人の負担にもかかわってまいりますし、そういうことで、そのときは調査の段階で実施には至らなかったということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 今、建設課長のほうで言われましたけども、当時の予算の関係もあったけども、勾配を修正するには各家からの排水路が出ているところが底のほうであったりというようなことで、個人の負担が生じるというようなことで途中で、まあいえば話が立ち消えになったわけですけども、何かこれは抜本的な改修がなされないから、ますますこの難しい状況になっているのではないかなというふうに私は思うのです。早く、排水路と言えばいいのか、側溝と言えばいいのか、今、側溝がたまたま排水路になっているから、両方の建設課とそれから環境生活課との両方の担当の管轄になるわけなんですけども、その管轄はどちらでも、とにかく住民としては、生活雑排水並びに今水洗にされている単独槽ですか、それから合併浄化槽、そういうところから流れる水がスムーズに流れて行くように、そして快適な環境であるようにということが求められているわけです。

本当にこまめに掃除をされますけども、調査していただくとわかりますけど、溝の底がもうがたがたになっているわけなんです。滑らかならまだ掃除ができて、掃除も楽なんですけども、それも難しい。そして、そういうがたがたの状態では、生活雑排水もたまりがちで、すぐにおいがしてきたり、特に夏場はそのことが著しいというようなこともあります。住民の方としては、一日も早く直してほしいということなんです。

もし、その改修ができるとすれば、住民負担がどれぐらいになるのか、個人によっては負担していただければならないというふうに課長言われましたけど、それが幾らぐらいになるのか、そういう相談が実際にあったのかどうか、私は、そこの相談まではなかったような気がいたします。もっと具体的な話が出てくれば、住民もそれなりの考えを持つと思うんですけど、全くそういう状況がでてきませんので、本当にいつになったらこの溝の問題は解決されるのだろうか、排水路の問題は解決されるのだろうかという思いが日々しているわけです。ですので、何とかその方向性を示していただきたいというわけです。

計画を立てて出していただければ、いついつまで待てばこの問題が解決する、そして、もし今老朽化した家もありますので、そこの辺も処分されるということも起こるでしょうし、空き家もかなりあります。そうしたら、その空き家に対して、新しく家を求められてUIターンで、そこに住みたいというふうに希望出される方もあります。そういう人たちの見通しも立つわけなんですけども、こういうことを住民が求めることが無理なんでしょうか。

予算がない、予算がないと言われますけども、下水道の工事はどんどん今進んでおります。下水道がつかないところは、いつまで待たればいいんでしょうか。そういう思いが住民にはするわけです。ですから、ぜひとも計画を早く立てていただきたいと思っておりますけど、もう一度、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 私のほうからもう一度合併浄化槽の機能、いわゆる現在の水路に未処理のまま流されておられる水よりも、浄化槽から出される水は、はるかにきれいな水になる、だから水路が悪いから合併浄化槽が設置できないというのは、住民さんのお考えですから、いろいろ考えあるかと思いますが、このところ御理解いただいて、だから水路が悪いからいいということではなくて、だからその水路でもてるようにするため、環境をよくするためには、合併浄化槽とかそういったものに積極的に加入いただくことによって、さらに住環境、周辺住環境もよくなるんですよということを御理解いただきたい。そのことが、まず最優先ですということでございますので、合併浄化槽、水路がなかったら、悪いから合併浄化槽入られないということを常に議員さんおっしゃいますけれども、そうじゃなくて、反対のほうに御理解いただけたら、もっとスムーズに行くのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 合併浄化槽はきれいな水になるということは、私も十分理解しております。私の家も合併浄化槽にかえましたので、本当に水の汚れはその分、少なくなっていますのでそれはわかります。

だから、それはそれとして、こうですよと言っても、やっぱり住民は納得できない部分があるようです。広報にもっと努められるという努力がされていないというふうに私は思います。その努力と同時に、やはり溝を直してほしいというのは、住民の要望です。ですから、私が合併浄化槽が溝が不備なために進まないということを言いましたけども、実際、溝が不備だから合併浄化槽がつけられないという事実が起きましたので、これを言うわけでして、私自身、理論的には課長が言われたことと同じように考えてはおりますけども、そうとばかりはいかないという、理屈ではいかないという部分がありますので、やはり検討をしていただきたいというふうに思います。

言いますけども、私も合併浄化槽にすればきれいな水が出るということは理解いたしております。公共下水道と同じように下水道がつかない地域での排水路の整備を、とにかく計画を立てて計画的に進めてほしいという住民の強い要望をぜひともお聞きいただき、早く計画を立てていただきたいというふうに思います。

それでは、次の新年度福祉施策について質問いたします。

ここ二、三年、新年度の予算案の中に、福祉関係での新しい施策が盛り込まれ、予算計上されてきました。中には、他町村に先んじている施策もあり、誇れるところです。町民にとっては、命や暮らしにかかわることであり、関心は高く、要望も多いのが福祉施策です。新年度予算について、既に検討が始まっていると思いますが、福祉関係での新しい施策が盛り込まれる予定があるのでしょうか。

2番目ですが、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種や、子供のインフルエンザワクチン接種など、任意の予防接種に対する助成などを増額することによって接種を受けやすくな

ります。これまでの施策の見直しを検討される予定はありませんか。高齢者が肺炎で亡くなる例が多くなってきています。また、子供が多い家庭では、インフルエンザの予防接種代の捻出も大変です。そのために接種をしないで、かえって医療費が多くかかるというようなこともありますので、ぜひ見直しを検討していただきたいと思います。

次に、生活保護についてです。

生活保護受給者が近年ふえており、保護費が大幅にふえていることもあり、受給者に対して全国的に厳しい批判が起こっています。これは、受給者の責任ではないと思います。病気や就職難など、社会情勢を反映してやむを得ず受給している人がほとんどです。受給事務に当たって、不正受給を見逃すことがあってはならないのはもちろんですが、それぞれの受給者の状況をしっかり把握し、精神的に追い込むことのないよう配慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、新年度福祉施策に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

津和野町は御承知のとおり、高齢者比率が43%を超えてまいりました。高齢者の皆様の初め障がい者の皆様、さらには全ての町民の皆様が安全・安心で心安らかに生活をしていただくために福祉施策は重要であり、また他市町村にない取り組みは定住促進にもつながることから、過去二、三年においても、さまざまな新規事業を行ってきたところであります。

平成25年度の新年度予算においても、こうした観点から現在検討を行っている最中ではありますが、現時点では内部協議の段階であり、具体的なところでは、この場にお示しをする状況ではありませんので、御理解をいただきたいと思っております。

予算編成に当たっては、福祉部門に限らず、産業部門や教育部門など、全課について事前協議を行い、町長である私と共通認識に立ちながら、町が元気になっていくような積極的な事業提案を課ごとに指示を出しているところであり、今後、提案された事業について、全体的な財政状況も鑑みながら査定を行い、決定をしてみたいと思っております。

続いて、ちょっと順番が逆になりまして恐縮ではありますが、三つ目の御質問であります生活保護につきましては、経済的な支援と自立の助長がその目的として規定されており、昨今は国の方針といたしましても福祉から就労の考えのもとで、就労が可能な受給者につきましては、職業安定所等と連携して積極的な就労支援を行うように指導がなされているところでございます。

こうした方針のもとで本町におきましても、自立に向けた支援・指導を行っているところでございますが、支援の基本となる就労可能の判断につきましては、受給者の主治医訪問による病状把握、福祉事務所が委託する嘱託医への協議等、医学的な見解をもと

に福祉事務所として総合的な判断のもと決定しており、福祉事務所のみによる独断的な判断とならないように定められております。

就労が可能と判断された場合で、個人の能力、状況等に応じてフルタイムの就労からパート、作業通所まで福祉事務所が支援する就労形態は一律ではなく、さらに就労に至らない方にとっては、適切な就労活動を行うように求められている場合もございます。

また、病状等の把握に基づき、介護、年金等の他法による支援が必要な場合には、保健師、包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関とも連携しながらその支援に努めているところでございます。

しかしながら、一方で受給者には福祉事務所の指導、指示に従う義務があり、正当な理由がなく指導等に従わない場合には、法の趣旨や公平性の原則を保つために文書による指導や保護の停止、廃止が行われることについても御理解をいただきたいとお願いたします。

続いて二つ目の御質問に戻りまして、各種予防接種に関することでもありますけれども、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種は、平成23年9月より満70歳以上の者及び満60歳から満69歳未満で、身体障がい者の内部障がいに該当するものを対象に2,000円の助成を行っておりますが、今年度からは、対象年齢を満70歳以上から満65歳以上に引き下げ、対象者の拡大を図っているところであります。

また、インフルエンザワクチン予防接種についても、これまで65歳以上の高齢者を対象に1,500円の助成を行っておりますが、今年度より新たに、生後6カ月から19歳未満の子供を対象に予防接種を開始し、1,500円の助成を行っているところであります。

現在、このほかにも各種予防接種の取り組みと助成を実施しており、今後も新たな予防接種の必要性や助成等について検討してまいりたいと考えてはおりますが、まだまだ厳しい財政状況下、今後の歳入減を予測する中で、経常経費化をする助成事業等については、特に慎重に検討を行う必要があると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 2番目の現在行われているワクチン等の助成の増額についてですけれども、たまたま私、昨年、高齢者の肺炎球菌ワクチンを受けたんですけども、ちょっとしたことで70歳に達していなかったということで、昨年度ですから助成は受けられませんでした。7,000円を払ったんですが、7,000円というのは非常にこれは大きい負担だなというふうに感じました。

今年から65歳以上2,000円の負担ですので、接種を受けるにしても、助成があるにしても5,000円の持ち出しをしなければ受けられないということなんですね。そうすると年金生活者にとって5,000円の負担というのは、非常に重い負担になるというふうに思います。御夫婦の場合、1万円になります。

このワクチンは、5年効用があるということですので、5年に一度受ければよいということではありますけども、そのとき受けようというときに1万円の出費が要するということになれば、なかなか受けに行けないという事情が生じてくると思います。

それから、子供のインフルエンザのワクチンについても、先ほども言いましたけども、子供さんが四人、五人とおられる場合は、小さい子供だけやっておこうというようなことが起こったり、全員受けさせるためには、相当な額になるのでやめておこうというようなことが起こると思います。それで、やはり少額ではあっても、少しずつでも、毎年、助成がふえていくというようなことを検討していただきたいというふうに思います。

やはり津和野町が、今、特に子供の子育てに対する支援が進んできているということは、町内に住みたいという人をふやすということにもなります。若い人たちがここに移り住みたいというような、そういう福祉が実施されるということが大事だと思いますので、わずかでも助成がふえていくということも、大事な点ではないかなというふうに思いますが、この点、新年度の福祉施策、新しい福祉施策を検討されることにあわせて、これまでの助成をふやしていくことも考えていただきたいというふうに思いますが、この点もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 議員さん御指摘の内容につきましては、全町民にもれなく全額助成というのは、一番いいとは思いますが、町長も答弁しましたけども、財政等も見てやらないといけないということもありますし、昨年先ほどから出ておりますけども、高齢者ワクチンについては、前々年度からですか、9月から始めております。それから、インフルエンザワクチンにつきましても、ことしから子供インフルということで実施しております。

県内全部を見てみても、高齢者肺炎球菌につきましては、県内でも半分っていないような状況でございます。助成につきましては、それから、子供インフルにつきましても、管内はもちろん実施しておりませんが、県内でも美郷とうちぐらい、もう少しあるんかもしれませんが、今把握している内容では、二、三町村しかないということでありまして、町としてもそういった予防接種等については、できるだけ助成等していくということで実施してきておりますけれども、これも、昨年定住対策ということで実施してきておりますけれども、これを毎年毎年、それじゃあ助成額をふやしていくというような対応もなかなか財政難の折は難しいということで、今後も必要な内容等、予防接種等について接種回数とか、そういったことは検討はしてまいりたいと思いますけども、今のところまだ、先ほどのあれですが新年度につきましても、1月ぐらいに予算ヒアリング等ありますけど、内部協議は進めておりますけども、ちょっとなかなか厳しいんではないかというような状況でございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。



○議員（4番 竹内志津子君） 子供の医療費の無料化を初め、津和野町がこの福祉面に対してのいろんな施策を先んじて行われているということは、本当に住民としてはうれしいことですし、ますますこの点での御努力をお願いしたいと思います。

最後に、生活保護のことについて、お尋ねしたいんですけども、自立に向けた支援指導を行っているというふうに御答弁がありましたけども、具体的に就職に対する支援とは、具体的にはどういう支援をしておられるのでしょうか、この点を最後にお聞きしておきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 具体的には、ハローワーク等へ行っていただくことを中心にしておりますが、それに対しての支援といえますか、そうした形も含めてしております。

その確実にハローワークへ行って、職を探していただくというふうな形が当たり前なわけですが、なかなかそれができていないという場合には、指導という形になるわけですが、確実にそうした形を言っていただくということと、ハローワークとの連携はいつもとっておりますので、そうした方々が来られた場合には、就職の斡旋を積極的にしていただくようお願いもしておりますというふうな状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 今、通常の人でもなかなか就職するということが難しい、特に高校生、大学生なんかでも若い人たちの就職も難しい段階で、年度途中で職を失った人たちが、就職されるということは非常に難しいことだというふうに思います。

また、本人の適性もあって、どの仕事にもできるということでもないんだと思います。そういう面で、今生活保護を受けざるを得ないという方が多いだろうと思いますし、それから高齢者の中にもやはり年金が少なく、生活保護に頼らざるを得ないというような方あると思いますので、本当に福祉事務所としてこの点についてのいろんな御相談活動、大変だというふうに理解はしておりますけども、やはりお一人お一人の状況をしっかり把握された上で一日も早い自立ができて、生活保護のほうから生活保護受けなくてもよくなるような方向で、本当に御本人のお気持ちを十分に理解した上で援助していただきたいと思いますし、病気の場合は、これは本当にいたし方ないということもありますので、ぜひとも、そのことも本人追い込むことがないようにということをお願いして、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 以上で4番、竹内志津子君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序4、8番、青木克弥君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは通告に従いまして質問を行います。

今回、私はこの質問に当たりまして、さまざまなことを考えてまいりました。9月にこのことについての関連の質問をさせていただいております。つまり、町がいろいろな事業をし、いろいろな事柄を進めていく上で、それぞれ物事を検証し、評価をしていくということの大切さ、なかなかこれも言うことは言ってもできないこととございますけれども、3つの方法について、9月には説明をし、そして質問をいたしてまいりました。

現在、当町が置かれている現状につきましては、さまざまなところからいろいろな評価をいただいております。現在、今12月という段階を考えてみますと、来年度の予算を決定し、その方針を決めていく大事な時期であるというぐあいにも思います。そこで、今回はそういうことを決めていくその前に、そしたら一体今、町が置かれている現状の中で、どのようなことが人の動きを介して考えていかなければならないのかということについて、質問をしていきたいというぐあいに思います。

町長は就任以来、協働の町づくりということを大きなテーマとし、さまざまな取り組みをなされてまいりました。その方向性については、大いに賛同する一人とします。

しかし、その進めている段階の中で、町長は今年度につきましては、特に新しい取り組みを多くなされてまいりました。その一つは地域提案型助成事業を提案するとともに、その人的支援として職員の地域担当制でありますとか、あるいは地域おこし協力隊の導入とか、集落支援員等々のことを含めて人的なことをお考えになりました。そしてまた、一方では教育行政に当たりまして、一つの変革の兆しを見るために、国のほうから招聘をされた教育長を据えて、教育制度あるいは教育行政について、一定の変革を求めようという試みだろうというぐあいに思っております。

そこで、このような流れの中で、一体そのいろいろな人的な配置、それらがいわゆる本町の組織機構の中にどのような影響を与えているのか。それからまた、影響を与えるとともに地域住民にどのようなふうな周知をさせていき、その事業効果があったのかということは今検証し、来年度事業に結びつけなければならないというぐあいに考えているところでございます。

そういうような意味で、とりわけこの現状の反省と対策、それから次年度の政策の決定の時期で、今から質問しますことについてお答えをしていただきたいと思います。その一連の動きの中で、組織の見直しというのがあるんだろうというぐあいに思いますが、一つには、組織的に今年度、医療対策課を新設したいろいろな包括的な対策がとられておりますし、その一定の成果を大いに認めているところでございますけれども、そのようなことは大まかに大きな組織の改正の方向性の中で、一つの取り組みとして現れているというぐあいに認識しておるところでございますので、それらを踏まえて、今申しま

した新たな取り組みが現時点でどのような効果をもたらしているのか、その評価についてお答えをいただきたいと思ひます。

それらを踏まえて、今現在、第2次津和野町行政改革大綱の実施計画というものが推進をされておるわけですが、その中には、特に庁内組織の統廃合含めて定員管理の計画の見直しをしなければならぬ、そういうぐあいにしていきたいというぐあいに町長も述べられておる。そういうことでその点について、まず、お伺ひをしたと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、青木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

組織機構の見直しに関する御質問でございます。

これまでの組織マネジメントに対する評価についてであります。まず、津和野町地域担当職員制度につきましては、平成24年9月1日付で59名の職員を任命いたしました。今回任命いたしました地域担当職員は平成24年9月1日から平成26年3月31日までを任期として、各まちづくり委員会に配置するものでございます。平成24年9月の任命以降、地域担当職員の取り組みについては、制度内容等の庁内研修会、先進自治体の取り組み研修会などを経て、現在、各まちづくり委員会において、集落計画書やまちづくり計画の作成に関する助言等を行っている状況です。9月から11月までの3カ月において、地域担当職員が行った地域での助言と活動に要した総時間数は463時間で、一人当たり平均約8時間となっております。

また、集落支援員につきましては、平成24年10月1日から平成25年3月31日までを任期として、現在、3名を配置し、まちづくり委員会単位で担当地域を定め、本庁舎2階の集落支援室において、集落計画の作成支援等を行っております。

集落支援員につきましては、現在まで自治会等が作成する23地域の集落計画書、まちづくり委員会が作成する5地域のまちづくり計画書、まちづくり委員会が作成する2地域の事業計画書の作成支援、自治会未結成地域の世帯主を対象としたまちづくりを担う新たな組織づくりに関する調査の集計等を行っております。地域担当職員、集落支援員による人的支援策を講じることで、まちづくり委員会の円滑な運営が図られ、設置目的である地域課題の解決が図られていくことが必要であると考えております。

現時点では、人的支援策が有効に機能していると考えておりますが、まちづくり委員会、地域担当職員、集落支援員の3者間において、かかわり方、活用等に関し、地域間でばらつきも見られるところでございます。次年度に向けた取り組みとして、未来づくり協働会議や地域担当職員連絡会議を開催し、会議での意見等を踏まえた、より有効的な人的支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊については総務省の制度を活用したものでありますが、今年度より、商工観光課1名、農林課2名、町長付として営業課へ大学生4名を雇用し、それぞれが本町のまちづくりに資する業務に従事してくれております。

当制度は、人件費とともに事業費についても国から特別交付税の手当てがいただける有利な制度であります。本町においては、職員数の減少に伴い、人的な問題から着手できないまちづくりの課題が残されていることから、こうした課題の解決に精力的に取り組むためにも、今後も積極的に当制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、本町では地域医療と介護の連携を図り、住民一人一人のニーズに答えた、切れ目のない医療・介護サービスを提供し、安心して過ごしていただける体制を目指すために、平成24年6月1日に津和野共存病院1階へ医療対策課を新設し、約6カ月が経過したところであります。津和野共存病院内に医療対策課を設置した効果としては、行政と医療機関の情報の共有化がこれまで以上に進み、それぞれの役割分担も明確化し、連携の強化が進んでおります。具体的には次のとおりでございます。

一番目として、日々の事務指示、報告、連絡、相談がタイムリーにできることにより、日報の授受、事業収支状況、調査等事務的な業務がスムーズとなり、医療法人内の検討、協議事項の相談が的確に行え、意思疎通を図っております。

二つ目として、外来や往診等の業務により、これまでは院外での会議等に参加されることが困難でありましたが、医師との連絡調整がより可能となり、保健師や地域包括支援センターとのカンファレンス、連絡会議などを定期的に行うことができるようになりました。

三つ目として、外来受診時や入院中に在宅生活への不安、また日常生活上の困難事例に対して、退院支援担当者や相談員を通じて、早期に地域包括支援センターで相談に応じることができます。このことは、高齢者の方が津和野共存病院内において相談できることで、より早く的確な援助を受けられる状況となりました。

四つ目として、医療法人橘井堂が、医療だけでなく予防事業へも相互情報提供や個別患者へのかかわりを持っていただけることで、地域包括支援センターで実施している介護予防事業等がこれまで以上の効果及び津和野町全体の健康保持増進につながると思っております。今後はさらなる連携を深めるとともに、現在の情報共有化を図っていくことが必要であると考えております。

最後に、組織の統廃合と定員管理計画の見直しについては、現在、庁内組織である行財改革推進本部会議において、来年度からの組織機構への反映を行うことを目標に検討を行っているところであります。

組織機構については、平成22年度を初めとして、今日まで行ってきた組織改革の検証を行うとともに、限りある職員を効率的に配置しながら、定住対策など、現在本町が抱えている喫緊の行政課題を解決するための機能的な組織づくりを行うことを重点に置き、見直しを進めております。

職員の定員管理計画につきましては、新町建設計画を基に平成19年度に策定した定員管理計画に基づき、職員数の適正化を図ってまいりました。平成24年4月1日現在の職員数は138名で、平成17年度合併前の職員数157名と比較して19名を削減しており、計画では平成26年4月1日目標職員数を135名としているところでございます。

一方、この間、福祉事務所、地域包括支援センター、農業担い手支援センター、医療対策室等を設置するなど、権限委譲に伴う体制の整備や喫緊の行政課題に対応するための人材が新たに必要となる事態が生じております。

こうした背景において、今後の職員の定員管理につきましては、基本的には平成19年度に策定した定員管理計画に基づき実施するものと考えておりますが、これまで実施した権限委譲に伴う体制の整備や、喫緊の行政課題に対応するための組織機構の見直しに要した職員数等を考慮した上で、組織機構が有効に機能するよう、定員管理計画の見直しを図ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ただいま答弁をいただいた中で、それぞれの地域担当制でありますとか、そういうことに集落支援員の働きでありますとか、そういうことの働きぐあいについては、今御答弁あったとおりであろうというぐあいに思いますが、それらが、今最初に質問をいたしましたように、その本庁の組織の中でどのようにその組織間、いわゆる職員間で認知されているのか、そのようなことが、私から見れば少し足りないのではないかというぐあいに思っております。

その人の動きをことさら今お尋ねしたのは、合併以来いろいろな問題があることはそのとおりでらうと思っておりますが、例えば、嘱託員の制度でありますとか、あるいは臨時職員位置づけでありますとか、あるいは給料表の運用につきましては格付けの問題でありますとか、さまざまな取り組みがなされておりますけれども、私はその職員間にさまざまな問題が発生しているのではないかとこのぐあいに思っておるところでございます。それらを町長としてどのように把握されているのかということをもう一つお尋ねしておきたいと思っております。

聞くところによりますと、若干の職員の方が退職前に辞められるような意向を示されているというぐあいにも聞いてございますが、そのようなことを聞いたときに、一体、町の中はうまくいってるんだろうかというような疑念を描くわけでございます。そういうことがつまりは、影響として、住民に対する行政の中に影響してまいるというぐあいに思うわけでございます。

いろいろ組織のことについては、今までもさまざまな質問をしてまいりましたけれども、組織があって人があるのではなくて、人があって組織があるというような考えのもとに、組織というのは構成されなければならないというぐあいに思いますが、その組織についても、今、具体的にどのような方向性にするというような説明がございませんで

した。例えば、何かを一つにするとか、あるいは一課の人数をこのぐらいにするんだとかというような具体的なお答えが全く見当たりません。私は、町長が新しい課を三つに分けられたときにも申し上げましたように、課が小さくなればなるほど事業は錯綜してわかりにくくなってまいりますし、命令系統もはっきりしなくなりますし、ましてや町民の方にはわかりにくくなってまいります。したがって、俗な言葉で言いますと、上に立つ者の数を減らし兵隊の数をふやすということが大切だというぐあいに思うわけですが、その辺について町長のお考えをもう一度お伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 質問の具体的なところまではかりかねましたので、的確なお答えになるかわかりませんが、まず、いろんな人的なところで改革をやってきました、その辺のいろんな実情あるいは課題等を町長がどういうふうに把握しているかということをございますけれども、これについては、私なりに日々の業務を動かす、そしていろんな事業を進めていく中での、例えば、必ず稟議が上がり、また復命書が上がってまいりますので、そうしたものをしっかりと見ながら人的なことも含めて、どういふふうに現状があるのかということは把握をしているつもりであります。

また、月1回庁議等も行っておりますので、現在では庁議の中でも、各課がそれぞれの課題やいろんな動きというのを、必ず全ての課が一つずつの課ごとにそういう報告をしてくれております。そうした中での把握ということにも努めている次第であります。

また、そうした一つ一つの、私自身というか組織としてのいろんな、先ほど御説明した動きを当然、職員に徹底をしているかということでもありますけれども、例えば、地域担当職員という問題につきましては、まずことは59名を任命しておりますけれども、それを任命する前に全ての全職員を対象に、この地域担当制度というのはどういうものであるのか、あるいはまちづくり委員会、どういうものをつくろうとしているのか、地域提案型助成事業はどのようなものなのか、さらには私が進めようとしております協働のまちづくりとはどういう考え方なのかということをお全職員を対象に何度か研修会等を行ってきた。そういう中で徹底をし、そして今年度はそのうちの59名をこの任期の中で配置をしているという次第でもありますし、また、彼らの任期が終わりましたら、今度は別の職員を地域担当職員として配置をしていきながら、全職員にこの考え方を浸透していこうと、そういう進め方をしているというような状況でもございます。

早期退職が多いということが、何か私自身のやり方に問題があるという、そういう何かニュアンスの中で御質問されたというふうに私は受けとめましたけれども、もしかしたらそういう部分が当然あるかもしれませんが、これについては一人一人の職員の考え方の中で、我々も制度として職員の早期退職についての奨励制度と申しますか、そういう制度も整えている中での個人個人の考え方の中で、それに申し込まれたものであるわけですので、それについて、私自身がどうこうということではありません。私は今与えられたこの職員をしっかりと効率的に配置をして、そして能力をしっかりと発揮して

もらえる、そういう中でこのまちづくりをしていくというのが責任であろうかというふうにも考えているところであります。

それから、組織改革等で、例えば、何かを何かにするというような具体的なところが見えないということではありますが、当然腹案は持っておるわけでありまして、それを先ほどもお答えをしましたように、現在、行財政改革推進本部会議、ここで検討している最中だということでもあります。この進め方というのは、組織機構は当然、リーダーシップも発揮していかなければなりませんけれども、先ほど議員からも御指摘をいただいているように、トップダウンだけでもいけないという思いの中で、より広く職員というか、課長クラスになりますけれども、意見を反映した中で次の組織改革も進めていきたい、そういうところで、現在、このやり方をやっているという状況であります。具体的には幹事会というのが推進本部会議の中にあります。これは副町長以下庁議クラスのメンバー幾人かが参加をして構成しておる会議でありますけれども、そこに私自身、まず副町長にこういう課とこういう課をこうひっつけたらどうか、あるいはこの課とこの課をひっつけたらどうか、そういう腹案というものを副町長に伝えております。それをもって、副町長とまた一緒に幹事会の中でこの私自身の腹案について、是非等についてたたいていただくと、検討してもらおうと、そういう中でまた推進本部会議でも、全体でも今後の組織機構のあり方を導き出して、最終的には私の判断で組織機構を変えていくと、そういう決定をしていきたいというところであります。ですので、現在は検討段階でありますので、この段階でこの課とこの課というような具体的な案についてはお示しをできないわけでありまして、この点については御理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、町長の感じ方と若干私の言ったことがずれているように受けるわけですが、決して町長のやり方が悪いからという批判の、そういうような矛先を向けたわけではありません。人の動きというのはそれぞれいろいろな動きがあるわけで、それはそれとして認めなければいけないわけですが、一般的な現象としてそういうことが起こることに対しての感性というのは非常に大事だというぐあいに思うわけですが、そういった意味で申し上げましたので、誤解があればお許しを願いたいと思っておりますけれども、ここで町長にいろいろなことを申し上げて、町長のお考えを聞き出すということも大切だろうとは思いますが、くしくもことし、鷗外150周年記念事業が今年度で終わりますけれども、そのことについて我々も実行委員のひとりとしていろいろな取り組みを参加してまいりました。このことが町長の感じの中に、答えるかどうかは別にいたしまして、私は今言ったことの中で、森鷗外が33回忌のときに、森鷗外死んでからですね、観潮楼のところに詩碑を建てられました。沙羅の木という詩がはめ込んでございます。それを近年、ことさらに今強く感じているところでございますが、その沙羅の木の最後

の行でございますけれども、沙羅の木の花が根府川石に落ちるわけでございますが、その最後のところに「ありとしも青葉がくれに見えざりしさらの木の花」ということで閉めてあるわけです。このことを町長にいろいろなことを言うつもりはございませんが、そんな感性の中で私は今起きている現状を見させていただきました。それは町長が今、私が言ったことをどう捉えるかということはお任せをしたいというぐあいに思います。

次に、組織のことでございますけれども、今検討中であるということでございますが、もう一つ突っ込んでお伺いをいたしますが、この課を統合してどうのということじゃなくて、例えば、今の課が少し減らしたいとか、その方向だとか、あるいは今のままの課でいきたいのだとか、そういうようなことをお答えにはならないのか、今答えられないとしたら方向も何も決まってないということになるかと思いますが、恐らく町長の中には、例えばある程度の課を統合して、一つの課にしたいとか、そういうような考えはあろうというぐあいに思いますが、その辺のことはどういうぐあいに考えですか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 再度のお尋ねでもありますので、まだ本当に腹案、腹案というか検討段階という、そういう前提で聞いていただきたいというふうにも思うわけがあります。

そういう中で私の腹案として、現在副町長のほうに伝えているその具体例としましては、例えば、商工観光課と農林課という課があります。こうした中で、これらはそれぞれ農林系と商工観光系の役割があるわけでありまして、一方で特産品販売あるいは新しい特産品の開発、そうしたもので今まで地産都消という考えの中から、いろんな都市部へ商品売り込みをしたときに、同じ連携をしていくという仕事が非常に多くなってきております。あわせて地域ブランドをつくっていく、津和野ブランドをつくっていく、これはやはり農林系も商工観光系も一緒でありまして、そうした中でまた2次産業、3次産業、6次産業化が出てくると、そういう状況にもあります。

また、農林業の農産物等を一生懸命売っていくという意味には、津和野町を訪れてくださる観光客の皆様というのは非常に重要な市場でありまして、そういう面からも観光と農林業の連携というのは非常に密接になってくるだろう、今後を考えたときに。そうしたときに、現在の農林課と商工観光課というのがやはり二つの課になっているのが本当にふさわしいのかどうかということ、そこにまさにトップ、その課の頭であります課長が一人で両方の動きを掌握しておくということが大切じゃないだろうか、そういう腹案の中で、本当にこれが進んでいくのかどうかというのを検討してもらいたいというふうに思っております。

あるいは、医療対策課、今回つくったわけでありまして、これは健康保険課から分かれて、中の医療対策室と地域包括支援センターが医療対策課ということになったわけで



あります。そうした中で、今後は、健康保険課が残っているということ、それからやはり保健師さん等の業務等も考えましたときに、福祉事務所の関係と非常にやっていくことが重複するところが出てきているという状況でもございまして、こうしたことを考えたときに、健康保険課と福祉事務所を一つにするということも選択肢の一つではないだろうか、そういう考えを思っております。ただ、その中には、例えば、予防係を医療対策課のほうに移して、そしてその連携をもっと強化していくとか、いろいろまだ具体的には検討していく部分もあるだろうということで、現在は検討に入っているという状況でございます。

それから、例えば、これも腹案の段階ではありますが、環境生活課と建設課、こういう事業系、ここの部分も非常に技師を有効的に回していくということについては、環境生活課と建設課、少ない人間を効率的に運用していくためには、これも選択肢の一つではないだろうかということを考えたりしている。ただ、これをやっておきますと、今、建設課と環境生活課、日原庁舎と津和野庁舎、分かれておりますので、住民サービスの問題から窓口をどういうふうに役割を負わしていくのか、そういう現実的な問題も出てまいりますので、この点についても検討が必要になってきているという状況であります。

それから、もう一つは、まちづくり政策課と営業課というようなところもあろうかと思っております。これらは課を細分してきたわけでありまして、まちづくり政策課というのはまさに地域提案型助成をつくってきたわけでありまして、あるいは行政評価制度も人事評価制度も、その仕組みというかそれをずっとつくってきました。まさに政策をする課であったわけでありまして、行政評価制度もそうでありまして、また地域提案型助成事業もそうでありまして、今年度から動くという、そういう実践の年になってきております。そうすると、もう3名の課ではなかなか人手が足りないという状況になります。

また、営業課のほうも、この3年の間にふるさと納税も非常に飛躍的にふやしてまいりました。ことしも、去年は大分ふえまして111件、110件を超える数であります。さらにことしは倍増という形で、ふるさと納税の実績が200を超えてきている、そういう状況でもありますし、あるいは水事業初め、さらには今までの営業活動の中で、いろんなネットワークを構築してきているという状況であります。また、このふるさと納税は今後のまちづくり委員会と地域提案型助成事業、ここにも私自身は財源としていくような、そういう連携の仕方をもっていきたいという思いもありますので、今後、来年度以降、動き方を考えたときに、このまちづくり政策課と営業課ということ、この二つの統合というのも選択肢の一つじゃないかと思っております。ただ、この点についてもまだまだ検討を加えていかなければなりませんし、それはもしかしたら大課制ということを考えますと、地域振興課も合わせての統合ということも検討していくことも考えられるかもしれないと、そういうような状況でありまして、そんな私自身のこれまでの腹の内を、現在、副町長に示し、そしてそれを行財政改革推進会議、本部会議の幹

事会等で、現在、検討してもらっているという状況で、繰り返しになりますが、その結果をもって最終的には、私が判断をしたいと思っておりますし、その上で来年の4月からやるものもあれば、もう少し時期をずらしてやるという結論を出すものもあるかもしれない、そんなような段階になっているという状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 若干方向性についてお話がございましたけれども、いろいろなことを副町長に話しているということでございました。そのことが、現在、この中枢を担っている課長、それぞれにきちんと行き通って、そこで忌憚のない議論ができる、そういうことが一番大事だろうというぐあいに思っております。

今、いろんなことを進めるにいたって、まちづくりのことについてもそうですが、さまざまな組織、さまざまな会議が想定されてございますが、できるだけ組織というのは少ないほうがいいわけでありますので、できるだけ屋上屋を重ねたような物の考え方には立ってほしくないというぐあいに思っております。その辺を十分に御検討願って、新しい方向性への検討をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思いません。

次の質問に移ります。次には教育のことについて、お尋ねをしたいというぐあいに思いますが、教育長につきましては本年、3月に赴任されましてから、本町の教育行政についていろいろな御感想をお持ちだろうというぐあいに思います。そしてまた、自分が置かれている立場は十分に認識の上で、今まさに何をしなければならないのかということについて多分確固たる御意見があるというぐあいに思いますので、ぜひともその点についてお伺いをしておきたいと思いません。

一つには、現在どのような町の教育行政について御感想をお持ちなのか、それが第1点。

2番目には、24年の3月に教育ビジョンというのを策定いたしました。それが教育の根幹になろうというぐあいに思いますが、それは当然、教育長としていろいろ御検討なさっているというぐあいに思いますが、今現在でお考えになっている教育ビジョンの中で重点的にどの部分について進めていくべきかというぐあいにお考えなのか、それが2点目。

それから津和野町につきましては、非常に小さい町でありながら、文化財がかなりございます。この文化財は教育的にも非常に大きな役割を示しておりますし、それから観光立町であります津和野町の観光資源といたしましても、大変な役割をしているというぐあいに思っているところでございますが、そのような中で、この文化財を基本的にどういうぐあいに保護していくのか、その辺のお考えがお聞きをしたいというぐあいに思いません。

それから、教育でございますのでいろいろな点があるわけでございますが、特に現在俎上に上がっている津和野高校の再編問題がございまして、これについては、いろいろ今

までも一般質問の中でも取り上げられてございますけれども、教育長がはたからこの津和野町に、あるいは島根県においでになりましてから、この統合、再編、そういう俎上にあるこの津和野高校の存続について、存続は要らないよとは考えにないとは思いますが、そしたらどのような対策が必要なのかということをお伺いをしたいというぐあいに思います。

私は、この教育というのは全ての根幹にあるというぐあいに思っております。いろいろな物事の成り立ちは教育そのものから始まるんだというような認識を持っておるところでございます。そういった意味で、今申し上げましたさまざまな点について教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、教育行政の御質問についてお答えいたします。

津和野町の教育行政に携わってみて、幅が広く、奥が深いという感想を持っております。津和野町教育ビジョンでは、学校教育、社会教育、文化振興ごとに具体的な目標や取り組みを示しております。何を最重点として取り組むべきかを絞ることは難しいことでございます。

学校教育であれば副読本の作成や教員のICT活用など、今年度から行っている物もございまして、今後事業を行うに当たり、学校教育と社会教育を組み合わせで行ったり、社会教育と文化振興を組み合わせで行ったりすることで、効果的になるものもございまして。例えば、アウトメディアに関する取り組みは、早寝早起き朝御飯など子供の生活リズムを整え、読書や家庭で学習する習慣をつけることや体力づくりにもつながります。このような、効果的、効率的な取り組みをふやしていきたいと考えます。

また、教育委員会事務局の人員にも限りがございますので、平成24年度で終わる事業は何か、これまで長年継続している事業のうち、整理、統合の点から見直せるものはないか、その上で予算要求もあわせ、平成25年以降の計画をしっかりと立てて着実に実施することが最も重要なことと考えます。

文化財保護についてですが、津和野町は数多くの文化財を有しておりますので、その指定、保存、管理、活用に努めなければならないと考えます。その際、指定のための手続きを速やかに進めることや、保存、管理するための補助金の活用など、工夫すべきところは最大限の努力をして、守り続けることが大切であると考えます。現在、重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指し、作業を進めているところでございますが、町並みを整え保存する姿勢が訪れる方々には視覚的にとらえられますので、あわせて津和野町全体で広報を行えば、これまで以上に町のPRにもつながるのではないかと考えております。

津和野高校の存続については、在学する生徒の満足度を高めることと生徒募集の強化が重要ではないかと考えます。例えば、コーディネーターを配置し、そのコーディネー

ターと高校教員が協力し、生徒の進学、就職希望に合わせた進路指導の徹底や、同窓会支部と連携した生徒募集の実施などの工夫が考えられます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、続いて質問をいたします。

教育ビジョンにかかわることのお答えの中で、平成24年度で終わる事業は何か、これまで継続した事業といったもののうちを整理、統合から見直せるものは見直してということで説明がございましたけれども、もちろん町の教育ビジョンにはさまざまな具体策が示されてございます。それをなかなか絞るというのは確かに困難だろうというぐあいに思いますが、中で今、質問しているのは、教育長として私はこれをやりたいというそのものがなければならないというぐあいに思っております。それがつまり、24年度で終わらせる事業は何かとか、25年に続ける予算の伴うものは何かということにつながるだろうというぐあいに思いますが、その具体的なことについてお示しを願いたいと思います。

文化財につきましては、つまり守り続けることが大切だという認識だというぐあいに聞いたわけでございますけど、私は文化財もさまざまな文化財があつて、それを守り続けることだけがいいのか、あるいはそれをある一定の基準の中で取捨選択をしながらやっていかなければならないのか、その辺のことが最もこれからは重要だろうというぐあいに思っておるわけでございます。ただ単に、守り続けることは非常に難しいことだろうというぐあいに思いますし、できないことだというぐあいに思います。例えば、今問題になっております津和野の石垣の、城趾のですね、問題でありますとか、教育ビジョンの中にも現状の課題として示してあります殿町にあります養老館が斜めになっている問題でありますとか、本当に守り続けるということになりますと、それぞれを皆、守らなければいけないわけでありまして。だから、その辺についてのある程度の一定の考えをまとめていかなければならないというぐあいに思っているんですが、その辺についてはどういうぐあいにお考えでありましょうか。

津和野高校の問題につきましては、例えば、コーディネーターをというお話がございましたが、基本的には高校の問題はつまりは地域の問題でもありますし、言うなれば保育園から中学校までそれらをトータルしたものの考えの上に津和野高校があるというぐあいに思うわけでありまして。それらに対して具体的な施策をとるとすれば、教育長として、どのようにお考えになっているのか、幅広い知識の中でお考えがあらうかというぐあいに思いますので、もう一度お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） まずは教育ビジョンの中で、どこをということでございますが、どうしても学校教育が東京にいたときの私の携わっていた仕事でございますので、それは私の一番こちらに来て何かを発揮できるのであればそういう部分だと思っております。小学校、中学校、高校にも絡むところでございますけれども、ふるさと

教育のところについては小、中学校はかなりやっていると。高校も実は町の職員などを呼んだりして、そういうところをことは少し取り組み始めております。どうしてもふるさと教育については、早い段階のほうでしっかり学ぶほうがいいのだろうと思っておりますし、逆にキャリア教育ですね、働くことについては小学校よりは中学校、中学校よりは高校生のほうがそういう面を強めて勉強していただいたほうがいいかと思っております。津和野高校のほうにコーディネーターをとというのは、高校生の段階で自分の進路をきちんと考えて自分の人生をちゃんと生きてもらうためには、進学する者であっても就職する者であってもプラスになるような体験をしていただいきたいなと思うことがありますが、中学生でも相当なる職場体験を行っておりますので、ぜひ、どの中学校でどういうところに生徒さんが行ったというようなことをきちんと上の学校種のほうにつなげていくような、あるいは町内、同じ町内の中で同じように職場体験に協力していただいている企業や地域の方々がいらっしゃる場合は小中高ばらばらと行かずに、まとめて体験のお願いをするという、それだけでも学校種、小中高の連携というのは町民の皆様方に御理解いただけますし、同じ教育をするにも窓口等が一つであれば、さらに協力しやすい部分が出てくるのではないかとこのころが私が考えているところであり、なるべく早くやっていきたいなと思うところでございます。

それから、文化財のところでございますが、本当に津和野町はたくさんございますし、それをかかわっていらっしゃる方、町民も相当なる数の方がいらっしゃいます。それぞれの価値観で、またかかわった年数なり、生まれたときからあったもの、それからそれよりも前からあったもの、それを必死で守ってくださる方々一人一人の思いを考えますと、ビジョンに載っているもののどれが大事というようなことはなかなか申し上げにくいです。それで、もしできるとすれば一定の基準と申し上げますけれども、それはなかなかそういうことができないというようなことで御理解を求めることがあるにしても、ビジョンに載っているものをきっちりやはり守っていくという姿勢で、守っていく先に難しい点があった場合には御相談なり御理解ということは考えられますけれども、この津和野町に来た以上は、きちんとやはりあるものは守るという姿勢を貫かせていただければと思っております。

高校につきましては先ほどのように、小中高の連携をしっかりとやっていくことが大事ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 教育長として非常に恐らくお答えにくいだろうというぐあいにも思いますが、しかし、はたから見ていると強力な変革の兆しというものを示されるということが、私は大切だと思っております。

町長が恐らく思いがあつて教育長を招聘された、思いの中にも私はそういうぐあいに思っているわけでありまして、教育長の強烈な思いをお示しになるということが非常に大事だというぐあいに思っております。もちろん、特に文化財等につきましてはさまざまな価値観がございますし、それぞれの受けとめ方がございます。しかし、それらを全部斟酌するということは当然、何の場合でも不可能でありますから、その辺についてはいろいろな事業を推進する上の説明をじっくりとしていくという、その姿勢がむしろ大事だというぐあいに思っております。

津和野町には、例えば、例を出して申し上げますと、山陰道がございますけれども、山陰道なんかはですね、なんかって言ったら語弊がありますが、あれが今更発見されたわけではありません。昔からずっと営々としてあつた。そして、あの山陰道の一部のところは、以前、田んぼの圃場整備がなされてございます。そのときは、たまたま圃場整備をするときには何も言わないで、圃場整備が済んでからしかも道がつくということ、初めて発見されて保護しないといけないというような議論が出ました。一体、それが本当にそれなりの文化財の保護行政なのかと言わざるを得ないと私は思っております。なぜかといいますと、山陰道に例をとって申し上げますと、あの一部の壊れたところ、いわゆる山口県寄りには立派な石畳が残ってございます。それらは現存としてあのままで保護できて、管理さえすればきちとしたあの山陰道の様相が保護されるわけであります。そういうことも含めて、今、例えば、一例を申し上げましたが、そういうことも含めてぜひ、現場を十分に踏破されながら、お考えになってほしいというぐあいに思っております。

それから、教育の問題につきましては、今、教育長もお話になりましたように、私は地域の教育力といったものをいかに活用して進めていくかというのが、今の連携の話もございましたが、非常に重要だろうというぐあいに思います。

一つは今のふるさと教育というようなお話もございましたが、そういうこともいわゆる地域の協力だろうというぐあいに思っておりますので、その辺についても、ぜひ具体的な推進策をお考えになっていただきたいというぐあいに思っております。

いろいろ申し上げましたが、教育ビジョンというのをせつかく町も2年を費やしなから、いろんな議論の中で成果物として発表いたしました。これをできるだけ早く具現化し、皆に周知をしながら盛り上げていくということが最も大事だろうというぐあいに思いますので、教育長としての強力なリーダーシップをお願いして質問を終わりたいと思います。

終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、8番、青木克弥君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後2時まで休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序5、9番、斎藤和巳君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 今回久しぶりに一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、定住、活性化対策についてでございます。この課題につきましては、全、本日お集まりの課長さん方に全て当てはまる内容ではございますけれども、その中で若干私なりに絞ってから質問させていただきたいと思うわけでございます。そうした中において、今から質問します。忌憚のない御意見等、また思いを述べさせていただきたいと思うわけでございます。

当町の財政状況は、この数年で役職員一体となり、町民の方々の協力によりまして改善が見られ、大変よくなっているわけでございます。合併当初からの基金残高に比べましても随分よくなりました。また、実質公債費比率にいたしましても随分改善されとるわけでございます。

そうした中におきまして、23年度基金残高は、一般会計で27億1,400万円、また、特別会計におきましては4億8,200万円、その他の基金も合わせまして合計で32億2,800万円という数字が、23年度末の決算で報告はされておるわけでございます。

一方、借金のほうでございまして、113億8,000万円あるわけでございます。町民1人当たりの負担額は153万9,000円であります。決してその数字が低いわけではございませんけれども、今までの役場職員一体となってこれだけの基金残高ができたということに対しては大変敬意を表するところであります。

実質公債費比率におきましても、ピーク時は22から23%あったわけですが、これも17.2%と、当初目標でありました18%以下に持ってくという目標はこれで達成されているのではないかと思います、私なりにはこの数字を見ます限り、安定した町財政運営に移行していると、そのような感じを持っているところであります。

しかし、そういった中におきまして、町民が大幅に減少しているわけでございます。島根県下の減少率も津和野町が一番と、一番が何でもいいちゅうわけではないんですけど悪い方の一番でございまして、その点の歯どめをかけなくちゃいけないというような思いから、特に私は定住対策と活性化対策について今町として真っ先に取り組まなければいけない最重要課題だろうと、このように思っているわけでございます。

そこで、私は、当町といたしまして、この定住対策に大きな予算を、思い切った予算を投入していただいて、この定住のための課題を解決していただいて、減少率のものを横ばいにするちゅうことはもう大変難しゅうございますけれども、せめて、下降数の角度を少しでも緩やかにやっていくちゅうことが、私は最重要課題と考えております。

そうすることによりまして、定住で人口が、減少率が少なくなり、ある程度人数を確保するちゅうことになりまして、私は、今商工会のほうで、商店でシャッター通り価格になっていると、地元の住民がだんだんいなくなったのでシャッターを閉めざるを得なくなったというような状況もあるのではないかと思います。

私は、津和野町全体を盛り上げるためには定住対策、これが一番だろうと、このように思っております。定住が多ければ、観光事業に携わる商店は別個にいたしまして、それ以外の商店の方々が商工会議所にはかなりおるわけでございます。そうした中におきまして、その人たちに、少しでも商売がやっているとということになると、どうしても枠の外の人間も多くおらなくてはいけないだろうという思いがしとるところでございます。

特に農林業に関しましては力を入れていきたいという思いがありますので、とりあえずこの最初の質問をさせていただきたいと思うわけでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、斎藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

定住、活性化対策に関する御質問でございます。

本町は、合併以来、財政再建を重要課題として取り組んできたところでありますが、財政再建を進める上での道しるべでもあった実質公債費比率については、その目標値であった18%以下を平成23年度において達成し、また御指摘のとおり、基金残高も順調に積み増しをしてきているところであります。

しかしながら、この事実をもって本町の財政は安定的な状況になったとの楽観は到底許されるものではなく、合併特例の期限切れや人口減少に伴う交付税の今後の減少を予測し、実質公債費比率の次なる目標値として15%以下を定め、財政改革の歩みをとどめることのないよう来年度予算編成においても枠配分方式を採用し、徹底を図っているところでございます。

一方で、島根県が先ごろ発表されたデータによりまして、本町の65歳以上人口の全人口に占める割合は43.4%との高い数値を示しております。そのことは、若年層人口の割合の低さを意味するものでもあり、実際に本町の15歳未満人口の全人口に占める割合は8.6%と県内の自治体では2番目に低い数値となっております。

若年層の割合の低さは活力ある町を形成する上で重大なハンディとなるものであることから、御指摘のとおり定住対策が重要であり、今後は関連した事業への投資と財政改革とのバランスをとった町政運営をこれまで以上に心がけていかなければならないと考えております。

定住対策と申しましても、その対策は住環境や子育て環境の整備など多岐にわたっており、それら一つ一つを積み上げて効果が生まれてくると思いますが、御指摘の農林業、



商業、建設業をは初めとする産業の振興策は非常に重要であり、これまでも、御承知のとおり継続、新規合せ数多くの関連事業を行ってきております。

今後早急にすべき事項とのことでありますが、いま一度これまでの事業を検証し、現在の課題を浮き彫りにして、その課題解決に向けた取り組みに対して重点的に新規予算を配分していくことだと思っております。

例えば、これまでの地産都商や地産地消の取り組みから、津和野町の農産物や特産品の商品力が全体としてまだまだ弱く、都市部の消費者や商品を扱う小売・流通業者に対して魅力的に伝わらず、販売量の増に結びついていない課題を認めております。いま一度足元を見詰め直し、安定的な出荷を行うための生産体制の構築や、安全でおいしい商品を生産するための技術力の向上、買ってみたいと思っただけのパッケージデザインの作成など、商品力のアップに重点を置いた対策が重要となっております。

また、観光においても、津和野観光の課題として通過型観光による滞在時間の短さと若年層の認知度の圧倒的な低さが指摘をされております。この課題解決のため、特に観光振興においてはつかさどる人材が重要となることから、現在観光協会が取り組んでおられるさまざまな改革への支援に力を入れているところであります。また、今年度より行っている I F J 事業についても、若年層の全国的な認知度を上げることを目的の一つとした取り組みであり、町財政に負担をかけない事業であるという観点からも、今後も積極的に活用してまいりたいと考えております。

観光協会の支援に力を入れている理由の一つには、当協会が着地型観光を開発、販売するための資格を今年度から有されたことに意義を認めていることも挙げられます。旧来からの津和野観光をさらに伸ばすという意義とともに、豊かな自然を活用した体験型観光を開発していただく可能性を認めており、このことはインストラクター、ガイドなどの新たな仕事を生み、それは定住を促す上で現実的な要件となる農業プラス林業プラスアルファのアルファ部分の実現を意味することに期待を寄せている次第であります。

このほかにもまだまだ申し上げたいことはたくさんありますが、時間の関係もありますので具体的なところを数例取り上げ、回答とさせていただきます。

最後に、さきにも述べましたように、産業振興にかかわる事業は継続、新規合わせこれまで数多く展開してきております。今後は、これらの事業を単発ではなく連携させ相乗的に効果を出していく視点も必要と考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 答弁をいただきました。その中において私は思い切った予算をとというようなことを申し上げたわけでございます。その中に町長の答弁によりますと、やはり、まだ貯金がこれでは足りない、17.2%では足りない、15%以下に持っていくということは、やはり町といたしましては40億以上の基金を持って安全な財政を持って事業を進めたいというような解釈されるわけでございます。

そうした中におきまして、私は、集落の維持がこのまんまでできないというような課題から最重点課題として定住策を持っていていただきたいというような思いがするわけでございます。

島大のある准教授の県下の集落状況の調査によりますと、限界集落の中で——今県下でも限界集落がどうのこうのちゅうのが大変浮き彫りになつとるわけでございますけれども——住民がいなくなった集落、あるいは住民が激減し集落維持ができなくなった集落は島根県下において西部地区が一番でございます。一番多く減少としては隣の地域である益田地区でございますけれども、先生の報告によりますと45集落が県下で一番少なくなったのが益田、その次に当町の津和野でございます、11集落があるというような報告がされとるわけでございますけれども、私はその報告を受けたとき、果たして先生が言つとるようにそれほどにはまだいってないんじゃないかというふうなわけです。ある程度集落機能ができなくなった集落は若干見受けられますけれども、集落の人がいなくなったという集落がないように、そのように受け止めとるわけでございます。

そうした中において、その集落を維持するためには、私が先ほど申しましたように定住策として思い切った予算を組んで、これ以上の集落機能が低下しない施策をとる必要があるというような思いからでございます。

いろんな形で、今まで、先ほどの町長の答弁にもありましたように、今まではいろんな予算を顔を見ながらできるだけのことをやっている、そのある程度の実績は認めるわけでございますけれども、その施策によって定住に歯どめがかかった言う事実は私としては残念ながら感じられない。そういう思いの中から農林業を主にやりたいわけであります。

私は、町長の中で三十数億の基金ではまだ足りないと言っておりますが、私はそれほどの基金があるんならば、今思い切って数億円単位の予算を計上してから定住策に取り組むべきじゃないかというような思いがしとるわけです。

今から人口がどんどん減っていくわけでございます。合併時におきましては、9,700人の津和野町の住民がおったわけでございます。合併後7年間たったわけでございますけれども、24年度末の人口は8,369人でございます——11月末です。7年間で約千四百数名の人口が減っているわけでございます。単純に計算しまして1年間に二百数名の方が減っているわけでございます。といいますと、もう今から10年たちますと、今現在の人口が8,639人おるわけですが、それが5,000人台になるのは目に浮かぶわけでございます。

5,000人台になったときに、財政がよくなったから今から活性化やりましようと言うたんではもう手おくれなんです。今現在投資して、いろんな模索をしながら予算を計上して定住策に歯どめをかけないと、おらんってからやりましようちゅうたんじゃ私は遅いと思いますので、ぜひともそれは真剣に取り組んでいただきたいというような思いがしとるわけでございます。

ましてや、昨日の選挙がありましたわけですが、津和野町の有権者数が約7,300人、その中で20歳以下、有権者となられる方1,070人おるわけですね。そうしますと、あとこの1,070人の方で一部の方は就労して津和野町に住所を置いとりますけども、約1,000人以上の方が果たして大きくなった場合に津和野町に残ってくれるだろうかというのを疑問を感じざるを得ない。

そうした中において、私はやはりその中には予算を大幅に計上しなくてはならないだろうというように思ってるわけでございます。いろんな質問の中においても、町としては地域おこし協力隊を観光課を初めとして、7名ばかりの人を制度資金にのっとり、いろんな形で今数字を出していると思うわけでございます。その人たちの成果を今後見守っていききたいと思うわけでございます。

まだいろんな施策の中において津和野町営バスにおきましても、やはり石見交通の路線廃止バスにおいて町営バスが全路線に入りました。その中において年寄りの方々等がそのバスを利用して大変よろしくなったというようなすばらしい成果もあるわけでございますけど、これまた充実していただきたいと思うわけでございます。

また、福祉関係におきましても医療対策課とかいろんな形において、医療の充実は、今まで同僚議員が充実して定住に結びつけ安心して住めるまちづくりをするためには医療の充実は欠かせないんだというような思いの中からそういうような質問をさせてもらっておりますので、その点に関しましてはその成果を十二分に今から見ていききたいと思っておるわけでございます。

そうした中におきまして、私は、農業分野においてしか今現在では、私は、定住策はないと思うわけでございます。昨日の選挙において自民党が圧勝しました。自民党が約、数年かけて100兆円ばかりの公共予算を組む、災害事業が主になると思うんですけども、その中において公共事業が若干望める状態になったのではないかというような思いが私はするので、その中の配分の中において当町の公共事業がどの程度予算されるかというのを大いに期待しておるわけでございますけども、残念ながら農林業に関しては、国の施策では、農林業は大事だからというような施策は講じとるんですけどもなかなか予算化されていない。

そういうことで、町、国、県の予算を待つとったんではいつまでたっても今までのような施策しか講じられないというのが私は今まで実感しております。私もいろんなこの一般質問の中において、国からの資金は資金でいただいて、それプラス町単の基金を崩してでもその人に援助すべきだろうというような思いをしとるわけでございます。

そうした中において、私は、1年半か2年前だと思えます、中堅農家を守るために町の予算を投入すべきではないかというような御意見を申しました。その中の答弁の中において、担い手農家の方はある程度制度資金を活用できる制度があるわけですが、残念ながら中堅農家、やはり2町から4町ばかりの耕作を維持している方、それらに対しては何のあれもないわけですね。そうした中において、町としてそういう者にどうい

形で支援できるかというような質問をしているんです。その中の答弁の中に、中堅農家の御意見を聞いて今後検討していただきたいというような答弁を、1年半か2年前だと思えますけどいただいとるわけでございます。その点に関しまして、その1年半以上たつとるわけですけども、もちろん検討されて意見も集約されとると思えますので、その中堅農家の方々の問題点、こういうことの要望点、そういうものがあれば十分把握しておると思えますので、その点に関しましてどのような意見交換の場で要望とかあったかというの、今回ぜひともお知らせ願いたいと思うわけでございます。

また、農業分野に入りますけども、その中におきましてやはりなごみの里、成果部等いろんな野菜組合を中心にしてかなりの数字が上がっておりますけども、だんだん高齢化によりまして出品作物が少なくなったというようなことをお聞きしております。今3,000万円ばかりあった農産物の出荷が、今現在どうなったかちゅうのは私定かでないんですけどもそういうようなことを耳にいたします。

やはり、農家を守るのはもちろん男の人も大事ですけども、主に御婦人の方がいろんな農産物をつくりそれに対して若干の自分の生活費、おかず代に充てるために農産物を出しとるわけでございます。せっかくつくった農産物が少しでもお金に還元されればという思いがあって農産加工品をなごみの里で売る、ましては日原の道の駅では、そういう加工品を売るというような形で当初の目的は施設的には達成しとるわけですけども、残念ながらだんだん年ごとにそういう出荷物が少なくなったということに対しまして、私はやはり農協の婦人部の方々、家である程度畑を持ってやってる方々に対して、そういう思い切った程度どういようなお困りですかと、出荷するためにはハウスが必要です。そのためには若干の援助もしていただきたいとかいような思いもあるわけですので、そういうような政策を今後やっていくべきだろうと、そのように思っております。

私が今回特にこの農業問題で声を大きくして申し上げたいのは、やはり組織、集落を守るためにはどうしても農地を守らなくてはいけないというような思いがあるわけです。各集落に1人ないし2人は必要だろうと思うわけでございます。このままでいくと集落機能はもうできなくなる、葬式をやろうにも周りは年寄りばかりで誰が私たちを送ってくれるんだろうかという声も随分聞くわけでございます。そのためにはやはり若い人が帰ってもらうため、またそして子供が大きくなってまた津和野に住んでいくためのものをやっていかなくてはならないと、このように思っております。

私は、やはりある程度の規模の予算を拡充し、各集落にハウスの1棟を、もし要望があればある程度建てさせてもらって、そのためにいろんな農産物をつくれれば、やはり物の価値感を埋めるのには四、五年かかるわけですよ、最少限度。立派なものをつくって市場が相手をしてくれるという、その中に対してやはり、ばらまきになるのかもしれないけども、やはりその人たちを重点の人に決めていただいて、ある程度の生活的に

物価価格の補償等見て、長い目でその農家の人たちを救わなくちゃいけないと、このように思っておるわけです。

そうした中におきまして、私は、今までいろんな思いの中で言ったことに対しまして、担当課長なり町長の答弁をお聞かせ下さい。特に担当課長におきましては、先ほど申しました認定農業者あるいは中堅農家の意見をどのように把握しとるかという点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 中堅農家に対する意見集約以下いろいろな具体的なところはまた後程ほど当課長からお答えをさせていただきたいと思っております。

前段のところでありまして、ほんとに議員のおっしゃってることはよくわかるわけでありまして、一つ財政改革の目標は達成をいたしましたので、ここらで人口減少を食い止めるような積極投資というのは非常に大切だろうと、その考え方は賛同するものであります。

ただ、前段、最初のお答えでも申し上げたように、まだまだ、安定的という、とても楽観ができない状態だということでありまして。

といいますのは、もう少し具体的に申しますと、現在は、合併をしておりますので国から合併特例等で交付税が保障されておられるからこうして歳入がある程度確保ができていくという状況であります。これがいつまでもという約束ではありませんので、合併後10年後まで、そして11年目からその合併特例のものが段階的に5年間かけて減らされていって、最終的に15年度で、現在特例をいただいているものは0になるということになります。

現在の我々の試算で、15年後というのが平成33年目からということになりますが、どれぐらいこれが影響が出るかということ、年間4億から5億円ぐらい地方交付税が減るという試算であります。

このことをどう捉えていくかということでありまして、先ほどから申し上げてる実質公債費比率でありますけれども、これは1年間に回数、大体公債費の、まあ、わかりやすく端的に申しますけれども、公債費が分子の部分になります。そして1年間町がいただく全体的な歳入というのが分母の部分になります。ですから、この4億から5億減るということは分母の部分が減るということでありまして、そうするとおよそ実質公債費比率を、何もしなくても上げる要因になるわけでありまして。

では、単純計算でどれぐらい、4億から5億下がると実質公債費比率が上がっていくかということになりますと、これは単順に申しますと、大体1億減れば1%上がると、そのような試算を我々しとるわけでありまして、そうすると平成33年の段階で大体5%ぐらいやっばり上がってくるという状況になるわけでありまして、そういうことを厳しく見込みながら、この財政運営をまださらにしていかなきゃならんというのが現在の状況だということに御理解をいただければというふうに思っております。

ただ、そういう中でバランスをとりながらやらなければならないということでありますので、少しでもこの人口減少を食い止めるという部分については積極的にやっていかなきゃならんというふうに思っているところであります。特にこの農林業というのはまさに、定住をしていくそのための産業の部分の核となるものであることには間違いがないというふうに思っております。

もう一つ、津和野町の場合はやはりこれまでは公共事業に伴う建設土木業が雇用を支えてくれたという面はあるかもしれません。ただこれを町が雇用を、建設土木を支えるために事業をするというのはまたこれはおかしな話でありまして、あくまでもまちづくりの目的があってそこで初めて事業が発生して建設土木が携わっていくという考え方で進んでいくべきだと思います。

国のほうがああして経済対策のためにも力を入れていくということを知っておりますので、その部分にはしっかり期待をして、そして町も一緒にそこで予算づけができるところはしっかりやっていきながら、そうした建設土木がまたよくなっていくためのお手伝いもしていきたいという気持ちは当然持っておりますけれども、なかなか町単独の中でそこへ大きなお金を投じていくというのは難しい状況であろうかと思っております。

そういう面でやはり地元を、この町内を見渡したときに農林というものどういうふうにしていくかということでもありますから、現在やはりその部分についてはまずやはり農業と林業と、そしてプラスアルファで1年の生活ができる所得が確保できる、そういう仕組みをつくっていかうということで、この3年間いろいろと頑張ってきてるわけでもあります。

この農林業分野につきましては、私自身は、この財政再建の途中でありましたけれども、これまで、ほかの分野とは全く違う、非常に、新規事業も相当数多くやってきているつもりでありまして、相当にそのお金も投じてきているという気持ちは持っているところであります。そういう中で、成果がまだしっかり出てきているというふうには言い切れないわけでありまして、今後のやってきたことをもう一回検証して、そして、その課題を解決するためにまた積極的なところへまたお金をつけて、そしてこの農林業プラスアルファの仕組みをしっかり構築していきたい、そのように考えておるところであります。

もう一つ、所得補償的なところというのは、またこれもしっかり検討していかなきゃならんとは思っておりますが、やはり、まあ、ばらまきという言葉はちょっとふさわしくないかもしれませんが、そういうふう直接的なお金を投じていくというのは、いわゆる町財政の経常経費になってしまうわけでありまして、先ほどの話にもなりますが、今後歳入は非常に減ってくるわけでありまして、経常経費的な事業というのは非常に使いにくいというところがあります。一旦やり始めるとなかなかそれを取りやめるとするのは難しいという側面もあるというのは、何とぞ御理解をいただければ……。そうい

う中で、農林の中で仕組みをつくっていきこうと、そういうふうに入力していきたいと思っ

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 議員さんの御質問ですが、いずれかの時点では前回の質問に対しての回答というふうなことで想定はしておりましたが、今回出るのを想定しておりませんので、私の頭の中で覚えとるところをお話をさせていただいたと思います。

中堅農家の関係で考え方を聞くということで、実際のところ、一昨年だったと思いますが調査をさせていただきました。どういうことを望んでおられるかということで、認定農業者になっておられない方を対象に、1ヘクタール以上だったと思いますが、それでアンケート調査をさせていただきました。その内容というのは、補助事業に対しては多くというか、一、二名の方が希望されておりましたが、その他の方についてはそういう意向がなかったということで、担い手支援センターのスタッフ会議の中で、こういう内容で今後どうするかというふうな話もございましたけども、当面希望がそれほど多くないという状況なので、認定農業者なりそのあたりのところ、生産グループなりその辺の支援策を考えたほうがよかろうというふうなこと。

それと、新規就農者の関係で今制度がありますが、新規の就農を希望する研修生の受け入れ制度等についてさらに充実したほうが定住に結びつくのではなかろうかと。で、県下の中でも就農した後の支援制度というのは県下でもトップレベルにあるというふうに考えておりますけども、研修生を受け入れる補助金というのはそこまでいっておりませんので、今後このあたりのところを前向きに検討させていただきながら予算に反映できるような形にしたいというふうに思っておるところであります。

それから、認定農業者、中堅農業者の関係、農家の関係でありますけども、実際のところ、認定農業者でも、ハウスを使った農業経営をされる方は2反、3反ぐらいで認定農業者というふうなことになっておりますし、一応、国の制度として、農家を志すということで、一応、町でいきますと340万円以上の所得を5年後に上げる計画が立てられる方については認定農業者にしておるというふうな状況でございますので、積極的に、認定農業者になっていただくように支援をしたいというふうに考えておりますし、フォローアップというふうなことで2年目と4年目、回って歩きながらそのお考えを聞くというふうな活動もしておるところでございます。

今後、認定農業者なり生産グループに関して支援の制度もございませんので、来年度の予算に向けて前向きに検討をしていきたいというふうに考えとるところでございます。

次に、農産物の直売所の関係でございますが、今の農産物の直売所の売り上げというのが横ばいからやや下がりぎみというふうなところございまして、これをどうするかというふうなことでいろいろ検討しております。一番売り上げが下がるのが冬の時期でございまして、津和野、日原とも10品目、5品目とかかなり少ない状況でございま

す。やはり農産物をそこに出すということになると半数を施設栽培をしないと無理かなというふうなところもございまして、この辺のところも検討中でございます。

それとあわせて、野菜の生産グループ部会のほうからも要望をいただいております、このあたりも検討していかないといけないだろうというふうなことを考えております。

それからさらに、女性のグループに関してでございますが、冬場、物が無い、野菜が無いということになるとやはり加工ということも重要であろうかというふうなことを考えてございまして、1月から加工の講座というふうな形をとりながら、新年度についても基礎的なものもしながら1.5次産業、最終的には6次産業につながるような形の活動展開になればというふうな考えで計画をしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 町長に再質問させていただきますけども、やはり基金はまだ安定的でないという、合併特例債が平成27年度からは段階的に減額されていき、15年度、平成33年度は現行の約5億円ある有意義な財政がなくなるということで、町の財政を数字的に見れば、今から緊縮財政をやりながらそうしないと経営はできないというのは重々わかりますんですけども、私としてはやはり、先ほどから言いますように思い切った予算を組まないで定住策には結びつかないという思いが一番なんですけどね。

私の家庭の家にしても、皆さんもそうだろうと思います。自分の息子が一旦帰ってくる、嫁さんをもろう、そうすると家を直さなくちゃいけない、水洗便所もやらずにちゃいけないと、貯金がなくても借金をしてまでも定住、息子さんとか家族のものが帰るうちゅうときにはそういうような形の家の家庭ではやっとするわけなんです。それと同じ感覚でやっていただきたいというような思いがするわけです。

1億円かければ数字が1%上がる、2億円使えば2%上がるというのは数字上では重々わかるんですけども、私は、それが後でになったんでは全く意味がないという思いがするわけです。

一般家庭にあっても先ほど言いましたように、借金してでもこの事業は大変なんだからやらずにちゃいけないという思いで皆さんがいろんな金融機関に行ってお金を借りて、その帰ってくる者に思いをやって、そいであと年次計画で返済して行ってその穴埋めをするというような形のものがあるわけです。

私は、合併特例債がなくなるから、町長は、やれないという思いがありますけども、私は逆さにとって、あるから今やったほうがいいじゃないかと、こういうような予算が、借金は借金ですので、確実に合併特例債を活用しての予算が33年度まではこれだけのものが見込まれるというんならそれを逆さにとって財源確保がこれがあるんだというような思いになって、そりゃいろんなひもつき予算もあるでしょうけども、これはこちらのほうに置いてこれはこちらのほうに置いてという格好でやって、私は、せめて合併特例債がある間に思い切った予算を計上してやって、それが実際に果たして効果がある



かないかというのは先になってみなくちゃわからないんですけども、やらんより、私は、いいと思います。

そうした中において、ぜひともこのことに関しまして思い切った予算を組んでいきまして、農林業に関しましては、先ほど課長が言いましたようにいろんな形でやっております。しかし、実際にそれは今現在既存のやっとなる方の数字を何とか守るためにはという形で、新規就農者に対しては国の制度もあってやっとなるわけでございますけども、私は、やはり定住に結びつかなくては全く今までの予算がもったいないような気がしてなりません。

この今の減少比率でいきますと10年たったら5,000人台になるわけでございます。5,000人台になった場合には大きな就労である職員にしても、今百三十数名おるわけですけども、そんなに人口の比率としては役場の人員もおのずと少なくしなくちゃいけないというような形が生まれてくるわけですね。そうしますと、それでなくても働く場が少ないところで役場という大きな就労の場のある、その人数も減らさなくちゃいけないというような人口体制にやるべきではないというような思いがいたしますので、私はそうした思いの中から、とにかく思い切った予算を組んでいけるためにいろんな形で、今年になるか24年度に計算されるか25年度に計上されるかわかりませんが、そういうような思いを腹に持ってから今後の24年度、あるいは25年度の町長さんが、今の下森町長さんがおるかおらんかわかりませんが、ぜひともその思いは次の町長さんに引き継いでもらって、やっていただきたいと。そうしなくては津和野の人口は全くおらんようになって住む場所もないというような思いがいたしますので、ぜひともこれは頭の中に置いていただいて、ぜひとも予算計上の中にはそういう思いを計上していただきたいと思います。

各課長さんの、私の今回一般質問に対して、私の思いは十分わかってくれると思いますので、そのような協力をお願いして、私の一般質問はこれにて終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 答弁はええですか。

○議員（9番 斎藤 和巳君） いいです。

○議長（滝元 三郎君） ええですね。

以上で、9番、斎藤和巳君の質問を終わります。

.....  
○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で2時50分まで休憩といたします。

午後2時40分休憩

.....  
午後2時50分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

一般質問を続けます。発言順序6、13番、米澤宏文君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 13番、米澤宥文でございます。

通告に従い、質問をいたします。

まず、津和野町役場庁舎の統合についてであります。

津和野町役場庁舎を訪れる町外の方や町民の方の利便性の向上を願い、津和野町役場の統合について質問をいたします。

津和野町役場の日原本庁舎、津和野庁舎を直地地区へ移転統合されてはいかがでありますでしょうか。直地地区は津和野地域、日原地域のほぼ中間地点に位置しております。また、町内を縦走する国道9号線があります。そして、JR山口線青野駅もあります。庁舎が2カ所では町外から来られる方に不親切であり、また不便であると思います。そして町民にとっても大変不便であると思っております。津和野地域、日原地域のできるだけ早い融和と、一体感を醸し出すためにも必要であると思います。

日原庁舎は、昭和25年建築で65年を経過しております。御存じのように古くなっております。また、駐車場が狭く、津和野町の顔である本庁舎とは言いがたい状態であると思っております。

一方、津和野庁舎は大正8年建築で79年を経過しておりますが、内部は広く仕切りがなく、そして年間120万人の観光客が訪れる殿町通りの津和野観光の中心地にあります。観光客の多くは、「殿町通りのなまこ塀と堀割の鯉、そして多古家表門、大岡家老門」を見て帰るだけの現状であります。

特に多くの観光客が訪れる土曜日、日曜日、祝日に津和野庁舎を閉庁では、実にもったいないと思います。

観光客の滞在時間の延長を図り、また津和野町の宣伝や発展のためにも、津和野庁舎を津和野町の陶芸家や画家の方の作品展示や、また大阪以西、つまり近畿、中国、四国、九州地方で唯一運行する山口線のSL写真展示などに利用してはいかがでありますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、13番、米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

津和野町役場庁舎統合に関する御質問でございます。

津和野町役場庁舎の直地地区への新築移転統合についての御質問であります。御指摘のとおり日原本庁舎、津和野庁舎ともに建築以来経年しており、老朽化の影響を考慮しなければならない時期に来ているかと思っております。

しかしながら、庁舎の新築となりますと相当な事業費を要することとなり、過疎高齢化や地域経済の落ち込みなど、厳しい社会情勢を鑑みたときに、役場庁舎の建設が優先順位の高い事業であるか慎重に検討しなければならないと思っております。他の自治体に参りますと立派な庁舎が建っており、それと比較すると見劣りするかもしれませんが、古い建物であってもできるだけ長く大切に使い、むしろ「もったいない」という気持ち

と節約を奨励する意識をさらに高め、徹底を図ることにもつなげてまいりたいと思いますし、そしてその分、町民のためのまちづくり事業を優先する姿勢を持ち続けたいとも考えております。

一方で、役場庁舎は災害対策・防災拠点となる機能を有する側面もあり、町民の皆様  
の安全・安心な生活と生命を守る観点から、災害等に強い頑強な庁舎を維持することも  
怠ってはいけないとも思っております。

いずれにしてもやがては耐用について限界が訪れるわけでありますから、建物の状況  
を把握しながら、改修で済ますことができるのか、あるいは新築を考慮しなければなら  
なくなるのか、事業費を見積もりながら検討する必要があると認めております。

現時点では、財源として合併特例債の活用が最も有効的と考えられることから、当起  
債が認められている平成32年がリミットになることも考慮しなければならないとも  
考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 津和野町に2つの庁舎があることに当てはまらない  
かもしれませんが、「両雄並び立たず」ということわざがあります。つまり、英雄ま  
たは勢力がある者が2人いると必ずけんかになるということでもあります。国会の衆議  
院・参議院のねじれ現象と同様にまとまりにくいのではないかと思っております。

一番身近な例は、昭和58年京都南通信病院から津和野共存病院へ赴任してこられま  
した奥村院長が、日原共存病院と津和野共存病院の新築計画のとき、消防との話し合い  
の席で、「僕は、日原共存病院と津和野共存病院を統合して充実したものを直地へ建て  
たい」と言われておられましたのが印象に深く残っております。島根県の共存病院建築  
指導も直地に1カ所であったと聞いております。

しかし結果は、日原、津和野両地域の、我が町に病院を、の結果、平成1年3月に旧  
日原町に、そして平成3年3月に旧津和野町へ共存病院が新設されました。そして、1  
7年後の平成20年に両病院が経営破綻を来たしております。

現在の津和野庁舎、日原庁舎の現状に重なる気がしてなりません。津和野・日原両地  
域からの時間的には互いに少し遠くなりますが、総合的には直地に庁舎建設統合が便利  
になると思っております。日原地域から津和野庁舎に、また津和野庁舎から日原本庁舎  
に手続や申請、そして届け出や会議等に何らかの交通手段で行かれております。

この統合役場庁舎建設が実現するならば、両地域民とも距離的にも時間的にも短縮が  
でき、また複数の所用も1カ所で済ますことができます。建設の財源等の問題もありま  
すが、町民の方の意向を調査されることも考慮されてはいかがでしょうか。もし  
も賛同が得られた場合は、平成32年の合併特例債の起債のリミットの平成32年まで  
に庁舎建設基金の積み立ても考慮されてはいかがでしょうか。この2点質問いた  
します。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） いろいろ統合のための理由を述べていただきまして、おっしゃっていることはごもっともだと思っておりますし、本当に私自身も理解ができるわけでもあるわけでありますが、ただ、これは先ほどの9番議員のところでもいろいろ議論をしたわけでありまして、財政状況、1つの目標は達成しましたけれども、まだこの先の合併の特例が、今、合併算定替という特例の中で地方交付税が堅持されているわけでありまして、これが平成33年からなくなるわけでありまして。そうすると、この実質公債費比率も歳入減によって大きく引き上げていくということになります。そして、そういう状況の中でも、先ほど9番議員が申し上げたことも大変もったいなことでありまして、人口も減少する、それはまた、その減が歳入減にもつながっていくという悪循環になっているわけでありまして、人口減少を食い止めるためのこの定住対策、当然重点的に力を入れてやっていかなきゃならんと、本当にごもっともなお話であるわけでありまして。ですから、そこのバランス感覚をしっかりと見きわめながらやっていかなきゃならん、そういうぎりぎりの選択をこれからもしていかなきゃならんという状況の中で、この庁舎の建設というのが、それに比べてさらに優先順位が高い大きな事業でありますから、ものになるのかどうかというのが現時点では私もそこに踏み切れないという思いがあるということでありまして。

古くても、これまた私のほうの例えが悪いかどうか、ふさわしくないかもしれませんが、「ぼろは着てても心は錦」ではありませんけれども、古い庁舎であっても本当にできるだけ長く大切に使う、そういう意識を質素儉約という意識の中でいろんな面に反映させていくということ、そういうことも大切な側面ではないかなと思っているという状況であります。

ただ、貴重な御指摘もいただいたわけでありまして、庁舎の統合、一つにするということで、そこの改革の財政に与えるメリットというものも出てくるのではないかと、当然そういう考えも成り立つわけでありまして。そういうものを源資に庁舎を建設していくということも考えられるわけでありまして、そうした面、もう少し検討させていただきたいというふうに思っております。

ただ、現時点の私の考えでは、前段に申し上げたそういう中で、やはり庁舎の建設よりもまちづくり事業のほうへ優先をしていくということ、そういう考えを持っている次第であります。

後ほどの御質問でありましたけれども、そういう意向調査というようなもの、これについてはその庁舎の統合というようなものが1つの選択肢として考えられたときに、また、やるべきかどうかというのは検討させていただきたいと思っておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 2つ目の御質問の基金を積み立てたらどうかということなんですが、このことにつきましては少し今後の財政状況を勘案して検討してみ

たいと思いますが、現在、今は合併特例債で総額10億を積み立てるようにしております。平成25年で残り1億を積み立てると10億になります。これを繰り上げ償還して庁舎建設に充てることもできますので、そういうことも考慮して、できるだけ起債を少なくしてやっていきたいかなと、そういう考えもありますので、いましばらく、まあ、町長も32年タイムリミットまで考えておられますので、そのときまでには検討して結果を出したいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 昭和30年に木部村、畑迫村、小川村そして津和野町が合併しております。役場庁舎は津和野町に1カ所であります。それでも、私の感覚であります、一体感が持てたと思えるのは20年以上かかったように思います。平成17年の合併から7年が経過しました。今後の津和野町政のためにも、1つの町に1つの庁舎が理想であると思っております。よろしく御検討をいただきたいと思っております。

次へまいります。

やはり統合問題であります、益田広域消防署津和野分遣所2つの分遣所の統合であります。津和野町役場統合と同様に、益田広域消防署津和野分遣所、日原分遣所を中間地点の直地へ統合の検討をされてはいかがでありますでしょうか。

現在、津和野分遣所10名、日原分遣所10名の体制であります。もしも統合ができるならば、1当直隊、つまり毎日常時昼間も夜間も6人編成ができます。2つの分遣所を1つにすることで災害に対する強化体制が2倍にも3倍にも増幅すると思っております。

常時6人編成の体制であれば、火災時にも消防車・救急車の同時出動も可能となります。救急出動中の火災等の災害にも即時対応でき、大きな安全・安心につながります。

現在、救急出動でございますが、65%は管外出動、つまり益田・山口へ運んでいる状況であります。1回出動しますと2時間半から3時間かかると試算が出ております。それで、日中お仕事をされておられます消防団員の方の負担の軽減にもつながると思っております。

消防団員は昭和46年12月に両町合わせて実員が457名でありましたが、平成24年12月1日現在330名と、40年少し経過で127名減となっております。津和野町の少子高齢化は深刻であります。今後も消防団員は減少することが十分予測されることから、2つの分遣所を統合し警備体制の強化を図り、安全・安心をさらに高めることが定住促進にもつながるのではないかと考えております。

以上のことでいかがでありますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、益田広域消防署津和野町2分遣所の統合に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

津和野、日原両分遣所におきましては、少数の厳しい勤務体制ながらも消防団との連携のもと、火災や救急活動等に対応をいただいているところであり、非常時の応援体制等につきましても、広域消防の枠組みの中で万全を期していただいております。

議員御指摘のとおり、本町における少子高齢化は深刻な問題ではありますが、現在の両分遣所は、合併前の2町の地域の特性を考慮した上で配置されていると認識しており、住民が安心して暮らせるためにも、より近くに分遣所があることは非常に大きいものがあると思います。幸いにも、消防団員数も、定員には満たしてはおりませんが、昨年よりも増えてきている状況でございます。

今後、人口推移を見据えた消防体制や消防の広域化問題等もあり、将来的に現行の消防力を下回ることなく、住民サービスの向上が図られるかどうかの観点で判断をしなければならぬ必要が出てきたときには、益田市、吉賀町を含め、広域の中で検討していきたいと思っておりますので、現段階において統合することは考えてなく、現体制を維持していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 益田広域市町村圏事務組合は、昭和45年に発足し、当時の国勢調査の人口は旧日原町、旧津和野町合わせて1万5,412人でありました。42年経過した平成24年11月末日の人口は8,369人であります。約半分の人口になっております。

昭和45年の人口1万5,412人の半数であります7,706人の以下となるのはあと663人です。人口減少が加速している津和野町であります。近い将来必ず、半数の7,706人以下となるでしょう。これからも、人口減少が続くことが十分過ぎるほど予測される津和野町の現状において、いつまでも津和野町で2分遣所は維持できないのではないのでしょうか。

これが1点でございます。

消防団員の減少が予測される中、分遣所職員を削減すべきではありませんが、例えば2人減の18人体制で津和野町の負担を概算しますと、現行の益田地区広域市町村圏事務組合の負担割合の組合規約では、2人減でも300万円しか減額になりません。本当は、1,600万円減額していただきたいところであります。

この減額を実現するためには、益田地区広域市町村圏事務組合負担割合の組合規約第11条が大きく立ちはだかります。昭和45年益田地区広域市町村圏事務組合設立から42年が経過した今、平成の大合併もありまして市町村の構成の状況が大きく変わっております。分遣所職員を減員した費用の負担低減となるよう、組合規約第11条の改正を広域市町村圏での理事会で協議をされてはいかがでしょうか。

この2点お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長(島田 賢司君) 現体制が維持できるかどうかということなのですが、現在消防も広域化の問題もあります。当然、益田市も津和野町も吉賀町も人口は減ってきておりますので、今後そういうことが起きてくると多分、理事会等で議題になってくるんじゃないかと思っておりますので、その時点で検討されることになると思います。それと、分遣所の負担割合の関係なのですが、現在、普通交付税の基準財政需要額の消防費これで90%と、国調人口で7%、それと平等割で3%で負担割合してますので、それを現在300万円の減になるとおっしゃられました、多分そのとおりだと思うんですが、それを1,600万円減額してくださいということは、これも今11条の規約の中で決まっておりますので、その規約改正になりますと、理事、益田市長と津和野町長、吉賀町長の協議の中で議題にする必要がありますので、負担割合を変えるんならそのときに話すことになると思いますので、ここだけでは決められないということになっていきます。

○議長(滝元 三郎君) 13番、米澤君。

○議員(13番 米澤 宥文君) 平成21年3月に津和野消防センターが完成しております。そして平成24年、ことしの3月であります、日原消防センターが完成しております。例えば合併となるとこの施設は、無駄となるとは言いませんけれども、一朝有事の際の消防団員の組織力または動員力そしてまた行動力は町内最大の活動組織と思っております。この消防団の拠点基地としての使用もできると思っております。

ということで、この活用ができるかどうかはちょっと、先ほどの、まだ統合がはっきりしておりませんので、答弁はおりません。

次の鷺原八幡宮ということで質問をいたします。

鷺原八幡宮が、教育委員会並びに関係者の御努力により国の重要文化財に指定されて1年が過ぎましたが、重要文化財の指定の表示が、また看板の設置等が何もなされておられません。資料の写真のように、公園内の鷺原八幡宮の説明看板は腐食しております。とても、国指定重要文化財施設の看板とは思えません。

案内板や説明板等の設置計画はあるのでありましょうか。

付随する鷺原八幡宮流鏝馬馬場の半円形の中土手、これは長年の風雨や松の大木伐採などで変形し、そしてその下に並んでおります石垣は埋まり、また曲がっております。3カ所あります流鏝馬的場の天端の土は、流れ落ちて石垣がむき出しとなっております。崩落を待つばかりの状態であります。

大正時代の写真を見ますと、この現在までの100年間、全くと言っていいほど修復は行われておりません。修復計画はあるのでありましょうか。

○議長(滝元 三郎君) 教育長。

○教育長（本田 史子君） 驚原八幡宮の看板整備につきましては、所有者である八幡宮とも設置場所、内容等を相談しながら平成25年度において計画してまいりたいと考えております。

また、流鏝馬の馬場（県指定史跡）につきましては、町としても将来的に整備が必要ということで、教育ビジョンにも位置づけているところです。

しかしながら、整備には多額の費用が必要で、県の補助を得ながら事業を実施したいと考えておりますが、県の財政状況もあり、今後計画どおりに支援が得られるかどうか不透明な状況であります。ほかの事業と調整を行いながら早期に事業に着手できるよう県当局に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 近隣の国指定重要文化財である益田市の染羽天石勝神社と万福寺、そして山口県の今八幡宮と正八幡宮の全施設に重要文化財であるの旨の表示や、案内板は掲げてありました。また説明文は3カ国語のものもありました。

驚原八幡宮にも外国人の観光客は、しばしば訪れておられます。特に流鏝馬神事的时候は、200人以上の外国人の観客が来られます。この根拠といたしましては、300枚の英訳のパンフレットを毎年刷っておりますが、これがほとんど全部なくなります。ボランティアガイドの方も、国指定重要文化財であるということの表示がないために、説明に苦慮されていると聞いております。

説明看板などを設置であれば、最低2カ国語は必要と思います。国指定重要文化財にふさわしい、案内看板と説明看板の設置をされてはいかがでありますでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 看板の設置は考えていきたいと思いますが、2カ国語の面につきましては、ほかのところとも少しちょっと整合性を図りたいと思いますので…と、あとはパンフレットが外国語の分があるというので、その辺も見せていただきながら検討したいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） ことし驚原公園の桜の木にナンバープレートがつけてありましたが、何の調査なのでありますでしょうか。

樹齢約100年の桜は、枯れ枝が多く非常に危険な状態となっております。驚原公園の桜94本のうち、これは驚原八幡宮の境内のは数えておりません、94本のうち49本が立ち枯れ、または、枝先が枯れている状態であります。4月の流鏝馬には多くの観客が来られます。また、観光バスやマイカーで多くの方が来られます。枯れ枝落下対策は待ったなしの状況であります。高いものは10メートルぐらい上の、もう枯れた木の上の枝があります。現場を見ていただくとよくわかると思います。



この枯れ枝の落下による大きな人身事故が発生する前に、早急な対策が必要と思いますが、いかがでありますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 桜の、まずナンバープレートの件でございますが、これ、町内に住んでおられます樹木医の方に公園内の樹木の調査をしていただいております。それ、特別この計画にという目的ではありませんが、先ほど来議員がおっしゃいますように県の文化財としての指定を受けておりますので、ここら辺の馬場の整備を、県のほうへ要望するに当たっての事前資料ということでの木の調査を行ったものであります。その際にナンバープレートを設置をした模様でございます。

それから、枯れ枝対策であります。ソメイヨシノは通常寿命が60年といわれています。もう100年近く木が立っておりますので、木的にはもう限界が来ておるのではないかなというふうに思っております。この辺の更新等につきましては、せっかくああして舞姫桜が津和野のほうへ御提供いただくような形もっておりますので、その辺の樹種転換も含めて今後検討していく課題ではないかというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 島根県指定史跡の鷲原八幡宮流鏝馬馬場の修復計画については、平成23年6月議会でも一般質問をしたところであります。答弁では、所有者の財務省と協議を行い、早期に整備に着手できるよう検討するとのことでありました。

鷲原八幡宮流鏝馬馬場は、日本最古で、全国で唯一原形をとどめる馬場であります。この、全国でも1カ所しか残っていない貴重な馬場の、的場の石垣が崩れるまで手入れをしないことが、津和野町の文化財保護政策とは思いたくありません。

できるだけ早く全面修復に着手することが、津和野観光にとっても大きなプラス材料になると思います。積極的に財務省、または県との協議をお願いしたいと思いますがいかがでありますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 気持ちは積極的にいきたいんですけども、同僚議員さんにもいろいろお答えしたところでもありますが、いろいろ守らなければいけないものもありますので、その辺を全て考えながら行ってまいりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 鷲原八幡宮の親元といいますか、勘定元の鎌倉八幡宮にもないような施設であります。そのほか、流鏝馬をするところが全国で124カ所あると聞いておりますけれども、その写真を見ても、流鏝馬をするときにアスファルトの上に砂をまいて実施している写真が載っております。

とにかくこの貴重な施設を一日も早く修復していただきますようお願いをして、質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、13番、米澤宏文君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で3時40分まで休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時40分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。発言順序7、3番、板垣敬司君。

○議員（3番 板垣 敬司君） それでは、12月定例議会一般質問、三つの項目につきまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、総合特区における木質バイオマス発電所建設についてということで、質問をさせていただきます。

この件につきましては、9月定例会でも質問をさせていただきましたが、本定例会でも再度質問させていただきます。

9月の定例会における町長の答弁では、このプロジェクトの公益性、有益性については、その必要性を高く認められておられました。ただ、この事業を進める際には、やはり高津川流域の自治体が共通の理解のもとに進めることが、この事業の可能性が広がるというふうな御答弁でございましたが、9月以降、きょうまでの間に関連流域の自治体との協議等どのように取り組まれたか、そしてその協議内容について、どの程度まで3首長が共通の理解に至ったものかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

そして、結果としてこの共通の理解がどの程度まで進んだかわかりませんが、総合特区という一つの事業の中では、5年の期限の中でこの事業の可否、するしないを判断するタイムリミットもあるやに理解しておりますが、そのリミットの中でできるだけ早くその判断はするべきであろうと思いますが、いつごろまでにされるものなのか、伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

総合特区における木質バイオマス発電所建設について、の御質問でございます。

木質バイオマスを活用した発電所建設の可能性につきましては、9月定例議会で答弁させていただきましたが、現在総合特区森部会によって検討がなされております。

高津川流域を構成している3市町が保有する12万ヘクタールの森林は、年間36万立方メートル以上の成長があると言われておりますが、円高等の影響によって木材価格が低迷しており、毎年生産される木材は、成長量の約20%にとどまっております。適正な管理が行われなくなった森林は、表土の流出や健全な木を育てる環境が崩れ、災害を起こしやすい状態をつくってしまいます。

この災害を回避するためにも「健全な森をつくり直す」ことが必要な時期になっておりますが、価格変動が激しい市場相手の生産体制では、林業事業体に対して生産量の増加を強く推し進めることが大変厳しい状況と言えます。

このような中、ことし7月から始まった再生可能エネルギーを活用した発電に対する固定価格買い取り制度は、木質バイオマス発電を推進した場合、木材買い取り価格を安定的に維持することが可能な制度と理解をしており、高津川流域の森を健全にすることができる、重要な事業であると考えております。さらに、雇用の場の創出や地域経済の活性化が伴い、水力発電とあわせた再生可能エネルギーで電力自給できる流域をアピールすることにより、さらに定住化を促進することが可能となります。

総合特区の事務局を担当している益田地区広域市町村圏事務組合では、事業を推進しようとする市や町が調査研究の主体となる体制をとっており、木質バイオマス発電所計画については、津和野町が積極的に取り組む必要があると思っております。

また、発電所の建設、運営を仮に想定すると、携わる会社は、高津川流域を中心とした民間事業体により立ち上げることが有力と現時点では考えておりますが、その場合には津和野町としても積極的に参画すべきと考えており、益田市、吉賀町に対しても参加を呼びかけたいと思っております。

一方で、農林水産省が平成25年度の事業費で、バイオマス発電施設に対する補助金を計上しておりますが、事業仕分けの対象となっており、補助金が予算化されるかどうかは不透明な状態となっております。事業化に向けては、補助金がなくても運営が可能であるのか、年間必要な木質バイオマス原料が確保できるかなど、林業関係者を含め協議を重ねた上で判断すべきと考えております。

あと、御質問の中で特区のタイムリミット等のお話もございましたわけではありますが、この特区の制度が5年というふうに限られておりますので、現在はもうその1年目をやっているという状況の中でのまたタイムリミットという考え方になっていくのではないかと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 私は、この総合特区の財政支援をいただける事業を展開する際には、三つの自治体が共通の理解のもとで、まあ、やりましょうという、そういう合意のもとに計画が進められ、さらに事業が展開されるものと理解しておりましたが、きょうの答弁をお聞きしますと、いわゆるこの事業を推進しようとする市や町が、調査研究の主体となる体制をとっており、もし津和野町がこのバイオマス発電所が、町長が大変有益であり有意であると理解するならば、それを町がリードしてこの計画推進事業の進捗に当たることも可能である、そのように理解しましたが、それで間違いがあるかないかを、まずお聞かせいただきたいと思えます。

それから、どうもその9月以降、農林水産省の補助事業が事業仕分けでなったということで非常に不透明、先行き不透明ではありますが、この辺についてなぜその事業仕分

けになったのか、その7月1日から買い取り制度が発足したがゆえに、その制度に守られた事業展開でも事業が可能だから、さらにその上に補助金を出すということは、いわゆる補助金の制度と補助金の二重のような恩典があるがために、どちらかといえば制度を優先して補助金はカットされたのか、その辺について少し背景をお聞かせいただきたいと思います。

それと最後に、木質バイオマスの原料が確保できるかどうか、確保できるかどうか、その辺は協議を重ねた上でということですが、私は、最初にこの発電所が大変産業振興、雇用の場、さらには定住対策にとってこの流域、さらに津和野町にとっても大変有益であるとするならば、まずは発電所を建ててみようじゃないかということ想定し、さらにその想定のもとに、材料である間伐材を搬出する、そうしてその路網整備等々、業界各位の事業もあろうと思いますが、まず最初にありきだということを前提に、それならば何年ぐらいのものでその発電所を実質的には稼働させるか、そういうシミュレーションというものが当然必要になってくると思いますが、その辺について町長は、5年のタイムリミットですから、やっぱりその辺は事務レベルに対してしっかり指示を出すべきだと思いますが、平成25年度、当初の施政方針の中にしっかりうたうかどうか、その辺についてお聞きいたしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） この木質バイオマス発電にかかわる取り組みでありますけれども、少し、率直なところでこの益田市地区の広域町村圏事務組合構成しております、吉賀町さん、益田市さんとこれまでもいろいろと協議もしてきたということでありますけれども、やはり私とそれから吉賀町長さんと益田市さんと、いろいろとやはり考え方があってということでありまして、現行、そういう中で共通理解になっているところにはないというふうにも思っていると思います。それは、それぞれ各市町のお取り組みの中での御判断でもあるわけであります。

ただ、そういう中でやはりこの木質バイオマス発電に対して一番積極的な考えを持っているのはやはり私であろうかというふうにも考えております。

じゃあ、今それが実現していくためにどういふほかの市町の首長さんたちが御心配をされているのかっていうのは、30億円というやはり大きな事業費を伴うものでありますから、そうした資金をどこからやはり捻出をしていくのかというところであります。なかなか、その市町村圏の基金という考え方もあるかもしれませんが、それを全額やはり使っていくわけにもなりませんし、それもやはり3分の1の額しかないわけであります。そうすると、やはり出資者等も募っていかなきゃならんということでもあります。その辺も、いわゆるマネジメントする会社等も接触をしながら、いろいろ調査もしているところではありますけれども、ほかのやはり首長さんたちの一番のそこの心配点というのは、これまでの協議をしてきたところで、本当にその出資者が集まっていくのかというところに心配をされているということが実情ではないかと。それとともに、やはり

経営がしっかりいくのかどうかということ、これもやはり心配をされているということ。ですから、私としましては、やはりこれを実現していくためには、まず津和野町としてしっかりこの部分を調査をして、そしてほかの市、町も一緒になってやっていただけるように、ある程度のやはり説得力を持つような、そういうまた検討もしていかなきゃならんだろうと、そういう現在スタンスでいるという状況であります。

ただ、しかしながら、先ほどから申し上げておりますように、補助金のほうが事業仕分けにひっかかってしまったということでもあります。これの背景についてはまた担当課長からお話をさせていただきますけれども、またいろいろ局面変わってきておりますので、新たなそういうシミュレーションもしていかなきゃならないということでもあります。

それとともに、御質問としては、まずはバイオマスの発電所を先に考えて、それへの供給体制ということもしてはどうかという御質問でもあったわけでもあります。当然、そういう考え方もしていかなきゃならんわけでもありますけれども、やはりまだ、これまでの林業の衰退の中で、この圏域での林業の供給のシステムというのが、相当疲弊をしております。やはりそれを、素材生産業者も少なくなっておりますし、それから個人の林業経営者も非常に少なくなってきたという状況であります。そして、作業道の開設もまだまだ十分進んでいない、ましてやさらに土地の不在者が多くなりまして、境界もはっきりいかないというような状況でもありますので、そうしたことをもう一回シミュレーションをして、本当にその供給体制が発電所の建設と同時につくれるのかということ、これを大事であるわけでもあります。そこをしっかりと検討していかなきゃなりません。そのためにはやはり、吉賀町さんと益田市さんの流域の山を対象にしていかないと、十分な供給量賄えないということもありますので、もう一度その辺も含めて、そのいろんな他面でのシミュレーションをさせていただいているというような状況であります。そういう中で進めていきたいと思っております。

ちょっとタイムリミットの話、私は特区自体のタイムリミットというふうに御質問を最初勘違いしましたんで、そのとおりではあるんですが、5年ということを上上げたわけではありますが、ただ、5年を待ってたんでは私も遅いという思いを持っております、バイオマスをやる上では。やはり早いうちに、決断をするなら決定をして、そして特区を使って作業道の開設、そして森林の境界確認事業、そこを重点的に予算配分をしていただかないと、まさにそのバイオマスの木質の供給がそこに体制ができないという形にもなるわけですから、そうしたことも考え合わせながら今後検討していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 先ほど事業仕分けのことがありましたが、議員おっしゃられたとおりで、理由としましては固定買い取り制度による補助制度が一つあるじゃないかと、それにあわせて建設費に対する2分の1補助というメニューなんです

が、それを出すのは二重取りにならないかということで、事業仕分けを受けております。

また、ある雑誌では林業に対する4重の補助取りじゃないかというふうにかかれた雑誌もございますが、ただ、その雑誌等の記事を見ましても、林業の持つ厳しさが余り見られてない状況があります。今の日本の山林を本当に健全にできる制度というのがまだまだ確立してない中で、市場動向だけで山を動かせるような方々も数少ないわけでありまして、この辺の林業事業者がその辺の市場を動かすこともできませんし、そういった意味からしてもこのバイオマス発電というのが重要な位置になるであろうと思っております。

それで、先ほど町長のほうも答弁しましたが、シミュレーションというのは大切でありまして、今、森部会のほうで、今20%しか使ってない、成長率の20%しか使ってない山を50%の活用をしたらどうなるかというシミュレーションを書きながら、20万立米を搬出していくと。そのうちの半分の10万立米を発電に持っていくというようなシミュレーションを描こうとしておりますので、その辺ができた段階では、いろんな方向性が見出せるものと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 前向きな町長の気持ちをお聞かせいただきまして、大変ありがとうございます。期待しております。

ことしの夏でしたか、シルクウェイ日原でも講演会がありましたが、畠山重篤さんという方が来庁されておられますが、その畠山さんは「森は海の恋人」ということで一つのあれを持っておられますが、畠山さんは気仙沼市でカキ、ホタテの養殖業をしておられて、いかに山、森が海にとっても必要不可欠であるか、そのことをとくとくと説いておられます。

さらに、四日市大学の松永先生におかれまして、なぜ森は海の恋人なのかということも科学的に研究しておられまして、山にある、自然にある鉄が腐食、落ち葉とかそういう自然の中でフルボ酸鉄に変化し、そのものが川を伝わって海に流れ、そして海藻類にも好影響を与えていると、そんな研究をしておられて、その論文も一部見せていただきました。

さらに、その畠山さんのレポートの中にはウナギのことが書いてありました。ウナギの生態については少しずつ判明しておりますが、フィリピンの沖とかハワイ沖とか、そんな深い海の中で産卵されたものが長い時間かけて川に遡上し、川の中での生育が10年から16年、そのようにも研究の中では解明されておるようでございます。

高津川の漁業協同組合にも少しお話を伺ったところ、ウナギの漁獲量はどの程度あるんだろうかということでお聞きしましたら、昨年とことし比べただけでも、約20%ぐらい漁獲量が少なくなっていて、160キロぐらいだと言っておられますので、非常にウナギそのものも高津川からいなくなっている、そんなことを思いますと、この山を生かした

木質バイオマス発電というものが海の方々にも理解がいただけて、もしこの事業を推進するとするならば、出資の中にも海の仕事をしておられるの方々にも理解をいただいて、その流域の一人一人からのトラストというようなことで、基金を創出しながら発電所計画が進められるならば、これは大変、この西の注目される事業として全国から高い評価がいただけるのではないかと思いますので、これからの事業展開を私どもも一緒になって進めてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、次の質問に入ります。

第二次行財政改革の進捗状況についてでございますが、先ごろ配付されました町広報に行財政改革大綱の平成23年度実施状況が掲載されておりました。改めて、記事の内容等も見させていただき、さらに本年2月に示されました第二次行財政改革大綱実施計画をひもといて、私なりに関心のある項目について何点か伺ってみたいと思いますので、よろしく願いします。

まず1点目ですけれども、事務事業の見直しという項目がありますが、この中に公用車の修繕等管理の徹底というようなことで、できるだけ長く車両の寿命化を図り、公用車にかかる費用を抑制するといふような内容になっておりますが、非常に私は、平素から公用車があちこちに、車庫もなく、青空駐車車両が相当見受けられておまして、やはり車両というものは買ったときが100%で、後はだんだん減価するものだと思っておりますが、その辺について、公用車両の維持管理費というものがどのぐらいかかって、さらに修繕費というものが、やはり青空駐車をしてありますと相当早く傷むのではないかということで、この辺の修繕費がどのぐらいかかっているのかを伺いたいと思っております。

次に、項目として組織機構の見直しについてであります。平成24年度に検討した後、25年度で実施するというふうになっております。同僚議員からもこの組織機構の見直しについては質問があったところでございますが、これについて、考え方だけをお伺いすればと思っております。

さらに、公共施設の管理等の見直しの項目ということで、保育園等の統廃合のことが掲げられておりますが、実施内容については津和野1園、日原2園の3園体制を計画するというふうにあります。その辺について、現在平成25年度から津和野地区は1園体制になるのかどうか、そのようなところをお伺いしたいと思います。

それから、次に公民館体制でございます。組織の関連でございますが、9月議会でもこのことについては私は質問いたしました。そのときの答弁では社会教育委員の会のほうへ諮問しておいて、今は答申をいただこうとしとる状況だということをお伺いしましたが、その社会教育委員会に対しては、教育委員会としてどのような視点で諮問をされて、さらにその諮問に対しての答申はどのような内容であったものなのか、そして答申に基づき、今後の体制はどうしようと考えておられるのか、伺います。

さらに、最後でございますが、財政の健全化という項目の中で、町民税、固定資産税を初め、さらに国民健康保険税、水道料、住宅使用料等の収納率の向上に取り組むと、当然の仕事でございますが、その対策と収納実績について伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、第二次行財政改革の進捗状況に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

まず、1項目めでございますが、現在、町で管理しております公用車は、リース物件を含め107台であり、車検等を含めその管理は各所管課で行っております。また、年式や走行距離、使用頻度等所管課により異なっており、中にはかなり老朽化した物件もあることから故障による事故を未然に防ぐため、また、維持費等の抑制のためにも廃車や更新を順次行ってきております。

今年度における全ての公用車の維持管理費は1,664万2,000円、修繕費は381万2,000円となっております。

2項目めでございますが、組織機構の見直しにつきましては、平成18年度に策定いたしました津和野町行政改革大綱に基づき、職員で構成する行政組織見直し検討委員会を庁内に設置するなどの取り組みにより大課制の導入、総合窓口のあり方等について検討を行ってまいりました。

組織機構見直しに関する基本的な考え方につきましては、第1に、住民にわかりやすい課の構成、第2にワンストップサービス実現など、届け出等の簡素化と迅速化による住民サービスの向上、第3に、行政課題を解決するための柔軟で機能的かつ効率的な行政組織の確立、第4に、権限委譲による地方分権に向けた体制の整備を基本的な考え方として実施してきているところでございます。

平成17年度の合併以降、平成18年度、平成20年度、平成22年度、平成24年度において組織機構の見直しを行ってまいりました。課の設置数につきましても、合併時11課設置していたものを、平成20年度の組織機構見直し時には8課に統廃合するなどの取り組みも行っております。しかしながら、権限委譲による福祉事務所の設置や地域課題の解決などに対応するための組織として、平成22年度には地域振興課、営業課、まちづくり政策課を、平成24年度には医療対策課を新設するなど、現在では合併時と同様の11課で業務を行っているところでございます。

今後の組織機構の見直しに関しましては、定住対策など、現在本町が抱えている喫緊の行政課題を解決するための機能的かつ効率的な組織づくりを重点に置き、組織機構の見直しを検討してまいりたいと考えております。

3項目めでございますが、平成24年5月に策定した「津和野町立保育所・児童館ガイドライン」に基づき、統廃合については、耐震化を要する施設、定員充足率、待機児童数、財政状況等を総合的に勘案し、また今後の保育需要を見きわめつつ、慎重に検討することとしております。



その上で、保育園統合計画を次のように定めました。

木部保育園、畑迫保育園、直地児童館、幼花園の四つを対象に、平成26年度から平成27年度までに二つへ、平成28年度から平成33年度までに、二つをおおむね一つへ統合する。

日原保育園、青原保育園の二つを対象に、平成28年度から平成33年度までにおおむね1へ統合することと定めたところであります。

しかしながら、本町においては小中学校の統廃合を実施しているところでもあり、地域のお気持ち等にも十分配慮するとともに、統合効果による保育体制のさらなる充実などを明確化し、統合に対する御理解がいただけるよう説明と話し合いを進めてまいりたいと考えております。

4項目めの公民館体制につきましては、教育委員会所管となりますので、教育長から回答をさせていただきたいと思っております。

5項目めでございますが、貴重な財源である町税・料の収納につきましては、経済の低迷の影響でその増収が見込めない現状であります。しかし滞納整理につきましては、公正公平な行政を堅持するためにも、法的な措置も含めて今後も引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。

ことは、職員のスキルアップを図るため、1名はことし8月21日から10月3日の間、自治大学の税務専門課程徴収事務コースで、地方税法、国税徴収法、財産調査、徴収事務のマネジメントを学びました。また他の1名は10月1日から12月末日まで島根県との相互併任制度を活用した徴収実務の研修中であります。

徴収の実績につきましては、年度途中で前年度との比較はできませんが、税の滞納繰り越しの収納率は11月末で前年度を上回っております。今後も町行政に対する信頼のある滞納整理を行っていく必要があると思っており、引き続きその努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、公民館体制につきましてお答えさせていただきます。

津和野町社会教育委員の会への諮問につきましては、平成23年12月1日付で社会教育法第17条第1項第2号の規定により、一つ目に公民館組織のあり方等について、二つ目として公民館の職員体制について諮問しました。

公民館は、戦後の祖国再建の拠点となる地域の社会教育施設としてその設置が提唱され、その後、教育基本法（昭和22年）、社会教育法（昭和24年）によって法的整備が図られました。

諮問理由として、公民館は、本町においても旧町時代から住民の身近な学習・交流活動の場として親しまれるとともに、学習活動を援助し、生活の改善・向上に大きな役割

を果たしてきました。このように、公民館は、地域住民の課題を解決する上で、非常に重要な役割を果たしています。

公民館の目的は、地域住民のために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するものです。

合併当初に比べると、一つの町としての体制の統一化が図られつつありますが、組織や職員体制等まだ十分な整備がされていないと考えております。よって、津和野町にふさわしい、今後の公民館のあり方等について意見を求めました。

社会教育委員の会では、9回の審議を重ね、平成24年11月7日に教育委員会に対し答申がありました。

その内容の主なものは、一つ目、公民館体制は、人口割と地域特性を考慮し、津和野町内に10館を置くものとする。枕瀬分館、滝元分館を統合する。池河分館、商人溪村分館を統合する。日原公民館、津和野公民館の常勤主事2名体制にする。

それから、日原公民館の分館がなくなれば、中央公民館を廃止する。

館長は地域推薦で選出する。

主事は公募により選出する。また、主事の採用は教育委員会が行う。

公民館事業のあり方について、教育ビジョンの社会教育の目標の実現を目指し、事業計画する。内容としては、公民館事業のあり方、公民館と学校とのかかわり、公民館運営委員会のあり方等でございます。

それから、館長、主事は、資質向上のため、積極的に研修会に参加する。

社会教育委員の会からは「すぐにできるものではないと考えるが、将来的には一つでも実現できるよう努力してほしい」との口頭意見を付して答申され、平成24年度11月22日の教育委員会へ議案として提出し、委員各自が持ち帰り、1月の教育委員会で教育委員会としての方向性を出していくこととしております。

現在、来年度の体制について既に動き出している地域もあることから、来年度から全てを反映というのは難しいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） それでは、この答弁の中で最初に公用車の関係なんですけども、答弁内容ではリース物件を含めて107台というふうにありますけど、23年度の決算資料では、一般会計では84台、それから特別会計で簡水と老健が1台ずつということで、合計86台が保有台数だと思っておりましたが、いわゆる107台から86台を引いたもの、残りがリース物件ということで財産に上がっていない、そのようなことで理解していいのかどうかをまず最初にお聞きします。

それと、維持費ということに少し関連もあると思いますので、この購入とリース物件の大きなメリットというか、差が何にあるのか、その辺を少しお聞かせいただければと思います。

それから、一番所有台数が、各所管課で行っておられるということですが、私も課の再編のところで最初に課をつくられるという条例改正案の中では反対したものでございますが、やっぱりいろんな課が小さく細分化されますと、使い勝手のいい状況ということで、この公用車の台数も少しずつふえていくのではないかと思って、そういうところを、小さなことかもしれませんが危惧しとるところでございますが、それぞれの課ごとの台数、きょうそこまでは言いませんが、そういうところを気になっておりますが、特に、使うときのローテーションとかについて御配慮があれば、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、特に青空駐車というところで、畑迫のほうではデマンドバスが、住民からの要望がない限りは動かない日もある、中にはどかっと雪が降ってみたりすると、そういう状況の中ではワイパーだって事前に立てておくとかちゅうこともないわけですから、ワイパーも劣化してくるし、たまには雪の重みで壊れていくとか、そんなところも心配されますが、生活バス等々で今後、車庫というものは財政的な支援もないようですが、しかし大切な部分じゃないかと思うんで、その辺についての今後の対応についてお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、ところどころ私有車両の公用使用ということで、貸借契約が条例なり規則なりの中にあるようでございますが、現在、その私有車両を町の公務使用ということで、貸借契約を結んでおられるのは何台あるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） まず、リース物件の件ですが、お見込みのとおり107台から23年度決算の84台引いていただきました台数がリース物件となります。

年間費用の比較なんですけど、リースですると、購入するよりは単年度の一般財源の持ち出しが少なくなると。最終的なトータルは購入のほうがやはりリース物件よりは安くなるんじゃないかとは思ってます。

使うときのローテーションの関係なんですけど、現在、役場庁舎内ではサイボウズというソフトを使って管理をしております。津和野庁舎の職員であろうが、本庁舎の職員であろうが、そのサイボウズを見て公用車の管理状況を見て使うことができるようになっておりますので、それで一応管理してるということになっております。

車庫の対応ですが、現在青空駐車が多いのが多分津和野庁舎のほうだと思うんですが、それを一括して収納できる今スペースがありませんので、ちょっと今のところ難しいかなとは思っているんですが、それよりも今、町営バスとスクールバスを納車しているバス車庫が相当老朽化してまして、もう倒壊の状況にありますので、これは早急に対応していきたいなと思っております。

私有車両の件でございますが、これ、今ここに、手持ちに資料がありませんので、ちょっとまた後日報告したいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） とにかく、入るを考えるよりは、使うほう、費用を落とす方が、まあ、生活の知恵ではないかと思えます。その辺について、今後一層御努力をいただきたいと思えます。

あと、この通告とは少し違うかもしれませんが、希望ということで、いわゆる今ごろは安く車両を購入することで、入札制度でやっていただいておりますが、そういう車両というようなものは、当然、買うときと維持管理に係る車検等についても、当然何年か継続するわけですから、その辺について、買うときは入札、そうするとそこで落札された業者っていうか、そういうところへどうしても人情的に買ったところでやっぱりサービスは当然見てほしいし、たまには車検ということも車種において、当然そこへ持っていくというようなことになると思うんですが、その辺の公平公正な扱いについては、小さな町でございますので、できるだけ公平な観点から維持管理費について取り組みをお願いしたらと思っております。

それでは、組織機構の見直しにつきましては、踏み込んだ質問は置きたいと思えます。

あと、3番目の保育園の統廃合の実施については、計画では25年から町内を幾らか減らすというような計画で上がっておったようでございますが、先ほどの答弁を聞きますと26年から取り組みをされるということで、津和野地区には今現在四つを将来は二つ、さらに二つを、28年から33年度までに一つへ統合するというような大胆な統合計画であります。延長保育とか休日保育とか、病後児保育とか、子供を育てる親のニーズは多種多様でございますが、私はできるだけ早く、定員管理計画の中では統合しながら、よりきめ細かいサービスをするほうがいいのではないかと、基本的には思っております。ただ、地理的に、例えば、町内の地理状況を見たときに遠隔地にあるところは残そうとか、あんまり配置の見直しについては十分住民の理解のもとで進めていただきたいなと思うことでございます。これについても、質問はありません。

公民館体制については、9月のときにも、地域の振興とか将来の課題解決のために、現在まちづくり政策課が進めておることについて、公民館が直接かかわらないというようなところで大変残念だということを申し上げましたが、社会教育委員の会からの答申の中にはそのことを具体的には述べておられません。私は、今日のまちづくり委員会それぞれが、後ほど出てきます……。

とにかく、もう、この最初に書いてあるように、公民館の目的というのを先ほど教育長が言われましたが、地域住民のために実生活に即する教育だ、学術文化、情操の純化、健康増進、社会福祉の増進というふうに答弁がありましたけど、要は地域の課題、地域の振興、産業振興も含めて、踏み込んだやっぱり公民館に常勤体制が今後ともあるとするならば、こういうところをかかわっていただきたいというふうに、私は常に思っております。

教育長に質問というよりは町長にもなるかと思いますが、公民館にその常勤性の館長さんと常勤の主事を配置され、今日の全てを私なりにトータルすると、6,000万ぐらい公民館の需用費やら人件費やらかかっているように私は理解しておりますが、この辺で今の地域振興のためにもっと公民館の体制を強化するためには、6,000万の経費が高いか安いかわかりませんが、公民館長のもう少し報酬を上げるとか、150日というものを、むしろもっと常勤体制をしつほうが地域の課題解決のためになるのではないかと思います、その辺について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君の質問中でございますけれども、質問が終了するまで延刻をいたします。

それでは、町長。

○町長（下森 博之君） 公民館の館長さん、主事さん、今後とも、今までも本当に真剣に取り組んでいただいておまして、地域に活性化のためにも御努力をいただいているわけであります。また、今後もやはり、集落が非常に力を失いつつある中で、こうした館長さん、主事さんの役割というのはまたさらに大きくなっていくというふうにも思っているところであります。

恐らく御質問の背景には、今年度よりこのまちづくり委員会と地域提案型助成事業、そうしたものも始めておりますので、そうした部分にもやはり公民館の館長さん、主事さんが、これまでのこうしたお取り組みや御経験を生かして、ここのところにも主体的にかかわっていかれるべきじゃないかと、そういう、恐らくお気持ちもあつての御質問だろうと受けとめているところでもあります。我々としても、近い将来的にはそうしたところも大きく期待をしているところでもあります。

ただ、ことしはやはり何といたってもまちづくり委員会の立ち上げの年でございましたので、まずは12地域全てにこのまちづくり委員会をつくってもらうということ、それを非常に重きを置いてきたということもあります。それで、町長部局のほうでここに職員の地域担当制度、あるいは集落支援員制度、そういうものを、人的な応援もしながら絡めてこの仕組みを立ち上げていくと、そういう目的の中でやってまいりました。また来年度、再来年度と、このまちづくり委員会をさらに機能的なものにしていかなきゃならんというふうにも思っております。そういう中で、やはり公民館の館長さん、主事さんの役割、これに期待するところは大きいものがあるわけであります。

公民館長さん、あるいは主事さんのお立場に立てば、このまちづくり委員会というのがまだ本当に立ち上げの年でありますので、どういうものであるのかということがなかなか理解がいただけなかったという、まあ、理解がいただけないというのは、反対されたってわけじゃありませんけれども、深まらなかったという背景もあつたんじゃないかなと思っております。ことし立ち上げを終えて、また来年度、再来年度とやっていく中で、いろいろとこのまちづくり委員会のことに対しても御理解をいただいて、また御協力をいただく機会が出てくるのではないかなと思っておりますし、私自身もそうい

う中で、今後、館長さん、主事さんにどうかかわり方をしていただけるのか、その辺についてももう少し研究を深め、また、提案、お願いをすることもしていきたいと考えておりますので、御理解をいただければというふうに思っております。

それから、立ったついでにということで、1項目めの自動車の問題でありますけれども、ちょっと言いたくてうずうずしております、まあ、小さい課をつくったから車がふえたという、そういう関連づけについては私自身少し寂しい思いをしているところでもあります。

昨今は、総務省椎川さん、最近御退官されましたけれども、著書の、正式名称はちょっと忘れましたが、公務員は積極的に外に出ていきなさい、そういう本が今非常に売れているという話、それをとるまでもなく、私としてはこれまで以上にやはり地域に出かけて行って、職員が、そして対話をし、そしていろいろな事業を組み立て、まちづくりに生かしていくと、そういうことを奨励をしていきたいという思いもあります。そういう中で、やはり交通手段、当然この公用車の活用も考えられるわけありますから、どんどん地域に出ていくという観点からは奨励をしてきたいという思いもあります。

ただ、やはり単なる無駄遣いというものに終わってはいけないわけありますので、その辺のコスト意識の徹底というのは図りながら、今後も進めていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 税・料等の滞納整理、徴収については、答弁にもありましたが、積極的な職員対応がなされておられるようでございますが。大変、御苦労だと思っております。

この件で一つほど担当課長に聞いてみたいと思いますが、今現在CATVで流れております、差し押さえ物品の入札ですかいね、あれはどのような仕組みで、町にとってはどうなるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） 共同購買についての質問だと思われませんが、共同購買については、今まで昨年末からインターネット購買を実施しております。インターネット購買でどうしても入札されなかった物件について、これを西部県民センター、益田市、津和野町、2町村と県とで共同購買会を実施するという事になっております。この共同購買会で得た収入につきましては、滞納のほうの収納のほうに充てさせていただきますということになっております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 最後に、まちづくり計画書についてということでございます。

まちづくりの計画については、平成24年度12月の28日までに提出するというようなことがあるということは承知しておりますが、きょうまでの間に提出された委員会からのまちづくり計画なり、その計画の内容、分野なり事業内容はどうであったか、そしてその積み上げられた予算規模はどの程度のものが上がったのか、さらに一つのまちづくり委員会では解決できないような、いわゆる集落エリアでなくテーマといった提案はなかったかどうか、伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、まちづくり計画書に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まちづくり計画書につきましては、地域提案型助成事業補助金交付申請の際に、提出をお願いしているものでございます。地域提案型助成事業につきましては、交付申請書提出期限が平成24年12月28日までとなっており、現在のところ各まちづくり委員会からの提出は未提出の状況でございます。

現在、各まちづくり委員会では、地域担当職員、集落支援員と連携し、まちづくり委員会を構成する自治会等を単位とした集落計画、集落計画をまとめたまちづくり計画書を作成し、地域課題解決のための財政的支援策である地域提案型助成事業補助金交付申請に向けた準備をされているものと考えております。

まちづくり計画書に関しましては、事業内容・予算規模等の詳細は把握できていない状況でございますが、各まちづくり委員会に対する地域担当職員、集落支援員の取り組みを踏まえすと、事業の分野では、地域住民全体の親睦を深めるための「地域住民交流事業」、草刈り、ごみ拾い等の「地域環境美化事業」、大規模災害の発生に備えた防災知識の普及、防災訓練の実施など「防災・防犯事業」、床の修繕等「集会施設整備事業」などが挙げられております。

また、まちづくり委員会単独では解決できない課題につきましては、空き店舗の活用、廃屋となっている家屋の戸数確認や処分の検討、避難場所となっている施設の水道整備などが挙げられております。

今後につきましては、各まちづくり委員会の代表者、商工会、JA等で構成する未来づくり協働会議を設置いたしまして、各地域のまちづくり計画書、地域提案型助成事業等について情報交換を行い、町全体としての地域課題解決のための方策等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） まだ、時間的余裕もあって提出がなされていないようございますが、私の希望というか、まちづくり委員会にある程度事業の、何ですか、分別というか、事業の区分、さらには、ある程度予算的なものなんかについても全体の集落、まちづくり委員会に予算の組み替えっていうか、やっぱりそういう柔軟性を、ある程度まちづくり委員会の主体性がとれるような予算が、今度、まあ、事業計画が

上がってそれに予算がつけられるように、まあ、まちづくり委員会の主体性、機能を重視するべきではないかなと思っております。

さらに、未来づくり協働会議というものもこの後設置されて、町全体のテーマを議論した後に、予算づけなり事業計画を展開されるようでございますが、そのことはやっぱり今回最初に、一集落30万円というわけで、3,420万ですか、それとは別枠に設けられるのが当然かなと思っておりますが、その辺についてまちづくり委員会の主体性、それで未来づくり協働会議に寄せる今後の期待等について、担当課長の考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 板垣議員の御質問にお答えしたいと思います。

12地域のまちづくり委員会、つくっていただくように5月末から取り組みを進めてまいりました。各地域、主体性を持って12月7日に一番最後のまちづくり委員会設置した地域、これをもちまして12地域全てでまちづくり委員会ができたということでございます。

いろいろ御意見いただく中で、柔軟性というところ、それから税金を使った事業ということもありまして、当初から、まちづくりの手引等を配付しながら、まちづくり委員会に対しましては、こういった使い方ができますよということで説明もしてきたところでございます。

今、まちづくり委員会では、それぞれの課題解決に向けた計画をつくっていただいているということですが、その中でやはり、これ使えるんだろうかというようなところで、いや、この部分はちょっと難しいですね、というような御相談も受けている部分もございます。その辺につきましては、地域提案型助成事業の当初の方針に従いまして、12地域全部できたということで、1月には未来づくり協働会議を早速開催をさせていただきたいと思っております。12月末までのところで、出ましたいろんな地域提案型助成事業、あるいはまちづくり計画書、そういったものについて情報交換等を行って、議員御指摘の柔軟性の部分で、皆さんからこういった意見が出るのかというところは、各まちづくり委員会の代表者が集まられての会議となりますので、そうしたところはお聞きしながら、来年度以降に向けた取り組みにつなげていきたいというふうに考えております。

○議員（3番 板垣 敬司君） 以上で質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で3番、板垣敬司君の質問を終わります。

---

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後4時40分散会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 24 年 第 8 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 24 年 12 月 18 日 (火曜日)

---

議事日程 (第 3 号)

平成 24 年 12 月 18 日 午前 9 時 00 分開

議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員（16名）

1番	京村まゆみ君	2番	村上英喜君
3番	板垣敬司君	4番	竹内志津子君
5番	道信俊昭君	6番	岡田克也君
7番	三浦英治君	8番	青木克弥君
9番	斎藤和巳君	10番	河田隆資君
11番	川田剛君	12番	小松洋司君
13番	米澤宥文君	14番	後山幸次君
15番	沖田守君	16番	滝元三郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

---

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めて、おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達してますので、直ちにこれより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会規則第119条の規定により、11番、川田剛君、12番、小松洋司君を指名いたします。

---

## 日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序8、10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） おはようございます。私は今、来年度予算の編成に取りかかる時期だと思い、1点ほど質問をいたします。25年度予算編成についてでございます。

まず1点目、枠配分方式を基本に置いた予算編成であるのかどうかお伺いをいたします。また、それとも、何かに重きを置いた予算を考えておられるのかどうか。

本年度におきましては町長就任3年目ですので、かなり大胆な予算づけがされておりました。町長の思いを予算化されたわけですが、そういった予算が考えられているのかどうかをお伺いをいたします。

2点目が、23年度の決算委員会の意見やまた監査委員の意見等、また本年度予算執行途中ではありますけれども、本年度の反省も加味しながらの予算編成ではなければならぬと思いますが、どのようなことを心がけて編成をしようとしているのか、2点目お伺いをいたします。

3点目、予算編成時の熟議を過去の一般質問において、同僚議員、また、私も3月定例においても指摘をしておりますが、どのような、予算化をするまでの過程を指導をしておられるのか、3点お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、河田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成25年度予算に関する御質問でございます。

来季の予算に関してのご質問ですが、本町はこれまで行財政改革の推進と堅実な財政運営を目指して努力をしております。その結果、平成23年度の実質公債費比率は、平成19年度23%をピークに平成22年度で19%、平成23年度で17.2%と適正化比率へ改善はいたしております。

平成25年度の当初予算編成においては、景気低迷の影響にあわせ国の動向が不透明であり、地方交付税を含めた一般財源そのものの増収が見込めないことから、引き続き一般財源枠配分方式で行うこととしております。

次に、平成23年度決算委員会の審査意見並びに監査委員の意見につきましては、町税の滞納額が1億198万円と高額であるとの指摘をいただいております。前年から見ますと606万830円の減少を見ておりますが、依然として厳しい社会情勢の中ではありますが税の公平性の観点から積極的な徴収姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

職員の時間外勤務等も指摘を受けているところがございますが、これも前年度との比較としては5,317時間の削減となっております。適切な人事管理と事務の合理化を図ってまいりたいと考えております。

具体的な予算編成につきましては、例年当該年度の予算編成方針を立て各課に周知いたしておりますが、このたびは、各課長ヒアリングを行い施策について事前協議をしたところであります。その中で、枠配分方式としておりますので、各課において配分された予算枠とそれぞれで歳入する特定財源の合計額を課の予算総額とし、この範囲の中で歳出予算の積み上げを行うこととしております。

特に次の点について留意をするよう周知をしております。

一つ目として、各課において要求内容の査定を徹底し、シーリング額を超えないよう十分に調整すること。

二つ目として、要求額の算定に当たっては、事業費や事務量の増減要因を十分検証するとともに、決算審査特別委員会並びに決算監査の審査内容を踏まえ、予算要求が過大とならないよう責任を持って要求すること等を掲げております。

歳入については、一番目として町税等については、未収金の縮減や収納率の向上に努めることにより住民の負担の公平と財源確保を図ること、二つ目として使用料及び手数料については、受益と負担のバランスのとれた適正な水準を保ち、過度の見積もりを行わないことなどとしております。

歳出については、一つ目としてすべての費目について、さらなるスクラップ・アンド・ビルドを積極的に進め、経費の削減に努めること、二つ目として補助金については、補助の効果、補助対象団体の資金状況等を正確に把握し、補助の必要性を十分に見きわめた上で、廃止を含め再検討をすること等を掲げております。普通建設事業や特別会計についても事業の総額や、独立採算を原則とする旨など事務事業の合理化・効率化に努めるとしております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 本年度も枠配分方式を取り入れるというふうなことでありました。私が枠配分方式という言葉聞いたのは、旧津和野町時代の最後の年が2年ぐらいだったと思います。財政が非常に厳しい折に、そういうふうに町民へのサービスが低下しないためにとられた処置であろうというふうに理解をしておりますが、基本的にはそれを置くということで間違いはないだろうと思っております。

次の2点目についてのいろいろな意見であります。昨年また今年の監査意見等には当然、税の徴収部分、そして時間外に対する指摘がなされておりました。時間外も表向いては随分、1,500時間等の削減もなされているわけですが、200時間に到達しない、表に出ない数字がまだあろうと思っておりますので、その点についてはよく考えていただきたいと思っております。

3点目の予算編成の過程について一つ質問をさせていただきますけども、過去の一般質問において、私は昨年3月、1年、もう2年以上近くなるわけですが、職員の人材育成が必要であるということを訴えました。そして、その9月には一人一人の意識改革が必要なんだということを訴えております。同僚議員も課内での熟議についていろいろなことを言って警告をされておりますけども、3点目の御答弁が私の質問と少し、質問内容が悪かったかなというふうに思っておりますけども、計画をし予算化するまでのスタンスですね、それをどのように指示をしていくのかということをお伺いをしたかったわけですが、基本的には、今までの御答弁を総合しますと、課内、住民からの要望に沿って、まず課内において計画をする、その計画段階においていろいろな資料を取り寄せ、法律とも照らし合わせながら、また、県・国との折衝に当たってそういった事業予算があるかどうかを見定めながら、まず課内において計画をする。そして、それを庁議にかける。その庁議にかけるというのは、まあ課内で計画するということは、基本的にはやりたいという方向のもとで稟議書なるものが出てくるわけですね、それを庁議にかけるということは、当然、常に町長さんが言われる「住民協働のまちづくり」、関係部署でない課長さんは、まあ、執行部側ではありますけども、町民目線という形からすれば第一歩だと思っております。そして、その関係外の課長さんたちの御意見を拝聴しながらより高度なその計画へと練っていく。そして、その次にかけるのが、住民代表である議会であるはずなんですね。そういうふうにしちつとした物事の順序が職員さんに徹底されていると、余り町の人たちからの苦情、また我々も初めて聞いたというようなことはないだろうと思っておりますが、町長さんに一つお伺いをしますけども、住民共同参画、よく最近言われるのが自治会等々に行っているいろいろな意見をお伺いをするというのは、それはいいだろうと思っておりますけども、議会の立場というものはどういうふうにお考えなのか。まず、次に来るのが、我々は住民の代表者であるという意識を持っております。だとするならば、我々にまず情報を全てを公開して、「こういういろんな計画を練る段階においていろいろ精査をしました」それで、「どうでしょうか。住民の皆さんの意見等々を集約してください」というのが、私は、普通だろうと思うのが、我々を飛び越えている自治会等々に行ってしまうかと言えば、恐らく住民の皆様のお考えというのは、180度違う、意見の違う方もたくさんいらっしゃるんですね。そうすると、どこでそういうふう集約していくのか、そして、まあ執行部側とすれば費用対効果というのをまず第一に考えられると思うんですね、けども、費用対効果だけが全てではない、当然、人間の生きる権利が勝つ場合もあります。例えば、限界集落

に1人で寝たきりのお宅がある、そうするとそこへ向けての救急搬送の道路をつくらなくてはいけない、それは、一軒のためにというふうな考えもありますけども、生きる権利のほうが私は重たいと思っております。そういった観点から、住民に対してきちっとした申しわけの答えができる体制でなくてはならないと思っておりますが、そういった意味から、この3番目の予算編成にかけての心づもりですね、そういったものを町長はどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 予算を組み立てるということではありますが、それは、やはり昨年、来年度予算については今年度やってきたこと、あるいはまた過去に振り返って我々がやってきたこと、そうしたものを、課題というところがあったのかということ、それから、町民の皆さんのやってきたことに対する御意見はどうだったのかということ、そうしたことをいろいろ踏まえながら、解決するものは解決をし、また新しく取り組むものは取り組むという中での予算編成をわたっていくということは当然であろうかというふうに思っております。できるだけ、その予算編成をして、最終的に議会に提案をさせていただくわけでありますから、費用対効果という面からも当然、町民の皆さんのできるだけ思いに沿ったものを我々としては組み立てていく必要がある、そのために我々も、日ごろから町民の皆さんと直接に対話をしながら、そうしたいろんな思いや御意見というものを拾い上げていく、そして、それを予算に組み立てて事業として展開をしていくというわけでありまして、最終的に、それを議会の皆様にチェックをいただくと、そういう考え方の中で進めているという気持ちであります。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 少し心細いなというふうに思っておりますが、我々議会とのやりとり等にしても、また先日、私の地域においてヒアリングがなされました。このときに住民の方々が、思いが一つで苦言がなされた。と申しますのも、あなたたちが私たちのところへ話を持ってきたときには、もう既に話ができ上がってるんじゃないか、ほれじゃったら私たちの意見を聞く必要ないじゃないか、というふうな強い御意見をたくさんいただきました。まあ、課長さんは、そうじゃない、今、皆さんの意見を伺いながら、どうしようかというふうにしてるんだというふうに言われましたけども、そういった点が、住民の非常な不満としてあります。ですから、計画を決定するまでのスタンスですね、計画を決定するまでのスタンスをいかに町民の意見等々を取り入れるかということが非常に大事なことでありまして、そこをどのようにクリアしていくのか、ということでもあります。

少し話はそれるかもしれませんが、このたびの条例改正にもなっております障害者支援センターの件にしても、本来は行政がすべきことであります。例えば、日原の保育園に増設をしてきちっとした保育士を、看護師資格のある人を雇い入れて、きちっと、本来は行政がすべきことを、そういう人たちが来てくれたから「どうぞ」というのは、少

し違うのかなというふうに私個人的には思っております。本来は行政がすべきことなんです。

だから、そういうふうな計画の段階において、きちっとした正当性のある積み重ねをしていかないと、私は突然聞いて、もう既にやるんだ、その方は、議会も決定もしていないのに、町にもう既にあいさつ回りまで済ましてる。そうすると、私たちのチェック云々というのは何なんですかというふうに言いたくなりますね。といった計画段階までのスタンスを、どういうお気持ちでおられるのか、再度お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回行っております、自治会のない地域での町民の方々のアンケート等々っております。これ、やる経緯については、後ほど担当課長から詳しく話してもらいますけれども、実際、今回、まちづくり委員会を今年度立ち上げるということで、この1年間準備をしまりました。そういう中で12地域、結果としては全ての地域、決定をいただいたわけでありましてけれども、その過程においては、当然我々も町民のところにずっと出向いて、そしていろんな意見交換をしながら、このまちづくり委員会の結成に到達したというわけでありまして。

この間、決して、我々がこういうことをやりたいというその全体的な気持ちは示しながらも、詳細については町民の皆さんと意見交換をしながらいろいろ改善を図りながら、この結成に至ったということでありまして。実際、集落支援員制度というようなものも当初は、このまちづくり委員会に設置をする計画ではありませんでした。しかし、町民の皆さんと、各集落を回って意見交換をする中で、財政的な支援も大切だけれども人がもういない、そこに人的な支援を一緒に加えていただかないと、このまちづくり委員会というのはなかなか機能しないんじゃないかと、そういう意見をたくさんいただいてきたわけでありまして。職員の地域担当制も置くわけでありましてけれども、それとともに、もう一つの人的支援策が必要だろうと、そういう中で総務省の有利な補助事業もあると、そんな中から、この集落支援員制度も取り入れて、そしてまちづくり委員会のほうへ反映をさしていくと、まさにこれらは、当初から我々が決めていたものではなくて町民の皆さんとの対話の中でまた改善を図ってきた取り組みでもあるということでありまして。

そこで、最終的に自治会のない地域が、なかなかこのまちづくり委員会に加わっていただけないという課題も残ってきた。これを解決していかなきゃいかんし、それは、自治会のない地域の町民の皆さんをいかに参加しやすい形に持っていか、そういうことを考えていかなきゃならんということで、今回、アンケートをとらせていただいたということでありましてから、決して我々が、もう、こうだ、ということを決めてとっているアンケートではないということは、断じてないということをご断言をさせていただきたいというふうに思っております。それは議員さんの誤解であるというふうに言わせていただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 済いませんね、質問が悪くて、町長、誤解をされて、私はまちづくり委員会のことを言っておりません。それで我々の地域で集まったことも一遍もありません。まあ、集まったのは、まちなか再生事業についてであります。その中において、二つの事業を委員会の中で決定をした。それについて同意されるかどうかということでありましたけども、住民感情としては同意できないという中での話であります。

今の分の答弁は要りませんが、課内での計画の段階においてももう少し熟議をしっかりと、重ねて、我々にも逃げ道がある熟議にしてほしい。逃げ道というのは、町民から苦言が来たときに、こうこうこういう理由で賛成したんだということ。例えた例を言いますと、グラウンドゴルフ場があります。そのグラウンドゴルフ場も日原の道の駅を自然を体感するゾーンとして、津和野町は開発をしたいんだということを言われた。ですから、5,000万円もかかる事業であっても必要なんだよというふうに私は説得をしております。そういった逃げ道ですね、そういった、住民に対する逃げ道。先ほども言いましたように、何で限界集落のあの家に対して道路をつくるんだと言いましても、そこにも生きる権利が発生するんだというふうなきちつとした逃げ道があれば、胸を張って予算を説明できるんですね。けども、近年いろいろな人々の話を聞きますと、何であんな予算を通したんだというふうな言われ方をされてくる。けども、なかなか言い出しにくい。例えば、グラウンドゴルフ場を津和野にも何で要るんだという話まで飛び交っております。けども、今のグラウンドゴルフをたしなむ人たちは、鷲原八幡宮また嘉楽園等で自分たちでコースをつくって楽しんでおられる。大会がしたければ、日原にみんなでこぞって行けばいいではないかという方々もたくさんいらっしゃる。そういった人たちに、ほいじゃあ、再び、津和野の道の駅の前に同じような規模のものを建てるとなると、私はどういうふうに申しわけをしたらいいのかなというふうに思っております。ですから、そういうふうな申しわけが立つような計画を我々にしっかりと示して、議会とのキャッチボールを大切にしていきたいという思いから、こういう質問をしているわけですし、その計画段階において議会との接点をどのようなお気持ちで持っておられるかをお伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、先ほどの御質問でありますけれども、議員の言葉からアンケートといいますか調査ということや集落という言葉が出てまいりましたので、私は、まちづくり委員会と、そして現在自治会の未結成地区に行っているそうした調査、そういう中での答えをさせていただいたということでもあります。

そうじゃないんだ、まちなか再生のことだと言われましたので、そのことであればその言葉をはっきり言っていただきましたら、私もその回答をしてきたというふうにも思っております。



まちなか再生についても、現在いろんなこれまで準備をしてきておまして、そしてそれにかかわる、その現在の建物の周辺地域への町民の皆さんへの説明会等も行ってきております。これにしても、必ずもうこうだということで、決して、もう決定のような状況で説明会を行っているわけではありませんで、それぞれ建物等もありましたら騒音の問題もあると、そういう状況の中で意向調査を回っているという状況であります。

実際、その具体的な建物の最も地元になられる町民の方々、地域の方々からは、そういう騒音と非常に反対の意見も多いということでもありますから、そういうことになると実際そこでの、もう、事業の実施というのは難しいかもしれない、まあ、そういう変更も含めて現在我々も検討をしているということでもありますので、決して町民の皆さんの意見を無視してまで進めようと、そういうような気持ちは到底ないということはお伝えを申し上げたいというふうに思っております。

それから、先ほど失念をいたしました障害者施設、このことを取り上げられて御質問されたわけであります。これらについても当然議会の皆様にもいろんな御意見を聞いていかなきゃならんということで、全員協議会のほうで、早いうちから、こういう計画があるということ、こういうものをお示しをさせていただいて、そして、議員の皆さんにもいろんな意見をお聞きしながら物事を進めてきたつもりであります。

斎場のこともそうであります。斎場の設計書も、当然全員協議会に事前にお示しをさせていただいて、そして、いろんな御意見をいただきました。そして、我々も納得のできる御意見につきましては、これは突っぱねるのではなくてある程度変更していかなきゃならんということで現在変更も加えて、また、近いうちに議会のほうにもその新しい設計を報告をさせていただくと、そういう次第でもあります。

ですから、我々としては、全員協議会等を含め議員の皆さんにもいろんな御意見いただきながら進めていくという、そういうスタンスはこれまでもやってきたつもりでありますし、これからも大切にしていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、10番、河田隆資君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） それではここで、後ろの時計で9時40分まで休憩いたします。

午前9時28分休憩

.....

午前9時40分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序9、7番、三浦英治君。

○議員（7番 三浦 英治君） それでは、7番、三浦英治、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は2点ですけども、教育委員会が中心になります。2点とも、今定例会以前にも同僚議員から、さまざまな報告が質問されている問題です。

まず初めに、津和野高校支援について。

離島・中山間地域の高等学校において、高等学校と町村が連携して実施する、高校魅力化・活性化の取り組みを支援する事業が昨年23年度から展開されています。

県内の高校で定員充足率が70%を下回っているのが、横田高校、江津高校、島根中央高校、そして津和野高校の4校となっています。

町内の中学校から津和野高校への進学率は約半数であり、今後の支援が重要となってくるが、町が取り組む中で、考えられる問題点は何か。

現状と新たな支援策、課題、今後の展望についてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野高校支援に関する御質問でございます。

本町も、平成22年度から津和野高校支援係を設置いたしまして、まさに名前のお通り、津和野高校の応援という形をとらせていただいております。この取り組みの最終的な目標は、やはり津和野高校の生徒数の増加でありまして、これ、減少傾向を食い止めないと、やがては津和野高校も統廃合のそうした危機にも直面する、そういう問題にもあるわけであります。しかしながら現状としましては、なかなかまだ生徒数の増というところまでには至っておりません。まずは町内の中学から津和野高校へ行っていただくということ、その取り組みも強化していかなきゃなりませんし、また、町外からの入学者数もふやしていく、こういう取り組みもしていく必要があるというところでもあります。

この3年間の取り組みの中で、まあ、途中、島根県も、中山間地域の魅力化、高校魅力化事業というものも導入いただいて、さらなる応援もいただいているわけですので、こうした事業もしっかり取り入れながらやっていきたいと思っております。いろんなその学力向上を初めとした津和野高校の特色ある取り組みというのは、3年の中でやってきてるつもりでもありますから、これをさらに伸ばしていきながら、最終的に、津和野高校の生徒数の増へつなげていきたいと、頑張っていきたいと思っております。

詳しくは、教育委員会所管になりますので、教育長のほうからお答えをさせていただきます、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、津和野高校支援についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、津和野高等学校への町内中学生の進学率は近年、50%前後で推移しております。

ことし4月の津和野高校への進学生徒数進学率を学校別に見ますと、津和野中学校、17名、54.8%、木部中学校、2名、50%、日原中学校、9名、31%でございました。全体では28名、43.8%となります。

過去5年間の平均を見ますと、津和野中学校、59.6%、木部中学校、60%、日原中学校、39.5%で、全体では50%となります。

県内で魅力化・活性化事業に取り組む高校の町内進学率が80%前後であるのに比べ低いことは事実であります。

今後、この状況で推移していくと、町内小中学生が減少していく中、町外からの入学者に頼らざるを得ない状況となり、充足率はさらに低くなっていくと思われま

す。町内中学生の進学率を高めるためには、寮や下宿に居を移して、通学する負担がなく、通学可能圏内である、益田市や山口市に高校があるという立地条件の中で、地元の高校である津和野高校の魅力発信していかなければなりません。

また、県外、町外の中

生

生に対して、津和野高校の魅力発信していかなければ、入学者の増加にはつながりません。

現在、教育委員会内の津和野高校支援係と、津和野高校が協働で、魅力化・活性化事業に取り組む中で、魅力を十分伝えられていない現状もあり、進学や就職への手厚い支援体制を整えるため、津和野高校内に常駐し、集中的に取り組んでいただく専任コーディネーター（嘱託職員）を雇用することも考えております。

コーディネーターと津和野高校、そして町担当部局との連携により、魅力化の発信を強めていければと思います。

また、中学校と高校との連携を密にしていく中で、津和野高校の魅力を、直接、中学校の教員から生徒に伝えることによる、進学者増への取り組みも必要ではないかと考えております。

そのほか、生徒の満足度を高め、高校生から中学生へ伝えることも大切であると考えます。

平成23年度からは、JRを利用して通学する生徒に対し、定期代の2割を補助する制度を設けておりますが、さらに、町内中学生に対する補助の方法、率を再度検討し、進学率の増加に努めたいと考えております。

中学生に対し、進学したい高校という気持ちを持ってもらうため、さらなる魅力化について、高校と連携を持って積極的に取り組んでいきます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 今回の質問のきっかけは、ふるさと島根定住財団が開催しました、島根U・Iターンフェアのセミナーでの、話題の離島・中山間地域の高校への県外からの入学についてという、各学校の取り組みをたまたまインターネット

で見たときに感じたことなんですけども、積極的に受け入れているとされる県立高校9校、その中で津和野高校が一番しょぼいというのが私の率直な感想です。思わず口に出ました、しょぼいと。

それで、答弁の中にありましたように、津和野高校内に常駐する専任コーディネーターを雇用することを考えられているようですが、これは、小学校で指名された児童が「考え中です」、何回あてられても「考え中です」と言うのではなかなか前に進まないんで、町長に確認したいんですが、今度、来年度これを、常駐職員を置くということによろしいんですか、それだけちょっと確認したいんですが。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 来年度の予算にもかかわることありますので、全体的な歳入の状況、それに伴うまた事業を組み立てていく状況、そういう全体的なバランスを考えながら、また一つ一つを判断していかなきゃならないと思いますので、現在まだ検討段階でありますので、ここで、必ず置きますということを明言するというようなことはちょっとお許しをいただきたいというふうに思っております。ただ、先日も津和野高校の後援会の専門委員会を開催したところでありまして、そうした中で、このコーディネーターの必要性というのは、学校側からも非常に、他校の事例も掲げながら訴えをいただいたというところでありまして、大変意義の深い、そういう事業にもなるという認識は持っているところであります。

ただ、我々としては、財源をきちっと有効的に使わなきゃなりませんので、いろんな制度も研究してみなきゃならないと思っております。他校がコーディネーターを置いているから、だからうちもやるということでもいけないというふうに思っております。それこそ総務省のいろんな制度もありますし、そういうこともいろいろ、まだまだ深く調査をしてみながら、有効的に人員の応援ができるような、そういうことも踏まえて検討していくというふうにも思っておりますので、そういう状況でございますので、こうした答弁でお許しをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 今、津高では、教頭先生に随分しわ寄せが行っていると思います、対外的なことに関して。今、県の雇用の関係で3月まで事務員が非常勤でおると聞いておりますけども、それ以降どうなるのか、また教頭先生にすごいしわ寄せが行くのではないかというのを懸念しております。

先般、飯南町へ行ってきました。本来なら、先駆的な取り組みでは、必ず隠岐が出てくるんですけども、この9校の、まあ、全部自分で歩いて調査すれば一番いいのかもしれませんが、時間的、経済的余裕がないので、その中でも気になった飯南町へ行ったわけですけども、なぜ隠岐でないかという、隠岐の場合は島です、島特有のちょっと違う面がありますんで、飯南町、ここから3時間半ぐらいかかりましたけども、そこに行

って、担当課の企画財政課長、それと常駐している正職員2人の話を聞き、その後、飯南高校に案内されて校長先生とも話してきました。

飯南町の取り組みイコール津和野高校とは思っておりません。

ただ、まず一番感じたのは、本気度といいますが、やる気というか、その空気が違うんですよね、話していても。津和野町より予算規模の少ない飯南町でありながら、飯南高校支援に約4,000万、人的支援に関しては、高校内に、職員室に正職員を配置し、業務支援員とコーディネーターの2人を非常勤で配置しているという状況でした。これも教育委員会がプロジェクトを組んで一つのプロジェクトを出したのに、これ、横断的な支援が必要だということで町長部局のほうに移行したようです。

現在、進められている県の高校魅力化事業も、来年度には終わります。懸念すべきことは、町内の中学校からの進学率が約半数である中で、現在、津和野中学校89名、日原中学校90名、179名の中学生がおります。その中でも、この春卒業する、津和野中学校31名、日原中学校32名の63名、これは1学年と同じ数になります。一学年で言いますと、津和野中学校37、日原中学校26で63名。ただ、気になるのがその次の年、今の2年生です。これが津和野中学校21、日原中学校が32名の、合わせて53名、10名減ります。町内の生徒数が25年度卒業の、その2年生が例年に比べて10人少ない53人、約半数と考えて26人、近隣からと県外で再編成基準を超えられるか、多分超えられるとは思いますが、今、中山間地としての特例で35人掛ける2クラスで70名の60%、つまり42名が限界になります、これが2年続くかどうかということになります。来年度には何らかの対策を講じる必要性が高まっていると思います。

以前から指摘されている、オープンスクールでの来訪者に対しての入学生が少ないこと、特に昨年、問い合わせが多くあったにもかかわらず、入学生が少なかったという現実。

まず一つは、寮の環境問題です。これも財政的なものも絡みますので、町長にお答えをお願いしたいんですが。

まず1点目、寮の建てかえまたは改修は考えられないかということ。

二つ目、寮費、寮の費用は、大きく管理費と食費に分けると、ほとんどの学校が、管理費を町が支援しております。これを町として考えられないか。

三つ目、通学支援、現状の2割補助、この拡大は考えられるかどうか。

この3点についてお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、私のほうに三つ御質問いただきましたので、お答えしてまいりたいと思っております。

まず、寮の建てかえは考えられないかということでもあります。これはもう、今さら申し上げなくても、議員さんのほうも重々御承知であるとは思いますが、割と全国

から、やはり津和野の知名度もあるというふうに思いますし、また我々の取り組みも、その成果も一つは出てると思いますが、割と津和野高校に入りたいと、そして子供を預けたいと、そういう例というのは、ここ二、三年の間に相当ふえてきているという認識を持っております。

ただ実際、町外、県外からになりますと寮ということになりますから、親御さんと一緒に子供さんとお見えになられて、津和野の環境も見て非常に気に入られながらも、最後に寮を見られると、ちょっとこの寮ではなかなか大事な子供を預けられないというような、そういう中で確実に津和野高校に入学をしていただくことにつながっていないと、そういう現状があることは認識をしているところであります。

そういう中で、寮をもう少し快適な空間にしていかなきゃならないということは重々検討しているところでありますから。ただ、やはり、これはあくまでも県立高校でありまして、県の寮になるわけでありまして、そうした面ではやはり県の、本人もしっかりお願いをするとともに、県ともいろいろ協議をして改修、あるいは建てかえ、そうしたところを今後も協議をしていきたいというふうにも考えているところであります。

それと同時に、せっかくこうして津和野という観光地の中での高校でもあるわけでありまして、寮ということだけにこだわらず、昔は下宿というようなものもやっておりましたし、あるいは空き家がふえてくる中でのそうした改修、そうしたもののなかで、もう少し津和野ならではの自由空間をつくれんだろうかと、そういうことも検討していかなくちゃならないだろうというふうに我々としては現在考えているところであります。そうしたところを総合的に展開をしていながら、また、この寮の問題等につきましても努力していきたいと考えているところであります。

それから、寮の管理費、これを助成をしてはどうかということと、次の通学費の助成、あわせての答えとさせていただきたいと思います。

実際通学費については、町内の皆さんには2割程度でありますけれども、現在も助成をさせていただいてるということでもあります。ですから、これを増額をするかどうかというまた観点での議論になってくるかというふうに思うわけでありまして、またこの辺につきましても、当然、やればいいというのはよくわかっているわけでありまして、これまで、ほかの分野のこともお答えをしてきましたとおり、例えば、福祉関係のインフルエンザの助成事業とか、いろいろとやらなくちゃならないこともあるわけでありまして、そうした中で財政もまだまだ再建途上という状況でありますから、特にこの、経常を経費化する、そういうものについては、本当に慎重に検討していかなくちゃならないだろうというふうにも思っております。

ただ、そればかりを見とって何もやらないということでもまたいけないというふうに思いますから、いろいろ、福祉の分野、教育の分野、いろいろ全てを見渡した上で、今、どこに重点を置いて支援をしていくのかということ、そこはまだ検討をさせていただきたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 津和野ならではの居住空間というすてきな言葉がありましたけども、今、建てかえ、どうこう、改修、わかりませんが、あそこ、津和野高校の前、寮があるところが大手門であったというのも聞いております。そういった意味で、津和野高校玄関から稲成神社に上がり口を見て、観光客が見てどうかという風景ではあります。居住空間という部分で、まあ、景観もありますけども、そういった部分で、県立と言いつつも、飯南高校も寮を建てかえるようになっております、計画されております。これも町が名称を変えて、県立でできないところをやるよう、いろんな、何か方法はあるようなので、ちょっと県と協議して、検討していただければと思います。この寮の問題が大きく立ちはだかるのではないかなという気がしております。

次に、保護者の口からよく聞くことなんですけども、高校の給食化の可能性について、これを実施できないか。以前、同僚議員の質問で、給食化を検討すると答弁されているんですけども、答弁、じゃなかった、検討されているのかどうか。関連して、学校給食調理場の老朽化に伴う改修予定はあるのかなのか。この二つをちょっとお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 給食の件につきましては、高校単独ではなく、町内の学校の設備のことと一緒に考えておるところでございます、まだ、検討の途中であると申し上げたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） そう思いました、現在、学校給食調理場が、大変、大分以前から老朽化して、できれば一本化したいという声も出てましたし、また、特に津和野の調理場がもう老朽して大変な、っていうのも耳にします。だからそうした意味で高校の給食化も含めてやって、考えていってほしいなというところで。給食しても約200食増加する程度だと思います。これの数は以前、日原調理場、津和野調理場にしてもこれ以上の数に対応しておりました、生徒数が多いかった関係で。あとは雇用の関係とかありますけども。

それと、高校の給食化について言うと、県内で給食を実施している県立高校ありません。そのためにも、まず特化するものの一つとして提案するわけですけども、県に問い合わせますと必ず出るのが民業圧迫、それと食育、この二つが出ます。この民業圧迫という部分では、これは対応は幾らでも考えられると思います。今、津和野高校には学食がありません、それで毎週木曜日にパン屋さんが来ております。これも給食、今、学校給食でもパン食を週1回程度やっておりますけども、そういった対応も考えられますし、毎週水曜日に津和野高校では寮生が弁当になっております。それで実験的に高校のほうで、通学生に予約をして、弁当を、これ450円ですけども、やっておるんですけども、ちょっと申し込みが大変少ないそうです。ただこの450円というのが一つの大きなネ

ックになろうかと思えます。しかしこれも、業者からするとぎりぎりではあるけども、例えばおかずの部分的な加工を業者にお願いするとか、いろんな方法が考えられると思えます。ぜひ検討していただきたいと思えます。

今、学校給食、小学校が265円、中学校が295円、これもこの金額でよくやっていると本当思うぐらい努力されております。きょう、議員の試食会が日小でたまたまあるようですが、この給食は、本当、以前から、まあ、いろんな学校で私も食べておりますけども、大変、よくこの金額でこれだけのものができるなと感心しているところです。ぜひ、ちょっと高校給食化、特に特化するものを考えないと、なかなか、新しく入ってくる子はいないと思えます。ぜひ検討してください。

それと次に、支援対象の分別ということなんですけども、今言ったのは寮生、通学生ということになるわけなんですけども、高校生の支援を考えると半数の津和野高校、半数は津和野高校に来るとして、やっぱりそれ以外の子供たちのことも考える必要があるのではないかなという気がしております。中学校3年時に学校説明会、これ、保護者も来ます、各校がプレゼンテーションをします、飯南高校では担当者が同席して、町としての支援をプレゼンテーションしております、町としてこれだけのことをしているんだと。先ほど町長がインフルエンザワクチンのこと言いましたけども、これも含め、例えば乳幼児等医療費助成事業、津和野町は中学校卒業まで通院・入院の自己負担の助成を行っております。こういったことも含めて、ほかではやってない、町はこれだけやってるんだっつゆのを、こういうときこそ保護者にも伝えることが必要ではないかと思えます。津和野町としてプレゼンテーションできる要素をふやしていく、これが魅力化につながると思えます。そのためにも特化するものが必要となってきます。何も今してないとは思っておりませんし、津和野高校の保護者に対するチラシを見ますと10項目あります、全部は読み上げませんが、津和野塾、ふるさと講座、文化部合同の講演「JAM」の支援、外部指導者派遣支援から町マイクロバスの支援、さまざまな支援はされておりますけども、これがなかなか伝わってないような気がします。先ほど言った寮費のこと、通学費のこと、そして高校の給食化、こういう目に見える何かがないと、なかなか目を向いてくれないのではないかなという気がしております。

それと、津高生に対する聞き取り、これは学校でやっておりますけども、一つ足りないと思うことが一つ、保護者の中には兄弟で、益高、津高に通わせておる保護者もいますし過去にもおりました。そこに話を聞くと、やはりそれぞれのメリット・デメリット、いい面、こっちのほうがいい、悪いがわかります。こういうところも調査する必要があるのではないかなと思っております。そうした中で、もっと特化する何かが見えてくると思えますので、さらに来年度、この魅力づくり、特に中学生が10人減るといって、ちょっと大きな節目に私はなると思えますので、さらなる努力をお願いしてこの質問を終わります。

それでは、次の質問行きます。



公民館についてですけれども、社会教育委員の会より、今後の公民館の方向性が答申されたと聞いているが、公民館館長、主事の任期が、来年3月31日となっている中で、答申が反映されていくのか、また、公民館主事は嘱託職員でありながら、地域推薦で検討されるのか、法的に問題はないのかを含めてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 公民館につきましては、昨日3番議員の質問に回答しましたとおり、現在、教育委員会としての方向性を検討しておりますので、来年度から全てを反映するというのは難しいと考えておりますが、教育委員会として方向性を出し、できることから取り組んでいきたいと思っております。

また、平成21年4月1日より任用している公民館主事につきましては、地域の推薦をいただいた上で教育委員会で任命し、2年任期の条件での嘱託採用になっております。3番議員の御質問にお答えしておりますように、この点につきましても、教育委員会で直接、任命、採用をするように答申を受けておりますが、現在、来年度の体制につきまして、既に動き出している地域もあることから、来年度から全ての地域を対象にすることは難しいと考えます。

なお、法的な問題ですが、地域選出時も採用条件等を示し、任命につきましては、教育委員会で辞令を交付しておりますので、雇用契約の面での問題はないと考えます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 雇用の契約の面で問題はないということで安心はしております。

3番議員での回答で、社会教育委員の会の答申の概要がわかりました。当初の公民館再編計画の中で懸念されていた分館問題に対しての方向が示されたと思います。そこでちょっと一つ気になる点を。津和野中央公民館、ここには職員を配置しております、ここだけ職員である理由は何なのか、何か、職員でないとやれないのか、嘱託ではできないのか、お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 津和野の公民館の主事は、議員さん言われますように正職員が務めております。

センターの管理という分も含めて、従来からずっと正職員があそこの主事を担当しておるわけでありましてけれども、その分も含めて、今回の答申には全体として嘱託化をしたらどうかという答申を受けております。今までの経緯として、まあ、地元の要望も含めての正職員としての位置づけでありますけれども、その点についても、今後、答申の内容を含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 今度、3月31日任期来るわけですけれども、2年契約ということになると、次の任期が平成27年の3月31日になります。まちづくり委

員会も平成27年3月31日に終了の予定になります。この公民館活動との統一、融合は考えられないのか。なぜかといいますと、今回、このまちづくりが出た時点で課題を解決の、公民館の使命があるじゃないかと。そこでさまざまないろんな声が出ました。それで、1年2年で教育効果というものは出るものではありません、いろんな施策もそうだと思いますが、ちょうどここが重なるときに未来づくり協働会での一つの方策として、この融合含めて、まちづくり委員会、まあ、課長に聞くわけですけども、この方策として考える余地はあるかないか、先の話ですけどもお願いします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） まちづくり委員会は、議員御指摘のように今年度から始まりまして、3年計画ということで地域の皆様に御説明をし、設立をしていただいたところでございます。まちづくり委員会の代表者等を持ちまして、未来づくり協働会議を今後行いながら、各まちづくり委員会の地域課題等を町全体としての視点の中で未来づくり協働会議でいろいろ情報交換もしていくということにしております。

で、地域提案型助成事業あるいは未来づくり協働会議、まちづくり委員会の体制そのものは3年間ということで、今考えているところでございます。

3年たった後にどうするかということにつきましては、いろいろ地区説明会でも御質問等も出ました、今回、地域課題を解決するための仕組みづくりとして、将来的な人口減、あるいは高齢化率の増加というところでこういった仕組みづくりをしてきたというふうに考えております。

3年の中で評価をしていこうということで考えておりまして、4年目以降の取り組みにつきましては、この3年間の評価を踏まえてやっていきたいと。その中で議員御指摘のような、公民館とのかかわりというのも当然地域からも出てくるというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 公民館との絡みは今後も出てくると思います。ぜひそれぞれの地域で、それこそ議論を深めた中で新しいまた方向性が出てきたらと思っております。

今回の社会教育委員の会の答申の中で、館長、主事は質向上のため積極的に研修会に参加する、これは以前から、当初公民館の再編計画から見ても、とにかく研修、研修、考え方、意識向上っていう部分が、教育委員会に行っても、次長のほうにも何回も言いましたけども、一つの提案として捉えてもらってもいいんですけども、主事が常勤になって、以前とまた変わってきたところでいうと、私は、地区公民館長の位置づけがすごく重要になってくると思います。

現在、年9,800円の報酬、これ、金額どうこうじゃないんですけども、その中で、例えば、館長、主事が研修に行く、そのときに、まあ、以前私が非常勤のときにやって

たことなのですが、資料を余分にもらってそのとき感じたことを、その、地区公民館長並びに運営委員に提示しておりました、これだけは知ってほしいと。そうした中で、時間をかけて意識を変えていくという手法をとっておりました。

今、地区公民館長は、連絡業務、行事において、大変重要な位置づけになると思います。館長、主事って2人しかおりません。この研修会にはどんどん参加しなければなりませんけども、実質に動いてくれる地区公民館長のことも考えていただきたい。以前、これは旧町ですけども、提案して地区公民館長、2日かけて研修してもらったこともあります。そうした中で公民館活動の活性が出されると思いますんで、ぜひ考えてみていただきたい、この点についてどう思われますか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 研修につきましては、いろんな立場の人がいろんなものを受けに行きます。それで、議員おっしゃるように、直接御本人が出かける、それで効果がある中身であればそういうものを必要としますし、横のつながりで全部の館が同じことを認識してもらうためには、逆に教育委員会のほうから出かけていくか一カ所に集まってもらうかという方法もありますし、必要なものを必要な人に必要な時期にできるように、予算面も伴いますけれども、それは、2年の任期であればその中でどういうものが効果的かというのは十分考えるのが教育委員会の仕事だと思っておりますので、考えてまいりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 先ほども言いましたように、教育効果というのには、本当、時間がかかります。高校支援についてもそうですけども、隠岐高校、隠岐、並びに飯南高校も5年、効果が出るのにかかったという話も聞いております。これは、公民館についても言えると思います、そこに向かうための意識改革が常に必要となってきます。そのための研修会ってのはすごく重要だと思います。いかに種をまくか、どんな種類の種にするか、それが問題になってくると思います。まちづくり委員会にしても、教育委員会、まあ、公民館ですけども、大変重要な、意識、住民の意識向上のための機関であると思っておりますんで、議論を重ねて少しでも津和野町が前進するよう希望しまして私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、7番、三浦英治君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時40分まで休憩いたします。

午前10時21分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序10、1番、京村まゆみ君。

○議員（1番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして一般質問を始めたいと思います。

昨日の一般質問の中で、本町の高齢化率について、65歳以上の人口が43.4%と上がってきたという数字のことが何度も出てきました。確かに43%、高い数字ではありますが、しかし、この数字について、私は、町部と農山村部では全く違う意味合いを持つのではないかと考えています。農山村部においては、元気な高齢者がたくさんいてくださるからこそ、地域の景観も含め農地が守られています。

若い世代のほとんどが、現金収入を得るために町部へ働きに出ている。たとえ、若い定住者がふえて高齢化率が30%台に下がったとしても、それで農村の景観が、環境が、農地が守られるのだろうかということを考えます。

むしろ50%以上であっても、80歳であろうとも家周りの草を刈り、自分のペースで山林や田畑を耕作したり維持管理する方が、少しでも長く元気で、一人でも多くいてくれることのほうが農山村部にとっては重要だと思います。

問題は、単に高齢化率だけではなく、この高齢者のバトンを受け、農山村部を働く場所として、生活ができる場所にするためにはどうすればよいかということだと思います。そういう大きな問題意識を持った上で、一つ目の質問をいたします。

持続できる農業への、町としての支援策についてです。3点ほど伺いたいと思います。

まず一つ目は、人・農地プラン策定状況についてです。今年度から5年間の予定で、10年後の地域農業、農地のあり方を定める、人・農地プランの策定の取り組みが始まっております。半年以上が経過しましたが、現時点での町内の策定状況、また、今後の予定等、各集落営農法人などと個人就農者への支援計画について伺います。

二つ目ですが、先ほど述べましたように、地域の自然環境を維持することもこれからの山村の大きな課題であります。昔の三ちゃん農業的な形態、昭和30年代に、一家のあるじが現金収入を得るために勤めに出たり出稼ぎに出る。その留守を、じいちゃん、ばあちゃん、母ちゃんが守っていました。しかし、現代では、農村には日中は若い人はいません。ほとんど皆、若いお母ちゃんは勤めに出て不在であります。

この、昔の三ちゃん農業的な形態を見直し、女性後継者の育成や就農を促す支援策を考えるべきではないでしょうか。

3点目として生産者の高齢化で、道の駅農産物直売所への出荷量や売上額が減少傾向にあります。例としてですが、道の駅シルクウェイにちはらの青空市は、平成20年3、700万円の上の売り上げがありました。21年3、500万円、ここ2年間は3、000万円台と大きく売り上げが下がっております。また、これに伴って、青空市の生産物、農産物を主に使って加工品をつくって販売しているあしたばさんも、売り上げが毎年下降してきております。理由としては、景気の低迷ももちろんありますが、高齢者が自分で出荷する物を持って行けない、そのことによって品物が減る、品物が減れば客足

が逃げる、売り上げが減る、売り上げが減るからまた品物を出さないという悪循環になりつつあると思います。

つくる楽しみが売る喜びに直結する直売所は、小さな農家を維持するためにも、また、地産地消の面からも、積極的に支援すべきシステムだと思いますが、高齢化した生産者のサポートや新規出荷者の確保などの支援策が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、京村議員の御質問にお答えをいたします。

持続できる農業への、町としての支援策についてということであります。

まず、人・農地プランの策定状況についてでございますが、現在、津和野町においては、脇本地区1地区について、人・農地プランを策定したところでございますが、さらに今年度、横瀬地区を策定する予定でございます。今年度の人・農地プランについては、国庫補助事業（青年就農交付金、農地集積）の対象者がおられる地区を最優先に考えて対応しております。

来年度については、新規就農者が見込まれる地区や認定農業者、農事組合法人が存在する地区を中心に策定し、国庫補助事業を受けることのできる環境を整備する計画でございます。

しかしながら、国政選挙の結果によりましては、現在の国庫補助事業が廃止になる可能性もありますので、状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

2番目の、女性後継者の育成や就農を促す支援策についてでございますが、現在のところ女性を対象とした支援制度は設けておりませんが、農業における女性の重要性については十分認識をしております。現在の制度は、男性でも女性でも対象としておりますが、女性の声を現場に反映させるため、人・農地プラン検討委員会のように、委員の3割を女性で構成する等、女性が参画できる場の設定が今後の課題と考えております。

今年度の女性の就農状況ですが、町新規農林業就業者支援事業では、本町で2人目となる女性後継農家を認定するとともに、本町では初めて県が認定する女性新規就農者が誕生いたしました。

これまでにない動きでございますので、農業経営が軌道に乗るように必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、女性グループを中心に、今年度、農産加工講座「農産加工いろはの講座」を開設する計画にしており、参加者の御意見等を次年度以降の講座に生かしてまいりたいと考えております。

三つ目の農産物直売所出荷農家のサポート等についてでございますが、地産地消の振興については、重点的な政策の一つと考えておりますが、議員御指摘のように農産物直売所への出荷量、販売額が減少傾向にあります。

このようなことから、地産地消出荷奨励金制度や地産地消コーディネーターの設置、土づくり講座、売り場改善のための講座、津和野、日原地区生産組織の交流等を企画しております。

高齢化した生産者のサポートについては、日原地区においても出荷物の集荷を開始いたしました。個々の農家を集荷することは、人的、時間的にも無理がありますので、集荷場所等について、今後さらに検討する必要があります。

販売状況を分析しますと、冬季の販売額が極端に減少し、天候不順の年にも販売額が低調となります。このようなことから、出荷量の確保のためには、露地栽培と施設栽培を効率的に組み合わせて行う必要があると考えております。

また、農産物直売所面積は、出荷農家1戸当たり1平方メートルの売り場を確保する必要があるとの指標もありますが、まずは年間の農産物の確保と、品目による時期的な農産物集中を分散させるためにも、計画的な播種、施設栽培の普及を検討する必要があります。

新規出荷者の確保も必要と考えておりますが、長年、農産物栽培を行ってきた農家と、経験年数の少ない農家では、農産物の形や味に差が出る場合もありますので、それを、消費者にどのように伝え、新規出荷者の栽培技術を高めていくのかという課題もあります。

今後も消費者としての目線も踏まえ、農産物直売所が活気を呈するように、生産組織と協議しながら、さらなる振興策を展開してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 政権交代によりまして、多少、不確かではあるかもしれませんが、この、人・農地プランというのは、基本的には集落単位で、要は、耕作放棄地の問題と集落の担い手となる農業後継者の問題を、一緒に解決していこうという国の施策だと思っております。

若者が新規就農し農業経営をするということは本当に大変なことで、その生活を支えていくために農地を集積し、ある程度の規模に広げ、それを支援するために、この国庫補助事業は実に魅力的で、積極的に活用すべきだと思います。

脇本地区について策定され、また、今年度、横瀬地区も策定されるということですが、しかし、新規就農者は自分の経営を軌道に乗せることが精いっぱいであろうし、それに集中するべきでもあると思います。その新規就農者を、地域の農業の担い手、耕作放棄地をどうするかという問題を、その新規就農者に負わせるというのは、なかなか難しいのではないかなと思っております。

集落や地域の担い手、各農産物の担い手ということを考えたときに、私は2つの観点から提案をしたいと思っております。

一つ目は、農業を維持させる、持続させるということ。二つ目は、農山村を持続させるということです。

まず、一つ目の、農業を維持させるということについては、やはり、きのう同僚議員の一般質問でもありましたが、国の施策どうこうではなく、町が単独で、どかんと資金投入して、今ある制度やシステムを活用しながら支援をしていくべきではないかと思えます。

各集落の担い手、または農産物ごとに生産組合があります。その生産組合としての担い手を選び、認定し、その生産農産物の後継者を育成するために予算をつけていくことが必要ではないかと思えます。また、今ですら、耕作放棄地は大きな問題ですが、今後加速度的にふえる耕作放棄地の集積や維持管理は、農業委員会を中心に、個人対個人の貸借や利用権設定ということだけではなかなか進んでいかないように思えます。かといって集落営農法人をこれ以上つくるとということについても、もう、限られた農地、この中山間地では限界があると思っております。

そこで、津和野地区は、特に木部地区には現在、集落営農法人が幾つかもうできております。また、日原地区では、会社組織ではありますが町が半分株を保有しているフロンティア日原を、人・農地プランの計画の中に担い手として位置づけ、国からの補助金プラス町単の資金投入で、言ってみれば農業公社的な役割を持たせ、しっかり支援していくということを考えてはいかががでしょうか。これにより雇用も生まれます。企業誘致よりも町の存続や定住につながる現実的な方策ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

また、二つ目は、農村を持続させるためにということを考えてときに、女性の力を生かすという、先ほどの、三ちゃん農業的な形態を見直すということを考えてはいかがかと思えます。

今年度、本町初の、県が認定する新規女性就農者が誕生したという話を聞き、大変うれしく心強く思います。すばらしいことで、成功事例となるように強力な支援体制をお願いしたいところではありますが、しかし、県が認定する農業後継者になるということは、やはり一定の経営基盤がなければ無理です。その基盤となる農地や資本が乏しくても、パート収入と同等程度の現金収入を得られるような仕組みをつくるということを考えてはいかががでしょうか。

津和野町の場合は、幼稚園というものがなく、就学前の子供たちは皆、大方の子が保育園に入ります。保育園というところは、家族が就労するということが条件になってないと入れません。そのときに、どこかに雇用してもらおうということを皆考えますが、その選択肢の一つとして、野菜や花をつくる、加工して売るということで現金収入を得る、そういう方法もあるんだよということを、そういう発想をするということを提案したらいかがでしょうか。そういう発想が、今までなかったのではないかと思えます。

道の駅、青空市でも、年間に200万円以上売り上げが上がる方も数人おられます。もちろん、そのためには大変な努力をしておられて、野菜だけではなく、花、加工品、漬物、さまざまな努力をして、夜なべもされます。しかし、そこまでいかずとも、パー

ト収入の100万円を目指した自給的農業プラスアルファ、今、半農半Xという言葉がありますが、その、半農半Xというのを一人の人として考えるのではなくて、夫婦、家族で考えて、昔の兼業農家のように、女性でなくても、女性が就職していれば男性が半農のほうになっても構わないと思うんですが、そういう自給的農業プラスアルファで生計を立てる支援をするということを考えるべきではないかと思います。

そのためには小さな農地を、利用権を設定して貸し出すということも必要で、農地の集積の下限面積が限られており、30から50アールなければというようなところもありますが、この辺は、いろんな工夫でどうにかなるのではないかなと考えております。

また、畑を耕すためには、小さな管理機や、また、先ほど問題点として指摘されました、冬場の野菜を確保するために計画的な施設栽培の検討をしなければならないという答弁がありましたが、そのための小さなハウスを建てる、そういう初期投資に対する補助が必要だと思えます。

また、答弁にあった野菜農産加工いろは講座なんかもよいとは思いますが、必要なことだと思いますが、県農業改良普及部やJAからも出向して、せっかく担い手支援センターというものがあるので、ここが中心となって、先ほど、また答弁にあったように、新規出荷者の栽培技術を高めるという課題解決にもつながる津和野町の就農講座的なものを設けてはいかがでしょうか。例えば、先ほどのフロンティア日原などが協力して研修プログラムなどをつくり、一人ではなくて、仲間をつくりながら就農するということをサポートする。子育て中の母親は孤立しています。孤独を感じて、社会から置き去られたような感覚を持つということも、外の会社とかに働きに出るという理由の一つにもなっています。そういうふうに、仲間をつくりながら就農することをサポートということが、小さな農家を減らさない施策になると思えます。そういう工夫をすべきと考えますがいかがでしょうか。特に、担い手支援センターというのは、平成19年に設置された折の、県のホームページでその目的の中に、普及部としては国の政策の対象となる担い手はもとより、中山間地域ならではの、きらりと光る担い手を育成する支援センター設置に向けて、関係機関と調整を図っていく方向であるというふうなことがうたわれております。

その担い手支援センターの今後の役割についても、少しお伺いしたいと思います。そして、その延長線上に、やはり青空市や農産物直売所あしたばのように、何年もかけて構築してきた大きな意味での6次産業のシステム化、農産物をつくる、それを売る、またそれを加工して売る、こういう大きな意味での6次産業化のシステム、こういうものが壊れないように支援する必要もあるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上について、再質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、議員の御質問にお答えをさせていただきます。



まず、質問の中にごさいました、人・農地プランの目標年数でごさいますが、当面、今、10年ではなくて5年になっております。5年先の計画をつくるというふうなことでございまして、よろしく願いをしたらというふうに思っております。

それと、御質問の中にお話がありましたが、耕作放棄地の関係を新規就農者に負担を負わせるというようなお話もございましたが、今、耕作放棄地についてどうこうするということは入っておりません。今、人・農地プラン、ここに、手元に持っておりますが、わずか4ページばかりの計画でございまして。その内容については、今後地域の中心となる形態はどこがあるのかという項目、それから、土地を預ける方がどれだけどういうふうに考えておられるのか、そして、その実際のところの受け手と預け手、その辺のところの一覧表をつけ地図をつけてあるというふうな、本当に簡単な計画でございまして。

多くの方が、人・農地プランにすごい期待を持たれておるのも事実なのでありますが、現実、今つくっておる計画はそれほどのものでないと。内容的にはそれほど重みがございます。

今後、多分、国のほうでは、耕作放棄地への関係も、人・農地プランの中に入ってくるのではなかろうかというふうに思っておりますが、今の段階では、その辺のところは入っていないということでございまして。

集落として、今回、脇本を対象に策定をしたということになったんでありますが、やはり地元の方に集まっていたら、地元の意向も確認をしたというふうなことでございまして、中心となる方はメリットがあるんでありますが、逆に、自分で今後も農業を続けるということになると、「集まった意味がどこにあるのかねえ」というふうなお話も聞いておるようなところもございまして。今、計画の関係で申しますと、農業関係で申しますと、人・農地プランというもの以外に、農地の直払い、中山間地域等直接支払制度、それから農地・水の事業についても、今後5年後の地域の農業がどうあるのかという計画を出さなくてはいけないというふうなことでございまして、このあたりと、やっぱり、人・農地プランも整合性をしないといけないだろうという思いもありますし、それに、さらに申しますと、町において住民協働のまちづくりということがありまして、集落において当然農業の計画、どうしていくのか、地域を守るために、そのために農業がどうあるべきかというのも出てくるかというふうに思っておるところでございまして、その辺も見定めながら今後の計画づくりを進めていかんといけんのかなというふうに思っておるところでございまして。

ただ、余り計画計画というのが多いので、その辺のところ、関係する方が精神的に疲れるようなことをしないような形で、うまく取りまとめて行きたいということであります。で、この計画は、なぜつくらんといけんかと言うと、町長の答弁にもありましたように、国の補助事業で、これをつくってないと金をくれないという、今、制度になっておりますので、どうしてもこの計画だけはつくらんとやれんと、もうその可能性のあるところは、基本的にはつくっていくというふうな考えでおるところでございまして。

農業の維持なり農村の持続というふうなことでお話がございまして、私も同感でございますが、町が何もかもするというになると、お金がすごくあればいいんですが、なかなかその辺ができないというところもございまして、精査をさせていただかないといけんだろうというふうに思っております。皆さんの声を聞きながら、維持より効果のあるところにお金を入れていくという姿勢は貫いていかないといけないのではなからうかというふうに思っているところであります。

次に、フロンティア日原の関係でございまして、フロンティア日原の関係も、経営的には大変なというか、黒字経営はしておりますが、いろいろとお話を聞くと、課題もあるというふうなところもございまして、やはり作業受託のところでは確実に黒字が出ていくような、そういう形の経営もしていけないといけないということで、そのあたり、もう少し一緒に考えましょうというふうなこともしております、やはり、自分のとこの経営をきちんとし、それから出ていくというふうなことも必要かなと思っております。

ただ、フロンティア日原が全ての農地を預かって、そして経営をするというのは、まず無理なことであります。なぜかといいますと、草刈り、水張り、水管理、このあたりのところは、やはり、多くの時間をかけなければいけないというふうなところもございまして、その辺のところ、預ける方についても、体が動く間はやっていただくなり、何らかの工夫をしないと、全てフロンティアが受けるというのは、今の状況、今の米価ではとても難しいというところでもあります。で、2万円から3万円、60キロがすれば、ある程度の経営ができるというふうに考えておりますが、今、一万三、四千元台では、なかなか経営、それだけで全てを管理してするのは難しい状況にあるというふうな認識をしておるところでございまして。

町の助成については、来年度に向けて検討したいというふうに思っております、認定農業者、新規就農者、それから第三セクターのフロンティアを含めて、今後検討しなければいけないだろうというふうに考えておるところであります。

それから次に、女性版の半農半Xの関係の事業の関係でございまして、今、半農半Xで、UIターン者を限定して、そういう事業を県で持っておられます。町のほうでどうかというふうなところのお話だったというふうに思うのでありますが、このあたりのところも、対象がどの程度いるのかもよくわからない部分もございまして、その必要性というの、少し検討させていただければというふうに思っております。

それから、農地の集積の関係ですが、下限面積が30から50というふうにお話になりましたが、実際のところは10アールからできる地区もあるというふうなところもございまして、これは、農業委員会でもまた御説明をしたいというふうに思っております。

それから、担い手支援センターの関係でございまして、栽培の研修会等を町が基本的に行うのはこれまで控えてまいりました。というのはやはり、生産組合、生産グループのほうで研修をされて、そして、どうしてもそこが足りない部分について、町が支援をするという形が一番いいのかなと、自主的に自分たちで勉強していただいて、それに

対して、どうしてもお金がないので、町、何とかしてくれんかというところで支援をしたいというふうに考えておりましたが、今、地産地消の関係、直販市の関係もございまして、これは重点を入れるというようなこともありますので、もともとある生産グループの研修の中で、負担がかからず、そして、こういうところについて、もうちょっと勉強してみませんかというふうな投げかけをしながら、双方の合意の中で研修計画は進めておるといふようなところでございます。

それから、今後の担い手支援センターの方向というふうなことでございました。このあたりのところで、今いろんな要望がありますが、基本的に、今までは認定農業者及び農事組合法人、新規就農者、この方を中心にして展開をしてまいりましたが、やはり、担い手支援センターという考え方から、農業支援センター的な考えに移行する時期かなというふうな思いもございます。

出雲市については、農業振興センターということで担い手支援センターが行っておったというふうなところもございまして、やはり多くの生産者の方と顔を合わせながらお話を聞き、方向性を決めていく必要があるのではなかろうかというふうなことも思っております。このあたりについても、今後、内部で検討していかなといけんのではなかろうかなというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 回答につきましては、課長が申したとおりであります。

私のほうからも少し、自分自身が感じていること、お時間いただいて回答させていただければと思うわけでありませうけれども、基本的に、御指摘のようにこの農業の持続とそれから農山村の持続ということ、これは非常に大切だと思いますし、また、やはり両方が相まってこそ実現ができるものではないかという思いもあります。そういう思いも込めた中で今年度から始めております、このまちづくり委員会、あるいは地域提案型助成事業、そうしたものも始めているということでありまして、当然、特にこの中山間地域に行きましたら、地域の課題、あるいは活性化を考える上で、やはり、この農業をどう生かしていくかということも話題に出てくるだろうと思いますし、その他の農地、水ですとか、あるいは、この人と農地のプラン、これも同時進行でやはり考えていくことによって、農業と農山村の持続というものを、皆さんに、まず考えていただきたいと、そんな思いがあります。

今回、まちづくり委員会を設置する上で、私も町内、集落回りましてこの説明をしてきたわけで、その中でお話しした中の一つとして、高知県のもみじの葉っぱビジネスというのは御承知だろうと思いますけれども、ああいう提案がされてくるということも、このまちづくり委員会に期待をしているんだということも私自身からもお話をさせていただいたということであります。あれらは、まさに、地域の資源を見つめて、そしてそれをうまく活用して商売にして、地域の活性化に生かしている事例であるわけでありまして。それを、じゃあ誰が気づいていくのか、あるいは発想を出していくのかということ、そ

こが非常に大事であります。それは、町の役目でもあろうかと思ひますし、また、町民の皆さんにも、そこから出てくるというのを、この、まちづくり委員会を通して実現ができたらと、そんな思いを持っているというような次第であります。そうした中で、例えば先ほど、最初に43%の高齢化率を言われたわけではありますが、私もその数字自体を暗いこととは思っておりませんで、現実、やはり中山間地域に多くの高齢者の方々がいるという現実を、またしっかり認識をして、そして、その高齢者の方々が活躍していただく場をつくっていくことも大事であらうかと思ひます。

そういうことから、先ほどのもみじの葉っぱビジネスとつながるわけではありますが、高齢者の方々っていうのは、昔ながらの、やはり生活の知恵というのを持っていていらっしゃるわけではありますが、それがどんどん、時代とともにその知恵が薄れ、やがて消えていこうとしているのが、今の現代社会の、非常にひずみだらうと思ひているわけではありますがけれども、そういう中で、やはりこのまちづくり委員会の中で昔から伝わってきている、まだ残っている、そういう高齢者の方々の知恵を出していただいて、そこに葉っぱビジネスのようなヒントが生まれてくるんじゃないだらうかと、そういうことを期待もしているという次第であります。

そういう中で、今回、一行政区当たり30万円をつけておりますので、そういうお金もしっかり使っていただきたいわけではありますが、それとはまた別のところで、農業のまさにその地域から、しっかり、農業振興のためにこういうことをしたいというものが出てくれば、また、別枠のところ、農林水産省の予算等も引っ張ってきながら、きちっとしたお金をつける、そういう、私自身、腹づもりは持っているというような状況であります。

やはり、こういう産業振興、全て同じことが言えるかと思ひますが、こういう問題というのはやっぱり、まず、携わる方々の意識であり意欲が一番この成功への大きな鍵になるというふうに思っております。町も、そこへ向けて一緒に、まさに協働していくということをやりたいという中で、こういう仕組みづくりを、今、始めているというところでもありますので、また、御理解をいただければと思っております。

それから、女性の方の、まさにそのパートの収入ということ、私も非常に賛同する考え方でもありますし、だからこそ、現在、地産地消の取り組みで、農産加工所の産直市の充実、あるいは栽培技術の向上のための講習会、今後の2次、3次加工品、6次化、そうしたものの取り組みを、力を入れてやっけていこうとしている中で、そこに女性の方が参画をしていただいて、まさに、パート収入になるようなものを求めていただく仕組みもつくっていかうと考えているところでもあります。

そうした関連の中でも、この初期投資、例えばビニールハウスの問題とか出てきたわけではありますがけれども、その辺の支援もしっかり考えていかなきゃならんわけではありますが、ただ、そういう一つの考えの延長線の中に、実は現在、ことしから始めて

いる地域おこし協力隊もあるということも、また、御理解をいただければと思っております。

これは、農林課にことし2名つけているわけでありませけれども、都市からそういう若い人たちをこの地域に来ていただいて、まさに地域おこしの協力をさせていただく事業であります。例えば、そういう農家の方々が、新規の何か取り組みをしようとするときに、お金でのなかなか助成は難しいかもしれませんが、人的な労力の面、そうした面での応援というものが、また、できていくのではないだろうか、そんな中で、この、地域おこし協力隊を導入してきているということもありますので、こうしたことは、まだまだ周知不足という反省もありますけれども、また、皆様方に、農家の方々に、この協力隊員を積極的に活用してもらいたいと、そんな思いを持っている次第であります。

協力隊員にとっても、そういう、町内の農家からいろんな現場体験の声がかかって、いろんな体験をまたすることによって、彼らが、やがては定住していただきたいと思っておりますけれども、その自分自身も、まさにこの津和野で定住していくためにどういうなりわいを求めていくのか、農業を中心にやっていくのかという、自分自身の方向性も見つけてもらえる一つの手段になっていくんじゃないかと、だから、地域が苦しんでいる、特に、農家の方々が苦しんでおられる課題を解決するというメリットと、協力隊員にとっては、自分もまた町で生きていくための方向性を見出す、そういう、お互いのウイン・ウインの関係で、この、地域おこし協力隊制度が進めていけたら、非常に理想的な流れになっていくんじゃないだろうかと考えているところであります。そんな中で進めさせていただきたいと思っておりますので、また、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 町長の、さまざまな思いを持つての地域おこし協力隊なりいろいろな施策については十分理解をいたしました、先ほどの農林課長の答弁の中に、人・農地プランについての内容について、重みはないけれどもということでしたけれども、新規就農者、担い手となる方には、年間150万円づつ5年間つくということ、また、農地の出し手にも協力支援金がおありするという、これは町が出すお金ではなく、国からのお金がつくということなので、そのために、そのお金がつくために、というところは、大きな声では言えないかもしれませんが、やはり、それは積極的に活用していくべきだと思っておりますので、今後も努力していただきたいと思っております。

それから、フロンティア日原についてですけれども、確かに作業受託では若干黒字が出ているということですが、第三セクターということで、もうからなかったら引き受けなくてもいいような農地でも、やはり地域からは、担ってほしいという声があれば受けざるを得ない、地域課題解決の担い手として住民からは捉えられているのも事実であります。そういうところを人・農地プランの担い手と位置づけることができないかどうか、それについては一点お伺ひしたいなと思っております。

それから、あと、担い手支援センターのこともですが、確かに生産グループが自主的にやるのが一番です。何でもそうです、主体性を持って自分たちがやらないと続かないということも事実ですが、担い手支援センター、これは、せつかく県や国、また、農協が一緒になって地域農業を何とかしようという形でありますので、認定外の担い手について、それを育てる枠組みづくりというところについては、しっかり機能していただきたいなと思っております。

人・農地プランの担い手となり得るかどうかのみ返答をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それではお答えします。脇本地区の関係で、人・農地プランをつくらせていただきました。その中心となる形態ということで、フロンティア日原が当然入ってまいりますし、新規就農者の方も当然そこの中に入ってまいります。やはり、ほかの地区においても、集積をされていれば当然そこにフロンティアなり新規就農者、認定農業者の方が、名前が入ってくるというふうなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 担い手として位置づけられるということですので、それを踏まえて、今後、農業を担ってほしいと思っております。

最初に言いましたけれども、高齢化率が下がっても、じゃあ、農村部の環境が保全されていくのか、今の、皆が皆勤めに出るライフスタイルのままでは、いくら高齢化率が下がっても、農村の保全は無理だと思います。農村が保全されないということは、川下の町部の環境も維持されません。町の資源である山や農地、それらを生かしたライフスタイルを提案して支援していく、それを今、しなければならぬときではないかと思えます。機を逸することなく進めていってほしいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。人口減少についても昨日から上がっております。8,300人台の町民の人口であります、その小さな町だからできること、小さな予算でできることについて質問いたします。

町民の代表として、議員として、さまざまな町主催の行事に出席する機会をいただいております。その中でも、特に私が疑問を感じた二つの式典、これは、毎年行われる町民全体のお祝い事ではありますが、この二つについて伺います。

まず一つ目は、当初予算では29万円ほどの予算がついている、1月3日に行われる津和野町成人式についてです。高校卒業と同時に、半数以上の若者が、進学や就職で出ていく我が町にとって、70人前後の若者が一同に会し、各自の将来と、ふるさと津和野町の将来を考えてもらう絶好のチャンスだと私は思います。企画、運営についてどう考えておられるのか伺います。

二つ目は、当初予算では8万円の予算がついている11月3日に行われる津和野町表彰式についてです。これについてですが、誰がなぜ表彰されるのか、町民が全く知らな

いうちに行われる。参列者も、町執行部と議員などだけで、ほとんど形式的に終わってしまいます。式のあり方そのものを見直すべきではないでしょうか。

以上の、二つの点についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、成人式についての御質問にお答えいたします。

成人式は、御承知のように式典と茶話会に分けて、教育委員会で企画・運営しております。式典は、成人したことを祝うため、厳粛な雰囲気の中で進めています。一方、茶話会は、成人者の発言の場として、近況報告や保護者への感謝の言葉、津和野町に対して思うこと等、年によってテーマを出して事前に成人者に考えてきていただき、自己紹介に合わせ話していただいております、今までも、町に対する思いがある人は発言していただいております。

企画・運営につきましても、県内はもとより近隣の市町から情報を集めて参考にしておりますが、以前は企画・運営について、成人者主導で進めていく自治体もありましたが、現在は、行政で進めているところが多くなっているようです。

当町の場合、実行委員会形式では、地元に残られている成人者が少ないことから十分な準備ができないことが予想され、なかなか、成人者での自主的な運営は困難と思われまます。また、参加者が参加しやすいように、1月3日に成人式をしておりますが、社会人の方は4日より仕事があるということで、式が終わってその日のうちに帰られる方もいるようです。成人式に合わせて、中学校の同窓会を計画している年もあるようですが、参加できないという声も時々耳にしますので、成人式の日については、参加者の意見を参考にしながら検討する必要があると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは私のほうからは、町の表彰式に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

毎年11月3日に行う表彰式は、津和野町表彰条例に基づき、津和野町の政治経済、文化その他各般にわたって町政振興に寄与し、その功績または善行が顕著なものを表彰することを目的にとり行っております。

取りまとめにつきましては、各地区自治会長、町内各機関、役場内各担当課長等に照会をし、功労推薦調書を提出していただいた上で津和野町表彰審議会に諮り、審議を経たのちに決定しております。

町民の方へは、町広報紙により、受賞された方の功績内容とともにお知らせをしております。また、式のあり方につきましては、社会情勢を鑑み、時節柄式典のみ行うこととしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） まず、成人式についてですけれども、厳粛な雰囲気といわれる式典ですが、昨年、残念ながら新成人代表の誓いの言葉が、マイクの不備で

全く聞こえませんでした。これは、本当に大変残念なことで、本当に、申しわけないなという思いで私は参列しておりました。

また、茶話会についても、茶話会といいながら、あの場に出されるものは、手づくりのケーキ、これは地元のケーキ屋さんが心を込めてつくってくださったケーキだと思います。しかし、缶コーヒーが、それも冷たい缶コーヒーが机に置いてあります。この缶コーヒーに、この2年間、手をつけた成人を私は見ませんでした。そして、保護者への感謝の言葉も、初めての保護者は、成人式というものに行ってもよいのか参列してもよいのか悪いのかも知りません。そういう中で、不在の中で、父母への言葉が述べられていました。

このような内容を見る限り、よその情報を集めておられるかもしれませんが、それを本当に参考にしておられるのかなという気がしております。成人式の日にはちがいつがよいのか、また、始まる時間についても、女性の方は着つけにとても時間がかかって、朝4時、5時から何も食べないで参列されるわけですが、今のような茶話会で、おなかをすかせたまま時間を過ごされる。本当に、始まる時間もこういう時間でいいのかなっていうこと、そういうことも含めてですけれども、要は、新成人を祝福して激励するために行うものであるという、そういう、おめでとうの気持ちプラス、成人式を契機に今後の生き方、地域のために何をすべきか考えてもらえる、本当にチャンスだと思います。そういう思いで成人式を運営してほしいという願いがあるのですが、いかがでしょうか。

また、町の表彰式についてもですが、派手にしろとか予算をもっとたくさんつけるべきだとかいうことを言っているのではなく、こちらについても、確かに自治体の会長さんや各機関の推薦ではありますが、その会員へ伝える必要は、各団体の長の責任もあるかもしれません。しかし、あくまでも、町が、ありがたいの気持ちで表彰するという、そういうことを大事にしないといけないのじゃないかと思います。そこに受賞者への感謝、ねぎらいの気持ちを表すことが目的だと思います。

温かみを感じられる式であるか、予算は少なくても、もっとありがたいの気持ちを表す工夫があるはずだと思います。広報に載せるにしても、事前の号に載せるという方法もあるのではないのでしょうか。また、CATVのテロップ放送もあります。式典への参列を呼びかけることもできます。または、もっとたくさんの町民が集まる機会に合わせて行事を行うという方法もあるのではないのでしょうか。

この点について、お伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） まず、成人式についてでございますが、この町が、成人の方が集まれる一番いい時期にやられているということですので、それは多分、きちんと町を挙げてお祝いをしてあげたい、それが第一だと思っております。

今、議員のお話の中にあつた中で、どうもそのお祝いの気持ちが、結果として伝わりにくい部分があつたということは、私自身も残念だと思っておりますので、まずは、誰



のために町として行っているか、それがきちんと伝わるように、工夫できる点はしっかり工夫をしたいと思います。

ただ、時間等につきましては、準備する側のこともございますし、成人の方もその辺は協力して、多分一日の中ぐらいの時間がよろしいかとは思っているんですけども、なるべく改善できる、ことしに限ってはすぐのこととございますので、なかなか、どこまで改善できるかというのが時間との戦いになりますが、やはり、気持ちが伝わる、町でやるには、心の込もった成人式になればいいなと思って、これからは準備を進めたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 11月3日の表彰式のことについてでございますが、とりあえず予算は、報償費2万1,000円しかつけてません。それと、広報につきましては、町長も答弁しましたように、現在、広報紙のみでの広報としますので、今後ケーブルテレビで流していきたいと思います。

式の中心は、やはり被表彰者になられると思いますので、できる限り、心に残るような式典にしたいと思います。

式典に、地域の方が参列するようなことは、とても喜ばしいことと思いますので、推薦者を通して対応していきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 私が参列した限りでは、そういう、ありがたいの気持ち、また、おめでとうの気持ちを込めた式だという感じを受けませんでしたので、今回こういうふうにご質問でさせていただきましたが、例えば、よその成人式では、2分の1成人式、10歳の子供が受け付けをしたりするところもあるそうです。式に参列するところもあるそうです。また、県内でいえば、海士町なんかはお盆に成人式をしておられて、海士の神社へお参りしたり、それから、海の漁場の環境が悪化している中で、ワカメの苗を海へ投げ込んで、そういうイベントもしておられるということを知りました。また、持って帰っていただくために、子供たちの名刺をつくって、その名刺の、普通は会社の名前とかを入れるところに、海士応援団、海士町応援団、誰々というような名刺をつくって渡すというようなことも聞いて、とても参考になるなと思って聞いておりました。

両方の式典ともに言えますが、広く町民が祝い、励ますという場にするということは、この町の住民でよかった、出席してよかったと思える式になると思います。記憶に残る式にする。また、さらに言えば、成人式については、仕事がないから帰れなくても仕方がないではなく、定住のために町が行っている施策の紹介や、就農支援策などをPRする絶好のチャンスだと思います。そういうことをしながら、人生を変える式にするぐらいの思いでの企画を望みます。

小さな予算でも、小さな町だから、人口の少ない顔と顔でつながれる町だからこそできる、温かみのある式にできるように、協力は惜しみませんので、心の込もった企画を望みたいと思って、私の一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、1番、京村まゆみ君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時35分休憩

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序11、2番、村上英喜君。

○議員（2番 村上 英喜君） それでは、通告の件につきまして随時質問をさせていただきます。

最初に、行財政改革についてであります。議会においては議員定数削減の条例の一部改正を今議会に上程していますが、議論の中で、やはり町民が減少している現状を踏まえ、やむなしとした考え方で次回の選挙から議員定数は、現在16名を4名減らし12名にするものであります。私は、これは行財政改革であると考えております。そこで伺います。

最初に、職員の給与等について所見を伺いますが、国家公務員は7.8%の給与の削減を実行したことにより、地方公務員の給与が高くなってきたと最近報道をよくされたのを聞きます。このような現象をどう捉えているのか。

また、公務員と民間の給与の格差が広がっている現状を踏まえ、町は行政改革にどのように生かしていくかを伺います。

2点目に、平成25年度予算に当たって、町長と副町長の給与の削減を、来年度も続けていくかについて伺います。

3点目としまして、課が多くなって、町民は非常に不便に感じております。今後、課を減らす考えがあるのかどうかを伺います。

4点目に、窓口対応として土、日、祭日等の対応は、どのように行っているのか。そういう業務に当たりまして、町民からのクレーム等があるのかどうか、伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。行財政改革に関する御質問でございます。

まず、1番目の職員給与等に関するところでございます。国家公務員給与を引き下げる特例法が民主、自民、公明3党などの賛成多数で可決成立し、2011年度は給与を10年度比で、平均0.23%引き下げる人事院勧告を、11年4月にさかのぼって実施

され、12から13年度は7.8%引き下げることになり、捻出される約6,000億円  
で、東日本大震災の復興財源に充てることとされております。

報道の中で、国家公務員の給与は既に引き下げられている一方、地方公務員に対する  
取り組みが進んでいないとの記載がありますが、地方においてはこれまで国に先んじて  
独自の給与カットを行ってきております。本町においても、合併以来、独自の給与カッ  
トはもとより、人員削減を初めさまざまな改革を進めてきたところでございます。

御承知のとおり、地方公務員給与は現在、基本的に人事院勧告に準拠しております。

ここ数年、人事院勧告においても給与の引き下げが行われ、本町においても独自の給  
与カットとは別において、人事院勧告に基づいた給与の引き下げも同時に行ってきたと  
ころであり、十分とは言えないとの御意見をいただくかもしれませんが、それ相応の民  
間との格差是正にも努めてきたところでございます。

現行の給与決定の仕組みは、地方自治体にとっては労働権の制約の代償として、人事  
院勧告制度によって、国の給与決定システムに準じていることなどから、その点のメリ  
ットを認めておりまして、当面は現行のシステムにおいて継続してまいりたいと考えて  
おります。

2番目の質問でございますが、町長と副町長の給与についての御質問であります  
が、町長、副町長ともこれまで基本的に15%の減額を行ってまいりました。

来年度についても、引き続き15%の減額を行う計画であり、3月議会に関連議案を  
上程させていただきたいと考えております。

三つ目の御質問であります  
が、機構改革につきましては、これまで他の議員の御質問  
にもお答えをしてまいりましたが、新年度に向けては何らかの形で行う予定で、現在検  
討に入っているところであります。

課の数が多くて、町民の皆様が不便を感じておられるとの御指摘については、誠に申  
しわけなく思っておりますが、まちづくりの先進地であり、産業に関する三つの課を創  
設された海士町や、古くは愛媛県双美町、現伊予市などがそうであるように、特に事業  
系においては町づくりの目的を達成するために、明確化した目的に応じてあえて課を細  
分化させる方法をとっている町もあり、私も町の活性化のためには大切な視点である  
との考えを持つものであります。

当然ながら、定員管理計画に基づいて職員数が減少する中で、大課制の意義も認めて  
いるところでもありますので、今後の地方分権に伴う権限移譲の動向なども見据えなが  
ら、効率的な人材の配分を行うことが重要との考えにも立っており、さまざまな角度か  
ら検証し、フレキシブルに改革を行っていく考えであります。

町長就任と同時に機構改革を行い、今年度で3年が経過をするところであります。

新設した課は、それぞれの目的に応じた役割について、一定の成果を見たところであ  
り、新たなステップに向け、さらなる機構改革が必要と判断しております。

また、今年度は医療対策課を新たに設置したところではありますが、医療福祉介護などの将来を予測し、的確に対応できるための先を見据えた組織づくりにも着手していく必要があると考えております。町づくりという目的の達成のため、最も機能的に力を発揮できる体制づくりという観点から検討を進めてまいりたいと思います。

四つ目の質問でございますが、次に土曜、日曜、祭日の窓口対応につきましては、本庁舎1名、津和野庁舎2名の職員が交代で日直業務に当たっております。

クレームはないかという御質問でございますが、以前、死亡届の受理に関して、時間がかかるという苦情を受けたことがあります。日直による窓口業務につきましては、確実に事務処理を行うことは当然でございますが、お客様を待たせない迅速さも当然のことながら要求されるわけであります。

さまざまなケースがあろうかと思いますが、日直の担当職員は事前に窓口担当者からレクチャーを受けておく等の対応を行い、日直職員の迅速確実な事務処理の徹底を期してまいります。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 職員の給与は、当面現行のままで継続するということがあります。

また、その反面、町長と副町長は、来年度も15%の削減をするということですが、私は、これはいかなものかなというように考えております。給与削減は、やはり職員を含めた全体的に実行して、初めて私は財政改革で効果が上がるのだと思っておりますが、職員の給与カットをしないのであれば、町長、副町長2人だけが削減する必要はないというように考えております。

給与カットするより、町長、副町長には町民のためにしっかり仕事をしていただくのが、町民に対して1番いいのではないのかというように考えております。

その点について、再度答弁をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 行政改革等は全体でやっていくものでありますので、議員御指摘のことも、ごもつともだというふうには思っているところであります。

ただ、これまでは合併以来、こうして財政再建中心に行財政改革を努めてきたわけがあります。職員のほうも最初の答弁でも申しましたように、人事院勧告に従ってやってきたという観点で、その人事院勧告がずっと下がってまいりましたので、当然あわせて職員の給与も下がってきたとそういう状況であります。それにあわせて、プラス毎年3%から当初初期のころは5%ぐらいカットしておったと思いますが、そういうカットをしてまいりました。そういう中で財政再建努めてきました。

そういう状況の中、これも何度もお話ししておりますけれども、一つの目標でございました実質公債比率等も、目標値をとりあえず達成をするという結果が出てきたというわけがあります。そうしたこともございましたので、まずは目標を一つ達成をしたとい

う観点からも、今年度職員等の給与カットをこれについてはやめにしたと、そういうふうな経過があるわけであります。

ですから、町長も副町長もカットをするまで、それまで至らないほうがいいんじゃないかという、そういう御質問でもあるわけでありますけれども、ただ我々はやはり組織のトップ、そして副町長も次のトップに立つ者でもありますから、やはり財政再建とりあえず目標値を達成をしたと申しまして、まだまだ油断ができない、そういう状況でもあります。

これも、これまでのほかの議員の御質問にお答えをしてきたとおり、今後の歳入減を見通しますと、財政再建の心をやはり緩めてはいけないとそういうことでもありますので、やはり我々としては常に改革の意識を持ち続けると、そういう面からカットをしていかなきゃならんだろうというふうに考えておるところであります。

それと、もう一つはこれまでやはり財政再建に努めてまいりました。そして、今回一つの目標値を達成できたということは、これは私にとりましては、まさに前町長時代、非常にその財政再建に努めてこられまして、そうしたものの財源を繰り上げ償還に回してきたと、そこに、現在の財政再建の目標値を達成をしたという背景もあるというふうに思っております。

前町長時代におかれましては、合併当初から町長、副町長との給与カットされるという厳しい改革の中で、現在の目標が達成されたということ、私自身が厳しく受け止めなきゃならないという思いがある。

こういう中で、私自身のやはり1期の任期の中においては、給与カットを続けていくということが前町長さんの御苦勞、そうしたものにも一つ応えるということにもつながるのではないかとそういう思いの中で、この1期4年の中では15%カット継続していきたいと、そういう思いで来年度についても、15%のカットのお願いをしたいと考えているというところであります。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 給与については、町長のいろんな思いがあるようでございますので、理解はしたいと思いますが、私はカットすることではなく、町民のためによりよい施策を編み出していくのが私は本当の意味でリーダーシップをとるという思いがあります。

次に、窓口対応についての再質問であります。土、日、祭日についてのクレームの中で、死亡届の受理に時間がかかるというようなクレームがあったようです。その対策もとっているようですが、最近、町民の方が亡くなる方が大変多くなりまして、木部地区でも先日、土、日かけて2人の方がお亡くなりになりました。

そのときに、私も葬儀に参列した中での話であります。土曜、日曜それぞれ死亡届を提出に行かれたそうでありますが、大変事務所で待たされた、町はどういう考えをしているかと、私が議員でありますのでごくお叱りを受けたわけでありましたが、そう

いった過去にも事例があったようですが、それに当たって窓口担当者からレクチャーを受けて対応をしているということではありますが、最近ではまだそういったおくれがあるという問題があります。

そこで、こういった日直に当たって受付のマニュアル等があるのではないかと思います。その点についてお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 議員の御指摘のとおりでありまして、住民の皆さんの届出について非常に時間がかかるということについては、本当に遺憾に思っているところでございます。当然、窓口の対応のマニュアルはつくっております。

しかしながら、交代でやっているということもありまして、これはだからといっておくれでいいわけでは当然ございませんけども、そういったケースバイケース、なかなか難しいケースもあったりしまして、時間がかかる場合もあるということでございます。

そのようなことがないように、以前あったそういった御指摘を受けたときも事前にレクチャーを受けた、受けて土曜、日曜、あるいは祝日の対応行うということをやっております。今回もこうしたことを、御指摘をいただきましたので、日直業務につきましては、また庁議の中でも検討していくと同時に、また徹底をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 今まででもそういったことで、徹底してこられている中でこういった状況が続いているというのは、大変に遺憾だというふうに考えております。

先ほど職員の給与等も質問しましたが、やはり町職員は公務員試験を受けて、難しい試験を受けて町職員になられておるというふうに私は思っておりますが、町職員であるということは、大変私は優秀な人材がそろっているんだというふうに考えております。

こういったマニュアル等がある中で、それで事前に窓口担当者からいろいろ事業内容等説明を聞いてる中で、こういったおくれが出るということは、職員の意識が、まだ十分ではないのではないかとこのように感じております。

葬儀で最初にやる仕事は、役場に死亡届を出して、そして葬儀日程等を済ましてから葬儀日程等を決めるということで、1番速やかにこれが受理されないとなかなか世話をする人も大変であるというように聞いておりますので、このことは徹底して改善をしていただきたい。

職員の教育するのも、やはり執行部の責任ではないかというふうに考えておりますので、強く提言して次の質問にまいりたいと思います。

2点目ではありますが、買い物難民問題についてお聞きいたします。移動販売事業は9月に補正がありまして、県の事業で行うというような状況で、補正予算が組まれております。その後の進展はあったのか、伺います。

2点目に、津和野地区ではスーパーの相次ぐ閉店により、町の中が買い物難民地区になりつつありますが、現状をどう捉えているのか、また、対策を考えているのか伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、買い物難民問題に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

買い物不便対策として、9月議会で議決をいただきました移動販売車の購入補助事業「住み続ける中山間地域生活サポート事業補助金」につきましては、大変残念ながら今回、減額補正せざるを得ない事態となりました。

この事業につきましては、町内の事業者が新規に移動販売に取り組む予定でありましたが、残念なことにそのお方がお亡くなりになられ、その後、商店経営自体も廃業されたため、補助事業の実施者が現時点ではないことからやむを得ず、断念した次第であります。

事前説明会では、複数の方に興味を示していただきましたが、運営コストや収益性等を検討する中、当初事業を実施を予定されていた方にかわって、この事業を実施することには至りませんでした。

経済産業省によりますと、買い物弱者とは住んでいる地域で日常の買い物をしたり、生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じる人のことで、高齢の方を中心に全国で約600万人いると推計されております。

本町の買い物弱者問題につきましては、御指摘の地区に限らず身近な商店の廃業と自身の高齢化等により車などの運転ができなくなり、遠くの店まで出かけることが困難に感じる方が多くなったことの二つの要因があると考えております。

一般的な対策としましては、大きく三つあると考えております。

第1点は、店をつくること。第2点は商品を届けること。第3点は買い物などに出かけるための移動手段を確保することであり、言葉として整理すれば簡単であります。行政施策としてこの対策を実施していくには、複雑な問題があると考えております。

相次ぐ廃業は、主には民間の収益事業として成り立たないから撤退したのであり、そこに住民の利便性を確保するための環境を整えるということは、単に地域商業の再構築というより、住民生活システムの再構築といった分野で対応すべきと考えております。

そのほかにも、9月議会で答弁申し上げましたような卸業者の配送業務撤退によって、小規模商店の商品仕入れができなくなるような状況も懸念されております。

引き続き、移動販売や仕入れ対象の継続について島根県の支援を得ながら、取り組みを進めてまいります。同時に私たち自身が身近な商店や店内での買い物を意識していくことも、重要な対策であると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 私はこの事業につきまして、9月の補正で説明を受けたときに、大変有意義な事業であるということで大いに期待したわけですが、しかしながら9月に上程した議案が、12月では県のほうへ減額補正をしなくてはならない、私はこの間3カ月ばかりしかない中で、私はいかかなものかなというように考えておりますが、やはり、この事業は津和野町商工会が率先して要望を上げた事案ではないかというように理解をしておりますが、申請された方が亡くなったということでもあります、その後、津和野町商工会では、後の公募者を選択する努力がされなかったのではないかとというような疑問を持っておりますが、その点について伺います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、この事業でございますけれども、発端とすれば、こういったような対策について残念ながら亡くなりました方が、ぜひ取り組んでみたいということが発端でございました。

それにあわして、町長答弁申し上げましたように、そのほかにも非営利でやってみたい、あるいは自身の事業の中で一つの展開もしてみたいという方もいらっしやいまして、合計3名といたしますか、3団体の方にお話を聞いていただきました。

商工会として、どのようなフォローといたしますか、対象者を探すといたしますか、したかということでございますけど、この廃業された方につきましても、これまでの事業規模といたしますか、営業が相当大きな規模でございまして、それがなくなったことによるかなり大きな影響がございます。

例えば、病院の中の売店をやられておられたということもありますし、そのほかにも各飲食店さん等の仕入れにも非常にかかわっておられたということもございまして、それを一気にその新しいといたしますか、既存の方が大変御努力いただきまして、そういうふうな影響も徐々にであります、カバーをしていただいている部分もでございます。

そういう中で、またさらにこれを移動販売の事業にまで、今、引き続いて事業されておられます事業主の皆さんが取り組むということは非常に困難であるということで、商工会のほうも努力もいたしたわけでございますが、御承知のように家族経営といたしますか、そういったような経営をされておられるそれぞれの事業体の皆さんでございます。

そういう中で、その閉店をした影響もカバーをしながら、なおかつこの移動販売についても取り組むということは、非常に現時点で難しいというふうなそれぞれのお気持ちでございまして、期間的にいいますと、まだ3カ月あるわけでございますけれども、当面現時点では、日原地域の皆さんにもお声をかけさせてもらったようなこともございまして、これが来年3月まで引き続きこういうふうな対応をしたとしても厳しいだろうということで、大変残念ですが、そういうふうな判断に至ったという経過でございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。



○議員（2番 村上 英喜君） やはり買い物難民問題については、木部地区など商店街がまだ4軒ばかりありますが、卸業者が配達をしてくれなくなってきているという大きな問題があります。

そういったことも、こういった事業の中に同時に行うような話も聞いとりまして、私は大いに期待していたところでもあります。しかしこのたびは、こういう移動販売についてはあと3カ月以内では解決できないということではありますが、この問題は続いていく問題であります。何とか対応を、今後検討なりすべきと思っております。

次の質問にまいります。

3点目ではありますが、福谷地区の水道についてをお聞きいたします。

福谷地区が、町に対して陳情してからもう7年以上経過しているのではないかとこのように考えておりますが、その後、2、3年前から事業計画に入っている県事業による道路の拡幅計画により、いまだ着工できないというようなことで同時進行で行うことによって、工事費の節減になるという中での説明の中で、私たちが説明を受けて来年度は何とかなるんじゃないかということで、地元のほうではそういった報告等もした中で、年々1年、1年、県のほうの事業予算がつかないということで、延び延びになっております。地元の人も、首を長くして工事の着工を待ち望んでおりますが、いまだに着工できない今後の見通しはどうか伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、福谷地区の水道に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

統合簡易水道事業計画の津和野簡易水道整備事業に、未普及地区解消として計画しております福谷地区水道整備工事につきましては、同地区に県事業として行う農道整備事業計画があり、経済性、施工性の観点から同時施工がベストであるとの判断から、県や地元を含め施工時期の調査をしましてまいりましたが、今年度に入って県より農道整備事業は測量設計までは終わったものの、工事についてはあと数年先になる見通しとの回答をいただきました。

これを受けまして、町といたしましては水道整備事業を切り離し、平成25年度に測量設計及び工事を完成させる計画で、国、県に対し事業及び予算要望をし、地元とも調整を行っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 確認ではありますが、平成25年度に測量設計及び工事を完了させる計画であるということでもありますので、来年度から工事の着工を入るとこのように感じておりますが、確認の意味でもう一度お答えをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 計画につきましては、先ほど町長が述べたとおりでございます。ただ、しかしながら24年度予算につきましても、当初におきましては町が要望した額が、満額国のほうから割り当てがきてない事業もございました。

来年度事業につきましても、予算のまだ成立を見ない状況でございますが、町といたしましては、今まで待っていただいたこともあって、是が非でもやりたいという気持ちは十分持っていることを、お答えをさしていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） ぜひ、地元の方は待ちわびておりますので、25年度には着工できるように努力をしていただきたいというように考えております。

それでは、最後の質問になりますが、環境問題についてお聞きいたします。

町は、地産地消を推進していますが、野菜づくりには、堆肥を入れた土づくりが必要と考えております。環境改善にあった堆肥生産をしたいという研修をしているグループがあります。

事業内容としましては、旅館や家庭から排出される残飯を回収して、木くずなどを混ぜ合わせ、堆肥生産を計画しているということでもあります。これは環境に優しい事業と考えておりますが、こういった事業は町として積極的に推進すべきではないかというように考えておりますが、所見をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、環境問題に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

議員御案内のとおり、旅館や家庭から出る残飯を回収して、木くずと混ぜ、木質系堆肥を生産し、野菜づくりを行うことは資源のリサイクルや森林資源の活用にもつながり、有益な事業であると認識をしております。

一方で、今年度土づくりの講座を開催した際に、講師から針葉樹の木くずを使用した堆肥は、根の成長を阻害する物質があり、野菜の味を落とす傾向にあるとの説明を受けたところでもあります。

その後、何が成長を阻害させるのか調べましたところ、タンニンやテンペル類などのポリフェノール系有機成分が原因であり、表皮（バーク）には材部の3倍も多く含まれ、樹種別では、針葉樹のほうが広葉樹より多く含まれることなどがわかりました。

完熟した堆肥であれば、これらの物質は分解され作物の成長を阻害することはないようですが、未完熟な堆肥である場合は、アンモニアの発生による初期成長の抑制やチッソ飢餓などの生育阻害を起こす危険性が高いとの指摘もあります。

また、樹種や添加物の混合割合等によって、有機物等に含まれる炭素量とチッソ量の比率を表すC/N比や有機成分が大きく変動するなどの例もあるようです。

木質系堆肥はその歴史が浅く、今後その技術が確立される分野も多く存在していることが、文献からも確認されます。

このようなことから、本町としては野菜の堆肥については、当面の間は従来のもみ殻堆肥や牛糞堆肥等を普及していきたいと考えております。木質系堆肥については、毎年堆肥生産をされるグループにおいて、施肥栽培試験や食味試験等を行っていただき、問題がないことを実証していただいた後に、町として支援策を検討させていただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） こういった生ゴミ等では、いろんな問題点があるようでございますが、私も認識不足できょう初めて知りました。

私がやっている法人事務局をやっておりますが、その堆肥センターではいろんな堆肥の研究されるグループが来られまして、自家堆肥等の試験等も行って、私は現実に目で見えております。そういった中で、個人のグループだけに今後の実態調査等を行っていくのではなく、農林事務所の協力、また、国内の中で事例等もあるのではないかと、そういったことも生かして実証していく必要があるのではないかと考えますが、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、研究されているグループについてでございますが、従来から木質系の堆肥をつくられるというふうなことで視察研修にも行っておられるということも十分認識をしております。

今、普及部等についても、今後、木質系堆肥についてどういうふうに対応すればいいのか、まだできあがってない段階でございますので、そのへんのところで相談をしながら担い手支援センターを中心に相談をしながら、研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 先ほどの答弁の中で、資源のリサイクルは有益な事業であると認識していると町長が答弁で述べておられますが、こういったリサイクルに関連した事業の中で、先般、法人わくわくが大阪のほうへ視察に行かれたそうであります。

その行った人の話の中で、大変有意義な研修であったというように聞いて、いろいろ内容を聞いたわけなんですけど、もみ殻を簡単に加工するとオガライトのような商品になると、それを燃料として利用していくことができると、そういうような話を聞きましたけど、そういった状況がわかればお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 議員御案内の、もみ殻をオガライトのような形状にして燃料に使うというものでございますが、メーカーのお名前でございますと、もみ殻とオガライトあわせてモミガライトというふうな名称で呼ばれております。

この会社は広島の因島にございまして、そこを視察をさせていただいたところがございます。

オガライトというものは、もともと小さなこくず、これを加圧するだけでその形状になると。

木というのは、加圧するだけで固まるというふうな性質のものでございますが、もみ殻については、加熱をして圧力をかけないと加圧をしないとその形状にならないというふうな特徴があるようでございます。その原因というのは、ケイ酸シリカとか呼ばれておるようでございますが、それがあるのでなかなかくっつきにくいというふうなことのようにございます。

この機械が、定価だけで申しますと630万円というふうに聞いております。至ってそのつくる仕組みはシンプルでございまして、中国でそれをまねてつくった機械も結構インターネット上では見受けられるというふうに確認をしておるところでございます。この辺のところを今後、町としてどうするのかというのは検討してまいりたいというふうに思いますが、一つだけ申し添えておくとなれば、通常木材を燃やした場合に0.4%の灰が出てまいります。

ただ、モミガライトの場合には、大体重量の15%が燃えかすとして残ってまいります。それが、ケイ酸シリカと呼ばれるもの、そして15%ぐらいがそのケイ酸というものの、そしてあと残りがカルシウム、リンというものが残ってまいりますので、それを畑等にまくということであれば、これも一つの土壌改良剤等には使えるというふうに認識をしております。オガライトが、これまでありましたのがなかなか普及しなかったところもございまして、それをどういうふうに活用するかというのを含めて、さらに検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 詳しく説明していただいて、やはり行った人に話を聞きますと、法人が共同で機械購入してからこういった製品を冬場に加工していけば、冬の雇用対策になるのではないかというような話も聞いております。

やはり、こういった堆肥生産やこういったもみ殻を使ったオガライトのような生産も、できるなら大いに推進していくべきではないか、最近言われております農業の6次産業につながって、これがまた、雇用を生み出すのではないのかというように考えております。

ぜひ、こういった事業を積極的に取り組んでくれるよう提言して、私の一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、2番、村上英喜君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後2時まで休憩といたします。

午後1時47分休憩

午後2時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序12、6番、岡田克也君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

まず、1点目でございます。医療・健康・福祉対策についてでございます。

津和野町において医療対策課が設置され、津和野町の医療への取り組みが、県内外の医療機関や行政機関などから高く評価されていると伝え聞いております。また、津和野共存病院内に医療対策課が設置され、地域包括支援センターとしても、津和野共存病院と包括訪問看護ステーションが同一建物内にあり、社協や特別養護老人ホーム、眼科開業医なども隣にあり、要介護者を家族に抱える方々からも立ち寄りやすいという声を聞いております。医療対策課の設置及び移転による効果をお尋ねします。

また、以前の議会において質問した、医療対策室と地域包括支援センターが抜けた後の健康保険課と福祉事務所は業務のつながりがあり、町民も業務区分がわかりにくいという現状にあります。一つの課に統合して効率的に業務を行っていくべきであると提言いたしましたが、その後の検討状況についてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

医療・健康・福祉対策についてでございます。高齢化率が43%に達した津和野町では、医療・介護の連携強化が重要であり、地域包括ケアが必要です。行政・医療機関・介護施設・在宅介護事業所・住民が、地域医療介護の抱える課題を正しく認識し、協力して課題の解決に取り組み、将来にわたって守り育てていること、まさに協働の取り組みが大切となります。

こうした中、本町では地域医療と介護の連携を図り、住民一人一人のニーズに応じた切れ目のない医療・介護サービスを提供し、安心して過ごしていただける体制を目指すために、平成24年6月1日に津和野共存病院1階へ医療対策課を新設したところであります。

約6カ月が経過したところでの状況や評価等については、8番議員へお答えをしたとおりであります。そのほかにも、県や県内の医療・福祉関係者においても、津和野町が医療・福祉に取り組む姿勢と熱意を御理解いただいているところでもあり、そうした間接的な効果についても認めております。

将来の医療・福祉の動向を見据え、さらには限りある人的資源を機能的に生かしていく観点からも、今後はさらなる連携強化と情報の共有化を進めるとともに、この後に述べます役場体制の強化も含め、本町の医療・福祉の一層の充実に向け、努力してまいりたいと考えております。

組織機構の見直しの経過につきましては、他の議員さんの御質問でお答えをしておりますが、議員御指摘のとおり、まず住民の方にわかりやすいこと、できるだけ同じ場所で用件が解決されるワンストップサービスの実現を目指していかなければなりません。御質問の二つの部署の統一化につきましては、医療対策課設置時にも検討してまいりましたが、諸般の事情により実現に至らず、課題となっております。

福祉事務所は、社会福祉法第14条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成または更生の措置に関する事務をつかさどる第一線の社会福祉行政機関です。本町では平成20年4月1日に設置をされました。

福祉事務所の所員の定数は、地域の実情に合わせて条例で定めることとされております。ただし、現業を行う所員の数については、各福祉事務所の被保護世帯の数に応じて、次に掲げる数を標準として定めることとされております。町村ですと、被保護世帯が160以下の場合2名、80を増すごとに1名を追加するとなっております。

服務指導監督を行う所員及び現業を行う所員は、さきに掲げる職務にのみ従事することが原則であります。その職務の遂行に支障がない場合には、他の社会福祉または保健医療に関する業務を行うことができることとされており、民生委員・児童委員に関する事務、児童扶養手当に関する事務などを行っている福祉事務所が多くなっております。

健康保険課に関しましては、保健予防係として保健師の指導による保健衛生業務や各種疾病予防、歯科保健など、保険係として国民健康保険事業、国民年金事務、介護保険事業、後期高齢者医療事務などがその主なものとなっております。業務の中では類似するものもあり、実際に両部署では情報の交換、協力を行って執務を遂行しております。しかしながら両部署の独自性もあり、他町村の現状や内部の検討会議を開催し、効率的な組織機構を目指して検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま答弁がありましたように、非常に津和野共存病院と一体となって機能的に運営されておることがうかがい知ることができますし、それは先ほど私が申しましたように、町民の方からも聞いております。

先回の議会においてお聞きしましたが、日原地域に保健師が不在ということで、日原診療所横の発熱外来を使って、健康保険課所属の保健師による健康相談をしていきたいという、そういう答弁をいただいたわけですが、地域包括支援センターにおいても、日原地域に拠点を置き、そして要介護者そして住民の方々との相談を密に行っていくべきだと思いますが、その構想について尋ねます。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 地域包括支援センターの業務でありますけど、やはり津和野共存病院と同様に、院内でやはりそういう要介護者あるいは要介護認定者あ

るいは一般住民の対応は、発熱外来の場所を使うよりも、現時点では地域包括支援センターとしては、津和野共存病院と同様にもしやるとしたら、日原診療所の一般患者あるいはそういう状況の中での対応が、現時点では発熱外来よりもそのほうがいいと、内部ではそういうような意見もうかがっておりますので、現時点ではもし可能であるなら、日原の診療所をやはりそういう地域包括支援センターの窓口としての対応を考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 前回お尋ねいたしました健康保険課所属の保健師による発熱外来における相談の開始のめどなどが、大体、大まかに検討されておりましたらお答えをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 発熱外来につきましては、先般の一般質問でお受けしまして、あれから機材等も予算計上したのにつきましてはそろいましたので、まだ正式には決めてませんが、来年になったら対応していくような形をとりたいということは課の中では話しておりますけども、期日等については決まっております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 健康保険課と福祉事務所の統合についてでありますし、また、他の課につきましても、前段の議員に対する町長の答弁で、大体、私も自分の考えておることと本当に大まかに考え方が同じような感じを受けたわけであります。行政のスリム化というのは非常に大事だと思います。これからやはり住民も減っていく、その中で行政もスリムになり、議会も前段の議員も述べておりましたが、16名から12名へというそういう大きな定員削減をし、そしてスリム化をしようとしている、それは行政組織も同じだと思っております。それは、町長も先ほど前段の議員で昨日その答弁がありましたので、そのことについては置いておきますけれども、ただ、今農林課に地域おこし協力隊の方が入っておられます。こういう形で、また医療や福祉にも考えていけるのではないかと思います。今、農林課の地域おこし協力隊の方は、農林課の所属で毎日農林課に行き、そしてまた農林課の職員がついている、そういうことであるならば、医療・福祉のほうに行ってもなかなか難しいのではないかと思います。

むしろ、例えば農林課であれば、第三セクターのフロンティア日原や、そして、にはら総研など、そういう現場で自分で思うところに自由に行きながら、その地域の課題を探り、そして活動していく、そういうことが必要だと思いますが、その点について町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員まさにおっしゃるとおりでありまして、地域おこし協力隊というのは、もう本当に何でも働いていただけると、そういう観点から私どもは考

えておるわけでありまして、当然その分野はありますので、もう御指摘のとおり、農林課サイドで呼んできた者が医療・福祉へとという分への人材というのはとても難しいと思いますが、農林という一つの範疇の中で、フロンティアといったところは考えていけるのではないだろうかというふうに思っているところであります。

これは何度も繰り返して御承知のところではありますが、大変、その地域おこし協力隊については、人件費とそしてそれがかかわる事業費については国から特別交付税措置があるということで、大変有利な事業でもあります。また一方、町の人材、人が非常に減ってきておりますから、そういう面でこういう有利な制度は積極的に活用していきたいと、これからもそういうふうにしていきたいと考えているところであります。

それからもう一つ、健康保険課と福祉事務所等の課の設置の関係でありますけれども、もう一つ、少し課題になってるのが、実は保健師の数が不足をしてきているという状況であります。そういう中で、現在採用も今年度も2名の募集をしたところでありますけれども、現在のところは1名の採用ということで——1名しか応募がなかったという結果だからでありますけれども、そういう面で、少し、そうした課の統合とあわせた中で採用のほうがかまうまいという現実があります。

現在、保健師につきましては再募集をしているところでありまして、我々も島根大学の医学部やあるいは島根県立大学そうしたところに直接出向いて、この保健師、ぜひ確保したいということをお願いに歩いているという状況であります。幸い再募集は複数人、現在、応募がいただいているということでありますので、そういう中で、きっちり面接を行って、そして人材を確保して進めてまいりたいと思っておりますが、ただ、やはり保健師のベテランから新人へと入れかわりも起きますので、そういう中で、この課の統廃合というものも一緒に検討していかなきゃならん問題だというふうに考えておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま答弁にいただきましたが、町民の命と健康を守るということは、行政の最大の私は責務だと思っております。

町長を初め課長の皆さん方の力強い答弁をいただきましたので、今後ますます努められますことを期待いたしまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、公民館体制であります。各地区の公民館は昨年4月に新体制となり、来年3月で任期満了となります。町民の方々より、私はさまざまな声をいただいております。町と教育委員会ではどのような課題を把握し、また対応していこうとされておるかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 公民館体制につきましては、現在、2中央公民館、8公民館と四つの分館があり、年間150日以上非常勤館長と常勤主事、出勤制限のない



非常勤館長と非常勤主事、出勤制限のない非常勤館長と常勤主事の3パターンの体制になっております。

旧町単位で設置されている館の数が大幅に違うことや、館ごとに職員体制が違うのは、教育委員会としても大きな課題であると思っております。

一方では、公民館は地域振興の核となるべき施設としての責任もあると感じており、地域の実情も考慮し、教育委員会としてのよりよい公民館体制の方向性を出し、地域の理解を得ながら、できるだけ統一感のある体制を模索したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 先日、公民館長主事会議が開催されたと伝え聞いております。開催の1週間前に御案内がありまして、館長、主事さんの中には、他の予定をやりくりしながら出ていかれたということでもあります。

その席上、教育長と次長さんは御欠席だったということでもありますけれども、その席上で文書が配られまして、公民館長と主事の推薦を2月幾日までにお願ひしたいという、そういう本田教育長名の文書が配られ、そしてまたすぐに回収されたということを知りましたが、その経緯について、そして意図についてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 2年たちますので、なるべく早く人選をしていただくためには、この時期に文書で御依頼をするのがいいのであろうということで準備を進めてまいりました。

それから、社会教育委員さんの答申を受けたんですけれども、その時点で、全部をすぐやってほしいということではなくということでもございましたし、教育委員会として、これから1月のときにどういう形で進めていくかという検討もしますし、ただ、今の時点で、結論としては前回と同じような形で募集をするということで、そういう思いで文書を配りましたという状況です。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） で、その席上で、回収されたと知りましたが、回収された意図についてお尋ねします。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） その文書の中では、公民館長、主事宛てに公民館主事を推薦してほしいという文章でありまして、自分で自分を推薦するというのはいかかなものかという、そういう意見もあったというふうに聞いております。

で、地区公民館の常勤主事というのは、町民、国民からお預かりした税金を使って雇用を行っておるわけでありまして、一般職員と違いますのは、採用試験もありません、そして転勤もないということで、このことについてはどうなのかという声をあちこちから聞くことがあります。

前回の地域推薦の折にも、地域においてもやはり公募をしていくべきではないかと、やはり公の税金を使って雇用するのだから公募すべきではないかと。ある地域では、その1人の人を推薦した後に、私もやりたかったというような声も聞きました。

そういうことがあれば、やはりきちっとした面接なりの採用試験、もしくはいろんな形で見直していく、また時には私は転勤もあってしかりだと思えます。そういうような形で、より公平・公正な形で雇用していくべきだと考えますが、答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 2年前に初めて推薦をしていただく地域もございましたので、それで、その推薦の取りまとめ方がやはりそれぞれの地域によって違います。で、館長名で受け取っていただいたところもあるんですけども、そうじゃなく、その要望として、例えば自治会長さんですか、そういうところに通知をいただきたいという御意見はありましたので、それはそのように対応をさせていただいております。

で、初めて選ばれるときというのは、本当にいろんなやり方、どうやっていいのかもわからないということもあると思えますので、いろいろそれぞれの館の実情があったかと思えますが、今、少なくとも主事さんを置いていただいて、その地域の方の意見を受けて、地域のために公民館としての機能を果たしていただくためには、私としては、地域の方が協力体制をとりやすい方、それからやる気のある方とか、そういう思いの中で選んでいただくのが、一番その役割をきちんと果たしていただけるのではないかと考えておるところでございます。

選ばれる際に、じゃ、全員が投票してもらおうとか、そういう全員一致の推薦であったかというところは多分なかなか難しい状況はあると思えますけれども、少なくとも主事さんになっていただいた方が本当によくしていただく、私が公民館に顔を出したりしますと、「よくやってくさるんですよ」と、ほとんどの館の地域の方が来られているときはおっしゃっていただいておりますので、もしそうでないところがあれば、そこはある意味、教育というか、その一定の役目を負っていただくための指導なり、助言なりをする必要はあると思えますけれども、基本的には、地域の部分で力を発揮していただくのはやはり地域の方の御推薦をいただいたほうが、私としてはいいのではと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） いろいろ考え方の違いはあると思えますが、やはり税金を使うということは、公平であるということが私は前提だと思っております。その点については教育長のほうもこの提言をひとつ受けて、また考えていただければと思っております。

人口の少ない地域で常勤主事を雇用しても、なかなかそれだけの業務がないというのもまた実情でありますし、また地域の住民からこういう声も聞きます。今までは、非常勤のときには本当に主体的に自分たちがやらなければならないという、そういう思いであったけれども、常勤になってだんだんそういう意識が薄れ、常勤の主事がいるんだか

らというようなことも、そういうようなことになる、それは決して好ましいことではない、やはり住民がみずから公民館を運営し、地域を守り立てていくんだというそういうことは大事だと思っております。

今回、前段の議員の答弁にもありましたけれども、社会教育委員会のほうから、滝元と枕瀬、池河と商人の統合というそういう提言があったということではありますが、左鏡と須川については、人口も合わせてもこの地域などには及びません。それぞれの左鏡や須川についての検討は、社会教育委員の中ではなかったのかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） いただいた答申の中では、左鏡と須川については現状で活動することを望むというところがございます。ただ、議員がおっしゃいましたように、地域の方がやる気をなくしてしまうような館の体制では余りよくないと思いますし、あくまでも公民館としての機能が発揮できるかどうかというところは、発揮できるようにするために教育委員会もちゃんと指導をしなければいけないですし、発揮できているかどうかという確認はちゃんとしないと……。公民館があるのは地域の人のためであって、そこが意味をなしていないのであれば、それはどうかなという思いもございますので、それはちゃんと機能を発揮できているかどうかという確認は必要だと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 公民館に関しましては、社会教育委員会の提言もありますでしょうし、今後もまたいろんな状況を見ながら検討をしていかなければならないと思います。例えば、やはり新任の館長や主事さんが就任されたときには、それ相応の教育といいます—それは、いろんな形の勉強、そして教育、学習ということも必要だと思っております。

館長主事会議もことし、今回が2回目ということでもありますけども、こういうものもある程度やはり頻回にやりながら、意見交換をしながら連携して、また町全体でこの公民館活動というものを盛り上げていかなければならない。そういうこともあるのではないかと思います、私がお聞きするところによると今回2回目ということではありますが、この館長主事会議についてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 今回、出席できない日程で行ってしまいましたのを大変申しわけなく思っております、私もぜひ、自分が一つの館を回るだけでは得られないいろんな共有なり、こうしたいという思いを一つの場所でまとめて聞くっていうことは、とても必要なことだと思っておりますし、2回というのは本当に少なく、まあ2年目ですので聞きたいようなことが減る場合もございますけれども、一方では、教育ビジョンをやっていく上では公民館の協力も得ないと進まない部分もございますし、それぞれやっている事業とこちらから受けてほしいようなところの調整等もする

ことによって、よりよく町民の皆様のための事業ができるのではと思っておりますので、回数というよりは、ちゃんと決めるべきものを決めると、目的をちゃんと果たす意味の公民館の主事、館長主事会議は、必要な中身と必要な回数が開けるほうが望ましいかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 公民館につきましては、この現在の体制になりまして今2年弱という歳月であります。今回、社会教育委員の答申もあったということでもありますけども、教育長も、土地の検討内容についてはわからないところもあるということでもありますけども、まだ試行段階でもあると思いますので、早急に答えを求めるといことは考えておりませんけれども、やはりよりよい公民館活動、そして地域の振興につながるような検討をされ、また館長主事会議もそのような形で開かれますことを期待いたしまして、2番目の公民館の質問につきましては終わらせていただきます。

それでは、3番目の質問であります。食を中心としたまちづくりについてであります。当町は自然と気候に恵まれ、島根ワサビや笹山の里芋などの全国的に有名な農産物があります。観光においても食は重要な観光資源であります。

近年、全国から注目されているものが「津和野栗」であります。クリは料理のみならず、スイーツや和菓子としても重用され、全国的にも評価が高いのが現状であります。現在、町内の飲食店でも、他県から加工したものを仕入れております。

津和野町内で渋皮煮や甘露煮、ペーストや、また、B級と言われる少し形のそろわないもの、そういうものを分けて加工すれば、町内のその飲食店での利用や、町内のみならず全国へも出荷することができ、産業振興にもつながると考えます。

また、清流日本一のアユのみならず、クリなども限りなく生に近い状態で保存できるCAS冷凍装置を導入すれば、年間いつでもとれたてと同じ状態で、地元や観光客の皆様に出すことができると考えます。圏域などでの購入も考えられますが、構想をお尋ねします。

また、「世界のミクニ」と賞賛される日本フランス料理技術組合代表の三國清三シェフに、「津和野町 森の恵みの食大使」に就任いただいたことは、とても当町としても誇らしく素晴らしいことだと思っております。今後、町として食育や地産地消など、さまざまな分野で活躍していただけることを期待しておりますが、町としてどのような構想を持っているのかお尋ねします。

また、地元の名産であるお茶を使って、日原小学校の学校栄養士と日原共同調理場でつくった給食が、全国学校給食甲子園で島根県代表となりました。津和野町の学校給食が、全国で二千数百校の応募があったと聞きます、その中で、島根県代表として選ばれ、認められたことは、とても、日ごろのこの学校栄養士並びに日原共同調理場の皆さん方、

また津和野町の給食にかかわる方々の日ごろの絶え間ない尽力と努力によるものだと深く敬意を表すことであります。

今後、町として、学校給食の振興のためにどのような支援などを考えているかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、食を中心としたまちづくりに関しましての御質問について、お答えをさせていただきます。

現在、JA西いわみ津和野支所の集荷場で選果されたクリは、主に京都市場と徳島県の加工業者に出荷されております。議員御指摘のとおり、全国で「津和野栗」という名称で流通しておりますが、この二つの出荷先以降の流通において使用されております。

ペースト等に加工する徳島の業者との取引単価については、市場価格を基準に決定されておりますので、出荷農家にとって不利な取引とはなっておりません。

町内での加工について、さまざまな御意見を聞いておりますが、町内で加工を開始する場合においても、現状での出荷先の取引価格が維持できなければ農家の所得向上にはつながりません。こうした中、徳島の業者は一定の規模を有しており、製造加工費が抑制され、高値での買い取りが可能となっているとも考えられることから、町内で加工する場合、出荷農家が納得される取引価格を担保できるかどうかは課題となります。また、仮に町内で出荷農家が納得される取引価格となった場合にも、現在の出荷先への出荷量を減らすこととなりますので、これまで築いてきた出荷先との信頼関係を崩すことがないように、慎重な判断や戦略が必要となります。

このようなことから、町内での加工を開始する場合、現状以上の生産量に高める必要があり、昨年度から新品种「ぼろたん」の導入を行っております。この品種について、町内流通を主体に展開できればと考えられており、年次的な生産拡大を支援しながら、町内加工の可能性を探りたいと考えております。

次に、CASについての御質問にお答えをいたします。CAS冷凍は細胞壁を壊さず冷凍する技術で、一般的な冷凍とは異なり、解凍してもドリップが流れ出ずに生の状態に戻せることから、傷みの早い食材等に効果を示します。また、鮮度がよい状態でCAS冷凍しておき、収穫期の最盛期を終えてから解凍して二次加工することができ、鮮度の高いものを取り扱いながら労働力を分散することも可能です。

高津川流域の農産物や海産物、高津川の漁獲物など、希少価値の高い産物は多くありますが、鮮度が保てないことから加工している実態があります。特定品目だけでなく、多種の高津川産品をCAS冷凍することによって付加価値をつけ、市場に出すことは、産物を生かすことになり、収益向上にもつながる可能性があります。

しかし、CAS冷凍機器が高価であること、市場開拓を独自に行わなければ付加価値がつかないことなど、解決すべき問題もあります。今後もCAS冷凍技術使用の可能性や事業実施主体、採算性も含め、さらに検討を進める必要があると考えております。

2番目に、御質問でございますが、津和野町におきましては、以前より、学校等を舞台に、町内の料理人有志の方々が「食育」に取り組んでこられました。そして、その取り組みの中から、ことし3月に「地産地消をテーマとした地域おこし」を目指し、観光協会を事務局とする実行委員会を結成され、三國シェフをお招きしたイベントを開催されたとともに、あわせて、町からは三國シェフへ「津和野町 森の恵みの食大使」への御就任をお願いし、快くお引き受けをいただいた次第であります。

「食と農の町づくり計画」を策定している津和野町といたしましても、当「食大使」を生かした食育事業の検討も行いましたが、今年度は内部の調整がつかないため断念するとともに、来年6月末に三國シェフに来町いただく日程を確保し、イベント開催等の企画を練っている段階であります。

当然ながら、イベント開催自体が目的ではなく、さまざまな機会を通して、次の世代を担う若い方々やそのお子さんたちを中心に、食の大切さや地域のさまざまな食材を知っていただき、関心を持っていただく機会を提供することで、地産地消や地域経済の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。

3番目の質問であります。議員の言われる全国学校給食甲子園は、地域でとれるさまざまな地場産物を食材として利用した献立を競い、大会を通じて食育を啓発することと地産地消の奨励を目的に、特定非営利活動法人21世紀構想研究会が主催して行われ、今回が第7回となります。

今回、日原給食調理場が地元の特産であるワサビや豆茶、緑茶を献立に取り入れたメニューで応募し、書類審査で島根県代表として選出され、中四国ブロックでの2次予選まで駒を進めました。津和野町の学校給食での地産地消の取り組みが評価されたものと受けとめております。

今後の学校給食への支援策については、地産地消の引き続いての取り組みはもちろんのこと、お米等の食材の高騰が課題となっており、現在の給食費の個人負担にも限界があるため、来年度についても引き続き補助金での個人負担軽減の対応が必要になると考えております。また、給食の味の向上や衛生管理の徹底など、給食調理員の技術の向上対策や各学校での食育の推進等について、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

ただ、現在の調理場はどちらの調理場も古く狭いため、ドライ方式のより衛生的な環境がとれないことや、数年後には退職年齢にかかる職員もいることから、施設改修にあわせて、不安定な臨時雇用の職員体制解消を図り、安心・安全で安定した給食の提供を行っていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは再質問いたします。クリの加工品ではありますが、町内の料理店などにつきましては、県外の業者から逆輸入のような形で、送料を払いながら仕入れていることとあります。当然、送料等の負担もかかりますので、町

内で加工できれば、加工したものがすぐに使える、そしてまた送料等の経費もかからないという、そういうメリットも多くあります。

やはり今は、食を中心とした観光地づくりというのも非常に進んでおります。B級グルメやあの食べ物を食べるためにというのが非常に観光でも有効であることは、誰しも一致するところであると思います。

そういうことも含めながら、この津和野栗というのが、非常に、全国で特に今、お菓子、ケーキやそういうものでも、全国あちこちの業者がつくって、非常にそれが高い評価を受けております。また、今回の答弁で、生産の拡大の支援をしながら、町内加工の可能性を探りたいということでございますので、またこの点についてもいろんな形で奨励、検討されますことを期待しております。

それで、質問でありますけれども、CASであります。先日、未来シアターという某放送局のテレビを見ておりましたら、大和田哲男さんという、CASの冷凍技術開発者でありますこの大和田哲男さんという方が出ておまして、私は非常に感銘を受けました。それは、このCASというのは瞬間冷凍することによって、普通でしたら凍らしたらその後汁が出たりしまして、細胞を壊すことで味が損なわれるわけですが、例えばタコの刺身というものも、タコを冷凍しても、その冷凍で例えば半年たったものをとり出して解凍すると、吸盤が手にひっつくようなそれほどの鮮度を保ちます。刺身もそのまま、そこでとれたようなそのものとして解凍したものが出来ます。

その中で、この大和田さんが今、一つ復興支援として、東北の東日本大震災の津波で壊滅的な打撃を受けました三陸町に、このCASの機械を無料で託されまして、その三陸町が復興のために、地元でとれた魚をこのCASで瞬間冷凍して、それをネットやさまざま全国に売っておられます。そしてその中で、例えば、その三陸でとれますものの一つはサンマであります。サンマのハンバーグをつくって、それを瞬間冷凍したものを東京のその社員食堂で解凍してすぐに食べたら、それこそつくったばかりのその味がほとんど変わらず再現できるそうであります。大変好評であるそうであります。

今、大和田さんが考えておられるのが、今、一番情熱を注いでおられるのが、CAS冷凍を生かした地方産業の活性化であります。大和田さんは、かつて鮮度について学ぶために、地方の漁業や農業の現場を訪ねられました。そのとき知ったのが、とれたての魚や野菜が多くあっても、鮮度を保って流通させることの難しさ、彼らを助けたいその願いからこのCAS冷凍装置もつくられたといいます。

例えば、当町の特産のワサビでありますけれども、ワサビというのはどんなに上等のワサビであっても、収穫されてから日がたつにつれて香りや辛みというものが失われますけれども、この保存に向いていないそのワサビも、このCAS冷凍にすればとれたそのままの香りも粘りも味も辛みも失うことなく、解凍した時点でその今とったばかりと同じような味で食べることができます。

私は、前段の議員の提言にもありましたけれども、私は今過疎高齢化で非常に疲弊しているこの町を、一つ大きな柱を持って、夢を持って、こういうことを町としてやっというこのことが非常に大事だと思います。いろんなことに予算をつける、それも大事だと思っております。しかし、このことを町はやるんだという、そういう大きな夢と希望を持てるようなそういうものが、このCAS冷凍にもあると考えます。

このCASについても、役場のほうでも地域振興課長などは独自にいろんな勉強をされておると思いますが、それについてのCASについての所感をお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、議員の御質問にお答えをしたいと思います。

CASというのはセルアライブシステムの略でありまして、確かに議員のおっしゃるように、すぐれた機能を持っておるといふうに聞いております。

で、ワサビの話がありました。益田市匹見町の生産者がワサビの関係で実際のところどれだけの効果があるのかということで、海士に行かれてCASに入れてそれで食味をしてみたという話も聞いておりますが、匹見町はこれはいまいちだということで、(笑声) CASには関心を示されなかったという話も聞いておるところでございます。

で、CASの機械が結局のところかなり高価でありまして、トレーが40センチ掛ける60センチが10枚入る、そういう機械で今メーカーに確認しましたところ、2,500万いたします。で、30枚入りでございますが、これが5,500万程度、海士町はこれ2台入れるということで、約7,000万の2台というふう聞いておりますので、1億4,000万円かかるということでございます。

機械は非常にいいというふうにはわかっておるんですが、このあたりのところで、設備投資をどういふうに製品価格にはね返らせて売っていくのかというふうな課題もございまして、いいことはわかっておりますが、今後の課題も多いというふう認識をしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 私のほうも特区の関係、それからこの利益産品をいかに付加価値を高めるかということで、ことし6月には海士町のほうに出向きまして、CASのほうもいろいろと勉強をさせていただきました。

海士町の場合は、工事に4億1,400万補助対象事業でかけられまして、CASの冷凍庫と、それから昔の港に付随する建物を建てるという事業をやっておられます。建物のほうは2億1,600万、CAS冷凍機とそれから保管用の冷凍庫、それで1億8,800万を使っておられるというふう資料では受け取っております。

で、このとき使われた国庫補助が、新山村振興等農林漁業特別対策事業2分の1補助だと思っておりますが、これを使われまして、あと残りを多分過疎債だと思います、それを使われて、町のほう事業主体でこの設備を設置されておる。それから運営のほうは、



株式会社ふるさと海士というところに指定管理をして運用をしておると。この運用が始まりました平成17年から、これは平成16年の事業であります、平成17年からの販売高というのは、右肩上がりがいまだに続いておると聞きました。

で、海士の場合は、特にはカキそれからシロイカ等々が冷凍されるわけでして、カキにつきましては、養殖が行われるという関係で養殖面積をどんどんふやしながら、Iターン者の雇用の場をつくっておるという実態がございます。カキのほうはハマチとかの餌を与えないでも養殖できるという点がありまして、その面積をどんどん拡大して、面積といいますか、量を拡大しておるんですが、その中でも話を聞いたときに、アジなどを大量にとれたと、収穫できたそのときにすぐにCASにかけて、それを一度解凍して二次加工する、フライの形にしてまたCASにかけると、そのことを話を聞きまして大変驚きました。

二次加工ができる冷凍なんかというのは余り聞いたことがありませんでしたので、そういう二次加工ができる部分で、何かこの地域の産物でもできないかなということも考えておりました、先ほど話にもありました大和田社長とは、東京に出向く折に2回ほど話をさせていただいておりました、アユの冷凍はどうでしょうかということを探ねましたら、アユのそのままの冷凍はもう飽和状態ですよと。ただ、高津川のアユはまた付加価値が出るわけですが、その冷凍したアユを加工する技を消費者が知らなかったら、それは売って出れませんよ、それを一度解凍して焼きアユにして、またCASにかけることによって付加価値が出るんじゃないかということで、CASのセンターのほうでもそういう研究をしていると。一度これを食べてくださいということで、焼きアユのCAS冷凍したものを2分間レンジで温めたやつを食べさせていただきましたが、まさに焼きたての風味と香りがありました。

そういうことを考えますと、例えばこの流域でアユをとった場合も、一時的には鮮度の高いうちに冷凍をかけて二次加工的にしたものを翌年度に、夏に売り出すということも不可能ではないというふうにも感じました。

それから、先ほどのワサビのほうですが、匹見のほうではどうもという結果があったようですが、この辺も、ワサビの鮮度の高いうちにすりおろしたものを袋詰めにしたものを冷凍をかけると、そうすると料理屋でも刺身を出すときに新鮮なワサビのおろしがつけて出せるということがありますので、私はもしこの機械が導入されたら、ワサビの栽培面積をふやすべきだというふうに思っております。

その辺では、匹見でもワサビの栽培面積をふやそうとしておりますので、協力した中でできるのではないのかなというふうに感じておりました、さらに海の産物、まあハマグリもありますし、山のイノシシ肉、それから和牛肉等々にも活用できると思いますので、その辺の可能性、それから加工品、大和田社長がおっしゃってたのがアユ御飯、アユ御飯が特に合ってるんじゃないかということは、「鮎正」に行ってみて感じたというふ

うに言うておられました。鮎正に行かれて直接大将ともお話をされて、大将のほうもCASについては認識があるというふうに話をされたそうであります。

そういった面からも、今後この研究を特区の中でも進めていきたいとは思いますが、なかなか里部会・海部会が関心がありませんで、山部会のほうで進めていこうかと（笑声）いうふうには考えております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 今、地域振興課長のほうから、大変やはり可能性を感じるような、地域のこの産業が活性化していくような、そういうやはり夢を感じたことであります。

町長にお尋ねしますが、CASのこともそうでありますし、きょう町長のほうが日原小学校の学校給食の甲子園で選ばれましたものを一緒に試食しようということで、同僚議員と試食しまして、食育も兼ねた非常にすばらしい献立であるし、また高津川のアユのだしをとることによって、高津川そのものを守り、きれいに、そして伝えていこうというそういう取り組みにつながっている。それは、学校給食のすばらしい食育のことだと思っております。

時間も余りありませんが、町長にこのことについて、食または学校給食、まあ教育部門であります、きょう試食会を提言された町長として感じられることを少し述べていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御紹介のとおり、先ほど学校給食を議員の皆様と一緒に食べさせていただいたわけであります。

で、質問の中で同じくこの三國シェフのお話も出てきたわけでありますけれども、三國シェフも町もお世話になってきておりますので、いろいろと来年度に向けてお世話になっていかなきゃいかんと思っております。そういう中で、私も顔つなぎも含めまして、三國シェフが四谷で経営をされておられますレストランのランチを食べに行ってみましたけれども、非常にやはりさすがというぐらい、私のような素人でもわかるぐらいおいしく、少々高価ではありましたが（笑声）いただいて帰ったということでありませぬ。

まあ、ちょっと大げさかもしれませんが、実は私にとっては、その食べたランチと同じぐらいきょう食べたお昼のランチはおいしいものであったというふうに思っております。特に、安全・安心という面で、地産地消の地物を使った食材であるということや、先ほど議員からも御心配がありましたように、高津川のこと、さらには津和野町がお茶の産地であるということ、まだまだ子供さんたちが知らないから、茶っ葉を活用した料理を出して、そういう中から子供さんたちが津和野の産品を知り、そして愛着を持って

いただくという取り組みもしていただいている。まさに、本当に食育をしっかりやっていただいていることなんだなというのを、本当に心強く受けとめた次第であります。

こうした中で、以前の質問でも、岡田議員さんのほうからもこうしたやはり一所懸命頑張っている給食について、町からも応援をとというような御提言もいただいたわけでありまして、それを検討し、今年度からは町としても給食に対する補助を出したり、そういうこともさせていただいておるわけでありますから、まさにこうした事業も非常にその費用対効果が高いものであるということ、きょうの食事をもって改めて実感をしたということでもございます。今後とも、またそういう面で、しっかりこの部分については取り組んでいきたいというふうにも思っております。

きょうは、ちょっと最初の回答で私が勢いにつき過ぎまして、本当なら教育委員会のほうからこの部分については御回答を申し上げることでありましたけれども、私のほうから申し上げたという次第でもありますが、教育委員会ともしっかり連携をとりながら、学校給食の充実ということを進めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 子供たちの心と体の成長をこの学校給食というものが本当に支えているということ、きょうも改めて実感した次第であります。町長からも力強い答弁をいただいたので、ますますの発展を期待いたしまして、最後の質問にいたします。

電子入札であります。既に県などが実施している公共工事などにおける電子入札は、役場並びに業者の業務負担軽減にもつながると考えます。町においても導入すべきだと考えますが、構想をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、電子入札に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

県内における電子調達システムは、入札参加資格申請の受付や入札・開札業務等の事務処理を電子化した「電子入札システム」と、入札公告、仕様書、入札結果等をインターネットで閲覧できる「入札情報サービス」の二つの機能を有するシステムの総称であり、現在、県と5市3町村の共同利用システムとして、平成21年度から平成25年度までを第1期としてシステムの運用を行っております。

現在、県において、平成26年度から運用を開始するシステム導入に向けた準備がなされているところであり、先月末には県より次期システム参加意向調査があり、津和野町として参加を決定したところであります。このことにより、当町を含めた新規参入団体の参加及び開発費、運用費等の負担金について、電子自治体共同利用システム運営委員会において審議をいただいているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 電子入札につきましても、前進していくように今進められておるといふことで、これも行政効率を高める上で非常に私は大切だと思います。やはり、行政組織というものはスリムに、そして行政効率を高め、そして財源を地域振興、産業振興、そしてそういうもの、そういう人々がこれからも住んでいける、若い人がまたこの町へ帰ってこれる、育った町に帰ってこれるようなそういう産業振興を期待しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、6番、岡田克也君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で3時15分まで休憩いたします。

午後2時58分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序13、14番、後山幸次君。

○議員（14番 後山 幸次君） 大変お疲れでございましょうが、いよいよ最後の質問であります。よろしく願いをいたします。

それでは、通告をしておきました件について、逐次質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目に、地域提案型助成事業というふうにお尋ねをしていきたいと思っておりますが、この事業に対しましては、大変町民の関心度も高いわけでございます。その反面、大変問題も多い事業であるというふうには思っておりますが、まず、まちづくり委員会の設立についてお尋ねをしていきます。

区域は、おおむね公民館の連携している区域として、12の公民館等のエリアを単位としておられるようでありますが、まちづくり委員会の設置が実施されておるわけでございますが、町は委員会に対し、財政的支援、人的支援を行うということでもありますので、まず財政的支援についてお伺いをいたします。

まちづくり委員会の運営費の補助金は、1人当たり100円というふうになっておるようでありますが、これが人数掛ける、自治会によってあれが違うのだと思いますが、人数によって運営費がいただけるわけでございますが、それが、即、運営費になるであろうというふうには理解しております。

また、委員会には、規約をつくることになっておりますが、第1条から第17条、この第4条の中に「本会は次の役員を置く」というふうになっております。会長、副会長、副会長、会計、監事、こういうふうには置くようになっております。細則では、報酬規定もあるわけでございますが、「役員等に次のとおり報酬を支給する」というふうな何があります。会長、年額何ば、副会長は年額何ば、この報酬の額は誰がどこで決めればい

いのか、おのおの委員会の役員会で決めていいのか、これは政策課のほうはどのような指導をされておりますか、伺いたいと思います。

また、組織づくりの手引書から見ますと、補助金の限度額は1行政区30万円、このようになっておりますが、現状では、自治会が分離した地域、または町内会、商店会の組織であれば適用されると聞いておりますが、どうでありますか。津和野には自治会の未結成地域が8地区もありますが、この地域に今回、調査表が配布されております。12月の14日に開始をされておりますが、この調査結果について、地域住民にはどのような方法で知らされるのか。また、この地域をどのように組織の結成を指導されていくお考えであるか伺います。

津和野地域の委員会が、これは大変大きい委員会になっております。橋南、橋北、一緒でありますので、これをこういったマンモスにしなくても、せめて橋北とか橋南に分けられて、小さく委員会をつくることにはならないのか。小さくしますと、地域間の親睦事業にも積極的な意見が出てくるというふうに思っております。このようなことは、まちづくり政策課では指導ができなかったのか。今、津和野地区のまちづくり委員会は、一つ大きなのができ上がっておりますが、これについて伺いをいたします。

また、人的支援策として、地域コーディネーターを配置されております。津和野地域に2名、日原に1名、3名が配置されて、支援内容としては、この各地区の集落計画作成また支援、まちづくり計画書助成事業補助金の交付申請書の作成を支援されるのであります。そのためにコーディネーターを配置をされているようであります。

またさらに、職員の地域担当制を導入されております。委員会の運営や計画書、申請等の支援、また会議等には担当職員の出席を求めることができる仕組みになっておりますので、大変心強い対応であると思っております。

そして、未来づくり協働会議についてであります。構成は町、商工会、郵便局、農協等の代表者と各まちづくり委員会代表者で組織されているようでありますが、この協働会議では、助成事業の審査や個々のまちづくり委員会では解決できない地域の課題を、全町的な視点から解決するための施策の検討をされる会のようなものでありますが、この地域提案型助成事業の流れを見ますと、まず1番目に、自分自身で自治会によるまちづくりの委員会をつくることとあります。2番目には、まちづくり委員会の設置について、人的支援としてコーディネーターの配置がされておることとあります。3番目には、職員の担当制度とあります。4番目には、未来づくり協働会議と、このように二重、三重の対応策がとられているというふうに私は認識しておりますが、この組織体制の構図を見ましたときに、自治会が主体としたまちづくり委員会の設置が本当に必要であるのか、私は疑問を感じております。このような制度をつくられたために、各自治会長は大変大きな負担となっているというふうに思っておりますが、そのような声をお聞きになったことはありませんか。

町長は、住民と行政の協働のまちづくりに取り組みたいとの考えであります。町の負担金も3,700万円の予算で計画されたこの事業であります。各自治会、商店会、町内会単位に30万円を3年間の補助制度となれば、町民は誰でも棚ぼた式に補助金がいただくと、このような思いをしておるわけですが、そういったことでいろいろ誤解もあると思われませんが、今後、自治会の未結成地域の対応、勘案されて、全地区がほぼ足並みをそろえてから進められたい、このように思っておりますが、町民、全町民が平等である事業の推進を強く願いたいものであります。現在までの会の結成状況、進捗状況はどのようであるのか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、14番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。地域提案型助成事業に関する御質問でございます。

私のほうから、まず、まちづくり委員会の概要と設置状況、それから事業の進捗状況等、大枠について回答させていただきたいと思っております。その後、担当課長のほうから詳細なところは御回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まちづくり委員会の設置等につきましては、自治会長囑託員会議での説明の後、町主催の説明会及び地域からの要請に基づき開催した説明会を平成24年5月末から11月末までの間、延べ53地域において開催し、約800名の住民の皆様にご参加をいただきました。この間、各地域においては地域コーディネーターの支援と自治会等を中心とした地域の主体的な取り組みにより、まちづくり委員会設置に向けた協議がなされました。

この結果、まちづくり委員会の設置数につきましては、平成24年12月7日をもって、町から提案をさせていただいた12地域のまちづくり委員会全ての地域で、まちづくり委員会が設置されております。

まちづくり委員会と未来づくり協働会議の関連でございますが、まちづくり委員会につきましては、自治会等の単位では解決できない課題などを公民館等の範囲で検討する仕組みをつくることで、地域課題の解決を図るため設置するもので、構成団体等、地域の実情を踏まえた主体的な取り組みにより設置するものでございます。

未来づくり協働会議につきましては、各まちづくり委員会の代表者、商工会、JA等で構成し、まちづくり委員会では解決できない課題などを町全体で解決するための制度などを、検討することを目的として、町が設置するものでございます。

集落支援員につきましては、平成24年10月1日から平成25年3月31日までを任期として、現在3名を配置し、まちづくり委員会単位で担当地域を定め、本庁舎2階の集落支援室において、集落計画の作成支援等を行っております。集落支援員の活動状況につきましては、現在まで、自治会等が作成する23地域の集落計画、まちづくり委員会が作成する5地域のまちづくり計画書、まちづくり委員会が作成する2地域の事業

計画書の作成支援、自治会未結成地域の世帯主を対象としたまちづくりを担う新たな組織づくりに関する調査の集計等を行っております。

現在の進捗状況につきましては、御提案させていただいた12地域全てにおいて、まちづくり委員会が設置され、地域課題解決のための仕組みが整ったものと考えております。

今後は、まちづくりを担う新たな組織づくりに関する調査結果や未来づくり協働会議での御意見等を踏まえ、財政的支援策である地域提案型助成事業や人的支援策である地域担当制度、集落支援員の設置について検証を行い、住民と行政の協働のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） まちづくり委員会の関連する助成制度等について、御質問いただいたということで思っております。

まず最初に、運営費補助金の報酬の額ということでございます。

現在、12地域全てでまちづくり委員会が設置されております。今現在、12地域のうち5地域、報酬等の規定を設けて、議員御指摘の報酬等をお支払いするというようなことになっております。

まちづくり委員会を設置するということで、その運営のために補助金をつくり出すということで、地区説明会等も行ってきました。町側のほうから説明をさせていただいたのは、あくまでもこの規約、手引きというのも今回お配りをしているわけなのですが、この手引きの中に規約という案を設けさせていただいております。この案に基づいて、各まちづくり委員会で構成する団体等の委員さん方が、いろいろお話し合いの中で作成をするということです。個々については、そのまちづくり委員会にお任せをするということで御説明をさせていただいているところでございます。

したがって、報酬等、あと七つのまちづくり委員会については規定をしていないということで、この運営補助金の使い方としては、そういった報酬等の部分では活用していかないというようなお考えであろうかと思っております。したがって、額等につきましても、こちらからの指導はなかったということでございます。

それから、地域提案型助成事業補助金ということで、まちづくり委員会のほう、基本的には自治会を中心として結成等のお話をさせていただいたということでございます。津和野地区におきましては、自治会がないところもでございます。今回、議員の御指摘にありましたように、まちづくりを担う新たな組織づくりに関する調査というものを行っております。これは自治会のない地域に対して、先週の金曜日を締め切りとして行ったということでございます。

内容的には、一応、今回のまちづくり委員会等を設置する部分で、そういった制度内容を知っているかどうかというところ、それから町内会等の住民組織はありますかというような組織的なところをお聞きしております。

それから、そういったところがまちづくり委員会がかかわる、かかわり方についてもお聞きしているということで、現在、中間として、一応まちづくり委員会のかかわり方という回答を今100通ほど戻ってきている部分について、まとめたところでございます。基本的には町内会のあるような地域の方が御回答されている部分で言いますと、大体6割ぐらいがそのまちづくり委員会に参加をしていきたいということで、お考えです。

それから、逆に、地域に町内会等の組織がないところにつきましては、参加したいというところが3割ということで、やはり自治会がないところでも、町内会があるなしで、そこに住んでおられる住民の方の考えが違うのかなというところもございます。

この調査結果につきましては、年が明けて、住民の皆さんにこの調査報告会というところも開いていきたいと思っております。あわせて、今まで自治会のない地域につきましては、こういった説明会等を行っておりませんので、こういった部分も含めて、お集めして、この調査結果とあわせてお話をしていきたいというふうに考えております。

あと、橋北、橋南で分けて組織的に小さくできないかというところについてでございますが、23年度のところで、住民と行政の協働プロジェクト推進会議というのを設置をして、こういったまちづくりについて検討をしてきた経過がございます。その中で、津和野地区については、ちょっと大きすぎるんじゃないかという、議員が御指摘のようなどの御意見も皆さんでお話をさせていただいた経過がございます。

しかしながら、津和野地区にも自治会等の連絡協議会等もございまして、今回、橋北、橋南のところについては、分けずに一つのまちづくり委員会として御提案をさせていただくというような方向で、今回のようなことになったということでございます。

当然、まちづくり委員会自体の組織、それが大き過ぎるというようなところは、未来づくり協働会議等、いろいろな部分で評価を今後していく予定にしておりますが、そういったところでお話が出てくれば、そういったところについては、住民のお話し合いの中で、柔軟に対応をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、自治会を単位としたまちづくりというようなところでの御指摘もあったかと思っております。自治会長さん、負担になったのではないかなというような御意見もいただいたところですが、当初は、先ほど言いましたように、5月の末から各地域を回りました。誰が一体やるのかといったようなところで、御批判、いろいろいただいたところですが、したがって、そういった部分については、町長も答弁したように、集落支援員あるいは地域コーディネーターというようなところで、人的支援策も厚くしてきたというような経過もあるということでございます。

公平な補助金というようなことで、トータル的な議員からの御指摘もございましたが、私ども、そういったところで、自治会のあるところとないところ、そういったところで、活動の差が出てくるようなところも現状的には、今あるというふうに考えております。

これから自治会のない地域については、そういった説明会等も行いながら、一番課題になっているのは、誰がそういうふうなことでその地域を引っ張っていくかということ



で、そこが一番課題であろうかというふうにも思っております。そういったところがクリアされて、そういったところで言うと、1年、ちょっとおくれたような状況で、来年度から仮に入ったとしたら、1年おくれるわけですが、ほかの議員の質問にもありましたように、3年間で評価をするということにしております。その4年目以降の取り組みとして、その辺については、支援をしていく必要があれば、今回1年おくれた分だけそういったところで、きちっとまちづくり委員会に入って活動されている団体については、再支援ということもあり得るのでないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 懇切丁寧に御答弁いただきましたが、ちょっと気になりますので、課長さんが言われましたように、津和野町地区のまちづくりは本当に大き過ぎるんですよ。全町民にしますと相当な人数になるわけです。

ところが、この津和野町の中に八つの地区の自治会がないところがあります。皆言いますと、鷲原の二の上、鷲原の二の下、中座、森の二、本町の一、本町の二、西の一、西の二、このような大きいところがほとんど自治会がないわけです。ところが、ここには商店会もあります。というふうなことがありますので、これをひとつ、商店会や町内会を軸にして、ひとつ、指導して行っていただきたい。まちづくりの津和野町の中で、一つできておりますが、町長が先ほど言われました12地区は全てまちづくり委員会が設置されたというふうに申されましたが、この地区を残して、全地区が私は委員会ができたというふうには思わないわけでありまして。

そういったことで、この地区も鋭意努力されまして、ひとつ再度、今アンケート調査をされておりますが、恐らく100%の回答はないと思います。そういったことも踏まえて、ひとつ、今後最大の努力をしていただいて、この地区を取り残すことのないように、おくれることのないように、みんな一緒に引っ張って行っていただきたい、このようをお願いをしておきます。答弁要りません。

次の質問に入らせていただきます。事業概要書のことでありますが、これは大変、全課にわたっておりますので、営業課長さんに答弁いただくのかわかりませんが、大変であろうとは思いますが、この事業概要書は毎年、全戸に配布されておるわけですが、事業の内容等はよくわかり、大変参考になると、関心のある町民の方には好評であります。

しかし、町民の方はこの概要書を参考にされて、我々に、どの事業が進み、どの事業が一体おけているのかと、いろいろと問い合わせがあるわけでございますが、そこでこの事業計画を大別いたしまして、1から6までというふうに書いておりましたが、このように分類をされておるわけですが、例えばこの中で3分類といいますか、3番目に「働くことを喜びとし、豊かな産業を育てるまちづくり」というふうになっておりますが、この中には観光は9項目、商業が6項目、工業が1項目、農業が48項目、

林業が22項目、水産業が1項目と、このように87項目もあるわけですが、これを1から6まで合計しますと、296項目にもなるわけですが、なかなかこれから、1から6まで分類して、事業の進捗状況はどうかと言うても、大変、各課にわたっておりますので、難しいとは思いますが、大筋で大体どのぐらいに、今現在、3月までにはまた聞きますが、現時点で大体どのぐらいの進捗しておるのか、わかれば御答弁いただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、事業概要書に関しましての御質問についてお答えさせていただきます。

毎年発行しております事業概要書は、3月定例議会において承認していただきました当初予算を、津和野町総合振興計画の基本構想に基づき、津和野町が目指すまちづくり区分でもって、町民の方々に事業内容をよりわかりやすく説明したものであります。

内容的には、2月時点での予算編成ですので、その後の事業費配分や諸事情によって一部増減は生じますが、補正予算等、議会での承認をいただきながら、各課において年度未完了を目指し、事業の計画的な遂行に努めているところでございます。

なお、御質問では、事業の進捗状況等、町民の皆さんがなかなか、その辺がわかりづらいいということに関しての、また御質問でもあったわけでありまして、今後のこの事業概要書のあり方といたしまして、現在、本町のほうでは事業、評価制度、何だっけ、済みません。行政評価制度、こちらのほうを取り入れていくということで、今年から試行的な取り組みを始めております。もう少しいたしましたら、もうちょっと年度を重ねましたら、この行政評価制度が正式に全ての事業について対象とするということで完成をいたします。

そうしますと、この評価結果というものも、今後はこの事業概要書にまた盛り込んでいくことができないだろうか、そういう検討もしているところでありまして、なかなか年度途中での進捗状況をお知らせするというのは、難しいところもありますけれども、行った事業についての結果と評価、そうしたものは、また町民の皆さんにも情報提供をしていこうと、そういう流れで現在、取り組みを進めているところでありまして、そういう面では、行政評価制度、もう少し構築までに時間がかかりますので、御理解をいただければと考えているところであります。

それで、今年度の進捗状況でございますが、もし御要望とあれば、全課それぞれから進捗状況をお話をいたしますが、一度、これで私の回答は終えさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） どのように再質問していいか、ちょっと迷っておりますが、先ほど御答弁いただきました個別の進捗状況は、本当、大変、私がああいう無理なことを質問しておるというふうには思っておりますが、これだけの項目を、さ

つき町長が言われました重点項目として認めた事業については、お示しをいただけましたら、即、回答をさせていただきますというふうに申されたわけでありますが、この事業も全項目296項目あるわけでございますが、私は全てが重点項目というふうに思っております。

時間がないから、6分類の進捗状況をお聞きしたんですが、町長、時間が許す限り、重点項目だけで、今から議論をさせていただくという気にもなっておりますが、時間がありませんので、それは置きますが、町長はこの概要書を配布して終わりではない、テキストとして活用していただき、今後は出前講座等を通して、さらに詳しく説明の機会を設けるので、概要書は大切にお持ちください、このように発刊時の挨拶で申されておりますので、町民の方から今後そのような問い合わせがありましたら、今後は執行部で対応されますので、役場のほうへ問い合わせをしてくださいと、このように私たちは申し上げておきますので、よろしく願いをいたします。

先ほどから何回も言いますが、これだけの事業でありますので、例え6分類にして進捗状況と言っても、営業課長さんも答弁できんと思っておりますので、これについては置きます。年度末にはしっかりお聞かせをいただきますので、そのようにお考えをいただいて結構でございます。

それでは次に、道路維持管理についてお尋ねをいたします。

道路パトロールの重点目標は、週別、月別に点検内容が決まっておるのか、どのようなパトロールをされておるのか。

特に、路面の陥没が年間通して大変多いように見受けられるわけでございますが、自転車や自動車の事故にもつながりますので、より点検をお願いしたい、このように課長さんをお願いをしておきたいと思っております。

次に、橋梁点検の調査結果についてであります。今回調査されて危険箇所があったのか、特に橋台、橋脚等の落橋防止等の対策や高欄の腐食調査等も、この調査対象に入っておりますか。その点をお伺いをいたします。

また、危険箇所がどのぐらい橋梁であったのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

また三つ目に、除雪体制についてであります。県も今年度、除雪に対して、凍結散布機を町内の幹線道路に、2台ぐらいたしか配置をされたというふうに聞いておりますが、町のほうは除雪対策として、昨年よりどのような点が進歩したのか、どのような点が変わったのか、また公民館に配置してあります除雪機、これはことしはどのような貸し出しにされるのか、それについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、道路維持管理についての御質問についてお答えをさせていただきます。

まず一つ目ではありますが、道路パトロールにつきましては、時期ごとに違う重点を置き、パトロールをしています。

例えば、春先においては霜崩れによる路肩の落石、側溝の詰まり、取水時期の前後には暗渠、側溝等の点検、冬期におきましては路肩等を点検確認するようにしております。通年を通し、側溝の泥上げや除草等の維持作業がありますので、純粋な道路パトロールをするには厳しい状況ではありますが、作業現場への行き帰り等に合わせ、点検しているのが実情であります。

二つ目の御質問でございますが、橋梁点検につきましては、23年度に橋長15メートル以上の橋77橋を点検しております。続いて、今年度に橋長15メートル以下の橋231橋を点検しているところであります。

点検方法は、床版、桁、支承、橋面等の各部について、目視による点検であります。報告書は橋ごとに各項目別に報告されます。23年度に実施された点検につきまして、緊急の修繕を必要とする橋梁はありませんでした。

今年度、全ての橋梁点検が終了し、来年度以降、この点検によって現在の橋梁の状態を把握するとともに、将来の状態を予測することで予算を考慮し、どの時期にどのような修繕を行うのが望ましいかを考えて、計画的に管理していく「橋梁長寿命化計画（橋のアセットマネジメント）」の策定を進めていく予定でございます。

三つ目の除雪体制につきましては、役場内に12月1日から年明けの3月31日までの間、本部長に町長、副本部長に参事を配し、事務局を建設課に置き、除雪対策本部を設置いたしました。11月末に県土木事業所の除雪会議を設け、今月12日に町内の土木事業者及び関係者に御協力をいただき、津和野町の除雪会議を開催したところであります。これにより、年末年始の休みを含め、円滑な除雪を実施し、住民の交通を確保してまいりたいと考えております。

なお、除雪に関しまして、詳しいところにつきましては、担当課長から御説明をさせていただきますと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 除雪のことでございます。

去年と特に変わったところはないかという御質問であろうかと思えます。基本的には例年のとおり、県の除雪体制をベースにいたしまして、それぞれの業者さんに、各地区に出動していただくということが基本で、除雪をしてまいりたいと思えます。

それから、ことし特に新たなことで、通学路の除雪について県のほうから、町と一緒にしまして、豪雪のときには通学路の除雪をしていこうという計画でおります。この通学路の除雪につきましても、各業者さんの御協力をいただきまして、除雪契約をさせていただいたところでございます。

その除雪につきましては、今、議員さんが御指摘のありました各公民館、小学校、公共施設に置いてあります小型除雪機、特に今年度、木部中学校、それから畑迫小学校が

閉校になりましたので、そこにある機械もあいておりますので、その辺を活用いたしまして、県と相談しながら、豪雪時には歩道の除雪も実施したいと考えております。これが特にことし変わったところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 課長さん、1件ほど津和野の橋で、高欄の腐食のひどいところがあるわけですね。こういったことは今回の点検には、やはり入らないんですか。その点、どうでございますか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） ちょっと申し上げるのを忘れました。

当然、高欄も対象になっております。それぞれの橋梁につきまして、それぞれの場所、場所といいましょうか、パーツ、パーツにおいて、人間で言えば、診断書みたいなものが報告書で上がってきます。その中で今、町長が答弁いたしましたように、橋梁長寿命化計画を策定いたしまして、この時期には、ここの高欄なり床版をやりかえるというような計画を来年度以降、立てていきたいと考えております。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、私の質問はこれで終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、14番、後山幸次君の質問を終わります。

---

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後3時54分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 24 年 第 8 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 24 年 12 月 19 日 (水曜日)

---

議事日程 (第 4 号)

平成 24 年 12 月 19 日 午前 9 時 00 分開

議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 124 号議案 津和野町臨時災害放送局用 FM 装置取得について
- 日程第 3 町長提出第 125 号議案 津和野町臨時災害 FM ラジオの取得について
- 日程第 4 町長提出第 126 号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 5 町長提出第 127 号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 128 号議案 津和野町都市計画審議会条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 129 号議案 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 130 号議案 津和野町下水道条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 131 号議案 津和野町グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 10 町長提出第 132 号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 11 町長提出第 133 号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 12 町長提出第 134 号議案 津和野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 13 町長提出第 135 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 14 町長提出第 136 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 町長提出第 137 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 16 町長提出第 138 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 町長提出第 139 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 18 町長提出第 140 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 19 町長提出第 141 号議案 平成 24 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 20 町長提出第 142 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 21 町長提出第 143 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 22 発委第 2 号 津和野町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 発委第 3 号 津和野町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 24 発委第 4 号 津和野町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 25 請願第 5 号 安全・安心の医療・介護実現のための介護師等の夜勤改善・大幅増員を求める請願書
- 日程第 26 請願第 6 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める請願書
- 日程第 27 請願第 7 号 県に乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書提出を求める請願書
- 日程第 28 議会運営委員会閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第 1 発議第 10 号 安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の夜勤改善・大幅増員を求める意見書 (案) の提出について
- 追加日程第 2 発議第 11 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書 (案) の提出について

追加日程第3 発議第12号 乳幼児等医療費助成制度拡大を求める意見書（案）の  
提出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第124号議案 津和野町臨時災害放送局用FM装置取得について
- 日程第3 町長提出第125号議案 津和野町臨時災害FMラジオの取得について
- 日程第4 町長提出第126号議案 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第5 町長提出第127号議案 高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第128号議案 津和野町都市計画審議会条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第129号議案 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第130号議案 津和野町下水道条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第131号議案 津和野町グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 町長提出第132号議案 津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 町長提出第133号議案 津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 町長提出第134号議案 津和野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 町長提出第135号議案 平成24年度津和野町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 町長提出第136号議案 平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 町長提出第137号議案 平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 町長提出第138号議案 平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）



- 日程第 17 町長提出第 139 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 18 町長提出第 140 号議案 平成 24 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 19 町長提出第 141 号議案 平成 24 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 20 町長提出第 142 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 21 町長提出第 143 号議案 平成 24 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 22 発委第 2 号 津和野町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 発委第 3 号 津和野町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 24 発委第 4 号 津和野町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 25 請願第 5 号 安全・安心の医療・介護実現のための介護師等の夜勤改善・大幅増員を求める請願書
- 日程第 26 請願第 6 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める請願書
- 日程第 27 請願第 7 号 県に乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書提出を求める請願書
- 日程第 28 議会運営委員会閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第 1 発議第 10 号 安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の夜勤改善・大幅増員を求める意見書 (案) の提出について
- 追加日程第 2 発議第 11 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書 (案) の提出について
- 追加日程第 3 発議第 12 号 乳幼児等医療費助成制度拡大を求める意見書 (案) の提出について

---

出席議員 (16 名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 京村まゆみ君  | 2 番 村上 英喜君  |
| 3 番 板垣 敬司君  | 4 番 竹内志津子君  |
| 5 番 道信 俊昭君  | 6 番 岡田 克也君  |
| 7 番 三浦 英治君  | 8 番 青木 克弥君  |
| 9 番 斎藤 和巳君  | 10 番 河田 隆資君 |
| 11 番 川田 剛君  | 12 番 小松 洋司君 |
| 13 番 米澤 宏文君 | 14 番 後山 幸次君 |
| 15 番 沖田 守君  | 16 番 滝元 三郎君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

---

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。引き続きお出かけをいただきありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちにこれより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、13番、米澤宏文君、14番、後山幸次君を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第124号**

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、議案第124号津和野町臨時災害放送局用FM装置の取得について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第124号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第124号津和野町臨時災害放送局用FM装置の取得については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第125号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、議案第125号津和野町臨時災害FMラジオの取得について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 5社入札されたということなんですけれども、ラジオというのがいわゆる災害用のラジオということで、イメージするものとしましては、大手のものとかいろいろなものがあると思うんですけれども、この物件にも限らず、ピンキリでいろんな器具があると思うんですが、そういったものというのは入札に関して、例えば大手のものとか中国製のものといった部分っていうのは、審査されるのか、そのあたりをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） このたびの製品につきましては、日本製のものを当初考えておりましたが、このたびの製品より倍ぐらいの値段がいたします、単価的にですけど。そうすると、当初予算を設定したときに、既にこの製品で査定をしております。結局、日本製でいきますと、もう1,100万円ぐらい予算規模が大きくなりますので、機能的に全く同じでありましたので、国産品と国産品ではないものとの区別はしないで、そのまま全く機能的に同じであり、安価であるということでこのたびの製品を選定しております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 入札以前にそれは、業者のほうには日本製じゃなくてもいいということで行ったのかどうか、それをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 入札前に、各業者につきましてはこのメーカーでお願いしますというのを全員の方にお知らせしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） このたびのラジオにつきましては、お聞きしますとシール等が張られて配付されるということですが、そのシールに、要するに周波数等が表示してあるんでしょうか、どうでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） このたびのシールは一応、防災用ですので、「津和野町防災用ラジオ」ぐらいの名称になっております。周波数は、臨時的なものでありますので、総通局から配信されたときにしかわかりませんので、それは書いてありません。結局、周波数の割り当てがあったときに、面倒ではありますが、チューニングはしてもらおうようになると思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） この機種は、現物は見たことはないんですけども、多分、ハンドルで回してやるんだろうと思うんですけども、やはり防災用というて置いておきますと、ほとんどの家庭で、それがあまるまで多分使用をなくして、家に置いておくことが長いことあると思うんですよ。そうした場合に、私も随分前にそういう回す電池のものを買ったんですけども、長年置いとくと、何ぼ回しても電池の保留がきかなくなる可能性があるわけですね。やろうと思えば常に回しておかなくては、やめた途端にまた切れるというような状態になるのが前の分で、新しくなってそういうことはないかもしれませんが、そうした中において、何年ぐらいまでは現在のまんま置いておってもその機能は動くのかどうかというのは、私不安に思うんですけども、そうした中において、やはりいざちゅうときには使えなかったと、手で常に回しておかにはいけないちゅうような状態になる危険性があるんですけど、それで大丈夫なのかどうかと。もしそうした場合には、逐次町へお願いしたら代替を出すのかどうかと。それがなければ、戸別配付しても、機能せんものを持つとったって意味はないわけになるだけで。

その点に関しましては、メーカーサイドとしてはどのぐらいまで放置しとつても生きとるんだと。もし、それがだめになった場合には、行政はいつでも代替を出しますがというような形にももののお話されてるのかどうか。その点についてお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 耐用年数的には5年程度を一応聞いております。故障した場合、町の保証は考えておりません。一応、ケーブルテレビを優先的に、ケーブルの関係でラップとか告知端末での情報発信を優先的に考えておりますので、これは、ケーブルが切断したときの万が一のためですので、保証までは一応考えてないということになります。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） ケーブルがあるので、別にこれがなくてもちゅうような思いもするんですけども、やはりせっかく高額な金を出してやるんなら、やはり皆さんが持つてるんなら、もしこれが使用不可能になった場合には、目的に沿ってやはり予算化させて代替を出すようにしなくては、買った意味がない。この5年間の耐用年数がある間に災害がなかったら1回も使うことはないというようなことになるんですけども、その点に関しましては、やはりせっかく防災用に渡すんなら、もしこういうような状態になって、町民の方が何台か機能しませんということになれば、やはり当初目的に沿ってやらざるを得んだらうと思うんですけども、その点に関してもう一回ちょっとお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 保証につきましては当初、考えておりませんでした。今後5年間の間に万が一故障した場合は、町のほうで検討をしていきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 二、三点お伺いをいたしますが、まず1点目、このケーブルテレビ事業との関連についてちょっとお伺いしますが、これは普通であれば地域振興課が取り扱う仕事じゃないかというふうに思うんですが、この中で、振興課の中には情報通信整備係というふうな係もあるわけですが、これが総務課が担当するという事は、どういうあれがあつて総務課にされたのか。どこか担当されてもどうじゃこうじゃ私らが言う筋じゃないとは思いますが、一応、課として地域振興課は当たられるのが筋じゃないかというふうに思っておりますが、それについてお聞かせをいただきたい。

そして、入札参加業者であります。たしか5社と言われたようでありますが、5社の名前を公表していただきたいと思えます。これは、指名業者は全社経営審査を受けておられると思えますが、その点についてもお聞かせを願います。

もう一点、先ほど同僚議員も質問しておりましたが、商品名の「手回し充電ラジオライト」、これは普通、電気店で取り扱うような商品と思われませんが、この入札参加業者の中で、店舗を持っておられたところは何かあったのか。あと、どういう業者が入っておられるのかお伺いをいたします。

それと、この手回しの充電ラジオというのを全町に3,700個も配付されるわけですが、今、課長の答弁では、外国製品であるというふうに申されましたが、この納入期限がたしか1月31日になっておるようではありますが、これが今から、外国製品でありますから、国外に頼まれるんであらうと思えますが、名盤シールを添付しまして、各地域に120個ずつを配付戸数に分けて、箱詰めにして納品するというふうな何か条件がついておるようではありますが、これが今から1カ月しかありませんが、納入間

に合いますか。業者としちゃ、当然期限までには納入されると思いますが。そして、これは配付について全戸配付になっておりますが、囑託の方が配付をするのか、町職員で配付をされるのか、その点はどのように計画をされておりますか、伺います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 最初の質問ですが、なぜ総務財政課が担当するかということにつきましては、今はケーブルテレビのほうの情報通信の業務につきましては、鹿足郡事務組合で業務を行っております。これは、吉賀町と津和野町の両町をエリアとするものでありますが、吉賀町には防災無線が既についておりまして、この緊急FM放送は必要ありません。これは、あくまでも災害時の対応としての機器になりますので、災害担当となると総務財政課ということになりますので、津和野町のほうで整備せざるを得ないということになりますので、担当課としては総務財政課にお任せしたという形になっております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） まず、指名業者でございますが、町内業者の電気店全部を指名しております。応札があったのは5社でございます。名前が、内村電機工務店、北陽電気工事、電通工、栗栖商事、ナガヨシ技研でございます。

納入期限でございますが、一応、入札の条件としまして1月31日を条件にしておりましたので、納入は間に合うと思います。

配付方法でございますが、囑託員の方に配付していただくように考えております。各囑託員ごとに箱詰めということで、地域ごとに個数が違いますので、その配慮だけはこちらのほうでさせていただいております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 課長さん、このラジオは、早ういや使い捨て用みたいなような感じがするんですが、今、電通工さんが入札でとっておられますが、ここにはお店もないと思うんですが、そういった修理、いろいろなことでメンテナンスはどのようにされていくのか、その点はどうなんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 先ほどお答えしましたように、メンテナンスは当初考えておりませんでした。取り扱いにつきましては、説明書が多分ついておると思いますので、それを読んでいただくことになるとと思いますが、先ほどもお答えしましたように、今後のことにつきましては検討していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 2点ほど、このラジオは防水機能はあるかどうかということ。それと、もう一点は、今お話を聞いてますと、町民の方々はこれでないと無線が聞けないというふうに思い込みがちだと思うんです。家庭での皆さんが持っておられるラジオでも、緊急時には聞けるんだと。そして、家庭の電気が切れ、電池が

切れた場合の最後のとりでとしてこれを配るということを周知徹底しないと、それがないと聞けないというような感覚を持たれても大変ですので、その辺をお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 防水機能はこれ、ラジオについておりません。

それと、使用の方法でございますが、町が今回お配りしますラジオよりいいラジオをお持ちの方もおられますので、このラジオに限定することなくラジオを使っただければ、チューニングしていただいて放送を聞くことができると思います。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 1点ほど、これは普通のラジオとしても使えるのでしょうか。例えば、3年、5年たったときに、自分で点検して、機能が低下しているかどうかの確認の仕方がちょっとわからんのですが。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 通常、ラジオとしてお使いいただいても構いません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 現物をこうやって見せるちゅうことはできんですか。資料っていうて今、言葉だけでこうやって、一番早いのはこれですよっていうのが一番いいんですけどね。今すぐじゃなくても、これからの議会のためにも、こういう場合だったら現物をこうですっていったら早いと思うんですけど、いかがですか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） サンプル的に一つありますので、お見せしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第125号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第125号津和野町臨時災害FMラジオの取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第126号

○議長（滝元 三郎君） 続きますので、日程第4、議案第126号益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第126号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第126号益田地区広域市町村圏事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第127号

○議長（滝元 三郎君） 続きますので、日程第5、議案第127号高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 障害者施設をつくるための条例の文言が加えられたというふうに理解しておりますが、今までの執行部の説明を聞く限りでは、全ての建物を貸すわけではないと。今現在、この部屋を貸してほしいということなので貸すんだというような形で言われております。そのことについて、文言としてそういうことが規則とかまたは契約書などで明文化されるのかどうか。自然を利用した施設として使いたいということとこの障害者施設として使いたいということが、今後どちらが優先的になるのかみたいなことが出てきたときに、どういう形で対応されるのかなと思いますので、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 今回の施設については、場所を限定した上での契約になろうかというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） そのことが、何かで明文化されるのかということをお伺いしておるんですけど。



○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 条例についてはこのような条例でいきたいというふうに思いますが、契約の中でそうした形を入れるという形もあろうかというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） これは町長にお聞きしたいことでありますけども、ここの3月議会でしたか、高津川清流館の条例が提案されまして、私としまして、この地域がこの高津川というもの、そしてまた昨日提案いたしましたCASなどを使った産業振興の拠点としてこの場所を使っての事を非常に待望しておったことでありますし、またそのような思いが町長にもあったと思っておることでもあります。

今回、障害者施設ができるということで、障がい者の保護者の方にとりましては大変、待望の施設であります。このものを建てることには、私は大いに賛成をいたします。しかしながら、当初、青原地区のほうで補助金があれば自分で建てたいということで、やはり障害者施設の場合は専用施設というものが待望されると思うわけでありましてけれども、その中で今後、補助金などがつけば、できるだけそういうふうな形で新たな専用の施設というものの後押しをしていくということも必要でありましょうし、また今回、株式会社が参入されるということでもあります。町内にも社会福祉施設などもあります。自分のところも障害者施設をというところがないとも限りません。短期間でも、私は公募をすべきだと思いますけども、その点について町長の見解をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 例えば、高津川清流館を指定管理者等をお願いをするということであれば当然、公募ということをやっていかなければいかんと思っておるわけですが、今回はあくまでも業者さんのほうからこの場所を借りたいというお申し出をいただいたという、そういう前提の中で我々がそのことの是非を判断をし、そしてお貸ししましょうということになったわけでありまして、この点について公募という手続をとらなきゃならないというふうには考えていないということでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 今お聞きした中で今後、高津川清流館としてのことも考えながら、また福祉施設は専用の施設ということも考えながらされていくのか。この点について、再度お聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回こうして障がい者の発達支援の施設としてお貸しをするわけでありまして。当然それはそれとして、これをまた前提に残りのスペース等は高津川を活用していくという、そういう目的に沿って検討もしていきたいと考えているところでもあります。

とにかくこの業者さんも、こういう障がい者の関係の事業というのは初めて取り組まれるということでもあります。そして、町としても初めてこういう施設ができるわけで

ありますから、実際動き始めてみて、どれぐらいの利用実績があるのかということ。そして、業者さんもどういったその実績を見た上で今後の方向性を出していくのかということ。そうしたことがいろいろと出てまいりますので、当然、我々もできるだけこの障がい者福祉の推進のためにも御協力をさせていただくと、そういうスタンスの中で、スタートからの状況を見ながら、また我々としても障がい者福祉の方向性も一緒に考えていきたいと考えているところであります。

それと同時に、この建物の目的の当初の目的も失わず、お互いが両立できるような形で検討していきたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 先ほどの同僚議員の質問の中で、答弁で、制限が加えられるということで、それが契約の中に入れられるということなんですが、具体的にどういった制限っていうか、例えばこれ以上の、今計画されている以上の施設内での拡張はしないとか、それから人数の希望者が多くなって対応できなくなった場合は、他の施設へ移るとか、そこを明け渡すとか、そういうような制限項目が入るのかどうか、その辺が保護者にとっても非常に重要なことだと思いますので、そこをちょっとお話いただいたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 今回の施設については、今要望があったそのスペースについてでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） そうすると、その要望があったスペース以上のものが必要になった場合のことは、また町で例えばほかの施設を準備するとか、そういうことをもう考えざるを得ないという状況になるということなんですね。

先ほど町長の答弁にもありましたけども、町として将来的なことも考えていきたいというふうに言われましたので、ここでもうこの障がい者がどうにもこうにも、にっちもさっちもいなくなるという、施設が準備できないためにそういうことが、施設を続けていくことができなくなるというそういう状況が生まれない、そのところは町がちゃんと保証するという、そういうことなんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 今回の施設については、あくまでも空きスペースの中の一部を借り入れをしたいという要望でありまして、それに対してお貸しをするという形でございます。

それで、今後のことにつきましては、こうした人数がふえてくるとか、そうした形が出る可能性はあるわけですが、それについてはまた違った観点からそれを利用していくという形になろうかと思えます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 一つ確認させていただきたいんですが、あつてはならないこととは思いますが、もし事故等が起きた場合、今度お貸しする場所での事故、貸さない場所、それから今後整備されるグランドゴルフ場等を使用される方のトイレとの共用部分等々でのそういったところでもし、事故がもし万が一起きたときのそういったその責任の所在とといいますか、どこがどう責任をとるか。それをこのたびは多分契約されるのは、貸借契約だと思いますので、それ以外に例えば覚書を交わすのか、またそういったことの事故に対するものを別途決めるのか、そのあたりをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 事故という点が非常にあれなんです、契約を今後行う中で、その部分についても組み入れていかなければいけないのではないかというふうに思いますので、その辺も考えていきたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 二つお伺いいたします。町長の答弁の中に、公募のことでございますが、町の施設についての公募の関係でございますが、この件に関しては、いわゆる借り手のほうが貸してくれって言ったので公募はしないという答弁だったというふうに思いますが、公の施設でありますので当然、公平性の観点から、公募ということを一応考えた上で今回はこうだったというんならわかるんだけど、そういうことになると、他の施設についても貸してくれっていうようなことが起きた場合には、公募をしないということに理解をせざるを得ないわけですが、そのとおりだろうかということが一つと、二つ目に、法令の関係になるんですが、ちょっとわかりませんのお尋ねをいたしますが、目的が2項を加えたということは、二つに目的がなるわけですが、当然この条例を変更されるときに、法令と相談をされたというふうに思いますが、この2項に、目的を二つに分けてわざわざ2項にしたと。何かそこに意味があるのか、ちょっと法令の関係がわかりませんが、その辺についてお聞かせをください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 基本的には、このケース以外にもいろんな例えば企業の関係で、ほかのところで使いたいとか、そういうケースも実際にあります。例えば小学校の跡地等も企業が活用したいというようなケースもありまして、実際そういうときに、お話をいただいてまたそこから今度公募をするということは、実情にちょっとそぐわないというふうにも解釈をしております、基本的には、ケース・バイ・ケースだとも思いますが、やはり企業から申し出があった場合には、その企業の事業と属性等を判断した上で、やはりその事案に対してお貸しできるのかどうかというのを検討して、判断していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 条例の一部改正を提案させていただいたんですが、福祉施設として使うという条文が入っておりませんでしたので、苦肉の方法ではあるんですが、二つの顔を持つような形で目的のほうを2項目に追加させていただいたというのが実情でありまして、法令とかそういうものにかかわるものではないと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この事業につきましては、先般の一般質問でも取り上げさせていただいたわけなんですけど、一般質問の中で、福祉事務所長のほうから、児童発達支援事業からセンターへの格上げをも視野に入れて、段階的に検討をしていくというような旨の回答をいただいたわけなんですけれども、定員が増加したらっていう話で今までの質問はあったと思うんですが、津和野町としては、支援センターとしての機能をつけることも視野に入れられている、また病後児保育の事業もできるんじゃないかというお話も以前の全員協議会であったような気がいたします。

その中で、今後そういった事業を行っていく上で、センターの機能をつけた場合、この条例文としていけるのかどうか。法的な解釈でとれるのかどうか、このあたりをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 今回の施設については、児童発達支援事業という形でスタートされるわけですが、センターに格上げという形になりますと、例えば相談事業所であるとか、医療機能を持つそうした形であるとか、そうした形になろうかというふうに思います。そうした形になる場合には、今のスペースでは少し難しいんじゃないかというふうに思っております。

それと、地域でこうした療養の場が今まではなかったわけでありまして、そうした場を設けて、それをつないでいくことによって、今までも広域の施設もあるわけなんですけど、それへつなげていくという方法もありますし、町内にそうしたセンターをつくっていくという場合もあろうかというふうに思います。

今、この事業主さんのお考えの中では、センターまでしたいというふうな気持ちを持っておられますが、今の時点ではまだセンターまでいくというふうなことは、まだ実現までできておりませんので、今後そうした形で進められるとすれば、それに対して町も支援をしていくという形になろうかというふうに思います。

ただ、センターについては、いろんな機能が入ってまいりますので、今私の考えの中では、広域の中でそうした形を、今、益田市にもそうした形ができようとしてますので、そういうところへゆだねるという面もあるんじゃないかというふうに思います。職員体制であるとか、当然今の施設等もあるわけですが、そうしたことも含めて、今後の検討になろうかというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 確認ですが、センターになる場合であれば、この施設は使わないと。事業であるからこの施設を使うと。センターに格上げする場合においては、この施設ではないということによろしいんですね。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 今のスペースを利用してそうした形になるということになりますと、センターには少しスペースが足りないのではないかというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 現状で契約をされるわけですけども、当然、現状に合わなくなっていったら契約がまた変更されますよね。そのときはそれでまた議会に対して、こういう形になりますよと、どうでしょうかというところで、町内に対しての対応をされていくという形によろしいでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） そのとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 参事さんの答弁の中で、川田剛議員の質問で、将来的に現在の状況でお貸しして、手狭になるというようなことを今想定されてセンター云々の話が出たんだろうと思うけども、そのときにはそうでないような今説明をされるけども、少なくともあそこを今回の障がい児の施設として最適な環境等を含めて条件であるからお貸ししてほしいという御要請、それに町もこの障がい者の施設等を含めたこれに大きく踏み込んでいかにやならんという社会情勢の中でお貸しをするわけでありますから、もしそういう自体が起きたら、あそこの施設を全施設をお貸しするというような腹づもりでこれからの、あそこの支援センターらしきものになっていくような支援を町としては考えなければ、当面、要請があつてほかに場所がないからお貸しするんだというような姿勢では、私は決していけないと思うんです。そうではなしに、積極的に町もみずから施設を建ててでもこれをやりやならんというぐらいの今日の社会環境情勢にあるんだから、最適の施設としてあそこに施設があるからお使いいただきたいというのでなければならんと思ひます。

これは賛成討論になっちゃいけません、議員諸君も執行部の皆さんも、旧日原の平成12年にシルク染め織館として施設が建設されたわけなんですね。そこら辺をよく思い起こしていただきたいんですが、本来、本町になじみのないシルク染め織館というような施設で起こしたがために、途中でやむなくやめざるを得なくなったというふうい……。どなたがやられても幾らかの失政はあるんだから、それはやむを得ないんだけど、そういう情勢にマッチしなくなったんだというところで、高津川清流館という名前をつけたりして、高津川流域の産物、特区も含めて、そこらで何とかうまく活用できないだろうかという論議を随分重ねてまいりました。

で、あるときには、高津川漁協がそこに入って行って、あそこを拠点にしてやりたいというんですから、我々も大いにそれは賛同した経過もあるが、残念ながら漁協と町との話し合いというのは、完璧に白紙に戻ってしまったんだから、ここの施設は2年、3年、5年たっても、果たしてどなたが入っていただいて活用できるかわからないという状況の中で今回の話も出てきたんだから、大いにここを将来の障害者施設として位置づけて町長は進めてもらわにやならんと思う。

高津川特区の話や何かで、ひょっとしたらそのような話が出てきたら、また隣接でそういうものをつくればいいんであって、そのときのことであって、その夢のような構想をそこに引っ張っては、私は相成らぬとこう思いますので、施設はあくまでもあそこに拠点を置いた施設として今回お入りいただく事業者の方に大いに町も大いなる支援を重ねる、するから精一杯頑張ってくださいたいというようなことで契約もしていただきたい。こうと思いますが、町長の所見を伺いたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当然、将来的なことも考えていかなきゃならんということは御指摘のとおりでありますけれども、ただ今回のケースに関しましては、あくまでも業者さんからここのスペースの部分という、そういうお申し出に基づいて、また町の考え方も障がい者福祉の観点から重要な施設であり、大変ありがたいお申し出だと。そういう観点でここの部分をお貸ししましょうというのが今回であります。

1回スタートをして、そして業者さんもノウハウを積み、また経験も積んでいただきながらこの事業を育てていただきたいとも思いますし、その様子を見ながらまた我々も一緒にこの将来の町の障がい者福祉のことも考えながら、今後どうしていくのかというのを積み上げて、検討していきたいというふうに思っております。

最初から、この支援センター全体を使ってありきということになりますと、それこそ施設全体を使うことになりますので、指定管理制度の中で管理者を公募していかなきゃいかんとか、いろいろそういう議論も出てくるわけであります。現在は、まずこのスペースで、お申し出に沿って初めていくということの今回の契約ということであります。その点について、私どもは手続を進めていきたいと思っております。当然、頭の中、腹の中では将来的な障がい者福祉はまた検討していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） この問題が、町長から11月8日、全員協議会で出された問題でありまして、いろいろ障がい児の施設にこの清流館を使用したいということを議会で説明されました。それがあくる日の新聞ではもう報道されております。津和野町の交流拠点である高津川の清流館の一部を障害児支援施設に広島市の事業者へ貸し出す計画を明らかにされました。これは、事業者は医療コンサルタント業アリストであるわけでございますが、この計画の中では、500平米のうち100平米

を貸りたいというような考えでありましたが、そのときに町長は、町民の悩みを解消、利便性の向上からも意義深く、雇用の面でも魅力がある、このような説明をされまして、28日には、臨時議会に設置目的を変更する条例改正を提案するというふうな新聞に報道されたわけですが、この新聞を見まして、津和野町民は大変感心が高く、いろいろな我々にも電話がありました。

そうしまして、11月28日に第7回目の臨時議会の後の全協で説明をされたわけですが、我々議会にはわずか2回の説明であったわけですが、今回の状況改正が提出されたわけですが、我々が熟慮する間もなく大変言葉が過ぎるかもしれないませんが、町長は恣意的な解釈で提案をされておられるわけですが、もっと迎合の意を持って対応していただきたい、このようにも思っておられるわけですが。

なぜこのことを申しますか。前町長のときにも同じようなことがありました。古い議員さんも御存じであろうと思いますが、山口県内にある夢のみずうみ社、ここの代表者が国民宿舎の跡地で障がい児の施設をしたいというふうなことで、再々議会、また執行部に説明に来られた経緯がありますが、これは建物が古く実現をしませんでした。今回も事業者でありますアリストさんが父兄と話をされたのも、我々議会に町長が説明されたその後に父兄と話をされておられるようなことであります。余りにも誠意がなさ過ぎる。熱意がないと申しますか、全く意欲が伺えません。執行部任せのこの施設の使用、このように私は受けとめておりますが、もっと自分に、本当にこの建物が障がい者のために必要であるというのであれば、もっと議会に出向いてこられて、説明ぐらいされるべきじゃないか、このように思っております。

いろいろ申しましたが、条例についてちょっとお伺いをいたします。今回、設置管理に関する条例であります、設置目的の第2条の第1項が加えられたわけですが、これは追加して加えられたようございますが、管理については第4条に管理運営についての改正はないようでありますので、そこでお尋ねをいたします。第8条の2項に使用料があるわけですが、営業行為、商業活動をする場合には使用料を納めることになっておりますが、この100平米に対しての使用料金を徴収されるお考えでありますか。第9条には、使用料の減免というのがあるので、恐らく町長はこの9条を適用されるんじゃないかというふうに思っておりますが、そこそこはどのようにお考えでありますか。お尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず提案から今日まで、全員協議会での最初の説明から今日までの経過でございます。これはもう議員おっしゃられたとおりでもあります。そして、その日の次の翌日ですか、新聞報道もされたということで、これは全協が公開でなされておりますので、メディアのほうがそれをとられて書かれるということ、それはそれで事実のことだろうと思っております。

我々としまして、どこまで事前の議論をしていただくのかという部分もあるわけですが、一応2回、全員協議会をやって、そして説明をさせていただいて、いろんな多くの議員の皆様から御意見等もいただいたと。そういうことを踏まえて、当初はしかも11月の臨時議会で提案をしたいということを予定しておりましたけれども、議員の皆さんの御意見も重々踏まえた上で、この12月定例議会に議案上程をさせていただいたということでもありますので、その辺については、私どもとしてはきちっと手続というものはとっていききたいという認識でもあるわけでありまして。

また、業者さんも大変熱意としては物すごく強い思いを持っていらっしゃるし、その熱意にも私どももしっかり理解したがゆえに、一緒に頑張りましょうということをお判断したわけでございます。

全員協議会で、本当なら業者さんにお越しいただくというのがよかったかもしれませんが、とりあえず私どもの考えとしては、あくまでも我々議会のほうには執行部側から提案をし、お願いをするものでありますので、我々の責任でまずは議会の皆様に説明をし、理解をいただくことをしていくというのが第一の前提だという思いがあるわけでありまして。ただ、それでもなかなか説明が足りなくて、ご理解いただけない中で、議員の皆様から、業者が来てちゃんときちっと説明をさせなさいということであれば当然、業者さんにもお願いして、また全員協議会等で来ていただくということは十分考えられたというふうにも思っているわけでありまして、今回につきましては、私どももそういう中でまだ業者さんに来ていただかなくても、我々の中でしっかり説明をしていききたいという思いできょうを迎えていると、そういうような次第でありますので、なかなかその点について、いろいろお考えもあって我々のやり方として御理解いただけなかったかもしれませんが、我々としてはそんな思いできょうの議案上程に至っているということでお理解をいただければと思っているところであります。

それから、使用料の関係でありますけれども、現在のところ減免をするという考えはございません。あくまでも規約に沿って使用料をいただいて、事業を進めていただきたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 事務所の一部が共有という形になりますよね。その部分での今、使用しているところとは了解はとれているのか。確認ですけども。

それともう一つは、たまたまアリストの社長に会うことが私もありまして、新聞に出た後、社長自身もすごく戸惑っていらして、説明に幾らでも呼ばれれば行きたいということは、私にはすごく言っていました。そういった部分では、すごく誠意があるないつという話が出ましたけども、そういった部分は、私は感じておりませんでした。これは私個人の感想ですけども。



それとあと、採決されてどうなるかわかりませんが、この条例改正がされたとしてのタイムスケジュールです。どのようになっていくのか、いつごろ開設できるのか、その見込みはどう考えているのかをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 今、事務所部分でフレンドリバー協議会という形で事務所を使っておる状況がありまして、その部分で今度の施設の職員の事務スペースも共用でやっていただきたいということは、口頭で話をしておりまして、その了解は得てはおります。実際に、どのような形になるかというのは、また協議が必要かと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） タイムスケジュールの件でございますが、今回、まずは場所が決定しないと認可申請ができないということでありまして、認可の申請をして2週間から1カ月ぐらいかかるというふうに聞いておりますので、それぐらいのスケジュールになるのではなかろうかというふうに思います。決定が早く来れば、それなりに早く開所したいというふうな希望を持っておられます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） きめ細かなサービスを求められる家族のことを思い、3点ほど要望を添えての賛成といたします。

まず1点目は、本来の目的を忘れないということを強く持っていただきたいと思えます。2点目は、本来ですと町がそういう施設をつくるべきであります。よって、ちゃんとした施設の建設も含めて検討をされることを望みますと同時に、それができました暁には、公平は公募を持って運営していくことを望みます。そして、3点目は、ゼロ歳から18歳というふうに言われましたけども、18歳で障害がなくなるわけではありません。いつまでたってもその障がい者への支援というのは必要であります。だとするならば、何歳でも御家族の苦労を軽減させるための受け入れというものを求めて、この3点を強く求めまして賛成討論といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 形としたら、確かに不自由な出発かも知れませんが、やっぱり障がい者に対する大きな一歩だろうというふうに思います。それで、私自身もやっぱり本人の意向がちょっとわからないところもあったんで、改めて本人と1時間半にわたっていろいろ話しました。

社長は、控え目も、余りにも控え目なんで、逆に私のほうからもうちょっと積極的にアピールしなさいよってというような形で言ったんですけど、本当に私の印象からしても、控え目過ぎるぐらいというところで、先ほどの同僚議員も言われたように、やっぱり熱意は非常にあるというふうに私は感じております。

私、やっぱりこれからもいろいろあると思うんですけども、議員もやっぱり自分からわかんないとか、どんなのかといったときには、やっぱり自分から積極的に聞きに行くってということもやっていくべきだろうというふうに思っております。

将来のことは、また契約変更、先ほどの質問の回答にありましたように、契約変更もしながら、そしてそのときには必ず議会に提示してもらって、議会がないがしろにならないというパターンをぜひつくっていただいてということで、大いに賛成いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 原案に賛成の立場で討論をいたします。

一般質問でもいろいろさせていただいて、町としての取り組みの仕方、それからお気持ちも随分強いものがあるということを感じております。ですが、将来的にやはりどうなるかということが、施設のどうなるだろうかということが非常に不安ではありますが、町のほうで責任を持っていただいて、ほんとに障がい者、そしてその保護者が安心してこの施設を利用できるようにしていただくということで、今回のこの条例改正については賛成いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 賛成いたします。

ことし3月に条例の一部改正をしたばかりではありますが、9カ月しかたっておりませんが、必要に応じて改正するのもいたしかたがないのではないかと感じております。また、父兄の皆さんの一日も早く立ち上げていただきたいということをお願いしております。また、立地条件的にも各施設いろいろ回られたそうであります。しかし、親の会としてもここが一番であるということを決められたということでもありますので、賛成をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で、討論を終結いたします。

これより議案第127号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第127号高津川清流館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

それでは、後の時計で10時15分まで休憩いたします。

午前10時06分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

.....

#### 日程第6. 議案第128号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第128号津和野町都市計画審議会条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第128号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第128号津和野町都市計画審議会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

.....

#### 日程第7. 議案第129号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第7、議案第129号津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） ここで、今回改正されます第2章の2整備というところを読んで見ますと、とてもじゃないが、これを全部やるとすると町内において町営住宅等はできないと考えておりますが、これは必須要件ではなくて、あくまでも目標なのかどうかということをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） この条例につきましては、以前は国の公営住宅法のほうで制定されておりましたが、地域一括法ということで地方に任されたものでございます。

ですので、今までと条例の場所は国から地方にきたわけですが、今までと何ら変わることはなく管理をしていくということでございますので、必須と言いましょうか、直すとかそういうときには、これを準用するというところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 何ら変わることがないようなことを言われるんですが、結局、権限が全部、町のほうへ変わってきたということだと思うんですが。

そうすると、その修理から建設から、いろんな事故等があったような場合にも、全部、町のほうに責任がかかってくるのではないかなということを考えますが、それは今までと同じだったのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいんですが。

それと、全部、町のほうにかかってくるということは、その分業務がふえてくるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。それは全く変わらないんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 今、前段の議員さんの質問で申しましたように、業務としては今までと何ら変わることはありません。

この、今まで言いましたように上位法の公営住宅法で決められたことを、今までもそれに沿ってやってきています。これが町の条例のほうへ加わったということで、それをまた今までどおり守ってやっていくということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

それと、責任のことは、建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 責任についても、今までも管理担当の町で持っていたものでございますので、変わることはありません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第129号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第129号津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第130号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、議案第130号津和野町下水道条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） これも、先ほどと一緒に権限移譲による条例の追加であるのか、それとも規制緩和によって各地域ごとの水準を定めていいという形ででき上がった条例改正なのか。例えば規制緩和によってなったのなら、既に施行されている下水道等の改修等々が含まれ、予算が発生するのかどうかをお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） これも先ほどの住宅条例と同様でありまして、町の下水道の施行あるいは管理につきましては、町の条例に定めたものの上に、上位法であります下水道法に、あるいは政令に定められたものによって設置、運営をしておりますので、それを一部について条例で定めるようにということでございますので、内容そのものについては上位法である下水道法、あるいは政令から条例に落とすものでございまして、何らこのことによって規制緩和と、こういったものは加味されたものではございません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論なしと認めます。

これより、議案第130号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第130号津和野町下水道条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第9. 議案第131号**

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第9、議案第131号津和野町グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） この条例で、貸し出し賃金等が挙げられておりますが、ちょっと見た感じでは、ちょっと高いような気もするわけなんですけど、この値段決定は何を根拠に挙げたのかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 賃金ではなく利用料のことだと思われまして。

ここに参考資料を持っておりまして、「ひだまりパーク美都」のほうでは1日券が250円、これは町外、町内関係なく250円となっております。大人が1日券500円となっております、この津和野町グラウンドゴルフ場の町外の賃金が一般的な賃金と。（発言する者あり）あつ、申しわけありません、使用料が一般的な使用料と見ていただければいいかと思うんですが、一般の方が400円、それから高校生以下が200円で設定しておりまして、町内の方は割引になって一般が200円、高校生以下が100円という設定にしております。

その他、吉備公園、これは広島の方ですが、町外が1日が300円とか、高校生以下200円とかいう設定もございますし、それから井原市のグラウンドゴルフ場では、本町で提案している一般が400円、高校生以下が200円という設定になっておりまして、近隣でいってもそれほど高い設定ではないと思っております、近隣の状況を見ながら値段のほうの設定をしたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 条例改正の議案であるんですけども、このグラウンドゴルフ場、以前の全員協議会では制定では石西社に指定管理をするというような話があったと思うんですけども。

この条例は来年の4月1日から施行するということなんですけど、グラウンドゴルフ場自体は9月ぐらいから稼働するというような話でした。このタイムスケジュール的なものというのは、もう決まっているのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 条例の新たな制定もございまして、石西社にまだ決定したわけではございませんので、この条例を可決いただいた後に、指定管理業者の選定をするということになっております。

それから、来年4月にはクレーコートはオープンが可能です。それから芝コートにつきましては9月までの養生期間が必要ということで、使用はできないという形になります。クレーコートが使えるということで、その面での受付業務等が発生しますので、それと芝コートの管理もあわせて指定管理という形になりますので、その管理が発生しますので、4月1日からこの条例が動いていくということになると思われま

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） ちょっとこういうことを聞くのは、せこいようなことかもわかりませんが。

このグラウンドゴルフ場は、一応オープン時は5年間、要は社団法人、要は公認コースということでオープンするわけですが。その公認の有効期間は5年間、6年目以降はその公認が一応外れる、申請しないと外れるわけですが、そういったことそれ以降も公認申請をやるのかどうかということと。

それから、今度、津和野のほうに、もしグラウンドゴルフ場ができた場合、そちらは公認を取らないというようなことですが、そうした場合、公認コースと公認コースでないところでの使用料云々という、そういうことは考えておられるのかどうか、お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 公認申請には、議員がおっしゃられるように5年間の期間がございまして、5年たてば、また再度公認コースの申請をして5万円の申請料がかかるというふうに調べておりますが、状況を見ながら、また再度公認コースの申請は必要になるかとも思いますが、これは将来的なことなので明確なことは言えませんが、そうなるかと思えます。

それから、津和野につくる予定でありますコースにつきましては、公認コースとはしない方針で地元の方とも話をしておりまして、こちらのほうは、まだ正確な建設計画は立てておりませんので、料金等の想定もまだしておりません。

ですが、でき得るならばこの1年契約というのをもちまして津和野のコートも使用できるような、そういう想定をしたいというふうに考えておりますが、詳しい内容については、まだ考えておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 4条の指定管理者の業務の中で、2番目のグラウンドゴルフ場の施設の物品の維持管理に関する業務を指定管理者に受けてもらってやるということでしょうか。

施設といいますと、グラウンドゴルフ場ですので、建物とかそういう施設はほとんどないと思うんですけども。そうすると、この芝生の管理を主にうたっているのだらうと思います。あとの物品と言いますと、それはいろんなスティックとか道具であらうと思うんですけども、芝生の管理をその指定者に一括して、指定管理を結ぶような考えなの

か、その点をお聞かせ願いたい。芝生の管理ちゅうと大変な管理になりますので、それでちょっと1点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 町の施設を指定管理することによりまして、それを受けた業者のほうで、その辺の専門的な知識を持っていなければ、専門業者へ委託することも可能となります。

その部分で請け負った業者が自分で管理すると言えばそれもできますし、専門家に管理を委託するというのもできますので、その両方の観点から、今後の指定管理料というのを考えていこうと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） そうしますと、やはり芝生の管理と言いますと、数年たちますと雑草がはびこって、芝生をなくしてしまう可能性が多くなるわけですね。よほど小まめに雑草の処理をしなくては、芝生の維持というのは大変難しくなるわけですね。

そうしますと、やはり専門職の芝生の者にやっていただくよりほかはないような気もいたしますし、そうしますと専門職の方が、そのいろいろな物品も一緒に取り扱わなくてはならないということが想定されるんですけども。

その点に関しまして、芝生の管理は別にお願いをすると、あとの受付業務と物品だけの対応の部分に関してはやるとかいうのを、2本立てに考えざるを得んというような形にもなるんですけども、まあ、管理を受けた者が専門職に芝生の管理をお願いするちゅう方法もあるんですけども。

そうしますと、かなりの維持管理費にコストがかかってくるというようなことが想定されるわけですが、その点に関しましては、今の段階として4月1日には、それを施行するというごことをございますので、あと少ししか時間がないんですけども、日数が。

その点に関しまして、どのようなお考えをもっているのかお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 例えば芝生の養生期間は、主には水やりの管理が必要になってきます。その辺は専門家が日々つく必要はありませんので、請け負った指定管理業者によって管理ができるように人員配置をしていただくことになると思います。

それから、雑草等が生えてきたときにはグラウンドゴルフ連盟のほうにも協力していただきながら、草取りのほうもやっていくような体制もとりたいというふうにも考えておまして、グラウンドゴルフ連盟にも、管理のほうは協力いただくように要望はしております。



ですから、全体的に管理方法については専門的知識が必要かと思いますが、日々の管理につきましては指定管理業者において、水やり等の毎日必要な管理をしていただくというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 1点ほど、第11条の原状回復であります。利用者はグラウンドゴルフ場の利用が終わったときには、直ちにこれを原状に回復しなければならないというふうにうたっておりますが、済んでから直ちに原状回復せいといっても、芝がはげとりや、それは直さんにや当然いけんと思いますが、またそういう芝の修理やなんかは素人じゃできんと思うんですね。利用者がすぐ直すということはできんと思いますが。

その下に12条で、損害賠償の中で原状に回復しなさいと言うふうにあるんですが、この11条の解釈をどのようにすればいいんですか。直ちに原状に回復せいという文言がちょっと、よう意味がわからんのですが。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 次の利用者が支障なくプレーできるような原状回復を言っているものだと思います。

故意になる、例えばアンジュレーションを勝手につけるとか、そういうことをした場合には原状に戻せとか、ということになるかと思いますが、旗の位置を変えたりとか、ゴールの位置を変えたりとかそういうことを故意にやったのであれば、それはもとに戻して、次のプレーをする者に支障がないようにということが、このうたってあることの内容かと私自身では理解しております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の課長の、「と思いますという」、ちょっと普通私たちが店を借りたりなんかしますよね。現状をちょっと変えると、例えば入口をちょっと変えたりすると、そのときに大家さんが、「はい、わかりました」と言ったら、それが基本になりますので。

だから、例えば何かが変わって、町が、「わかりました。オーケーしました」と言ったら、それが原状になりますので、一番最初というわけじゃないところを、もうちょっとしっかりここを勉強しておいてもらわないと、原状回復の意味がよくわからなくなってしまうと思いますので、思いますという言葉じゃなくて、言いきってください。どうですか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 私も想定外のことがあってはいけないと思ひまして、思いますという表現をしましたが、原状に服すことは間違いなくしていただかなければ困りますので、この条文は必要です。という理解です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 元に戻って申しわけありませんけども、芝の管理については農薬散布ということは、もう想定していないということですね、人力でやると。当然、あそこは高津川が近いですから、普通のゴルフ場のようにやると大変なことになるかもしれませんが、その辺はどのようなお考えですか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 管理方法につきましては、まだ詰めておりませんが、私自身も極力農薬は使いたくないという気はしておりますが、専門家の意見を聞きながら、できるだけ農薬を使わない方向でやっていきたいという思いは持っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第131号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第131号津和野町グラウンドゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第132号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第10、議案第132号津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第132号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第132号津和野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第11. 議案第133号**

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第11、議案第133号津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第133号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第133号津和野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第12. 議案第134号**

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第12、議案第134号津和野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第134号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第134号津和野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第135号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第13、議案第135号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 何点か質問をさせていただきます。まず、20ページ、総務費総務管理費文書広報費、ホームページリニューアル委託料についてであります。このホームページのリニューアル委託先と、どのような変更になっていくのかをお尋ねいたします。

続いてページ26ページ、総務費道の駅管理費の中の負担金補助及び交付金、なごみの里修繕工事負担金この内容と、その下にあります、シルクウェイにちはら管理費、備品購入費機械器具費、これの内容をお願いいたします。

次に、36ページ、34ページからの続きですが、障害者福祉費でございます。利用者の増ということですが、この利用者の何名の利用者がふえたのかお尋ねをいたします。

続いて72ページ、学校給食センター費であります。この備品購入費が挙げられていますが、この庁用器具費についてお尋ねをいたします。

続いて84ページ、森鷗外記念費の森鷗外記念館休憩所等、改築工事設計管理委託料であります。この休憩所をどのような形にするのかお尋ねをいたします。

続いて86ページ、町民センター費並びに山村開発センター費であります。備品購入費の庁用器具費の金額が同じということで、どういったことかなという思いがありますので、この2点をお尋ねいたします。

それから、86ページの旧堀氏庭園改修事業費1,454万4,000円なんです。国・県の費用で賄うということなんですけども、大きな金額となっております。平米数並びに今後この用地を購入した後、どのような管理を行っていくのかをお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 文書広報費の委託料の関係でございますけども、ホームページのリニューアルでございます。

業者といたしましては、委託先は扶桑電通株式会社でございます。それから今回はこのリニューアルに基づきまして精算ということございまして、総額でのプロポーザルをやったことに伴いまして組みかえをしたものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） それでは、なごみの里管理費のほうの修繕料でございますが、これは720人槽の浄化槽の水中ブローの交換工事に110万1,000円かかるということであります。

それから、負担金補助及び交付金もでしょうか。はい。負担金補助及び交付金のほうは、なごみの里厨房ガスレンジの火口交換というもので、16万8,000円のうち10万円を超えた部分を町のほうで負担するというので6万8,000円。それから温浴施設の循環ポンプ故障の取りかえで34万5,000円、それから給湯用ポンプゴムフレキシブルフランジ取りかえというので7万2,000円が負担金補助及び交付金の内訳となっております。

次に、「シルクウェイにちはら」の備品購入費であります。26万円のうち23万円が今の情報コーナーのテレビが黒いスクリーンが出ておまして、そのテレビの取りかえ用テレビの金額となっております。それから、壁掛けの金具が3万円、合わせて26万円ということで予算計上させていただいております。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 障害者福祉費の扶助費でございますが、まず、居宅介護についてですが3人利用者が伸びております。それと児童デイサービス短期入所についてなんですが、デイサービスについては利用時間がふえております。短期入所については利用回数がふえております。それと共同生活援助につきましては、3人人数がふえております。補装具給付については、買いかえ等の多額な部分が出てきたというものであります。

それと共同生活介護については、2人ふえております。生活介護については、同じく2人ふえております。それと自立訓練につきましては、やはり2人ふえております。就労継続についてですが、のぞみの里のB型という形になりまして6人ふえております。以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 72、73ページの学校給食センター費の備品でございますが、これについては給食の配送する際のコンテナの購入を2台行う予定であります。それから84、85ページの森鷗外記念館休憩所等改築工事の設計管理委託料であります。これにつきましては、先般購入いたしました喫茶ルンの建物の改装工事を行うための設計のほうの委託料でございます。

一応、今構想しておりますのは、1階部分については無料休憩所と、それから公衆便所等を兼ね備えたような形で、便所は数は少ないですけども、あと記念館、それから

鷗外の旧居等の観光ボランティアの待機所的な場所として想定をしております。2階部分につきましては、森鷗外の関係図書の収蔵庫、それからそういったものの閲覧場所というような想定を、今、しております。

また、細部につきましては設計士が決まった段階で、より詰めた内容にしていきたいというふうに思っております。

それから、次の86、87ページの関係で、町民センター費と山村開発センター費の備品購入費が同じ金額ということなのですが、これはたまたま偶然同じ金額になったものでありまして、町民センター費につきましては、ガス釜とプロジェクタースクリーンの購入費の合計がこの金額になります。それから山村開発センター費のほうにつきましては、消防のほうで立ち入り検査の中で指摘のありましたパネルの買いかえで、防災パネルに下さいということをございまして、その購入費になるものであります。

それから、その下の旧堀氏庭園の修復事業費でありますけれども、この購入面積であります。全体で3,231.99平米を予定をしております。筆数にすると2筆になります。あとの用地の管理でありますけれども、ここは現在も町が管理団体として管理委託を受けておりますので、町が管理をする形になります。当面は、今の改修工事の形で周りを全体使っておりますので、それをそういう形での使用になると思います。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 堀氏邸のことで、結局わかったんですけども、どの辺を買うのかちゅうのが、平米数だけではわかりません。地図上でこの範囲内を買うんじゃ、ということでない、3,000と言いますと今、修復工事をやっておるところなのか、それとも、あの辺一円が大谷さんのものかわかりませんので、その地図を、こっからこれほど買うんだというのがないと、ちょっとわからんのですけどもね。次長、あれは、資料は提出できますかね。

○議長（滝元 三郎君） 出せます。それは後ほどにしようか。後ほどでいいですか。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 今出せるなら今のほうがいい。

○議長（滝元 三郎君） すぐ出せる。じゃ、すぐコピーして。それじゃ、暫時休憩といたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時01分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。教育次長。

○教育次長（世良 清美君） お手元のほうへお配りをした、予定地の図面をごらんいただいたらと思いますが。

赤い線で囲われておりますのが、現在指定を受けております名称の範囲でございます。今の塗りつぶしになっておるところも、この名称の指定に当然入っております、その塗りつぶしてある範囲を、今回購入をさせていただきたいということでもあります。

ここにつきましては、今、旧畑迫病院の改修工事をやっております。そこの敷地一帯というところでの面積であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 3,232平米ということでありまして、私らの木部のほうでは平米当たりとか、坪の単価の売買というのは、やっております。反当り何ぼというのが相場でございますので、逆に計算しますと約四百五、六十万円以上になるんだろうと思うわけでございます。

ちなみに、県が田んぼ等を耕地の請負で買うにしても、反当り80万円でございます、県の購入単価が。宅地だから倍にしても160万円あります。そのために80万円で買うてくれちゃうのなら、河川改修しても、わざわざ河川の変更してでも、うちの田んぼを通っていただきたいというような要望が多い中において、宅地で倍にしたとしても200万円足らないところでございますので、それを、それ以上の何倍もの平素の売買価格よりも大幅に高かった、この数字に出したというのは、もちろん土地の評価員に相談しておるとは思うんですけども、大体その辺の畑迫地区、木部に近い地区の宅地が平素、普通どのぐらいで売買されているのかちゅうのを調査した結果なのかどうかということに対しまして、私はこの金額に対しては、町の一般財源としては190万円ばかりしか出てないんですけども、あとの残りは、いろんな制度資金とか国から県とかに行ってもらっているんですけども、町の一般財源が少ないからいいちゅう問題じゃない。

町民の税金が国に行って、国の税金をもってこれを買うわけですので、余りにもべらぼうな金額であって、到底納得するものではない。それが買わなくては、この修復工事ができないのかどうかという点もあるわけです。その点に関しまして、どういう根拠でこういう値段が出たのかと、相場は調査はしたのかというその点に関しましてお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 調査であります、事前に相談はかけて出た結果の単価を参考にしております。ですが、実際には、今から土地家屋の評価を鑑定士さんのほうへやっていただいて、その結果に基づいた金額で買う予定であります。

これは従来、津和野町が土地を購入する際、そういう手続きの上で鑑定評価を伺った金額に基づいて用地交渉を行った上で購入しておりますので、それと同じ手続きを踏んで買いたいと思います。一応、これは想定のコストで今、予算化はしております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） ちょっと答弁漏れがあるんです。

買わなくてはいけない理由を、ちょっと教えてくださいというのも言っているはずですので。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 先ほどの答弁の中でお答えをしておりますが、実際、今、津和野町がここの管理団体に指定をされて受けております。ですので、工事をする義務については津和野町があるということで工事には取りかかっております。

実際の所有権については、今現在、大竹不動産さんとスギウチさんという、お二人の名前にここの土地については名義がなっております。工事が建物のほうの工事を行っておるわけでありまして、これが完了いたしますと、今ほとんど建物としての価値は、文化財的な価値はもちろんあるわけでありまして、それで国の指定になっておるわけでありまして、現在の建物については、はっきり言って、建物としての価値はほとんどないというふうに私どもは考えております。

実際この土地を、建物土地についてこの大竹不動産さん、それからスギウチさんの所有でありますので、将来的に、もしこの方々が亡くなられて遺産相続等が起こったときには、より手続き的にややこしいことが生じてくるおそれもないとは言えません。最終的にこの管理の責任を町が持つ限りにおきましては、町有地にしておくことが一番ベストであります。

そういった観点の中で、工事が終了いたしますと建物の資産価値はぐっと上がるわけでありまして、その時点で買おうということになると、今度は建物のほうの費用も発生してくるおそれも生じてくるというふうに考えております。ですので、今の段階で整理をさせていただいて町有化をすることで、よりこのベストな保存が将来的に見込めるといふふうに判断をしております。

今の国の補助金が80%この費用に対してあります。県にも残りの3分の1を出すとこの補助制度があるうちに買っておくことが、よりベストな判断ではないかといふふうに判断をして、今回上程をしたわけでありまして。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 3回しか質問ができないので、いろんなやり取りをしたいところなんですけども。

先ほど次長の答弁では、私の解釈が悪いのかしれませんが、建物としての価値はないというのは、今がないからという意味で、建てたら十二分に文化財の価値があるという思いで言っているんだろうと思うんですけども、3回しかありませんので、ある程度言わせていただきます。

そうした中において、それを直すというと、今後国・県との補助金がある間に買わなくちゃいけないというような思いはあるんですけども、それを私が一歩曲げて、もしそういう制度があるうちに買っておこうという土地なので若干できるんですけども、余り



にも私としてはべらぼうな単価であるので、こういうことを言うとするわけでございますので。

最初の答弁によりますと、これはあくまでもこういう形で買うときには、今からまだ交渉する余地があるんだらうというように解釈をしておるわけでございますので、先ほど言いましたように、誰に相談してやったかちゅうのをもう一度教えていただきたいと。

そうした中において、その辺の畑迫地区の、また木部よりのほうの分の土地の売買というのを調べて、この辺が今売買の相場ですちゅうのを参考にしてやるのかどうか、ただ土地の評価員だけの意見を参考にするのか、それで私意味がないと思いますので、やはりああいふ村部の、中間山地におるところの土地の売買契約はどの程度で普通推移しておりますかというの、十二分に考慮して買うべきだらうということです。

買うことに関しては、私はやぶさかじゃないんですよ。余りにも法外な値段が出るので、あえてこうして言わしておるわけでございますので、その点に関しまして、どういふような今後の、いかにこの1,400万円を短縮していくような方策を取っていくのか。その点を詳しく説明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 今回の予算の中で手数料として18万4,000円ほど組まさせていただきます。これが不動産鑑定士をお願いしたときの金額でございます。相談をかけておりますのは、専門的な不動産鑑定をされる土地の評価をするに当たっては、周辺の土地の売買実績を参考にして不動産鑑定士さんは算定をされようです。

ですので、この出された金額そのものが、時世の周辺の土地の売買価格を参考にされて、それぞれの年度によって土地が上がったり下がったりしますので、その辺の係数等をかけられて、最終的には決定されるものだらうというふうに思っておりますが、基本的には周りの売買実績がもとになったものになっておると私は思っております。

最終的には、先ほども申しましたけれども、従来から津和野町が土地を購入する際に行っておりますように、不動産鑑定に基づく単価で交渉をしていきたいというふうに思っております。その金額が高くなるのか安くなるのかというのは、今の段階ではわかりませんが、そういった従来の購入の仕方に基づいて、今回も対処をしていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 念を押しますけれども、不動産鑑定士に相談した結果ではまだないんですね、今からするんですね。18万円も不動産鑑定士に依頼費を出すよりは、まあ、県の金じゃからその分が行政としては金が出るんですけども、やはり、私は不動産鑑定士をお願いするときに、一言相談していただきたいというのは、本当に売買契約をどの辺の分で、今売買されているか。

近くの住民の方にお聞きしてもらって、その中で最終的に判断していただきたいというのを求めます、近くの方に。そうして、それを越えて、木部地区ではどのくらいの売買でやっておるのか、畑迫の中心街から上のほうは、今どれぐらいの評価なのかというのを十二分にやっていただきたいと。

と言いますのも、先ほど申しましたように、これはあくまでも皆さん国民が払った、町民の方も含めて税金でやるわけですので、その点を十二分に考慮していただきたいと思いますので、この点に関しましては、大幅なあとの不用分が出ることを期待しておるわけでございますので、その点再度聞きますけども、その辺の努力を最大限にやっていただきたい、そう思いますけど、次長いかがですか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 私のほうから不動産鑑定士さんのほうへは、今、議員さんの御意見のありました旨はお伝えをして、ぜひできるだけ安い金額になるようお願いをしたいとは言うことはできます。

ですが、不動産鑑定士さんの方が依頼主の意向を反映をして、実勢単価と違うものを出すとそういうことは、まずないというふうに私どもは思っております。周りの実勢単価、それから面積要件等を勘案をして、全体的に判断をされた金額が出てくるというふうに私は思っておりますので、要望はこういう国民の税金を使うものであるので、ぜひ、金額が余り高くないようお願いをしたいということは、要望としてはお伝えをしますけれども、最終的には出た金額でやらざるを得ない、契約をせざるを得ないだろうというふうに私は判断をしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の件ですけど、普通、土地の売買ちゅうのは、売り主と買い主が話をして、「よっしゃ、ここでいこう」というのが普通の売買ですね。

鑑定士というのはあくまでも数字を出すだけで、だから鑑定士さんに云々じゃなくて、町として売主さんに「安うして」という形でいく努力が、これが普通、私らが民間で売買するときはやるんですが、ちょっと行政と民間の売買の仕方というのは違うんですか。そのあたりが、これからの参考にもなるんで教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 基本的には法律で縛るとすれば、売り主と買い主が合意すれば、それでオーケーだろうというふうに私も思います。

ただ、先ほどのお話にありますように税金というものを使う、そういった買い物になるわけでございますので、その金額が何ぼなら適正な価格か、それを判断するのがいわゆる不動産鑑定士の仕事であります。

その鑑定金額に基づいて、それでも売り主のほうで「これじゃ、もちっと取り過ぎじゃけえ、まけてあげよう」というふうな話にでもなれば、また別なんですけれども、上限はそこを設定しておかないと、今後、土地購入するに当たって、売り主と買い主、

町が欲しいと言った金額と売り主の金額とに大きな差が生じる場合が多分おると思うんですが、そういったときに基準になるものが、それじゃ、売り主と買い主の合意でいくのであれば、どんな金額だって設定ができるようになってしまいますので、その辺のある程度の一定の基準を設けるために、この不動産鑑定士というものを利用して設定をするということで、従来から公の土地の購入ということになると、そういう形を踏んでおるといふに私は理解をしておるといふことであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） せっかくですので、修復が済んだ母屋はたしか土地は町が買い上げたと思いますが、参考までにその価格が今現在わかりますか、わかりませんか。

それと、後からまた教えていただきたいと思いますが、改めてそれと、今回、診療所のところを町が買い上げるということですが、全体的な名称というイメージからくると、ちょうどこのいただいた地図から言えば、現在生活をしておられる方もその中にもおられますけども、堀家にまつわる建物もあるやに思いますが、いずれ名称の指定は、今後もう少し広がるのかどうか、その辺の将来の見通し。

そして、今管理団体として楽山荘、和楽園全てを管理団体として町がそこそこ修理等にはかかわろうとしておりますが、管理団体からむしろこの全体を修理するようなことが起これば、全く診療所と同じようなことが想定されます。

そういうことでいきますと、これから多額な、今回、議論が今交わされておりますけども、こういう状況が想定されますが、前段の議員が言われるように、母屋の価格も参考にしないといけませんけども、やっぱり実勢相場というものを鑑みていく必要があると思いますが、今3つ質問したかと思いますが、その辺について、先ほど母屋の購入価格については現在わからないということでしたが、できればこの際、少し電話で聞いていただいても結構ですけども、坪単価というか、お知らせいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 大変申しわけありませんが、今、母屋の購入単価については把握をしておりません。また、あと調べたいというふうに思います。

それでこの指定地内の範囲は広がるかどうかということですが、今、確実には申し上げられませんが、想定とすれば範囲を広げるというふうな想定を持っております。周辺の山、それから堀家関係の部署がまだほかにも残っております。例えば堀家の墓所というようなところもありますので、そういったところも含めて、指定地を拡大をしたいというふうな方向性は持っております。

いわゆるこの域というか、この谷全体が名称の指定にしたいというようなイメージを持っております。まだ、それはうちだけのことでなくて、当然国のほうの調査を受けた後に、適当であるかどうかという判断を国がしないと、そういう形にはなりませんの

で、希望があっても、そういうふうになるかどうかというのは、今後の動向によるというふうに思っております。もう一点何でしたっけ。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 今、母屋の購入、その辺は。

○議長（滝元 三郎君） 母屋の購入価格について、わからないと、今すぐわかる必要があるというふうに判断いたしますので、調べましたらすぐわかりますね。それじゃ、母屋の土地価格について、調査の上お知らせを願いたいと思います。暫時休憩といたします。

午前 11 時 23 分休憩

.....

午前 11 時 31 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 大変申しわけありません。私がもうちょっと勉強してきておればこういうこともなかったんですが、勉強不足で申しわけありませんでしたが、ここにおられる議員さんのほうが逆に知っておられる方のほうが多いかもしれません。前回の母屋の土地の購入につきましては、工事のスタート時に大谷さんのほうで補助金を受けてあそこの母屋の工事に取りかかっております。

1年後に、資金の調達が困難になったということで町のほうに相談を受けて、その過程の中でいわゆる工事費、本来大谷さんが負担すべき工事費ということでの交渉の中で、無償で町のほうがいただいておりますという経過の中であの工事に町が主体となってかわったということであるようでございます。

でありますので、母屋の土地については無償で譲渡、そういう工事の経過の中で本人負担の分として町のほうがそのかわりを出すために土地はただでもらったという形になっております。

○議長（滝元 三郎君） 3番議員、よろしいですか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 質問、もう1回確認ですが、それじゃあ母屋の修復は例えば4億ぐらいかかるという仮設工事から含めて、全体で4億ちょっと上がいったかと思いますが、そのための所有者としての負担部分が6分の1かどうか発生して、その6分の1の資金調達に困窮されてただで町のほうへ土地を寄贈されたということですから、4億円の6分の1といえは2,000万何ぼかわかりませんが、母屋の土地は平米としては何ぼかわかりますか。母屋がある土地の面積、今回無償で譲渡していただいた面積というのはわかりますか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 正式に端数の平米まではわかりませんが、おおよそ1,500平米程度だったというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の色々な議論の中で、教育次長が建物の価値は今ほとんどないというような説明ございましたが、現在修復している建物のことを指しているんだと思いますけども、建物に今価値がないものを何で修復するんですか。

○教育次長（世良 清美君） 先ほど申しましたとおり、いわゆる建物としての価値はない。ただ、文化財としての価値は高いというふうに先ほども申し上げましたが、そのように私は理解をしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それは一つの詭弁だろうというぐあいには思いますが、そこはもう置きましょう。

続いて違うところにまいりたいと思います。23ページ、企画費の委託料、大学生インターンシップ事業委託料ですが、これはどこに委託するのかということと、その下に負担金補助金のところに大学生インターンシップ事業補助金というのがございますが、これは補助金の出す先を教えてください。

それから、43ページの生活保護費でございますが、これは恐らく対象者が増加したためだろうというぐあいには思いますが、増加者の人数を教えてください。扶助費。

それから、その上に普通旅費が131万出てございますが、この普通旅費の内容をちょっと説明してください。

それから、63ページ、道路橋梁の関係ですが、委託料が680万交付金として出てございますが、負担金補助のところです。この県営工事でございますがこの内容をちょっと説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 企画費の委託料の件でございますけども、このインターンシップ事業の委託料は当初委託をいたしましたものに加算をするものでございまして、相手先とすればNPOのWINPEACEということになります。（「課長、わかりません」と呼ぶ者あり）はい。（「委託先の名前」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） 大きくゆっくりと。

○営業課長（大庭 郁夫君） 委託先は今の事務局となりますNPOのWINPEACEが今の協議会の事務局やっておりますので、その協議会のほうに支払いをするということになります。この事業そのものがですね。

それから、補助金のほうの事業の補助金でございますけども、これは次年度、ことし1年あややって4名を受け入れてやってきたとこでございますけども、来年度の、昨年もことし4名を受け入れるに当たって事前に学生を迎え入れて、事前に受け入れをしておりますけども、来年度も継続するというので今回次年度の受け入れのための経費を計上したものでございます。

ですから、今度はこの受け入れに当たっては、実質的にはWINPEACE LLP というというのがございますけども、そこが実質的にやっていますのでそちらへ直接この補助金については出すほうが迂回せずがいいのではないかなという考え方を持っておりますけども、そういったことで予算計上はさせてもらったところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） それじゃあ、最初に上の旅費から説明させていただきたいというに思います。

旅費につきましては、移管のケースが結構発生しておりまして、町内におられる生活保護の方が他の、東京都それと熊本市のほうへ行かれたわけですが、それに対してケース移管をする場合には向こうの宿等の世話もしなくてはいけないという面もありますし、そうした形が生じてくるわけですが、東京が5回分、それと熊本に1人、東京が2人おられるわけですがこれが5回分。それと、熊本が1人おられるわけですがこれが2回分があります。それともう一つ、施設の主事訪問をしとるわけですがそれが3回分。それともう一つ、やっぱりケース移管の関係ですが、広島市へ1人行かれたわけですがそれが2回分。それが旅費でございます。

扶助費についてでございますが、予算では前年の実績見込みに対して出しておりまして、結成の人数がふえたからこれがふえたという形ではありませんで、それぞれの生活扶助費ほか実績に伴って不足が生じますんで、今回補正をお願いをしたというものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、63ページの道路橋梁総務費の県営工事負担金でございます。3件ございまして、一つは津和野須佐線、これが精算見込みで200万ふえることによります。

もう1件、須川谷日原線、これも精算見込みで450万円ふえる見込みでございます。

それからもう1件、匹見左鐙線、これは新規でございます。615万でございますので、その1割ということでございますので、680万ということになります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 最初のインターンシップの事業委託料でちょっとよくわからんですが、これはささつなの協議会の事務局へ払うんですか。そういうぐあいに受け取ったんでそれでいいんですね。

そうすると、この委託料そのものは今ちょっと説明があったと思うんですが、当初で委託料組まれたというぐあいに思いますけども、補正しなきゃいけない事態ができたというのはどういう理由なのかということと、それからインターンシップの今の、これは事業補助金30万ですけれども、この事業を進める上でのこれは事務費になるんですか。

それとも、これも恐らくささつなのところへ入るんだらうというぐあいに思いますが、この辺はいわゆる委託料と事務費というのは内容的に全く違うものなんですか。それと

も、よくわからないんですが内容が、事業そのものに対して補助金が出るということはちょっと内容よくわからないんだけども、ちょっとその辺の説明をもう一度お願いをしたいと思います。

それから、生活保護の扶助費ですが、ケースの委託だろう、変わったということもございますけども、当然この補正で組まれるわけですので、これは恐らく当初から、当初ではなくて途中で転出されたりなりしたんだらうというぐあいと思うわけですが、ケースの場合は当然そこに住居を移した場合にケースがえがができるわけですが、その辺の手続というのは、これ例えば東京に5回というぐあいに今説明ございましたが、それまでにケースがえができないものなのかどうなのか。

つまり、今こっちからそのことについて行くわけですよ、具体的には。そのことをいわゆる東京都のほうへ言うならば移管をしてケースしていただくわけになるわけですが、そのことがもう少し早くはできないものなのか、それとも5回をやっぱりずっと続けていかないといけないのか。その辺のことをお願いをしたいと思います。

それから、道路橋梁の路線のお話ございましたけども、路線はわかったわけですが、具体的に工事というのはどういう工事なの。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 説明が不足しておりまして申しわけございません。考え方として、ことし行っております大学生のインターンシップ事業でございますけども、これを当初に上げてその中の委託料というのがささつな自治体協議会というのを事業として行っているということでございまして、今回の当初にプラス委託料とて加算しましたのは、今彼らが行っている活性化に向けた事業の取り組みとして、フットパスプロジェクトということでマップの作成をしております。

それを今5種類、前答弁でもいたしましたように5種類計画しておりましたけども、それを今6種類作成するというので、それが今回大きく冊数をふやしたということで委託料をふやしたということと、従来の計画しておりました1冊当たりの単価というのが若干見込誤りなどがありまして、単価が従来57円ぐらいで見込んだところをやはり100円ぐらいかかるというようなことで、そういったことを含めて40万5,000円の補正をしたというところでございます。

それから、補助金のほうでございますけども、これについては来年、先ほど申し上げましたように来年継続してこの事業を行うに当たって、学生に来ていただくための旅費です。旅費にかかる部分の補助金ということでございまして、それぞれ補助金と委託料という区分けになっておりまして、ことしとの関連とはまた、関連はありますけども対象は違ってくるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） ケース移管の場合に、ケース移管ができるという形になったときに、最初宿舎といいますか泊まるアパートをまずはあつせんに行きます。そして、

ある程度の場所が決定をして、それが済んだ後に手続をこちらで済ませてもう1回行って、荷物等もこちらから運ばなければいけないわけですが、2人で行きましてその荷物等を入れる人と、1人は区役所、市役所、相手方の役所のほうへ手続をする人がいるわけですが、それをしながら最終的にはそこで移管をしていくというふうな形になります。非常にハードなスケジュールになりますが、本当にまずは探すこととそしていろんな、当然そこへ住むということになりますとその手続等もせにゃいけんわけなんです。そうした手続の世話。

そして、それが決定すると今度はもう1回日を改めて当事者と一緒に、保護者と一緒にそちらへ向かって、そしてそういう手続をするとそういうことがあるわけですが、最低限の職員の旅費が必要であるということで今回補正をお願いしたというものであります。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、津和野須佐線につきましては舗装でございます。それから須川谷日原線、役場の本庁舎の上でございますが、これ改良工事でございます。それから、匹見左鐙線につきましては改良と防災、防災といたしますが主にのり面の落石等の防除工事になります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） インターンシップの委託料ですが、今の説明でありますといわゆるマップの作成料みたいに聞こえましたが、その印刷費ですか委託料は。そうすると、なぜそのさきつなのほうにそれ委託するんですか。その辺のことをちょっとご説明いただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 内容的には、印刷費なりそれからデザイン料とかそういったものもろもろでございますが、学生のこの活動に当たっては、当初このさきつなの事業として取り組むということでございますので、そこに一括委託料として払ってそれからそれぞれの活動費をその中から払っていくということでございますので、今回の印刷費も当然含みますけども、そういったデザイン的なものなりもろもろですね、もろもろといたしますかこの分の自由活性でやっている事業等もございますけども、それから学生のフォロー、そういったものをしていただいている方々もおられます。

そういったことを一括して委託という形で当初に組ませていただいた中で、状況が若干当初見込んだ分より変わってきた部分当然出てまいりましたし、今のようなマップづくりに当たってもそれに使用する紙の質とか内容的なもの、印刷のこと、いろんなことが変わってきて最終的に、今申し上げましたように、最終的に6種類のマップをつくるということである程度金額が見えてきた時点でございますので、そういった意味で今回の補正となったところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。



○議員（5番 道信 俊昭君） インターンシップの件ですけども、ここにフットパスの種類追加とありますよね、種類が追加と。ホームページこれ見ますとね、ここ5種類つくってますよね。ちゅことは、1種類を追加ということと解釈ですね。

それが40万5,000円というふうに、今の話のつじつまをたどっていくと、ここにばさっとありますよねこれ、ここにね。ホームページ出してますよね、届きましたち書いてある。

だから、これの種類追加ということは1種類に対して、今6種類で言われたから1種類だけ追加が40万5,000円という解釈に今聞こえますそれでいけばね、それでいいのかということ。ここに書いてあるのは種類追加によりていうこと書いてあって、既に5種類あると。ちゅことは1種類、1種類に40万5,000円と解釈してもいいのかということがまず1点。

それから、次は今、課長が最初に言われた事業委託費がNPO WINPEACEで言われた。その下で、インターンシップ事業補助金がWINPEACE LLPと言われた。だからね最初からそうなんですけど、NPO WINPEACEとLLPとさきつなの関連がほとんどわかってないんですよ。

私もいろいろ調べてみた。わかってない。だから、ここをもう一度明らかにしていかないと、一体今のLLPとNPOがどう違うの、実際にもう違う発言されてますんで、どういうふうに違うのかをいうことを明らかにして、もし来年されのならばそこをきちんとした上でやっていかないといけないでしょうということが言えますんで、それで私はことしで終わりかと思っていたんですよ。

でから、余りこれも言うまあかなと思ってたけど、来年もされるということだとすると、12月の3日か4日に再度の来年の募集みたいなものを東京でされてますよね。たしか町長も行かれておると思うんですけども、それで何人ぐらい集まって、それで来年は何人ぐらいを、ことし4名ですけども何人ぐらいをやろうとしてるのかということをお教えてください。

ということは、また違う学生が当然来るんだろうと思うんですけど、このあたりが来年度のことに向けてちょっともう一度、12月3日4日の状況も教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） ちょっと私の説明も悪かったかと思いますが、今回1種類ふやすのは当然ふやす予定でございます。今取りかかってもらっておりますけども、それだけの今回は単価ということではございませんで、過去につくった分の印刷、先ほど申しあげましたように紙の単価見積もりが当初違ったというようなことがありますので、そういったことも含めてこの1種ふえたことによって今回の金額という理解でなく、総合的にということで御理解いただきたいと思っております。

それから、今の委託先の関係でございますけども、これもともとりかかるに当たってはさきつな自治体協議会の事業としてということでスタートいたしまして、このさき

つな自治体協議会の理事長がLLP、WINPEACE LLPというのとNPO WINPEACEというの両方の理事長もやっておられることもございます。

そういった中で、自主的に、事務局はNPOのWINPEACEでももちろんやってもらってますけども、そういった関連でLLPのほうは学生をある程度動かす、社会人とあわせて動かすような活動もしてますので、そちらにそのまま委託をしながら事業をやってきたというのが実際のところでございます。

そういったことで、間接的にそういうことを経るよりは次年度行う場合には直接そのWINPEACE LLPのほうに補助金として出すほうが妥当であろうということで、ことしとは交付先を少し変えたような、ことしとはいいですかことしじゅうではありますけども、今年度じゅうではありますけども、来年度にかかるものについてはそういった形がいいのかなという判断をしてるということでございます。

それで、来年の話でございますけども、この学生の招致というのは3年ぐらいは何とかやっていこうという話で今まで説明もしてきたかと思えます。そういったことで、12月に町長が直接学生たちと会ってというのはことしも行ってきております。

ちょっとはっきりした人数、私も行っておりませんのでその辺は人数的にわかりませんが、去年も四十数人来られました。今回もそれに近い人数というふうに聞いておりますので、そういった中で来年度に向けては、今回予算に上げるにしては一応マックスとして6人ぐらいを一応見込んだもので予算計上はしたところでございます。

マックスでございますので、学生の資質といたしますか、いろんな思いを町長が今から判断をする中で、ことしと同じような人数になることも想定されますし、予算でございまして途中でたらい回しても困りますので、実際のところ私たちが計上させてもらったのはマックスで6人と。

こちら、1回津和野というのを見てもらうという意味での今回の補助金でございますので、そういったことで継続はしていきたい。せっかくことしああやって課題活性、そして自由活性ということで彼らに取り組んできてもらっておりますので、これを1年で終わるものでなく、また人は若干あと当然変わってきますけども、テーマとすればそういったものをもう少しこう継続するほうがいいという判断をしたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今のややこしい関係を、ちょっときれいに一本化してやったほうがいいと思います。それで、これ過去のこの5種類ですね、これを、今すぐじゃなくてもいいんで見せてもらいたいと思いますんで、よろしく、いいですねそれで。後でいいです。（「資料要求」と呼ぶ者あり）資料要求。

○議長（滝元 三郎君） 個人的に言うてもいけませんので。（発言する者あり）

○議員（5番 道信 俊昭君） ほんなら議長、今資料要求で皆さんほしいていうことですので。（発言する者あり）ほしゅうない。（笑声）ただ1人賛成者が。

○議長（滝元 三郎君） 皆さん必要ですか。（発言する者あり）必要ですか、はい。はい。後ほどで結構ですから出してください。お願いをします。

営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 本来、今月じゅうなりに皆さん方に中間報告という話もしてましたのです予定でございましたけども、ある程度のとこできてはおりますけどもそれを少しいろんな方に見ていただかないと、彼らの思いだけでつくったものでございましたのでそれを役場の内部の職員にも、各課の課長さんに庁議でお渡ししまして見ていただきました。

それとか一般の観光協会にもいろいろ見てもらったんですけども、そういった中で指摘事項も結構ありましたのでその修正に今かかっているということで、そやけ1回できたものはありますけども全員に回るほどは多分とないと思いますので、これはまだ今から修正を加えるものというものの提示ということでお許しいただければと思います。

完成したというものではございませんので、そういうことで午後それ一部お持ちしますけども、それは完成品ではないということで御理解、完成品でないというか、そうですとね若干すべてを印刷を仕上げたものでないというか、若干それから修正を加えるものであるという前提でもってお示しをするということにさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 完成品でなくて結構ですからね、後ほど出してください。（発言する者あり）もう3回言ってます。はい。3回言ってますので、はい。（発言する者あり）その前のときにしとるから。今のだけじゃなくて。（発言する者あり）一般会計に関してほかにしてるから。（発言する者あり）

はい。何回か申し上げておりますが、ここで再度申し上げておきますが、資料請求は個人的にしてもこれは認められない場合もありますんで、議会として出していただくということになりますんで、個人的に言わないでください。私を通じてお願いをするという形で、何回か申し上げておりますがよろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

ほかに質疑ございますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 別件です。25ページの総務管理費のまちづくり政策費の中の負担金補助及び交付金の集会所建設等事業補助金、これ相撲ヶ原上ということ言われましたけども、場所とかそれからどういう規模のものかというのをお知らせください。

それから、次の48、49ページの衛生費、じんかい処理費の中の49ページでは委託料ですけども、じんかい収集処理業務委託料これ入札減で、610万円の入札減というのが出てるんですけども、こんなにたくさん入札減で業者はやっていけるのかなあというふうに思うんですけども、この辺はどうなんでしょうか。どの業者でどれぐら入札だったのかということをお知らせください。

それから81ページ、公民館費のうちの――須川公民館の報酬の終わりのほうですけども、報酬の非常勤職員報酬69万8,000円の減額になってるのですが、これはどういうわけでこれだけの減額が出たのかお知らせください。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 25ページの集会所建設等事業費補助金でございます。

これにつきましては、相撲ヶ原上自治会が所有いたします集会所の修繕ということで、大きく分けて3つの修繕箇所ということで炊事場等の床の張りかえ、これが49万7,250円、それから外回り、犬走りの修繕ということで21万円、それから便所の改築ということで和式のトイレから様式の簡易水洗ということで29万9,750円ということで、合計的には100万7,000円の、税抜ですが工事費のうちのこの補助要綱に基づきまして2分の1の補助するというので、50万3,500円を補助金として支出するというので上程させていただきました。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 環境費のごみ収集業務委託の件でございますが、津和野と日原両地区別々に契約をしております。

入札で行いましたけれども、津和野地区の入札率が79.3%、契約額が2,362万5,000円ございました。それから日原につきましては、入札率が99.1%ございまして契約額が1,741万ということでございまして、双方とも業者さんが見積りで業務ができるとされておりますので、この場合随分半年以上経過しましたが、何の支障もなく現在やっただいていただいているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） それからもう1点、教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 80、81ページの須川公民館の報酬の減額でございますが、須川公民館につきましては常勤主事を張りつけております。当初予算では、常勤主事に対応する150日以上の出勤勤務のある非常勤の館長の予算で予算化をしております。

地域にも、できるだけそういう対応をとってほしいということをお願いをしてそういう予算化をしたわけではありますが、現在に至るまで残念ながらその態勢での館長の張りつけができておりません。

従来いわゆる非常勤の館長での対応を余儀なくされておるということで、今から3月までの間でその新しい選出は難しいだろうということで、その差額分ほど減額をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにございますか。（発言する者あり）  
まだまだありそうですか。まだありそうですかい。（「いやいや」と呼ぶ者あり）はい。（発言する者あり）はい。質疑の途中ですが午後1時まで休憩といたします。

午後0時09分休憩

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般会計の質疑を続けます。質疑はありませんか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 52、53ページのところの農業費の農業振興費についてちょっとお伺いしますが、新農林水産振興ががんばる地域応援総合事業の補助金で399万9,000円についてですけれども、トラクターと乾燥機というようなみことでしたけども内訳とどこの団体にあるのかということをお教えください。

それと、その同じ農業振興費のことなんですけれども、財源の内訳で寄附金が10万円という、特定財源に寄附金10万円て書いてあるんですけれどもこれはどういう理由というのか、なぜここで寄附金という財源を使っているのかをちょっと教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは質問にお答えをいたします。399万9,000円の大きなものとしましては、認定農業者の方がトラクターと乾燥機を購入をされるというふうなことで、個別の金額が申しわけございません。今つかんでおりませんが、総額で614万3,000円でございます。

県費の補助203万7,000円、町費のほうの上乗せが100万ということで303万7,000円、それともうお一方、トラクターの購入ということで総額150万円ということでございます。トラクターは中古のトラクターということで今聞いております。

県費のほうは3分の1の補助で50万と、町費上乗せ6分の1で25万円ということでございまして、この関係については県のがんばる事業のJA就農後継者対策支援事業というものがございまして、息子さん等が帰られた方について適用されるというふうなものでございます。

あと残りのところで、認定就農者の方で当初予算組んでおりましたが、もう少し設備を充実したいということで21万2,000円ばかりということになっております。

認定農業者の関係で303万7,000円、もうお一方の中古のトラクターで75万円、それと認定就農者との関係で21万2,000円という内訳になっております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 農業振興費の寄附金でございますが、先月3日に町の功労者表彰を受けられました田中瑞穂さんより寄附金を10万いただきました。

その目的が農業振興費へ使ってくださいということでしたので、ここへ充当させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 87ページの旧堀氏庭園修復事業費の件で随分出ましたけれども、ちょっと計算してみますと1平米当たり4,155円、坪単価でいきますと1万3,700円ぐらいになると思いますが、よく路線価格等が新聞に載っておりますがこちらの路線価格はわかりますか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 教育委員会のほうでは路線価格は確認をしております。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） まことに申しわけありません。路線価格すべて掌握しとるわけございませんので、必要があればあと報告させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） もし出せるようであれば参考までに資料をいただきたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 後ほどよろしいですね、はい。後ほど。（発言する者あり）今要るんですか。

○議員（13番 米澤 宥文君） 今です。

○議長（滝元 三郎君） 今。（笑声）すぐわかりますか。（発言する者あり）はい、はい。（発言する者あり）はい。暫時休憩いたします。

午後1時05分休憩

午後1時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

税務課長、ちゃんと説明できますか。その前に申し上げておきますが、ただいまお配りした資料を見たらわかると思いますが、個人の情報になっておりますので、説明の後ほどには回収をいたしますので御理解ください。どうぞ、税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） これは、路線価を引いておる地区ではございませんので、基準地として邑輝の桑原忠重さん、ここが基準値となっております。平成24年度の鑑定価格としましては3,700円、評価格としましてはそれに0.7%掛けまして2,590円となっております。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか、ほかに質疑はございませんか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 22ページ、企画費であります。先ほどから同僚議員から質疑が出ていると思うんですけども、このNPO、WINPEACE、ささつな協議会等、名前が挙がってきていると思うんですけども、あくまでこのWINPEACEというのはささつな自治体協議会の事務局であると思います。あるならば、これは町長がささつな自治体協議会の会長をされていると思うんですけども、一

会員である津和野町がこの協議会に対してお金を支払うということは、委託料ではなくてこれは負担金ではないのかと思うんですが、まずはこれが第1点であります。

その次に、この学生のインターンシップ事業委託料です。両方そうなんですけども、地域おこし協力隊の制度を活用しているという認識で、間違っていたらあれなんですけど、地域おこし協力隊の制度というのは国からの制度ということで、事業費も国が負担をするという認識であったんですが、この点はどうかお尋ねをいたします。

それともう1点が、この5種類から6種類にフットバス計画がふせるということなんですけども、先ほど休憩中に資料を拝見させていただきましたが、私ども当初この大学生4名を受け入れる際に、課題解決として一番最初に4名の学生がフットバス計画をつくるというイメージでいたんですけども、4名の学生全てがこのフットバスをつくらないということではよろしいのでしょうか。

それともう1点が、このフットバス計画を作成にあたって、印刷デザインですとか、そういったものを委託としてNPO、WINPEACEに委託料を支払うということなんですけども、この津和野町を地域活性するというのが目的であるならば、印刷などは町内業者でもできると思うんですが、そのあたりの考え方というのはどういうものなのかをお尋ねいたします。

それともう1点が、この今5部ほど資料を見させていただいたんですけども、このフットバス計画を今、これは完成ではないということなんですけども、大方のデザインというのはほぼでき上がっていると思います。内容について、どの内容が悪いとは言いませんけども、この内容について僕からしてみれば中には町が発行する、津和野町が発行するものとしてはすぐわかないような内容のものも僕はあるのではないかと、これがここまでこの印刷されるまでに至った経緯の中で、こういった評価がなされてこの印刷までできたのか、これが今後改定するというか、変更するのがあるのであればこういった形に変更していくのか。例えば、そのさきつな自治体協議会で話し合っていくのか、営業課内で話し合っていくのか、こういった形に変更していくのかというのが1点であります。

それと、このフットバス計画が今、40万5,000円でデザイン料、印刷料とありますけども、これが印刷された後、増刷するようになった場合、この著作権というのがどこにあるのか、またこれはWINPEACEに発注しなければいけないのか、それとも津和野町単独で製作ができるのかということと、次はページ数が変わって84ページであります。82ページからの続きで文化財保護費、上段になると思うんですけども、説明の段階では文化財保護費として城山、仮設道の修理等とありますが、この城山の仮設道、城跡の進捗状況をお伺いします。

それと、その下段に、次のページの86ページ、先ほどから出ておりますこの用地購入費、旧堀庭園の用地購入費なんですけども、いろんな説明はいただいているわけなんですけども、私が思いますのはこの用地購入費が高いか安いかわかるものももちろんあるかもしれませんが、私は高いか安いかわかるのではなくて、この町が今後どうしていくのかという

回答の中に、町が今後も管理していくということではあったんですが、同僚議員の質問中では建物に価値はないけれども文化財としての価値があるといったような内容であります。

実際に、この建物として価値がなくて文化財的な価値があるというのは、私もちょっと解釈に苦しむんですけども、この文化財というのは光があたると観光地になるはずなんですけども、この光があたった後にどういった観光地になっていくのかという想像が膨らんできません。それは、どういうことかということ、町民に愛される文化財になるのかならないのかということだと思います。津和野町は縄文時代から人が行き来をしていたところですから、掘れば何かしらの価値のあるものは出てくると思うんですが、それを守っていくことと、それを捨てていくことというのは、どこかで線引きをしないといけないと思うんですが、私はこの用地購入に関してはどうも納得がいきません。この光をあてて観光地になっていくというビジョンといいますか、方向性というのがあるのかどうか、そのあたりをお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 御質問にお答えいたしますけども、まずささつな関係でございますけども、この事業、ささつな自治体協議会の事業としてやるわけでございます、私もちょっと説明が悪かったかと思いますが、ささつな自治体協議会のほうに振り込むというような形です。NPO、WINPEACEというのは事務局で、その一員であるということで、その事務局に振り込んでそれからWINPEACEのLLPのほうに委託をするという形での運営をしているということでございます。

それから、国の事業の関係でございますけども、これは全額特交で見てもらうというような、財源的なものです。そういったもので事業がどうこうというか、事業仕分けをしたものではございませんで、人件費分が200万円、その他150万円ということで、1人当たり450万円を国のほうが見るということで、4名分で全体が1,400万円までは特交の対象になるというふうに理解をしております。

それから、4名でつくるとしていたのということでございますけども、これについては4名当然かかわってきておりますし、彼らが今までつくってきたものこれはシリーズ化しておりますので、今後も継続をして次々出していきたいという思いもありますし、これをつくるにあたっては彼ら4人だけにはなしに、津和野燈火会という団体というか、グループをつくった中で協議をしながらつくってきたということもございます。そういったことで彼らも当然かかわってきておりますけども、町内の方々もそれに一緒に参画しながらつくってきているというところでございます。

それから、今の委託料の中にある印刷等についてでございますけども、これについては当然委託料としては最終的にはWINPEACE、LLPというところに渡しますけども、それから彼らは当然こちらで業務をいたしますし、打ち合わせ等のこともございますし、それについては津和野町内の印刷で当然行ってきているものでございます。



それから、全員の方に配付をいたしておりませんが、ちょっと部数が足りませんので、今の状況を見ていただいているところがございますけれども、内容的にというのは地図の見え具合とか、それから中の記事で若干変えていくもの、そういったものがあるという判断、それから言葉の使い方なり、そういったところを小さいところもいろいろあるわけなんですけれども、そういったものを今から変更していくということでございまして、今のものをそのまま出していきますと、これがひとり歩きしてしまうといういろいろまた支障も出ますので、そういったことで少しおくらせているということもございまして、皆様になかなかお配りするような時期に至っていないということです。

それから、著作権についてでございますけれども、その辺については当然、町の先ほど言いましたように学生たちだけでなしに、そういった団体と一緒につくってきているものがございますから、当然津和野町にあるものとあるものと解釈しております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まずは、82ページ、83ページの城山の関係の修繕、仮設道のことでありますが、この仮設道につきましては現在あそこの崩落が、石垣のところ崩落をしたということで、安全を期すために仮設道で上がる道をつくっております。数年前にあそこを直したわけですが、また既に危ないような状態になっておりますので、まだあそこの部分までなかなか本格的な修繕に移るには年月がかかります。ですので、今回もう1回改めて階段状の仮設道を設置をしようというふうに今考えてございまして、その予算であります。

城山の整備のほうの進捗につきましては、現在整備委員会のほうで検討をしております。来年度から喜時雨側から作業道を入れていくというふうな計画を持っています。現在はその入り口にあたります部分の土地の所有者とそこら辺についての用地交渉を行っているところであります。

それから、86、87ページの旧堀庭園の修復事業のほうであります。今後の計画といたしましては将来的な計画としては、先ほど申し上げましたけれども、あの一帯をいわゆる名称を追加指定をして、ひとつの観光地の堀庭園を中心とした観光地化を図っていかなくてはいけないかなというふうに思っています。ですので、今後追加指定が受けられるようでありましたら、そこ辺の一体的な計画も進んでいくかなというふうに思っております。

それから、建物の先ほどの価値の問題ですが、ちょっと言葉が足らなかったかと思いますが、いわゆる建物の資産的な価値については、いわゆる固定資産というか、建物の試算的な価値としてはないと。だけれども、建物としてのいわゆる文化財的な価値というのはああいった形の大正5年に建てられました、五、六年に建てられましたああいった病院が現存しているものは全国でも数が少ないというふうに聞いております。そういった文化財的な価値は十分にあるというふうに申し上げたつもりでございました。

それから、今後のビジョンと申しますか、それをどういうふうにご利用していくかということですが、現実的に今すぐこれでいくという内容のものは今現在お示しができることにはなっておりません。来年度で、本指定の活用委員会をその病院のところだけではありませんが、全体を網羅した中での活用委員会を開いて、そこ辺の具体的な方策については検討していきたいというふうに思っています。

ただ、今改修を行っておりますのは、あくまで国の指定の名称であります文化財としての価値を維持、高めるための施策として工事を行っておるというふうに理解をしておるところです。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 済みません。先ほどちょっと説明した中で、最初の事業の委託の関係ですが、ちょっと私も解釈を間違っておりましたが、NPOのWINPEACEのほうに委託でございます。事務局とすれば別会計でまたあるわけでございますけども、事業的にこの協議会でもって行う事業であるということで、それをNPOの（「聞えないです」と呼ぶ者あり）聞えないですか、今の最初の事業の委託関係でございますけども、この事業そのものはささつな自治体協議会の事業として行うということでございまして、でございますけどもそれぞれのところがやるわけではありませぬので、うちが初めてやる事業でもございますし、それをうちの事業的にやるということで、そこから補助金とか、そういうものが出るものでもございませぬので、うちとすればやるそういった事業を、提案した事業をうちとしてその事業にかかわると申しますか、実施するにあたってはWINPEACEなり、それからこれをプログラムを開発者等が参画しているWINPEACE、LLP、それとの関係でWINPEACE、LLPという団体も社会的に認められていないというのがおかしいですけども、前にも御質問いただいた中で、きちっとした団体にということでNPO、WINPEACEというものを会してWINPEACE、LLPに委託しているというところでございます。

何か迂回したような形になるわけでございますけども、そういったものを次年度からは少しすっきりしたいというところを先ほど申し上げたところでございます。ちょっと訂正をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） つまりは大学生インナーシップ事業というのは、これは事業委託料というのは、ささつな自治体協議会が主体ではなくて、NPO、WINPEACEがやる事業であるということではないんでしょうか。（「違う」と呼ぶ者あり）違うみたいですのでもう1回お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 事業は、事業実施主体は団体自体はささつな自治体協議会の事業としてありますけども、それを、その事業をうちがやるということですから、

あくまでも事業実施主体は津和野町でございますけども、その部分委託をこのNP  
Oのほうに委託をするという解釈です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。（発言する者あり）3回いっています。  
ほかにございませんか。もう3回いってます。ちゃんと聞いてください。漏れてはな  
いでしょう。ほかにありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 1点だけ気になったのがありますので、確認だけを  
させていただきます。

生活保護費の中で、執行部からいただいた概要の中には生活扶助等対象者の増に伴っ  
て884万円を計上したと書いてあります。先ほどの御答弁ですと人数は変わりません  
というふうに言われたんですが、どちらが本当なんですか。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 全体的な生活保護の人数は横ばいであるわけですが、今まで  
の実績に伴って当初予算を組んでおりましたので、内容が少しそれぞれふえてきたと  
いうことであります。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。よろしいですね。（発言する者あり）もう1回  
じゃあ、総務財政課長、もう1回。

○総務財政課長（島田 賢司君） ここは私も担当者に聞いた内容なんであれなんです  
が、実際のところ対象者の増と私は伺っております。ですから、実績増じゃなくて、  
私も担当者のほうに問い合わせたところ、やっぱり対象者がふえているという説明を  
受けましたので、私はそれで概要書をつくったわけです。

○議長（滝元 三郎君） わかりました。（「わからん」と呼ぶ者あり）わかりません。  
参事、もう1回答えてください。

○参事（右田 基司君） 大変失礼をいたしました。対象者増によるものであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 57ページ、当初財政課長の説明のときに、この林  
業費の中の簡易作業路開設事業補助金で129万8,000円という、これ津和野高  
田地区への補助金と、こういうふうにとめました。説明たしかそうでありました。  
これは、高田のキーレックスの隣に農作業路が開設されつつありますが、それに対す  
るものでありますか、そうすると農業振興費になりはせんかなと思って、林業費の中  
の簡易作業路開設事業補助金ということですので、それとは違うかなというような感  
じでおりますので、農林課長そこら辺をお答えをちょうだいしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 簡易作業路を開設事業補助金ということで、町の要綱を  
つくっております、上限額は30万円ということにしております。事業の単価とし  
ては、メートルが600円ということでございますので、500メートルで一応30  
万円になるという状況でございます。今、高田の自治会の関係で5,000メーター

をつけたいというふうにお話は聞いております。当初、農林課のほうに来られて、道をつけるには何かなあろうかという話もございまして、それであればその道をつくっていただいて、木材の搬出をしていただければ、今町の補助要綱上でお金が出せますというようなこととお話を申し上げまして、農道に近いのでありますがその周辺のところを木を出すというふうなことをございますので、一応林業関係というふうにしております。それから（発言する者あり）よろしいですか。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 課長の説明でそれで十分なの。私も非常に気にかかっておった高田地区の作業路というものに何か町が助成措置というか、お手伝いができないものかということで、いつかの一般質問の中でもちょっと入れて、まさに町長が目指しおるこのまちづくりの最たるものだとこのように思ったから、今回のこれが林道、あそこじゃないのかなというふうに思ったから今、課長に確認したんでありますが、その回答で結構であります。終わり。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 私は、今回のこの12月の一般会計の補正で、町当局、町長初め担当課長がささやかなこととはいいながら、津和野の高田地区の窮状を捉えてこの補正に129万8,000円という、わずかな補助金ではありますが、あの高田地区の皆さんがこれによって本当に助かったんだなという実感を受けまして、今回の補正には非常に感服をしておるわけであります。その他全く関知をしないというわけではありませんが、ささやかなことではあったが、この補正は非常に生きた補正だなという感じがいたしますので、今12月一般会計の補正は大いに賛同したいと、こういう賛成意見であります。

あわせてちょっと申し上げておきますが、24年度の予算、これから25年度予算編成をされるのに、私は特に新しい事業やなんかは確かに国や県の補助事業を入れることは大事であります。今、内藤課長のところで進めておるまちづくり地域提案型事業等の事業については、非常に担当課長御苦労されておるといのは重々承知しておりますが、問題は財源の持っていく方によって、各自治会や各集落が非常に迷っておいでになる。

一々町に行ってこの事業が採択の基準に合うかどうかというようなことを、一々担当者のところと接触をして協議をしなければ各自治会や集落が困ったことに使えないとい

う、このようなことではせつかくの事業費というのが的を射たことにならないということが申し上げたいのであって、できるだけ財源は各自治会等が特にまちづくり提案型事業等については、集落みずからが発想した事業に自由に使われるというような財源を使っていたきたい。

特に今回の24年度のは、過疎債のソフトを使ったという財源でありましたから、いろいろな問題が起きたということをお反省材料にして、継続で3年おやりになるのですから、新年度予算等については、この事業だけではありませんが、いつかも申し上げたように町が国に対して、県に対して自由に使われる金がほしいというのと、各集落自治会が全く一緒なんですから、自由に使われるような裁量を持って財源にさせていただくようなことを強く要望して、今12月一般会計補正予算を賛成いたしたいと存じます。終わり。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） このIFJのところ、私はこれはいかんと思って反対するつもりでおりましたが、この地図というか、これを見たときにこれは直さんとまずいよということをおし上げる意味で、どう直されるかは執行部のあれですけど、これが町民に配られていったときに大分まずいなという、大丈夫かいなというそういう意味を含めて全体的には賛成でいきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第135号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第135号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第136号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第14、議案第136号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第136号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第136号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第137号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第15、議案第137号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第137号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第137号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第138号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第16、議案第138号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第138号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第138号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第139号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第17、議案第139号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第139号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第139号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 議案第140号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第18、議案第140号平成24年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第140号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第140号平成24年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 議案第141号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第19、議案第141号平成24年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第141号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第141号平成24年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20. 議案第142号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第20、議案第142号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） ちょっとお聞きしますが、今年と来年で1,800台更新するというので、更新の方法としては、どういうふうに津和野地区をどのよう



な方法で更新していくのかその方法と、さらに現在津和野地区の告知端末が1,800台更新するという事は、1,800台が告知端末としてあるのか、もう少しまだ全体では世帯数からいけば1,800台ということは少ないようにもありますし、既に落雷等で新しく更新しているものもあるかもしれませんが、結果的に1,800台というのは、津和野地区の世帯からいけば、どのくらいの割合を占めておるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） まず、告知端末の更新方法につきましては、まだ具体的な方法については決定しておりませんが、津和野地区は平成16年度、17年度、18年度の3年間にわたって工事を進めております。できるだけ早い時期に設置したところから更新をかけていくということが原則ですが、今の端末が壊れたものを優先して変えていくということには変わりありません。

それから、津和野地区は加入者が2,100弱だったと思うんですが、加入世帯がございます。ここ2年の間に独自告知端末等を購入しております。今年度も75台の予算はしておるわけですが、それらを除いた端末が、不足する端末が1,800台という数字を上げておまして、今年度で900台の予算化、それから来年度で900台の予算化、これは財政的な面もありまして、そういう区分けをしまして全体の数を整えていくということにしております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第142号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第142号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第21、議案第143号平成24年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第143号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第143号平成24年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、後ろの時計で2時15分まで休憩といたします。なお、執行部の皆さんは、これで退場していただいて結構でございますので、お疲れでございました。ありがとうございました。

午後2時03分休憩

.....

午後2時17分再開

○議長（滝元 三郎君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

.....

## 日程第22. 発委第2号

○議長（滝元 三郎君） 日程第22、発委第2号津和野町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議第39条第2項の規定により趣旨説明を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発委第2号は趣旨説明を省略することに決定をいたしました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） 今回の条例の一部を改正する、津和野町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例で、本則中１６人を１２人に改めるということなんですけども、私は津和野町のいろんな地理的なことを考えて１６人が今、精いっぱいのところではないかなと思いますので、１２人にも減らすということは今後、本当に町民の意見を議会に反映するということが大変な状況になると思いますから、１２人に改めるということに対しては反対します。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより発委第２号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、発委第２号津和野町議会の議員の定数を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第２３．発委第３号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第２３、発委第３号津和野町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議第３９条第２項の規定により趣旨説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発委第３号は趣旨説明を省略することに決定をいたしました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発委第3号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、発委第3号津和野町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24. 発委第4号

○議長（滝元 三郎君） 日程第24、発委第4号津和野町会議規則の一部改正についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議第39条第2項の規定により趣旨説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発委第4号は趣旨説明を省略することに決定をいたしました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発委第4号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、発委第4号津和野町会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25. 請願第5号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第25、請願第5号安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の夜勤改善・大幅増員を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、本請願は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより本請願について紹介議員より説明の必要があれば、これを許可いたします。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 看護師等の夜勤改善・大幅増員と求める請願でございますが、看護師、介護士等の勤務の状況については皆さん既に御存じだとは思いますが、津和野の共存病院等の状況を見られてもおわかりだと思いますが、特に夜勤について非常に過酷な勤務が行われているというような実態があります。これは、実際私たちが津和野共存病院に行って、現場の状況をお聞きしたときもそうでしたが、例えば1週間に2回夜勤をしたり、その夜勤も2日続けて夜勤が続くというようなところがあります。

それからまた、これは今の例は津和野に限らず全国的な状況なんです、夜勤を准夜勤をして引き続き深夜の夜勤をするというような状況もあつたりいたします。休日が2日あと続けてあつたりとはするんですけども、人間の体の生理的なものというのは、1日の時間というのは大体その太陽の昇る時間から沈む時間、それに合わせたようにやっぱり体のこと、生理的なものも大体それに準じているわけですし、夜勤を2日続けてやったり、それから深夜、准夜続けてやったりというような状況の中で、本当に体の調子がおかしくなってくる看護師さん、介護士さんもいらっしゃるということで、そういう過酷な労働に耐えられないということでやめていかざるを得ないというような状況がたくさんあります。

また、子育て中になるとその夜勤もそういう過酷な夜勤はできないということで、ますます人員不足になるということです。要は、やはり人員をたくさんふやし、そしてその病院の診療報酬等をふやしていけば、人数を各病院の看護師さん、介護職員の人数をふやすことができますし、そうすれば夜勤等ももっともっと多くの方で負担することができますと、担当することができるということです。ぜひこの安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の夜勤改善・大幅増員を求める請願について賛同いただきたいんですが、請願項目として一つは看護師夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。②として医師、看護師、介護職員など大幅に増員すること。この2項目を国のほうへ要求したいということで、請願が来ております。よろしくお願ひします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑があれば、6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 請願の大体大きな趣旨は賛同であります。しかしながら、請願項目の①、1日8時間、週32時間以内ということは4日間の勤務になります。現在、先ほども話の中でありましたけども、津和野共存病院は医師、看護師の本当に御尽力によって、24時間の救急医療体制が本当に守られております。このこと

は非常に私は理想的だと思いますけども、これが実現されるということは津和野町の24時間の救急医療体制を取りやめなければならない、そういう事態になると思います。そして、現在本当にその過酷な中でも頑張っていたいておる、その医師、看護師に対しましても、このことを私のこの請願項目の①ということについては削除していただきたい。そして上げていただけたらと、御賛同をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 今、岡田議員が言われたことは、決して私がお願いしたことと矛盾はしないと思います。労働環境を改善するために医師、看護師、介護職員など大幅に増員をしなければならないということなので、これは決して2つが2項目、これ切り離して考えられないことだというふうに思います。幾ら、診療報酬等が上がったにしても増員されないと、この今の問題は労働環境は改善しないということですので、大幅増員あって、はじめて労働環境の改善になるというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほどの岡田議員と同じような思いがするんですけども、今現在津和野町の看護師さんにいたしましてもスタッフが少ないということで、これ以上の労働をして何とか病院を維持しているというのは紹介議員さんはわかっておられると思うんですけども、その中にこれを1日8時間、週32時間以内にとすることがある程度活字的にうたわれると、病院の維持機能も非常に厳しくなってくるんじゃないかと、それでは労働基準監督署がこういうことで決めたということになると、それなら後どうするかというのは大きな問題が出てくるようなんいたしますので、改めてこの上の労働時間の改善という形のものにおいて1日8時間、せめて32時間という数字ほどは削除していただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私は、これが国へ上げられたとしてもそれでもうすぐ津和野共存病院の時間を、労働時間を1日8時間、週32時間にしなさいという、これは理想です。これに向けてぜひ予算措置なりそれから医師、看護師、介護職員の養成なりを急いでやってほしいと、それで増員をして本当に快適な状況で労働ができるようにしてほしい、それでこそ本当理想の医療ができるのだと思います。

本当今の津和野の共存病院の状況を思うからこそ、私はこれがぜひ実現するようにみんなが努力していかなければいけないんじゃないかなというふうに考えます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 2番目の医師、看護師、介護職員などの大幅に増員することとありますけれども、この増員するような方策とか何か、計画ではありませんが、そういう方策は示されていないと思いますが、何かありましようか。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） まず、医師、看護師等が今不足しているという現実はどうして起こったかという、90年代の後半にこれ以上国の医療費がふえるのは困るということで、医師や看護師養成の大学の定員を減らしたんです。それがずっと今響いてきているということと、それからもう一つは特に医師の場合の研修医制度、これが前の医局の中で研修を受ける、自分が学んだ大学の医局の中で研修を受けるということから、自由に道が開けたということで、やはり都市部の医療の進んだといえますか、進んだ施設があるところへ向けてやはり流れていく医師、看護師さんがそちらのほうへいくというようなことそういう、それとももちろん地域の格差、地域での賃金の格差等もあると思いますが、そういうことが原因ですので、やはり大学の養成の人数等をふやす、それともう一つは待遇改善、賃金報酬等の待遇改善、それがあと思っています。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 賛成の立場で討論のほうをいたします。

現況、今紹介議員が説明をされたように、基本的には労働条件、過酷な労働条件の中で大きくこの看護師あるいは介護士、それらが一定の労務につきながらいろいろやめていくという現実がございます。それはやっぱり一番大きなのは、この労働環境の整備だという具合に思っています。

先ほど議論がありました救急のお話ございましたけども、それとこの労働時間とは関係ない話でありまして、いわゆる労働時間を1日8時間、週32時間にやったら、救急が回らないという議論にはなりません。これは、要するに労働環境の整備がそういうような1日8時間で32時間にしたらどうかという環境の整備のことを言っているわけで、労働安全制法なんかでいきますと、いわゆる労働者は週40時間という具合に規定されてございますが、それをしたからもうそのでなければならぬということにはならないわけで、そのいろいろな現実とそのいわゆる法との間にいろんなことがあるわけでありまして、津和野共存病院の話がございましたが、これをやったからといって救急が既にできなくなるという議論にはならないということであろうという具合に思います。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） この1日8時間、週32時間というのは、先ほども申しましたように、週4日の勤務で勤務間隔12時間以上というのは日勤深夜という、今3交代制で日勤深夜、それして准夜勤務というそういう勤務繰りももうできなくな

ります。この今の現状の中で精いっぱい頑張っておられる医師、看護師に対して、私はこの本当に理想ではあるけれども、余りにも現実とかけ離れたこのことを津和野町議会議員として、私は賛同することができません。

以上によって反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第5号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、請願第5号安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の夜勤改善・大幅増員を求める請願については採択と決定しました。

---

## 日程第26. 請願第6号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第26、請願第6号介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより本請願について紹介議員より説明の必要があれば、これを許可いたします。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 介護職員の労働環境、特に補修等が低いということについては報道等でもよく出されますし、実際介護現場の状況も映し出されることがありますので皆さんよく御承知だとは思いますが、資格を持っておられる方はたくさんおられるんですけども、やはり介護報酬等が本当に低いために生活ができないということで、やむなく資格のない別の道を選ばざるを得ないというようなことが多々あり、実際介護職場では介護職員が不足しているというような状況が起こっております。



ちょっと数字的にはこの文章に書いてありますので読ませていただきますが、介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は平成24年度、今年度ですが、介護報酬の改定で介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなりました。しかし、この加算制度については経過的な取り扱いとして平成27年3月31日までの間とされ、次回の改定以降の加算制度の継続について極めて不透明な状況となっているということです。

次の段落の中ほどですけれども、介護職員の賃金実態は全労働者平均と比較してもおよそ3分の2程度で約10万円以上も低い実態があります。政府公約である介護職員への4万円の賃上げからも介護処遇改善加算は廃止ではなくて、継続し、拡充されることが求められます。また、介護処遇改善加算においてもこれまでの介護処遇改善交付金の仕組みを踏襲し、国民の負担増にならない方法で行われる必要があるということです。

結局、私たちが払う介護保険のほうのお金を使うのではなくて、国の交付金として出すことによって報酬を上げてほしいということなんです。

請願の事項として、まず一つは介護職員処遇改善加算を2015年4月1日以降も継続すること、2番目として介護職員処遇改善加算の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大することというようなことを盛り込んだ請願でございます。よろしくお願ひします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 介護処遇改善加算の継続、拡充を求める請願書でありながら、項目の2のところ対象職員を介護職員以外の職種にも拡大することと、なんか請願書と求めている事項が違い方向に行っているような気がするんですけども、この点について介護職員以外の職種を具体的に知りたいということと、何で請願がこうなのここに介護職員以外の職種になっているのかお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 介護現場では、介護職員以外にも介護のために働いてはいるわけですけども、直接介護だけではありませんで、理学医療療法士とか、作業療法士とか、それからケアマネジャーとか、そういう直接介護にかかわる人だけじゃないような職種の方も介護現場では働いておられるということがあります。それから、そのほか施設のさまざまな清掃する人とか、それから給食とかそういうものもあります。介護職員処遇改善加算の継続・拡充を求める請願書の中に、この職種にも、他の介護職員以外の職種にも拡大することというのがなぜ入っているかということなんですけども、根本は、基本的なことは介護職員の処遇改善ですけども、同じ職場で働いている、同じ介護のために働いている人たちの処遇改善を求めていくこともおかしいことではないのではないかなというふうに考えます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。11番、川田剛君。

- 議員（11番 川田 剛君） 4番議員のおっしゃることもわからないでもないんですけども、しかしそうすると介護職員、1番の介護職員処遇改善加算というのは理解できるんですけども、介護職員以外の方ということになってくると、これはまた別の、別ではないのかもしれないんですけども、この介護職員等まではいかない職種ということにもなってくるのではないかとこのように思いますので、2番の部分を削除していただければと思うのですが、2番の部分はいかがなんでしょうか。
- 議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。
- 議員（4番 竹内志津子君） これは、請願者のほうから出された内容でありまして、2番を削れば1番の介護職員処遇改善加算をといるのを、1番は認められるということであれば、1番が改善されていけば2番のほうも改善されるというふうに考えますので、2番は削除してもいいと思います。
- 議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。2番。
- 議員（2番 村上 英喜君） 先ほどの同僚議員の質問の中で答えられた中で、2番は削除してもよいというような返答だと思えますが、この趣旨の中で2番をのけた中で考えていけばよろしいのか確認のためにお伺いします。
- 議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。
- 議員（4番 竹内志津子君） 基本的には、私は2番も入れることが本当は望ましいと思うんですけども、今本当に介護職員の処遇改善ということは非常に求められておりますので、これを重視したいと思えますので、2番は請願者が出したものとしては2番は勝手に外すことはできないと思えますけども、意見書のほうでは外してもいいんじゃないかというふうに考えております。
- 議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。
- 議員（8番 青木 克弥君） 質問ということでなかなか難しいんですけど、これは紹介議員さんにちょっと質問いたしますけども、この介護職員処遇改善加算の対象職員、いわゆる加算対象を今現在はいわゆる介護職員の人数、いわゆる加算対象を介護職員に限って交付金を出しているわけでしょう。それを、法が24年度あれでできたわけ。しかし、それが出たんですけども、その当時は多分約3万程度だったと思うんですが、それがいわゆる人件費部分に全部回らなくてその運営費に回ったりして十分でないことから、したがってその加算対象職員をもちろん介護の職員でありますので、当然その介護職だけが介護をやるわけではありませんで、全体がそういうことに携わっておるわけですので、そういう対象のいわゆる基礎人数といいますか、そういったものを広げてほしいと、そういうことによって交付金が上がってくるとこういう意味だと思っております、いかがですか。
- 議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） 済みません、そのとおりです。ちょっと私の勘違いでした。そのとおりですので、やはりこれは外してはいけないのではないかと、失礼しました。

○議長（滝元 三郎君） １０番、河田隆資君。

○議員（１０番 河田 隆資君） 私も、２番が削除されれば立ってみようかなという思いがありましたけども、もう一度伺いをいたします。私が、聞き及ぶところによりますと、今御説明があったように４万円いただいても、どうしてもその施設の運営費が足りないためにピンはねして差し上げているんだと、それが実態であります。しかし、そのピンはね部分がといいますより、その事務所職員の給与体系の見直しとか、そういうこともせずにピンはねというのでいいのかなという思いもありますけども、その辺の実態ですね、そうでなくてパートを雇ってもっとサービスをよくするのか、そこら辺はどういうふうにお考えなんですか。

○議長（滝元 三郎君） ４番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） ピンはねというような言葉を使われましたけども、やはり施設にとっては経営が成り立たなければやっていけないということで４万円の賃上げがあっても、それがほかへ回るといような状況にやっぱり介護施設に対する介護保険料からの報酬ですか、介護報酬ですか、そういうようなものが余りにも少ないと、保険料だけじゃなくて、やはり国からのお金をもっともっと介護のほうへ回さないと介護保険料だけでは難しいという状況があるのです。

ですので、やはりこれは国に対して介護に向ける介護への予算をもっと増額して、介護施設のほうへの報酬をふやしてほしい、そしてそのことによって上がったものはきちっとこれが介護職員に回っていくといようなこともやってほしいということです。それで加算、処遇改善加算がせつかくやられているんですから、これ１５年以降も継続してほしいということです。何か済みません、説明がもたもたしてますけど。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。１３番、米澤君。

○議員（１３番 米澤 宥文君） いろいろ聞いております。結局、件名を変えることはできないのですか。この介護職員だけの件名であるので、ちょっと引っかかりがあると思うのですが。

○議長（滝元 三郎君） ４番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） 介護職員改善加算の加算は１５年以降も継続してほしいとことと、加算の対象職員を拡充してほしいということです。件名はこれでもいいのではないかなというふうに思いますが、いいと思いますよ、これでいいのです。

○議長（滝元 三郎君） ２番を入れるんならええのよ、これで。１５番、沖田君。

○議員（１５番 沖田 守君） 紹介議員の補足をするわけではありませんが、要は件名は介護職員処遇改善加算の継続、現在の継続を求めるのと、その対象を拡充して

ほしいという請願でありますので、この項目の1と2は必ず入れないと、介護職員並びに関係するそういう方々にもこの加算の拡充を求めるんだと、こういうことでありますので、この請願内容で賛同を求めることが望ましいと、このように思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑ございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 介護現場というのは大変安くて厳しいというのは、いろんな報道機関で知っているわけですが、私も介護職員以外のものにとというのは、いろんな職員がおるわけですね。ただ、運転手だけのものもおるかもしれませんし、場所によっては。その点の線引きがちょっとわからないので、果たしてそれをやって、やりましたと言った場合には、拡充しました、4万円の交付金が加算されますといったものが、果たして実際に介護職員以外のものまでも普通の事務やさん、あるいは運転手さんとこまで賃金が上がっていくのかどうかというのも不透明なところがあるんですね。

そうした中において、私は全職員が行っておる方が、その営利団体のものが会社が厳しいから賃金を払えませんかというような形のものになれば、いつまでたっても同じだろうというように思います。それが実現できるような形のものを、島根県労働連合組合と大きな立派な組織があるので、それによってそれが賃金にはね返ってくるというようなものを大いに運動して行って、介護職員の方がこれくらいなら働こうかというような形に持っていかれるというような形の運動をしていただきたいと思います。

どうしてもこの職種という、以外というのがどの範囲のものが以外かというのが若干引っかかることがありますけども、全体的に基礎算定の中の人数の把握、看護師以外に職員の中に入っておるんなら、それは賛同せざるを得ないというような思いがいたしますので、その点のことがはっきりわからないんですけど、賛成してええものやら、このままでええもんやらちゅうとがわからないんですけども、その点を竹内さんが紹介議員になりましたので、佐野みどりさんに言って、給料に反映するようなことを私もお願いいたしますというようなお言葉をいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 質疑を行ってください。4番、竹内君、何かありますか。

○議員（4番 竹内志津子君） 質問ですかね。

○議長（滝元 三郎君） 答えがあれば。

○議員（4番 竹内志津子君） 済みません、ちょっと。質問の趣旨がよくわからなかったんですが、もう一度お願いします。

○議長（滝元 三郎君） ない。わからんのやったらええです。もう。質疑をしてください。ただいまのはちょっと質疑とは認められません。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今のいろいろな質問を聞いていますと、言葉尻を捉えたりとか、それから何か知らんけど、ここを外したらどうとかもう反対することが決まっておるのになんかいちゃもんをつけておるような感じに私には聞えた。我々が、我々の親が今からお世話になって、我々自身もお世話になっていく、このことが私、何でこれ、反対するんかというのがよくわからないんですけどね。それは、今いろいろ言われたことがあるんでしょうけども、一番重要なことじゃないかという、もう実にシンプルに考えていったら賛成であるべきでしょうが、そういうふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 私の質問で2番はどうされるのかと訪ねたところ、取り下げるといような中でまた取り上げるといようなことで、やはり項目の2番の説明が不足しているということで、現時点では私は反対したいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） ちょっと介護職員以外の職種がちょっとわからないのですが、特にケアマネジャーなんかが上がらないとかいう不服が出ると、この介護も崩壊しますので、ここをある程度はつきりしていただきまして賛成といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより請願第6号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） わかりました。起立多数であります。したがって、請願第6号介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める請願については採択と決定しました。

---

## 日程第27. 請願第7号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第27、請願第7号県に乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書提案出を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより本請願について紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 皆様のほうに、請願文書表とこに資料をお配りしております。乳幼児等医療費助成制度の各市町村の実施状況、県内の市町村の実施状況です。ゼロ円とか、2,000円とかいうのは、これは保護者負担です。一部負担がこれだけあるということです。

数字の14番のところの津和野町を見てください。これは全部ゼロ円になってますね。入院、通院、それから薬局等の全部ゼロ円になります。これは医療費、中学校卒業まで医療費が無料であるということです。全部、町が負担してるということです。これが吉賀町、邑南町、美郷町、それから西ノ島町、あとは。

現在、県が助成しているのが——今、言ったことがここ書いてありますね。表の上のところを見てもみますと、島根県の欄を見ていただくとわかると思いますが、①3歳未満と②3歳以上就学前まで原則、総医療費の1割を保護者が負担してるということで、これ原則ですが、入院が2,000円、通院が1,000円、薬局で薬代がゼロ円ということで、それから、就学後20歳未満の慢性呼吸器疾患と11疾患群については、入院について1万5,000円の助成があると。これが、島根県がこれだけしてるわけです。

この助成をさらにふやしてほしいということで、請願項目との1がありますが、県の乳幼児等医療費助成制度の対象を中学校卒業まで拡大するよう、県に意見書を提出してくださいという請願書です。保険医協会から出されてきてるものですが、もし、県で、現在以上の中学卒業までの助成ができるようになりましたら、その助成が、上限がないようになるかわかりませんが、幾らかでも助成がふえることによって、津和野町の持ち出しも少なくなるというふうに思います。

少なくなれば少なくなると、その分、またほかの面で助成をふやすとかいうようなことが可能になっていきますし、我が町の子供だけではなくて、やはり県内の子供たちができるだけ早い段階で、医療費を気にしないでお医者にかかれるようにというようにしていくことが、私たちの努めではないかなというふうに思いますので、ぜひとも賛同をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） ちょっと、1点ほどお聞かせ願いたいと。

これは、県に対する意見書の提出だと思います。そうした中において、もうこの保険医協会さんから——県議会が今回も始まってるわけですよ——今まで津和野町とかっていうのはある程度、乳児医療を自分で先進的にやっ取るという格好である中において、今まで、この協会が、県議会が今まではずっとあったわけですけど、何回同じ要望書を

提出させて、無料乳幼児医療やってくださいというのを何回やられて、それが否決されたり、まだなっとるんだろうと思うんですけども、何回ぐらいやられたのか、もしよろしければ、別に、津和野町はやっておるんだから、私らが県にまで言わんでもっていうような思いをするわけなんですけども、これは県に直接、協会がやったんだけど、なかなか対応してくれないから、側の調整でお願いして側から圧力かけて、各自治体が少しでも負担が少なくなってくるよという思いだろうと思うんですけども、県にどのぐらい働きかけたかと、今までの中で。その点ちょっと、わかればお知らせ願いたいと。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 申しわけないですけど、それは私、情報つかんでおりませんのでお答えができません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 今回に提出されておるか、条例が今定例会に提出されておるか、されてないか、それも今わからないということによろしいんですか。

○議員（4番 竹内志津子君） はい。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 現在でも、島根県では原則、総医療費の1割と入院2,000円、通院1,000円等の助成をしておられます。それに加えて、津和野町や吉賀町などでは、独自にそれに加算をして、中学校卒業までの医療費を無料としており、これは実は、隣市に住もうかこの津和野町に住もうかというときに、これが一つの定住のきっかけとなって、当町に住まれた方も何人も知っております。

これは、私はこの津和野町の独自の努力だと思っております。そして、もし19市町村の分を全て県が負担すれば、膨大な県の負担となります。そういうことを考えた上でも、やはり私は、この町の今、独自にこうして卒業まで医療費無料という、そういう制度を設けておりますので、あとは、それぞれの市町村で判断されたらいいと思いますので、この件に関しましては、反対の討論といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この医療費を中学生まで無償化にするという当町の実績といいますか、もちろんあったと思います。

私も、この件に関しましては、隣市町との、いわゆる定住という部分において、差別化を図るために町長がやってこられたことだとは思いますが、しかしながら、中学生まで無料にするという自治体単独での予算づけというのは、ある程度、町民の方にも痛みを伴ってもらおうという施策でもあると思っております。

今後、この島根県津和野町の定住策がこれだけではないということもありますし、また、近隣市のほうでは、まだ実施されていないようなところもあるわけでありまして。そのこと、ただこれだけをとって定住策の違いというのも、どうかなと悩みはするんですけども、私は、このたびは全県にこの中学生無料というのが広がるのであれば、それにこしたことはないのではないかなという思いで、賛成をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 賛成の立場で討論したいと思いますが、2年前ですか、町が中学卒業まで医療費の無料化をということで取り組んできておりますが、この財源はやはり、過疎債という財源をもってその施策に充てております。

今回の請願は、県がそれを肩がわりするというので、町の財政負担はその分軽減される。そういう観点で、むしろ町の財政支出が少なくなるとするならば、これは、決して反対する理由にはならないと思って、賛成の立場で討論いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 一般質問でもこの件にはちょっとは触れましたけども、確かにこれ定住対策までとはいかないにしても、益田のほうの保護者から、津和野はいいねという声はよく聞きます、この面に関して。

ただ、ここの文章でも鳥取は「子育て大国、鳥取県」確かにすばらしい、中学校卒業までやられています。でも、この現状、ちょっときのう調べようと思って調べられなかったんですけども、そこまでいくと、今度は高校まで引き上げる、二十まで引き上げるとそういう部分が当然出てくると思います。

今の現状でいくと、私は各市町村のこの主体性、これを尊重すべきだと現段階では思っております。よって、反対とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 賛成の立場で討論いたします。

先ほどから、定住のための差別化でっていうような意見もありました。確かに、私もこれを最初に津和野町がやる時には、その前に吉賀町がやられて、それをまねしたというか、それについて行ったという形で始まったような気がしておりますが、県内で19市町村のうち16市町村が、何らかの上乗せ助成をしているということは、やはり必要を感じている、各市町村、厳しい財政の中で必要を感じているから、やっているんじゃないかなと思いますので、また、隣県の鳥取県は、県としてこの事業をやっておられ



るということですので、ぜひ、島根県としてもやっていただきたいと思って、賛成討論といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより、請願第7号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、請願第7号県に乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書提出を求める請願については、採択と決定いたしました。

---

#### 日程第28. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 続いて、日程第28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

なお、本日までに受理した要望書等は、お手元に配付のとおりでございます。

それでは、ここで後ろの時計で3時35分まで休憩といたします。

午後3時17分休憩

.....  
午後3時35分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の夜勤改善・大幅増員を求める請願、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める請願、県に乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書提出を求める請願が採択されました。

これらの請願は、意見書の提出を求める請願であります。つきましては、発議第10号安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の夜勤改善・大幅増員を求める意見書

の提出について、発議第11号介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書案の提出について、発議第12号県に乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、発議第10、第11、第12号を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。  
日程の追加をお願いいたします。  
暫時休憩といたします。

午後3時37分休憩

.....  
午後3時38分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

-----  
**追加日程第1. 発議第10号**

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第1、発議第10号安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、発議第10号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発議第10号を採決いたします。本案件を原案のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがいまして、発議第10号安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。
- 各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。
- 

### 追加日程第2. 発議第11号

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、追加日程第2、発議第11号介護職員処遇改善加算の継続拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。
- 本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。
- お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、発議第11号は趣旨説明を省略することに決定をいたしました。
- これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
- これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発議第11号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがいまして、発議第11号介護職員処遇改善加算の継続拡充を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。
- 各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。
- 

### 追加日程第3. 発議第12号

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、追加日程第3、発議第12号乳幼児等医療費助成制度拡大を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。
- 本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。
- お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、発議第12号は趣旨説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論なしと認めます。

これより発議第12号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがいまして、発議第12号乳幼児等医療費助成制度拡大を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

○議長（滝元 三郎君） それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。平成24年第8回津和野町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後3時44分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員